

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月26日

【事業年度】 自 2013年4月1日 至 2014年3月31日

【会社名】 セバン・トレント・ピーエルシー
(Severn Trent Plc)

【代表者の役職氏名】 会長 アンドリュー・J・ダフ
(Chairman Andrew J Duff)

【本店の所在の場所】 英国 CV1 2LZ コベントリ、セント・ジョンズ・ストリート2、セバン・トレント・センター
(Severn Trent Centre, 2 St John's Street, Coventry, CV1 2LZ, England)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 高松 洸

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部 【企業情報】

(注) 1 本書において、別段の記載がある場合を除き以下の語は下記の意味を有するものとする。

定義

「当社」 セバン・トレント・ピーエルシー及び/又は文脈によりセバン・トレント・ピーエルシー及びその子会社。

「当グループ」 当社及びその子会社。

- 2 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ポンド」は英国の法定通貨であるスターリング・ポンドを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ポンド = 172.08円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行による2014年8月29日現在の対顧客直物電信売買相場の仲値)により計算されている。
- 3 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

英国の会社制度

当社の会社制度に関する法律事項を規制する主たる法律は、2006年会社法(以下「会社法」という。)である。以下は当社を含む会社に現在適用されている会社法の主要規定を要約したものである。

現在、会社を設立するためには、単数又は複数の発起人が、基本定款及び付属定款という2つの文書に署名する。基本定款及び付属定款は会社登記所に登録しなければならない。会社登記所が設立証書を交付したとき会社は法人として成立する。

会社の基本定款は、当初の署名人に関する限られた情報が記載されている、設立時に発行された過去の記録書類であり、影響力は継続していない。

当社の内部業務に関する規則はすべて、付属定款に規定されている。

付属定款は、特別決議によってのみ変更することができる(但し、会社法又は同法に基づく規則に定められた条件に従う必要がある。)。

付属定款には通常、以下の事項に関する規定が含まれる。

- ・会社の株式に付随する権利及び義務(株式の割当て、登録及び名義書換に関する事項を含む。)
- ・株主総会の議決及び活動
- ・株式資本の増加及び変更
- ・取締役(取締役の員数、借入権限を含む権限及び職責、報酬、費用及び利益、選任及び解任の手續並びに議事手續に関する事項を含む。)
- ・会社の秘書役の選任及び社印の使用
- ・配当の宣言及び支払い
- ・財務書類の作成及び一定の財務書類の株主総会への提出
- ・株主への通知方法

会社は、会社の取引を表示及び説明するのに十分な、適切な会計記録を保持することを会社法によって義務づけられている。この記録は、会社の財務状態をいかなる時にも合理的な正確さをもって表示し、かつ、作成が必要とされる財務書類が会社法(及びその他の適用法令)の要件に従うものであることを取締役が保証するのに十分なものでなければならない。会社は、会社法若しくは国際会計基準(「IAS」)に従い財務書類を作成することができる。会社法に従い作成された財務書類は、事業年度末現在における会社の状況を真実かつ公正に示した貸借対照表、及び事業年度における会社の損益の状態を真実かつ公正な概観に示した損益計算書並びに会社法の要件に従った説明書(notes)で構成される。

取締役会は、また、事業年度ごとに、会社法に規定される一定の事項につき具体的に対応した取締役会報告書(director's report)を作成する必要がある。このような事項の例としては、会社が宣言する配当に関する取締役の提案等が挙げられる。

当社は、取締役会報告書の一部として、戦略概要を作成しなければならない。この戦略概要には、会社の戦略と事業モデル、会社の将来に影響を与える可能性のある主な動向及び要素並びにグリーンガス排出、従業員、社会的及び地域の問題等の環境問題に関する情報を含むものとされている。また、人権問題に関する情報を含むこと、会社の取締役、マネジャー及び従業員の人数とその性別の内訳を示すことも要件とされる。

この年次財務書類も会計士の公認の監督団体が定めた手續及び基準に従った独立の会計士(以下「会計監査人」という。)による監査を受けなければならない。会計監査人は、法律により、会社法に規定された一定の事項につき具体的に対応した報告書を作成して会社の株主に提出しなければならない。このような事項の例としては、会計監査人の意見において、(a)財務書類が真実かつ公正な見解を示しているか、及び(b)財務書類が適切な会計枠組み(すなわち、英国GAAP又はIFRS)に基づき作成されているかにつき、2つの別個の意見を提供することが挙げられる。会計監査人は事業年度についての取締役会の報告が当該事業年度の財務書類に合致しているか否かについても考慮しなくてはならず、もし合致していないと考える場合は、その事実を報告書中に記載しなくてはならない。

当該年次財務書類は、取締役会の報告書及び会計監査人の報告書とともに、会社のメンバー全員に送付されなければならない。会社の規模により特定の例外があるが、当該財務書類並びに取締役会及び会計監査人の報告書はまた、会社登記所に提出されなければならない。

会社は、国務大臣（Secretary of State）が設ける規制に規定された条件に従い、年次財務書類の代わりとして要約財務書類を株主に送付することができる。完全な財務書類の写しは、それを受領する資格があり、かつ受領を希望する者すべてに送付される。

英国上場当局の公式リスト（以下「公式リスト」という。）にプレミアム上場している会社の財務書類及び報告書はまた、英国上場当局の上場規則（以下「英国上場規則」という。）及び金融行動監視機構により発表される情報開示及び透明性規則（以下「DTR」という。）を遵守しなければならない。また英国上場規則に従い、コーポレート・ガバナンスの財務及びその他の側面に関する一定の規定の遵守についての取締役の陳述等を含まなくてはならない。

付属定款には、期末配当の支払いについては株主総会の承認を受けなければならない旨、及び株主総会は取締役会がその報告書の中で勧告した金額を超えて配当を支払うことを決議できない旨規定するのが通例である。また、付属定款において、取締役会が株主の承認なしに中間配当を支払うことができる旨規定するのが通例である（但し、かかる取締役会決議は実際の支払いが行われる前であれば取り消されうるので、株主には分配を強制する権限はない。）。会社法の規定により、配当を支払うことができるのは、その配当支払費用をまかなうに足りる配当可能利益（会社法に定める方法で計算した、概ね会社の累積実現利益から累積実現損失を控除した額）がある場合のみである。さらに、当社のような公開会社は、純資産が払込済資本金総額と分配を許されていない準備金の合計額を下回る場合、及び配当支払後にそのような状況になるような場合には、配当の支払いを禁じられている。

株主

付属定款に別段の定めがある場合を除き、株主は英国の国民又は居住者である必要はない。会社法に基づき、公開会社は少なくとも毎暦年に1回、株主総会を開催しなければならない（これを年次株主総会という。）。慣例上、年次株主総会の主な目的は、財務書類の受領、取締役の選任又は再選、配当の支払いの承認、会計監査人の選任並びに取締役及び会計監査人の報酬の決定である。さらに、取締役及び一定割合の株式を保有する株主は、その他の株主総会を招集することができる。公開会社の場合、会社の財務書類及びそれに添付される報告書は正式に株主総会（通常は年次株主総会）に提出されなくてはならない。

会社の株式に付随する議決権は、株主総会でその権利を行使する方法とともに、通例会社の付属定款に定められている。

株主総会に出席し議決権を行使することのできる株主は、代理人をその総会に出席させ、議決権を行使させることができる。代理人は、会社の株主でなくてもよい。私会社の場合は、書面による決議又は年次総会のいずれかにより株主の決議を行うことができる。付属定款はまた、定足数及び議長を選任など株主総会に関するその他の事項を定めることができる。

株主総会の決議は、通常、普通決議すなわち投票総数のうち単純過半数を表章する株主の決議により採択される。但し、会社法により、又は付属定款により、(付属定款の修正等の)一定の事項は特別決議すなわち投票総数のうち75%以上を有する株主らにより承認されなければならない。付属定款上、通例各種類の株式の株主総会における当該種類の株式の権利の変更にかかわる事項には、特別決議が必要であり、付属定款に定めがない場合は、かかる場合には会社法により特別決議が要求される場合がある。

経営及び営業

通常、会社の経営は、取締役が当たる。会社法の要件として、会社は少なくとも自然人1人の取締役を置かなければならないが、それ以上取締役を置くことも可能である。この要件を前提として、取締役は、付属定款に別段の規定のない限り、英国の国民若しくは居住者、自然人又は株主である必要はない。現在英国政府が検討中の法案が可決された場合、一部の例外を除き、法人理事の使用が禁止されることとなる。取締役の会社経営の権限は、付属定款に定めるところによる。付属定款により取締役に、特定の職務又は特定の業務分野を担当する委員会を設置する権限が付与されるのが通常である。

取締役は、取締役会として行動し、会議により、又は付属定款にその旨の定めがあるときは書面にて、決議しなくてはならない。例外はあるが、個々の取締役が会社を代表する権限を有するのは、付属定款又は取締役会の決議によりそのような権限を付与された範囲に限られる。通例、付属定款の規定により、取締役会は、包括的に又は特定事項に関して、委員会に権限を委任したり、いずれかの者(会社の従業員を含む。)に会社を代表して行動する権限を付与したりすることができる。

公開会社には、少なくとも2人の取締役及び1人の秘書役を置かなければならないが、法律上は、それ以外の特定の役員を選任することは要求されていない。会社法でも、会社秘書役を置くことは認められている。秘書役は、特定の職務及び責任を負い、会社法に定める資格を満たさなくてはならない。

株主は、いつでも普通決議により取締役の一部又は全部を解任する権限を有する。

新株引受権、株式及び株式資本の発行

会社法第551条によれば、付属定款により又は株主の普通決議により権利が付与される場合、取締役は株式を割り当てる会社の権利を行使することができる。割当ての授権においては、当該授権に基づき割り当てることのできる株式の上限額を記載し、授権が失効する日（授権の日から5年以内に限られる。）を明示するものとする。

会社法第554条に基づき、会社は実務上可能な限りすみやかに、新規株式の割り当てを帳簿に登録するものとし、これはいかなる場合でも割当日より後2ヶ月以内に行わなければならない。

現金で全額が払い込まれた、又は払い込まれるべき(会社法に定義されており、株式及び株式に転換可能な証券を含む)持分証券の割当てに関して株主は優先引受権を有する。但し、かかる優先引受権は株主による特別決議又は付属定款により廃止又は修正することができる。かかる特別決議により付与された権限の効力は5年間を上限として継続する。実際には公式リストに上場されている会社とその時点での発行済普通株式資本の5%を超える株式の割当てを提案する場合、優先引受権の適用除外に関して株主の同意が得られる可能性は少ない。

当社を含め会社は、年次報告書の一部として、株式割り当て又はその他の事由により株式資本に変更が生じた後には（例えば、会社による株式の償還又は購入、自己株式の消却、株式資本のデノミネーション、資本削減又は株式資本の再分割又は統合を行った後）、資本金の額についての報告書を提出しなければならない。

株式の大量保有

DTR及び会社法第793条は、以下のとおり、いずれかの者による同人が英国上場企業の株式に対して有する持分の開示を規制している。

DTRにおいて説明されている体制は、とりわけその株式が公式リストにおいて上場されている、英国において設立された発行体に対する議決権の直接及び間接的保有に適用されている。規則は、当該者が「議決権」の直接的又は間接的支配権を有しているかどうかに基づいている。議決権が付与された、既に発行されている株式を取得するための権利を付与する金融商品（例：オプション及び一定のデリバティブ）の保有者は、事実上議決権の保有者として扱われる。

DTRに基づき、議決権が付与されている株式を取得又は処分しようとする場合で、結果的に保有株式数が一定の基準に達した場合又はこれを上回り若しくは下回る場合、当該保有者は、発行体に対し、その保有する議決権の割合を通知しなければならない。同様に、議決権が付与された既存株式を（保有者が自発的に）取得する権利を付与する金融商品又は当該金融商品と類似した経済効果を有する商品を取得又は処分しようとする場合においても、DTRに基づき通知義務が生じる可能性がある。これにより、転換社債、ワラント及び株式オプション等への持分につき、かかる持分がまだ発行されておらず法的に株式取得の権限が得られるだけであるにもかかわらず、通知義務が発生する。

DTRに基づき、当社のような英国発行体に対する通知義務がある持分を有する者は、その保有する議決権の割合が3パーセント及びその後は1パーセントずつ100パーセントになるまで、これらの数字に達するか、これらを超過するか、又はこれらを下回った場合、その都度発行体に通知する必要がある。通知要件の免除対象には、例えばカストディアンとしての資格において、又は中央取引相手方手形交換所としての資格において保有されている株式が含まれる。値付け業者は、一定の条件を満たすことを前提として、10パーセント以上の保有についてのみ開示を行うことが要求されている。

DTRは、英国の発行体について、通知が、該当する取引があった日から2取引日以内に実施されなければならない旨を規定している。DTRは、公式リストに上場している英国発行体が、当該通知に記載されたすべての情報を、可及的速やかに、かつ当該情報を受領した日の翌取引日終了時点までに公表しなければならない旨も規定している。

株式に対する権利の開示

会社法第793条は、会社に対して、議決権付株式に対し権利を有すると合理的に思われる者（又は過去3年以内に権利を有していたと思われる者）にその権利に関する所定の事項を開示することを要求する権利を付与している。要求された情報を提供しない場合には、犯罪行為となり、会社は当該株式に関する権利を剥奪し、かつその譲渡及び当該株式に関する配当その他の支払い並びに当該株式に関する追加株式の発行を禁止することができる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の現行の定款は、2010年7月20日付特別決議にて採択された。これらの会社定款の一定の条項の要旨は下記(イ)から(ホ)までに要約されている。

(イ)普通株式

当社資本における97/19ペンスの普通株式(以下「普通株式」という。)にそれぞれ付帯する権利及び制限は以下のとおりである。

()利益

普通株式の株主は、分配金に充当可能な当社の余剰利益から配当の支払いを受ける権利、並びに、その保有株式数と普通株式に関して払込済の又は払込済とされている金額に応じて分配を受けるものと決定される権利を有する。当社の普通決議の承認を受けて、当社の取締役会は、配当金の全部又は一部について現金の代わりに全額払込済とされる追加普通株式の受領を選択する権利を普通株式の株主に与えることができる。

()資本

当社が解散した場合、清算人は、特別決議による許可及び法令上必要となるその他許可により、当社の資産の全部又は一部を現物のまま株主分配することができ、かかる目的において資産の価値を評価し、株主間又は種類の株主の間でどのように分配を行うか決定することができる。清算人は、上記と同様の許可に基づき決定を行うことができる範囲内で、当該許可に基づき株主の利益のために資産の全部又は一部を信託により受託者に譲渡できるが、いずれの株主も負債が伴う資産の受領を強制されることはない。

()議決権

普通株式の株主には、普通株式の保有に関しては、定款及び会社法の規定に従い、当社の株主総会の招集通知を受領し、かかる総会に出席し、発言し、又は議決権を行使する権限がある。

(口)一般事項

()議決権に関する制限事項

当社の株主は、下記の場合には、取締役会による別段の決定のない限り、株式に関して、当社の株主総会又は株式の種類別総会に出席し又は議決権を行使する権利を有しない。

- (1) 当社の株主又は当社の株式に権利を有していると思われる者が会社法第793条に基づく通知を受領した場合であって、かかる通知が送達された日より14日以内に、その株式に関してかかる通知が要求する情報を会社に知らせることを怠った場合、又は、
- (2) 支払義務のある当該株式に対する金額の全額の払込みが行われていない場合。

()基準日及び未請求配当金

当社及びその取締役会は、配当の支払いのための基準日を定めることができる。かかる基準日は配当宣言の前後を問わない。支払期日の到来日より12年を経過しても支払請求がなされなかった配当は(取締役がそのように決議した場合)没収され、当社に帰属する。株式に別段の権利が付与されていない限り、株式の配当には当社に対する利息を付さない。

()権利の変更

会社法の制限に従って、当社のあらゆる種類の株式に付された権利又は特権は、当社が営業中の企業であるか清算中又は清算が予定される場合、権利の内容として定められているところに従い、又は(そのような規定のない場合には)当該種類の発行済株式(自己株式として保有されている当該種類の株式を除く。)の額面金額ベースで4分の3以上を保有する株主らの書面による同意を得るか、若しくは当該種類の発行済株式の種類別総会における特別決議で承認を得ることによって変更することができる(但し、これ以外の方法では変更できない。)。

()株式の譲渡

CRESTは、証券取引所で取引されている株式の売買を決済するコンピュータ化されたシステムである。会社の株式は、CRESTシステムに登録されてしまえば、電子手段で譲渡され、株券の交付を伴わない(この株式に関しては株券がない)。しかし、CRESTは任意選択のシステムであり、当社の株主にはその利用を強制していないため、株券の形で株式を保有したいと考える株主は、そのようにすることができる。2001年非証書証券規則(以下「本規則」という。)に基づき、会社は取締役会の決定により、その株式にCRESTで決済する資格を与えることができる。当社取締役会は、1996年5月31日の取締役会で必要な決議を可決した。

株券の形による株式の譲渡証書は通常の様式又は取締役会の承認するその他の様式のものでなくてはならず、必要に応じて譲渡される株式の株券とともに、当社のその時点における登録上の事務所又は取締役会が指定するその他の場所に提出されなくてはならない。株券の形による株式の譲渡証書は当該株式の譲渡人又はその代理人及び、当該株式が全額払込済みでない限り、譲受人又はその代理人が署名しなくてはならない。取締役会は、その完全な自由裁量により、全額払込済株式以外の株式又は当社が先取特権を有している株券の形による株式の名義書換を拒否することができる。但し、株式が公式リストに掲載されており、かかる拒否により、公開され適切に行われる株式取引が妨げられることはない。取締役会は、当社が本規則に基づき株式の名義書換を拒否する権限を与えられている場合(又はその必要性が免除されている場合)はいつでも、株券のない株式をその後は株券のある方式で保有することとなる者に名義書換をすることを拒否することができる。取締役は、名義書換を拒否した場合、譲渡申請日から2ヶ月以内に、譲受人に対し拒否をした旨とその理由を記載した通知を付与しなければならない。付属定款中には新株引受権についての規定及び全額払込済株式の名義書換に対する制限は含まれていない(本項の制限に従う)。但し、名義書換は、当該譲渡の譲受人が4名以下であること等を条件とする。普通株式は記名式とする。

()資本金の変更

当社は普通決議により、株式資本の増額、より大きな額の株式への併合、より小額の株式への会社法の規定に従った分割を行うことができる。

()年金及び慰労金

取締役会は(スキームの設置又は維持等により、)当社、当社の子会社、当社の子会社であった会社、又は当社若しくはその子会社の前事業体の、現在取締役である者若しくは過去に取締役であった者及びその家族(現在又は過去の配偶者又は同性婚の相手方を含む。)又は扶養者若しくは過去に扶養者だった者に対する手当、慰労金又は年金の支払いにより、或いは死亡、疾患若しくは障害等の保険金により給付を与えることができ、上記取締役が当該役職を離れる前にも後にもかかる給付を行うために資金を拠出し、保険金を支払うことができる。

()行方不明の株主

当社は、12年間にわたり、株主(又は権利を有するその他の者)に送付された(少なくとも3回の配当に関する)配当金小切手又は配当金支払証が現金化されず、かかる株主(又は権利を有するその他の者)から連絡がなく、かつ当社が、英国の全国的な日刊新聞及び株主の登録住所又は知れている最後の住所のある地域で発行されている新聞に当該株式を売却する旨を公告し、遅い方の通知の後3か月以内にかかる株主(又は権利を有するその他の者)から連絡のない場合で、かつその旨を英国上場当局に通知した場合には、その行方不明者の所有している株式を売却することができる。

(八)取締役

当社の普通決議による別段の決定があるまで、業務執行取締役ではない取締役(予備取締役を除く。)に対し、その取締役としての職務に対する報酬として合計年額1,500,000ポンド又は当社が普通決議により決定するこれ以上の金額を超えない範囲で、取締役会が決定する報酬が支払われる。この金額は取締役会の決定に従い、又はかかる決定がなされない場合は均等に、取締役間で分配される。

会社の将来的な報酬方針に関する株主による拘束力ある投票を少なくとも3年に一度行わなければならない。この一環として、取締役は当社の報酬及び潜在的支払いに関する方針を定めた年間実施報告書を作成することが義務づけられる。当社は株主が方針を変更し又は方針から離脱することを認めない限り報酬方針に反することはできない。

取締役は、当社の取締役会、委員会又は株主総会若しくは株式の種類別総会に出席するのに要した相応な費用等、当社に関連する権限行使及び責任の履行に関して適切に負担した合理的な費用の支払いを受ける権利を有する。さらに、通常取締役の職務を超えると取締役会が判断する職務を取締役が行い、又は行うことを約束した場合、かかる取締役は、取締役会が決定する報酬を追加的に受領することができる(但し、当社の報酬方針に従うことを前提とする。)。

取締役会の定足数は、取締役が決定することができる。取締役が定足数を決定しない場合、定足数は2名とする。

取締役は、議決権を有さない事項若しくは決議については定足数に算入されないが、総会において議事を行い又は議決権を行使したその他一切の事項については定足数に算入される。

会社法の規定を条件に、ある取締役が自ら重要な利害を有する旨を他の取締役に開示した場合には、当該取締役は当社との間で取引若しくは取決めを行うことができ、又は当社が利害関係を有する取引若しくは取決めを行うことができる。さらに、当社が利害関係を有する会社の取締役、役員若しくは従業員になり、又は当該会社と取引又は取決めを行い、若しくは利害関係を有することができる。

取締役は、自らの役職を理由に、前段落記載の役職、雇用、取引、取決め又は利害関係から生じる利益につき、当社に対し一切の説明義務を負わないものとする。

当社定款に従い、取締役は、さもなければ取締役の職務を侵害する結果となる事項につき、当社に対する自らの利害関係や職務が他の職務や利害関係に抵触する状況を回避するための授權を行うことができる。

当社定款に従い、取締役は、直接間接を問わず自己が当社の株主としての立場等以外の重大な利害を有する事項に関する決議について、取締役会で議決権を行使することができない。但し、下記の事項に関する決議により利害が生じる場合を除く。

- 当社又はその子会社の利益のために当該取締役が行う金銭の借入れ又は当該取締役が負担する債務に関してその取締役に保証、担保又は補償を与えること。
- 当社又はその子会社の債務のうち、当該取締役が単独で、若しくは他者と連帯して、保証・補償約束、又は担保の提供によって、その全部又は一部につき責任を引き受けたものにつき、第三者に対し、当社が保証、担保又は補償を与えること。
- 他の取締役全員に付与された（又は今後付与される）補償と実質的に同条件の補償を取締役に与えること、及び／又は、他の取締役全員が実質的に同様の手当がされた（又は今後される）場合において、訴訟の弁護士費用による支出につき当社が資金拠出すること、又は当該支出の発生を阻止できるように当社が何らかの措置を講じること。
- 取締役の、負債に対する保険の購入又は維持。
- 取締役が当社の株式、社債券若しくはその他の有価証券の引受け、購入又は交換の募集の引受け又は下引受けの参加者となる（又は参加者になろうとする）こと。
- 当社若しくは子会社の現在及び／又は過去の従業員と取締役、及び／又はその家族（配偶者若しくは同性婚の相手方又は過去に配偶者若しくは同性婚の相手方であった者を含む。）又はこれらの者の扶養者若しくは過去扶養者であった者の給付金に関する取決め（退職金制度、従業員持株会制度を含むがこれに限られない。）。但し、一般に取決めに関連する従業員及び／又は過去の従業員に与えられていない特権又は利益が取締役に付与される場合はこの限りではない。
- 取締役が直接又は間接に利害関係を有する他社（取締役又は株主又はその他の形で利害関係を有するかを問わない。）との取引又は取決め。但し、当該他社のいずれかの種類の持分株式資本の1%以上について保有者でなく、又は受益権を有しておらず、かかる会社の株主が有する議決権の1%以上を行使する権利も有していない場合とする。（かかる割合の計算の目的で、（ ）取締役が単純信託の受託者又は保管受託者として有する株式で受益権が伴わないもの、（ ）授權ユニット型投資信託スキームに含まれる株式で取締役がユニット保有者としてのみ利益を有するもの、及び（ ）自己株式として保有される当該種類の株式は無視するものとする。）

付属定款には、各年次株主総会において、前回の定時株主総会以降に取締役会に任命されたすべての取締役と、過去2回の定時株主総会の時に在任し、かついずれの定時株主総会時にも交代制によって退任しなかったすべての取締役は退任し、適切な場合には、任命又は再選に立候補する旨が定められている。さらに、持分株式が公式リストにプレミアム上場している会社すべてに適用される英国企業統治綱領には、FTSE350指数の会社(当社を含む。)の取締役は全員、毎年行われる株主による再選の対象となると規定されている。同綱領の適用を受ける会社はすべて、「遵守せよ、さもなくば説明せよ(comply or explain)」の原則に基づき同綱領の規定を実施することになる。

取締役は資格株式を必要としない。

当社の普通決議による別段の決定がない限り、取締役会の員数は2名以上とし、上限は定めない。

(二)借入権限

取締役会は、当社及び子会社(以下、総称して「グループ」という。)の未払いの借入金の元本総額(グループ内の会社がグループの他の会社から借入れをした金額を除く。)がいかなる時でも、当社の普通決議による事前の承認なくして、8,000,000,000ポンドを超えないようにするために、当社による資金の借入れを制限し、また当社がその子会社(子会社については、かかる権限の行使によって安全が保たれる限り)に対して行使しうるすべての支配権限を行使しなければならない。さらに付属定款は、借入金の計算上、算入される債務及び除外される債務、借入金の計算並びに株式資本及び準備金の調整についても規定している。

(ホ)株主総会への出席

当社の株主は、上記(ロ)()の権利及び制約に従い、株主総会(又はその所有する株式の種類別総会)に本人又は代理人により出席する権限を有する。法人株主の場合は、適式に授権された代理人により出席することができる。

2 【外国為替管理制度】

後述の場合を除き、現在、連合王国非居住者による普通株式の取得又はかかる非居住者への()普通株式の配当その他の分配金及び()普通株式の売却手取金の国外送金について連合王国の外国為替管理規制は存在しない。

英国は、イラン、シリア、ジンバブエ及び北朝鮮(DPRK)、特にアルカイダの各政権と関係のある一定の個人及び/又は団体、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所により訴追されている人物、ウクライナでの人権侵害又はウクライナの領土権を脅かす行為に対して責任を負うとされる人物及びテロリスト資金供与政権リストに掲載されている個人・団体に金融制裁及びその他の制裁を課する国連安全保障理事会決議及びEU規則を実施している。国連及びEUによる制裁に加えて、英国は、テロリストへの資金供与に対する金融制裁を、英国政府により指定されている対象に対して単独で実施している。当該金融制裁を受けている個人・団体のリストは、英国国家財務委員会のウェブサイト上に掲載されている。

3 【課税上の取扱い】

(1) 連合王国における課税

以下の連合王国の税制についての要約は、普通株式の完全な権利の保有者であり、普通株式の取得があらゆる形式のオプションの取決め又は自身若しくは他の者の雇用を理由とするものではない(又はそのようにみなされていない)者による投資としての普通株式(取引内で実現された有価証券を除く。)の購入、保有及び処分についての主要な連合王国の課税についての記述である。本要約は、普通株式を購入する際に関連がありうるすべての連合王国の税制の包括的記述と考えられてはならない。本要約は、本書提出日現在の連合王国税法及び英国歳入関税庁(以下「HMRC」という。)の一般の慣行によっているが、変更されることがある(変更は遡及的に効力を持つ場合がある。)。普通株式購入希望者は、特に各地方の税法を含め、当社の株式の購入、保有及び処分についての日本、連合王国その他の課税について専門家の意見を求めることが必要である。

(2) 配当に対する課税

当社が配当を支払った場合には税金の源泉徴収はなされない。

当社から配当を受領する英国居住の個人株主には、支払われた現金配当に対する税額控除率を現行レートで9分の1引き下げた後の税額控除を受ける権利が付与される。当該個人株主は、課税目的上、配当金に税額控除分を加算した金額に相当する総所得を受領しているものとして扱われる。当社はこの額を「配当総額」という。配当総額につき支払うべき税の税率は、株主が英国で支払う税金の最高税率が基本税率か、高額税率か、又は追加税率かにより決定される。納税義務は以下の通りである。

- () 支払う所得税の税率が基本税率のみである場合、配当総額につき追加の所得税を支払う義務はない。税額控除により、配当総額に対する所得税納税義務は免除される。
- () 高い方の税率の所得税を支払う場合、配当総額につき配当率32.5パーセントの所得税が課される。税額控除により課税の一部が免除されるが、納税者の負う配当総額の22.5パーセントの税金の納税義務は維持される（現金配当の25パーセントに相当する。）。
- () 追加税率の税金を支払う場合、配当総額に対する税率は、さらに配当率37.5パーセントが課税される。税額控除によりこの課税の一部が免除されるが、納税者の負う配当総額の27.5パーセントの税金の納税義務は維持される（現金配当の約30.56パーセントに相当する。）。

英国居住の非法人株主で、所得税を支払わない者、又はその配当及び関連する税額控除に対する所得税の支払義務が、税額控除を下回る者（かかる株主には、年金基金、慈善事業及び一定の個人が含まれる。）は、通常当該配当に関連する税額控除の一部の返済をHMRCに請求する権利を有していない。

英国居住の法人株主は、表面上は、当社が支払った配当に対する法人税の納税義務を負う。しかし、この配当は、2009年法人税法パート9Aに記載される規定で定められる課税の免除のいずれかに該当する可能性が高い（但し、必要に応じて当該規定における特定の回避防止規定が適用されることが条件となる。）。法人税を負う株主は、2009年法人税法の規定の意味につき、独立した専門家の助言を受ける必要がある。

一般的に、課税目的上英国に居住していない株主は、(a)支払われた配当につき英国での納税義務を負わず、(b)英国の税額控除の恩恵を受けない（但し、場合により、適用する租税条約に基づき返済可能税額控除が利用可能となるが、現行の日英二重課税防止条約ではこれは該当しない。）。

(3) 課税対象資産売却益に対する課税

救済規定の適用がある場合には、普通株式の完全な権利の保有者（以下「実質株主」という。）は、一般に、現行の連合王国法上普通株式の処分により生ずる課税対象資産売却益について連合王国に納税義務を負わない。但し、同人が英国の税法上、連合王国の居住者又は連合王国において恒久的施設を通じて取引又は職業に従事している場合で、取引若しくは職業に従事するため、その普通株式が現在又は過去において使用、保有又は取得された場合はこの限りでない。個人実質株主は、一般に、英国の居住者であったときに取得した普通株式の処分によって5年度未満の英国外に居住していない一時期間に課税対象資産売却益が発生する場合には英国の納税義務を負う。この資産売却益は、非居住期間直後の居住税務年度に賦課される。

現行の日英二重課税防止条約上、日本の居住者である者で連合王国資産売却課税を課されうる者は、同条約に従い、下記に該当する場合には、普通株式の譲渡から生ずる資産売却益について前項の連合王国の税の納付義務を負う可能性がある。

- ()普通株式が日本の企業が連合王国内に有する恒久的施設の事業用財産の一部をなすものである場合(当該恒久的施設の譲渡による利益を含む。)、又は
- ()普通株式が、その価値の50パーセント以上を英国国内にある不動産から直接又は間接的に派生させた場合。但し、大まかには、普通株式が認可を受けた証券取引所(かかる目的上、ロンドン証券取引所は認可を受けた証券取引所に該当する。)において取引されている場合、及び日本の居住者が関係者又は関連当事者と共に総額で普通株式の5パーセント以下を保有する場合においては、当該英国課税は生じないものとする。
- ()上記()の規定が適用される場合を除き、当該利益が日本において課税対象とならない場合、当該譲渡人が保有又は所有していた普通株式(当該譲渡人の関係者又は関連当事者が保有した又は所有した株式が合算されうる。)が、当該譲渡が行われた連合王国所得税年中のいかなる時点においても当社の発行済株式資本全体の25パーセント以上であり、かつ当該譲渡人及びその関係者又は関連当事者が当該年度中に譲渡した普通株式の合計が当社の発行済株式資本全体の5パーセント以上である場合。
- 法人であり、普通株式の処分による資産売却益の納税義務を負う実質株主は、インフレ控除を受けることができる。但し、損失を生じさせ、又は損失を増大させるようなインフレ控除はできない。

(4) 相続税

普通株式は、連合王国相続税上連合王国内に所在する資産である。かかる資産の保有者による贈与又はその保有者の死亡の場合、(一定の免除と救済があるものの、)株主が連合王国内に住所を有さず又は(連合王国内における従前の長期間居住又は住所に関する特則により)連合王国内に住所を有するとみなされなくても、連合王国相続税の対象となる価値の譲渡となる場合がある。相続税上、市場価額未満での資産の譲渡は贈与として扱われることがある。特則は、贈与者が一定の利益を留保又は保有している場合に贈与について適用される。また、かかる特則により、贈与者が死亡した際に連合王国相続税の納税義務が生じる可能性がある。かかる特則は、非公開会社、パートナーシップ及び連合王国内に所在する特定の財産を保持する裁定の管財人についても適用される。かかる特則の一般的効果により、当該個人株主、パートナーシップ又は管財人は、当該資産について連合王国相続税の課税対象となる場合がある。

(5) 印紙税及び印紙税留保税(「SDRT」)

(a) 取引 - 一般考察。通常、普通株式の委譲又は譲渡は、支払われた対価の金額又は価値の0.5パーセント(5ポンドの倍数単位で切り上げ)の連合王国印紙税が課税される。無条件の普通株式買取契約に際し、支払いうる売買価格について、通常0.5パーセントのSDRTが課税される。当該契約の締結日(当該契約が条件付である場合、かかる契約が無条件となった日)から6年以内に当該契約に基づき譲渡証書が作成され、適式に印紙が貼られた場合、当該譲渡証書に印紙を貼ることにより、通常SDRTの納税義務は解除され、既に支払ったSDRTは払い戻される。印紙税又はSDRTは、通常買主に賦課される。英国で設立された会社の株式の譲渡契約については、英国の非居住者が非居住者から当該有価証券を購入する取引が英国外で行なわれる場合であっても、SDRTは課される。

(b) 普通株式を、実質株主が同じ窓口証券会社の顧客から買入れ、これにより窓口証券会社のために窓口証券会社の現地保管機関の名義で登録されている普通株式の数に変動が生じないときは、いかなる連合王国印紙税も課されない(普通株式の譲渡証書を原則として作成することが不要なため)。但し、この買入れについては、その対価に0.5パーセントのSDRTが課される。

普通株式の売買により、窓口証券会社のため窓口証券会社の現地保管機関の名義で登録されているこれらの数が増加することになる場合は、売買価格につき(印紙税の場合は5ポンドの倍数単位で切り上げた数値)0.5パーセント(但し、下記(c)項に従う。)の連合王国印紙税又はSDRTが課される。税の納付は通常購入者にかわり窓口証券会社が行い、窓口証券会社からその顧客に求償されるが、普通株式の登録取得人は取引を完結させる譲渡証書について印紙税が納付済であるという証拠なしには登録を改めることはできない。

普通株式の法律上の所有権を実質的な所有の移転を伴わずに実質株主又はその現地保管機関に移転するに際して、連合王国印紙税は課されず、SDRTも課されない。

(c) 預託証書制度及び決済サービス。預託証書及び決済サービス制度に関し、印紙税及びSDRTについて特則が適用される。普通株式の預託証書の発行者若しくは決済サービスの提供者又はこれらの者のノミニー若しくは代理人に対する発行又は譲渡に対し、売買価格(若しくは関連目的に従い、その価値)(印紙税の場合は5ポンドの倍数単位で切り上げた数値)の1.5パーセントが課される。決済サービスには、登録に対する1.5パーセントの税を課さない選択権が認められている。この選択権が行使された場合には、当該有価証券に関するその後のあらゆる売却契約に対して0.5パーセントのSDRTが課される。

2012年4月27日のHSBCホールディングス・ピーエルシー及びザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション対HMRC[2012] UKFTT 163 (TC)の最終裁判判決(並びにHSBCホールディングス・ピーエルシー対HMRC(C-569/07号)に対する欧州裁判所の判決)により、HMRCは、預託証書発行者及び決済サービスへの英国株式及び有価証券の発行に関して、その所在地を問わず、1.5%のSDRT課税を課すことはしない旨記載した文書を発行した。しかし、HMRCの考えるところでは、株式資本の発行の不可欠な部分を成さない預託証書システム又は決済サービスへの株式及び有価証券の譲渡については依然として1.5%のSDRT課税が適用される(但し、現在は法的な異議申立がなされている。)

(d) 当社は必要な取締役会決議の可決を完了しているため、当社株式の保有者は、その選択により、CREST電子株式譲渡システムを通じて当社株式を保有し取引することができる。

株券による保有の形式からCRESTの電子記録による保有の形式へと同一名義で初めて移転する場合、又はCRESTから株券による形式へと再移転する場合には、実質所有者の変更がない限り、印紙税又はSDRTが課されることはない。但し、実質所有者の変更を伴う場合には、支払い対価の0.5パーセントのSDRTが支払われる。

CRESTは、会員の口座から引き落とす方式により、CREST上のあらゆる譲渡に対し、印紙税の対象となる譲渡価格の0.5パーセントを標準税率として(原則として買主又は買主の仲買人から)税を徴収する。

(6) 日本における課税

第8 2(8)「本邦における配当等に関する課税上の取扱い」を参照のこと。

4 【法律意見】

当社の法律顧問であるハーバート・スミス・フリーヒルズ法律事務所は、次の趣旨の当該日現在の法律意見書を提出している。

(1) 当社は、英国法下において有限責任公開会社として適法に設立された会社である。

(2) 第一部 第1「本国における法制等の概要」に述べられている英国法に関する記載は、すべての重要な点においてそこで言及されている事項の真正かつ正確な概要又は要約である。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

以下の表は、最近5事業年度における主要な経営指標等の推移(実績ベース)を表示している。

	2014年度IFRS	2013年度IFRS	2012年度IFRS	2011年度IFRS	2010年度IFRS
売上高(百万ポンド)	1,856.7	1,831.6	1,770.6	1,711.3	1,703.9
税引前経常利益 (百万ポンド)	282.7	200.2	156.7	253.0	334.4
当期純利益 (百万ポンド)	434.9	218.9	174.4	274.5	252.5
資本金(百万ポンド)	233.9	233.3	232.6	232.2	231.6
発行済普通株式数	238,942,647	238,365,734	237,608,111	237,142,534	236,585,205
純資産(百万ポンド)	1,090.1	844.0	981.4	1,106.1	947.0
流動負債控除後資産合 計(百万ポンド)	7,233.5	7,438.4	7,164.2	7,153.7	6,627.5
総資産(百万ポンド)	7,889.2	8,019.4	7,715.1	7,648.5	7,449.9
自己資本比率(%)	13.8	10.5	12.7	14.5	12.7
1株当たり純資産 (ポンド)	4.56	3.54	4.13	4.66	4.00
1株当たり配当金 (ペンス、1年を通じ て)	77.67	75.85	70.10	65.09	72.32
1株当たり中間配当金 (ペンス)	32.16	30.34	28.04	26.04	26.71
調整後1株当たり利益 (ペンス)	88.4	92.6	88.9	105.6	122.8
配当性向(%)	87.9	76.7	78.9	61.6	58.9
平均従業員数	7,992	8,221	8,051	8,282	8,788

2 【沿革】

(1) 当社の沿革

セバン・トレントは1974年に、バーミンガムを拠点とする地域の国有水道会社として設立され、英国の2つの大河であるセバン川とトレント川の集水地域において水道の管理及び供給、そして廃水の処理及び処分を行うことに責任を有している。社名は、これらの2つの河川から付けられた。

18世紀中、水道供給及び廃水処理の責任は地方自治体と私有会社との間で分けられていた。水道処理及び廃水処理の供給会社はパイプへの投資（多くは石や木で作られていた）につき、それぞれ異なる権限、義務及び資金を有していた。

19世紀に、地方自治体が正式に組織された。その結果、多くの市が地域の水道会社を買い取る権限を得た。それにもかかわらず、様々な水道供給会社及び下水処理の会社が存在し、それが業界全体に非効率をもたらした。

1973年までに、29の河川当局がイングランドとウェールズの160の水道供給事業を管理し、1,300もの下水処理当局が存在するようになった。配水インフラへの投資は大きく欠けており、小規模の事業は規模の経済性に役立つことはなかった。

1973年水道法により、イングランド及びウェールズの多くの水道及び下水事業が10の水道当局にまとめられ、これらはそれぞれ各地域での水道供給、下水処理及び河川の保護に責任を有していた。これらはいずれも、現地当局及び中央政府の代表者による委員会に主導されていた。

セバン・トレント・ウォーター当局は、これらの10の当局のうちの1つであり、1974年に水道及び下水事業を引き継いだ。しかし、1980年代中盤までに、政府が水道業界の民営化を決定した。これにより、民間セクターは貸付と株式の発行により、多くの必要現金を本業界に投入することができるようになった。10の水道当局はサービス会社として売却され、1989年に私有となった。

1989年には、セバン・トレント・ウォーターの親会社であるセバン・トレント・ピーエルシーが設立された（下記主要日付を参照。）。セバン・トレント・ウォーターは、民間会社として、資産とインフラの交換及び修復に多額の投資を行った。政府の法令を順守することに加え、公衆衛生、漏水の減少及び集水地域の河川やその他水源の清浄度などの問題につき、自らの内部基準を設定した。

水道業界は、Ofwat（水道サービス局）により規制され、環境庁（EA）及び飲料水監察局（DWI）など他の機関に管理されている。

1991年、セバン・トレント・ピーエルシーはビッファを買収してグループのポートフォリオを拡張し、現在は英国での統合廃水管理サービスにつき、英国最大の単一供給会社である。

当グループは、1990年のキャピタル・コントロールズ・カンパニーの買収に始まり、米国での商品及びサービス業務の構築も開始した。それ以降、セバン・トレント・ピーエルシーは主に米国、英国及び欧州の一部地域において、水資源の分析、処理、測定、配給及び保護を行う会社のポートフォリオを築いた。

2006年には、セバン・トレントの新たな戦略指針が開始された。当社は、廃水事業であるビッファを分割させる意図を発表し、水道に焦点を当てた当社の戦略におけるその他の要素の概要を示した。総合的な検討により、両社とも、それぞれの取締役会がそれぞれの業務に専念することで、分割されていた方がより繁栄できるということがわかった。さらに、セバン・トレント・ウォーターとビッファ間の統合した環境サービスを提供することによるシナジーは、2社を繋ぎとめるには十分でなかった。

2006年9月、セバン・トレントは米国の環境分析テスト会社であるセバン・トレント・ラボラトリーズ(STL)を、エイチアイジー・キャピタルの関連会社であるテストアメリカ・ホールディングスに売却すると発表した。当該売却は2006年12月29日に認められ、STL UKはセバン・トレントグループの一社となっている。

2012年7月、セバン・トレントは、セバン・トレント・コステイン・リミテッドという新たな合弁(JV)会社を設立したと発表した。JV事業では、大容量の商業上及び工業上の水道利用者に対して完全なる業務用の水道及び廃水管理サービスを提供する予定である。

2012年8月、セバン・トレントは、分析サービス事業を売却する意図があることを発表した。2013年2月、セバン・トレントは英国での分析サービス事業をALSリミテッドに売却することを発表した。かかる売却は2013年2月8日に認められた。

主要日付

- 1989年4月1日 当社は、1985年会社法に基づきイングランド及びウェールズにおいて有限責任公開会社として設立された。
- 1989年9月1日 当社は、英国河川庁に譲渡された事業部門を除くセバン・トレント水管理庁の事業を継承するために設立された会社であるセバン・トレント・ウォーター・リミテッドの全発行済株式の実質的な所有者となった。
- 1989年11月 当社株式の売出しが英国において行われた。
- 1989年12月 当社株式の公募が日本において行われた。

(2) 日本における営業活動

該当なし。

3 【事業の内容】

(1) 当社がどのような事業を行っているか

セバン・トレントは、規制対象事業と規制対象外事業（セバン・トレント・ウォーターとセバン・トレント・サービスズ）を通じ、英国及び海外において上水及び下水サービスを提供している。

（規制対象）

イングランドとウェールズにある10社の規制対象上下水道会社のうち、屈指の規模を誇る。ミッドランド地方及びウェールズ中部において4.3百万を超える世帯及び法人に高質なサービスを提供している。

営業地域

当社の営業地域は、英国の中心部にわたり、プリストル海峡からハンバー川までと、ウェールズ中部から東ミッドランド地方までである。

主要な事実

売上高	1,544.8百万ポンド（2013年度：1,511.0百万ポンド）
利益*	518.6百万ポンド（2013年度：498.5百万ポンド（再表示後））**
*利息計上前税引前例外的項目控除前	**IAS 19Rの採択に伴う調整後
サービスを提供する世帯及び法人	4.3百万
1日あたりに供給する飲料水	18億リットル
1日あたりに回収する廃水	14億リットル
従業員数	5,902人（2014年3月31日現在）

（規制対象外）

セバン・トレント・サービスズ（STS）

上下水道処理サービス及び商品の商業サプライヤーで、世界中に顧客を有する。

営業地域

セバン・トレント・サービスズは、当社の中核となる規制対象外事業である。事業分野は、浄水と運営サービスの2つである。浄水（商品）は3つの地域（南北アメリカ、アジア太平洋・中国、欧州・中東・アフリカ）を中心に設置されている。運営サービスは、米国、英国及びイタリアの顧客向けに行われている。

セバン・トレント・サービスズについて

STS運営サービス

運営サービスは、自治体及び産業顧客並びに英国国防省（MOD）向けに、上下水道処理施設の契約による運営とメンテナンスを行っている。

STS浄水（商品）

商品は、様々な自治体及び産業用上下水道処理アプリケーション及び海洋・オフショア業界向けに、ろ過、消毒及びプロセスソリューション技術を提供している。

主要な事実

売上高	311.4百万ポンド（2013年度：328.5百万ポンド）
従業員数	2,387人（2014年3月31日現在）
利益*	7.1百万ポンド（2013年度：498.5百万ポンド（再表示後））**
*利息計上前税引前例外的項目控除前	** IAS 19Rの採択に伴う調整後

再生可能

セバン・トレントの規制対象外事業は既に、風力タービン及び農作物の嫌気性消化（AD）からの再生可能エネルギーの生産を行っている。当社は現在食品廃棄物のAD市場への拡大を行っているところで、他の技術も開発する予定である。

(2) 当社はどのような会社か

水は、生活及び我々が生活し、勤務するコミュニティにとって欠かせないものである。

セバン・トレントでは、より良い価値、より良いサービス及びより健全な環境を今日も、明日も、長期的にも継続的に実現することに注力している。

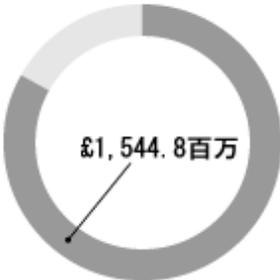
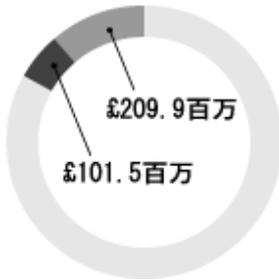
英国及び世界各地の何百人もの顧客は、当社を頼りにしているため、当社の目標は、正しい行いをし、誠意と品位を持って行動し、我々の水と環境のための持続可能な未来を形成するための積極的役割を担うことである。

当社の勤務方法を定める当社の原則は、当社の行動規範「セバン・トレントにおける正しい行い（Doing the Right Thing - The Severn Trent Way）」に記載される。（詳細は本書第5「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載する。）

(3) 当社の戦略

当社の目標は、主要な規制対象及び規制対象外セクターにおける上下水道サービスに重点を置き、当社の顧客と株主のために価値を促進することである。当社の戦略は、顧客、社会及び投資家のために、より良い価値、より良いサービス及びより健全な環境を実現することである。

実現のためにどのような構造を持つか

<p>規制対象 当社の規制対象事業であるセバン・トレント・ウォーターは、英国では、4.3百万を超える住宅及び事業者に上下水道サービスを提供している。 次の規制期間（AMP6 - 下記「市場及び業界の概況」を参照）に向けた当社の事業計画は、顧客により、また、顧客のために推し進められるものである。当社の目標は、請求料金を可能な限り低く維持しながら、顧客が希望するもの及び環境が必要とするものを提供することである。 ビジネスモデルについては、下記「規制対象事業（セバン・トレント・ウォーター） - ビジネスモデル」を参照のこと。</p>	<p>規制対象外 セバン・トレント・サービスズ（STS）は、英国及び主要な海外市場において、幅広い事業、自治体及び産業顧客に対し上下水道サービス及び水道技術商品を提供している。また、規制対象外の再生可能エネルギーポートフォリオも拡大している。 当社の目標は、英国の規制対象外市場及び世界の自治体、産業、商業市場における上下水道処理に関する知識を生かし、長期的な成長機会を提供することである。 ビジネスモデルについては、下記「規制対象外事業（セバン・トレント・サービスズ） - ビジネスモデル」を参照のこと。</p>
<p>● 上下水道</p> <p>規制対象売上高</p>  <p>£1,544.8百万</p>	<p>● STS浄水（商品） － 国際的な水道技術／商品</p> <p>● STS運営サービス － 自治体及び産業顧客（英国（小売）事業者と英国国防省（MoD）を含む）向けの契約による運営及びメンテナンス</p> <p>規制対象外売上高</p>  <p>£209.9百万 £101.5百万</p>

当社を象徴するもの

<p>価値 当社は顧客と株主のために価値を実現することを目標としている。当社の顧客は、金額に見合った価値（良質な商品、可能な限り低くした請求額及び優れたサービス全般）を得ている。当社の株主は、長期的に持続可能な成長による利益を得ている。</p>	<p>責任あるリーダーシップ 当社は長い間、「方向転換」シリーズを発表することで、より社会的、環境的かつ財務的に持続可能な業界の将来を提唱している。当社は、より持続可能な未来のために我々全員が行うことのできる変更点について顧客、同僚及び規制当局との間でオープンかつ実直な対話を持つことを目指している。</p>	<p>持続可能性 セバン・トレントでは、当社のステークホルダー全員の利益と環境とのバランスを取っている。当社は、より長期的に正しい行いをして、持続可能な方法で事業を運営することを信念としている。</p>
--	--	---

当社の戦略により実現するもの		
<p>顧客のためのより良い価値とより優れたサービス</p> <p>セバン・トレント・ウォーターでは、水道と下水を合わせた料金が既にイングランドとウェールズで最も安い。継続的な改善と効率性に重点を置くことで、当社は、値段をできるだけ低く保ちながら、顧客が求め、かつ環境が必要とするサービス改善を実現することを目指している。</p> <p>セバン・トレント・サービスズでは、革新的でコスト効率の良い上下水道ソリューションを実現するため、顧客と協力した取り組みも行っている。</p>	<p>より健全な環境</p> <p>セバン・トレント・ウォーターでは、当社の目標は環境を保護し、改善して、河川の質を改善し、顧客及び環境が依拠するインフラを保護することである。</p> <p>当社は、持続可能な方法で事業を運営することに努め、環境から取り出す水の量を削減し、二酸化炭素排出を削減し、自ら再生可能エネルギーを生産している。</p> <p>セバン・トレント・サービスズでは、全世界の顧客に幅広い商品及びサービスを提供している（詳細については上記「(1)当社がどのような事業を行っているか」を参照）。ろ過や消毒設備から上下水道の契約による運営に至るまで、当社の水処理技術及びサービスは環境を保護し保全することを助けるために作られたものである。</p>	<p>投資家への持続可能なリターン</p> <p>当社の戦略は、投資家のために、長期的に持続可能な成長を実現するものである。</p> <p>セバン・トレント・ウォーターは、上下水道ネットワークに対し、平均して年間500百万ポンドを超える投資を行っている。当社はこのプログラムを自らが創出する利益だけでなく、資本市場からの借入金によって資金調達をしている。設備投資は当社の規制対象資産基盤に加えられ、同基盤はインフレに伴い年々増加している。当社の資産基盤に投資を行う株主のために当社が創出するリターンは、経済規制当局であるOfwatにより、5年間の計画サイクルによって設定される。</p> <p>当社は、資本プログラムの実現をより効率的に行うこと、当社の営業費用をより効果的に管理すること及び最低費用で事業の資金調達を行うことで、追加のリターンをもたらすことができる。</p> <p>セバン・トレント・サービスズでは、財務的及び営業的な安定性並びに成長のための優れた基盤をもたらす長期の契約関係を目指している。</p>

(4) 当社の目標

		目標	基準	目標の測定方法			2013/14 年度	2012/13 年度
良質な水	1	飲用に適した水を供給すること		水質のコンプライアンス (%) ^{1,2}	OW		99.96	99.98
			MAT	水道の有用性: インフラ以外 ³	OW		MAR	STA
			MAT	DWI報告事由(カテゴリ-3,4,5)			24	23
信頼できるサービス	2	必要などきに水があることを確保すること	MLE	漏水レベル(メガリットル/日)			441	441
			ACT	供給指標の安全性(SOSI) ⁴			99/100	99/100
			MAT	1地所あたりの水の供給障害指標(分) ⁵			16	29
			MAT	水道の有用性: インフラ ³			MAR	STA
				水道の有用性(内部)			202	80
				内部下水氾濫再発事故(件)			204	255
	3	廃水を安全に処理すること	MAT	下水の有用性: インフラ ³			MAR	STA
				下水の有用性(内部)			57	78
			ACT	下水処理場-許可上限の違反(%) ²			0.71	0.85
				サービス・インセンティブ・メカニズム質(SIM)スコア			4.48	4.36
	4	最高の顧客サービスを提供すること	ACT	サービス・インセンティブ・メカニズム定量(SIM)スコア ⁶			143	167
				サービス・インセンティブ・メカニズム(Ofwat)			81.55	78.11
			顧客の声フィードバック- STSグローバル ⁷			4.24	-	
			上下水道を合わせた平均請求額(ポンド)(時価)			335	326	
良心的な請求	5	請求額を可能な限り安くすること		債権回収日 ⁸			34.5	36.7
	6	苦しんでいる人を助けること		ウォーターシュア料金請求方式の恩恵を受ける顧客(名)			9,611	7,972
責任あるサービス	7	現地の環境を保護すること		10,000kmネットワークあたりの重大汚染事故(インフラカテゴリ-1,2) ^{3,9}			1.27	2.17
				10,000kmネットワークあたりの汚染事故(インフラカテゴリ-1,2,3) ^{3,9,11}			77.97	66.1
			MAT	汚染事故(下水カテゴリ-1,2,3) ^{3,10,11}			449	376
			MAT	下水の有用性: インフラ以外 ³			STA	STA
				排出許可コンプライアンス(%) ²			99.29	99.15
	8	より幅広い環境を保護すること		温室効果ガス排出(KCo2e)			510.9	520.4
			MAT	正味エネルギー使用Gwh(%) ⁶			691	690
				十分な汚泥処理(%)			100	99.93
		MAT	廃水処理業績(%) ¹²			5.6	10.8	
	9	コミュニティ内で有益な影響を及ぼすこと		投資(百万ポンド)			602.1	555.4
			顧客の声フィードバック- 責任感と誠意のある行動 ⁷			4.42	-	
持続可能な資金調達	10	持続的に事業の資金調達を行うこと		金利カバー率(%)			3.6	3.6
				純債務/RCVギアリング(%)			58.6	57.1
				信用格付スタンダード&プアーズ			BBB+	BBB+
			ACT	CAPEX(百万ポンド)(英国GAAP、交付金及び寄付金控除後) ¹³			583.2	541.8
			ACT	OPEX(百万ポンド)			585.3	566.5
				税引後資本収益率(%)			6.4	6.7
				従業員の関与(%) ¹⁴			81	79
素晴らしい従業員をサポートするために必要な目標を達成すること			QR	100,000勤務時間当たりの損失時間事故 ¹⁵			0.21	0.21
			MAT	100,000勤務時間当たりの損失時間事故			0.27	0.3
			QR	従業員の関与(%)			75	77

記号	
	事業KPIとOfwatの業績指標を含む規定対象評価基準
	事業KPIを含む規制対象外評価基準
	セバン・トレントグループの評価基準
	業務執行取締役の業績評価基準。第5「取締役の報酬」を参照
OW	Ofwatの業績指標
MAT	移動年次総計
QR	四半期レビュー
MLE	最尤推定値
ACT	年度末実績
MAR	不十分
STA	維持
/	KPIの推奨指針
注記	
1.	OfwatのKPIからは除外されたが、報告する。
2.	暦年ベースで測定する。
3.	Ofwatのサービス有用性スコアは、当社がネットワークと資産の管理をどの程度効果的に行っているかを幅広い測定方法で評価する。改善、維持、不十分、悪化のいずれかで評価される。
4.	99点のスコアは内部KPIを表すもので、Ofwatの測定値は100である。100点満点で測定される。
5.	サービスを提供する地所1箇所につき3時間以上の供給障害が原因で損失する時間(分単位)。
6.	全部又は一部が内部データに基づく実績。
7.	顧客満足度及びブランド構築調査。
8.	2014年3月31日に終了した年度における監査済み英国GAAP財務書類に基づく実績。
9.	会社規模を鑑み調整した事故件数。
10.	汚染事故の合計件数(カテゴリー1,2,3)
11.	2012/13年度の数字は比較対象とはならない。2013年度中、環境庁が小事故の報告方法を変更した。この再分類の結果、より多くの小事故を報告することとなった。
12.	過去12ヶ月間における許可、認可又は公式顧客要件の違反。
13.	PDAS及びIFRSの調整を除いた投資。
14.	全従業員の年次調査に基づく業績。
15.	全従業員と代理店スタッフ全体の実績。
KPI13	飲料水監察局 - 報告事由。このKPIは、DWIに報告する重大事由の数を測定する。
KPI17	有用性廃水。このKPIは、汚染及び閉塞(いずれも地下資産がどのように稼働しているかを測定する)並びに下水処理場の違反(地上)に基づく指標。この指標は、地上及び地下の資産を50:50のウェイトで反映する。
KPI18	有用性水道。この指標は、水道管の破裂及び12時間を超える供給障害(いずれも地価資産がどのように稼働しているかを測定する)並びに水処理上(WTW)の違反(地上)に基づくものである。この指標は、地上及び地下の資産を50:50のウェイトで反映する。
KPI14	供給安全性指標(SOSI)は、干ばつ期間に対して当社がどの程度の回復力があるかを測定する。この指標の計算は、利用可能な水と、需要を満たすために当社が供給ネットワークに投入予定の水量との差異に基づいている。

(5) 市場と業界の概況

セバン・トレントは、「方向転換」シリーズの発表により、この業界の将来及び我々がどのように試練を乗り越えるかに関する議論に大きく貢献している。

イングランドとウェールズの上下水道業界は、50百万を超える一般家庭及び一般家庭以外の顧客を有する。30を超える民間企業がこれらの顧客にサービスを提供しており、このうち10社（セバン・トレント・ウォーターを含む）が水道と下水道両方のサービスを提供している。業界は、毎年約50億ポンドの投資を行い、35,000名を超える人々を雇用している。

水道業界は、民営化されてから25年間、多くのことを成し遂げてきた。業界は、とりわけ顧客サービス、飲料水及び環境基準の改善のために資金を調達するため、1,000億ポンドの民間投資を呼び込んだ。

しかしながら、当社のセクターは依然として短長期的な重大な試練に直面している。

- ・顧客の収入が圧迫され、サービス改善のために支払いを行う能力が制限されている。当社のサービスが手の届く価格であることを確保する必要がある。
- ・英国の人口が増加し、水資源とネットワークに一層圧力がかかっている。当社は、十分な容量があることを確保する必要がある。
- ・洪水と干ばつが発生することが増えている。当社は、このように不安定さの増加に対処できるような回復サービスがあることを確保する必要がある。
- ・2008年の金融危機以来、金融市場が大きく変化しており、業界が長期的な投資のための資金調達をどのように行うのがベストなのか、疑問が生まれている。当社は、業界が持続可能な方法で資金調達をしていることを確保する必要がある。
- ・水道枠組指針及びその他環境規則の要件を満たすために、依然として多大な困難に直面している。当社は、顧客の手の届く価格で環境の改善のための役割を担う必要がある。
- ・当社の一部のインフラが老朽化している。これらは当社の役に立ってきたが、もはや顧客の求める品質基準や信頼性を実現することはできない。当社は、当社の投資が時宜にかなっており、金額に見合った価値があり、何年にもわたり将来的なサービスを実現するものであることを確保する必要がある。

当社は、「方向転換」シリーズの発表により、業界の将来及び我々がこれらの試練をどのように乗り越えるかに関する議論の最前線に立つよう積極的に努力している。当社は、社会的、環境的及び財務的により持続可能な水道業界を指示している。

当社は、当社が指示したアイデアの多くが導入されている新たな英国の政策及び規制枠組みに反映されていることを喜ばしく思う。試練は残っているが、当社は再編の指針を心強く思っている。当社は、成功の一助となることを期待している。

(業界の規制方法)

セバン・トレント・ウォーターは、規制対象事業である。当社は5年間の規制上の計画サイクルの中で取り組みを行っており、当社が顧客に請求する価格は各サイクルの始めに当社の経済上の規制当局であるOfwatが設定している。このような5年間のサイクルは、資産管理計画(AMP)期間と呼ばれている。当社は、AMP5の4年目の末に達したところである。しかし、当社は短期的にのみ考えているわけではない。

持続可能な事業を持つには、5年間の計画を超えた長期的な要件のバランスを維持することも必要となる。例えば、当社の水資源計画は25年先の詳細を見据えており、一部の資産の投資の必要性については40年間の期間で調査している。当社は、顧客に対する手頃な請求料金を維持するよう助けながら、長期的に正しい行いを行っていることを確保するため、この情報を次のAMPサイクルの投資計画を調整するために利用している。

Ofwatの規制対象となっていることに加え、当社の業績は下記による監視を受けている。

- ・飲料水監察局：当社が飲料水の品質規制を順守していることを確保する。
- ・環境庁(EA)：取水、河川の汚染及び洪水を管理している。
- ・ナチュラル・リソースズ・ウェールズ：カントリサイド・カウンシル・フォー・ウェールズ、ウェールズ環境庁及びウェールズ森林委員会によるウェールズの天然資源を管理するための取り組みを1つにまとめている。
- ・ナチュラル・イングランド：イングランドの自然環境の保護及び改善を行う。

当社は、以下を含む他の組織とも協力している。

- ・環境食糧省：イングランドの水道業界向けの方針状況を決定する。
- ・水道消費者協議会：業界の顧客を代表する。

(AMP6の事業計画)

当社はOfwatから、5年間の各規制期間について事業計画を作成するよう求めている。2013年12月、当社は、2014年4月から2020年3月までの次回の規制期間(AMP6)の事業計画を提出した。この計画は現在Ofwatによる審査を受けており、2014年12月に最終決定を受ける。

当社の計画は、顧客により、また、顧客のために推し進められるものである。当社の計画全体にある「金の糸」は、4つの主要要素から成る。

1. 当社の計画は値段に見合った価値を実現する

当社は、イングランドとウェールズにおいて、上下水道を合わせた平均請求額が最も安いことに誇りを持っている。当社のAMP6の計画は、値上げをインフレ率より下に留めることで、より優れた価値をもたらす。つまり、2010年から2020年の平均値上げは10年間のインフレ率より低くなるということである。

同時に、当社は全体的な設備投資を約30億ポンドまで増額する。当社は、より良いサービスやより健全な河川を含め、顧客にとって最も重要な分野の改善を優先する。特に、当社の計画では以下のものを提案している。

- ・漏水を更に6%削減すること
- ・顧客に対する水の供給障害の時間を47%短縮すること
- ・下水の氾濫の影響を受ける住宅数を14%減少させること
- ・二酸化炭素排出量を3%削減すること

また、当社は厳しい効率性目標を設定し、AMP6の費用総額を370百万ポンド超削減し、2010年の平均請求額を予定より低く維持する助けとなった。

2. 当社の計画は公正かつバランスの取れたものである

当社はステークホルダー全員の利益を考慮している。当社は、業績が予想以上であった際の利益を、顧客が受けるサービスを改善するための150百万ポンドの追加投資を行うことで顧客と共有している。この追加投資をこれまでどのように利用したかの詳細は、第3「業績概況」を参照のこと。当社は、当社の成功で得られた報酬を顧客と共有することを確保し、更にAMP6において規制の介入は不要であることも確保するため、次回の規制期間もこのアプローチを継続する。当社は、より優れたサービスの実現を後押しするインセンティブを通じ、収益を更に伸ばす機会を得るだろう。約束を実現しない場合、ペナルティとして顧客の料金が更に低くなる。

当社の計画は株主に対しても公正なリターンをもたらす。

3. 当社の計画は堅固で信頼の置けるものである

当社のアプローチは、堅固な事業計画を作成するという当社の実績を基盤に構築され、当社の「Let's Talk Water（水について話そう）」協議を通じてこれまでに実施した最大の顧客調査及び顧客との約束の実施に基づくものである。また、当社は計画の堅固さをテストするために厳しい保証プロセスも設けている。

当社は、合計16,000名を超える顧客及びステークホルダーとの対話を行った。当社は、お金をどこに利用すべきかについて顧客に現実的な選択肢を与え、当社のカスタマー・チャレンジ・グループであるウォーター・フォーラムにより課題を厳しく提起され、結果的に計画を変更した。ウォーター・フォーラムには、顧客、環境規制当局及び現地当局の各代表者が含まれ、独立した議長はデйм・イブ・バックランド（水道消費者協議会の議長も務める）である。

4. 当社の計画は、長期的に正しい行いをするものである

当社は長い間、より社会的、環境的かつ財務的に持続可能な水道業界を提唱しており、2010年4月に初めて「方向転換」シリーズを発表した。当社の計画は、「方向転換」に裏打ちされた哲学により形成され、長期的に確かな基盤をもたらすものである。

当社の将来的な計画には、バーミンガムにおける水供給の回復力を増すために次の2期のAMP期間に行う大規模な投資が含まれる。

当社は、河川の質を改善するため、また戦略的な回復力のために2015～2020年の大規模投資の計画も行い、AMP6の顧客への請求について正しいバランスを確保するために10年間の計画を立てている。当社は、下水の氾濫を防ぐことを助けるため、持続可能な都市排水システムのプログラムを倍増させるつもりである。また、顧客1人あたりに環境から取り出す水の量を減らすことを計画しており、このエリアにおける先導的ポジションを更に強化する。

（変化する規制環境）

水道業界は引き続き法規制の多数の変更による影響を受ける。

当年度中2014年水道法により導入された新たな法令により、この業界の運営方法に多数の大きな変更がなされた。特に、一般家庭以外の顧客に更に競争が生まれ、「上流」の競争が大きくなることでいずれは業界がより効率的なものになるだろう。

欧州水道枠組み指針（WFD）は、当社の将来的な設備投資における重大な促進力となるだろう。これにより、河川、湖、小川及び地下水の保護及び改善が助けられる。2013/14年度中、当社はWFDの実施に関する方向転換の報告書を発表し、EAと共有した。これは、顧客の手に届く費用で環境改善の実現についての議論に対する当社の公権である。また、当社は、AMP6への準備にあたり、どの技術がWFDの実施に最善のソリューションを提供するかも検討を開始した。

（規制対象外市場）

世界中の上下水道商品及びサービス市場は、当社がサービスを提供する大半の地域で長期的な成長見通しのある大規模なものである。上下水道事業の原動力は引き続き協力であり、これには水不足、人口増加、気候変動、規制要件の厳格化が含まれる。

運営サービスの顧客は、自治体や地方当局であることが多く、これらの顧客は処理施設の運営を外注しようとしている。そのため、これらのサービスの市場は、米国など、公共サービスの提供に際し民間セクターが関与する様子を構築している国で最も大きくなっている。英国では、2014年水道法により2017年から市場が競争に晒されるため、事業顧客への水道サービスの提供が益々可能となるだろう。

商品面では、当社の顧客は公共セクター処理場や産業運営から海洋及びオフショア石油・ガス運営にまで及び、これらの顧客は、水道及び廃水のろ過の要件を満たすために高品質な商品が必要としている。これらの商品市場はグローバルである。また、当社は新たな収益源を創出するため、専門のアフターマーケット営業チームも構築している。当社の商品に対する重要レベルはしばしば、環境に関する規制、地方自治体の財務の強度及び新規処理アプリケーションへの投資レベルに依拠する。運輸業界では、外来種の拡大を防ぐためのバラスト水の浄水に対する新基準の国際海事機関による認可により、バルピュア（BALPURE）商品ラインの市場が拡大するだろう。

(6) 規制対象事業（セバン・トレント・ウォーター） - ビジネスモデル

水は、生活及び我々が生活し、勤務するコミュニティーにとって欠かさないものである。セバン・トレント・ウォーターは、水のライフサイクルと本質的に繋がっている。当社が取水、配水及び浄水を通じて営業及びサービスを改善するための継続的原動力の中心を成しているのは顧客である。

セバン・トレント・ウォーターは、規制事業を営んでいる。当社は5年間の計画サイクルの中で取り組みを行っており、当社が顧客に請求する価格は当社の経済上の規制当局であるOfwatが設定しており、これにより当社は投資計画に資金を供給し、効率的なレベルの営業コストをまかなうことができる。また、当社は、飲料水監察局と環境庁（同規制当局らの詳細は下記参照）という2つの品質に関する規制当局による規制も受けている。

当社の価格と資産基盤は、毎年のRPI上昇に基づき調整が行われている。特定の状況下においては、当社は「通知事項」又は「関連する状況の変化」に関係のあるコストを理由として、5年以内でも価格見直しを求めることができる。顧客に対する不良債権と私有の側溝及び下水道の取入れは、現在の5年間に於いてこれらの分類に含まれるものである。セバン・トレントは、2010～2015年の期間中は、これらのいずれかの理由から価格の見直しを行っていない。

会社は資産基盤に基づいてリターンを稼ぎ出す。投資計画の実現をより効率的に行い、営業コストをより効果的に管理し、より低いコストで事業の資金調達を行うことで、Ofwatによる前提を上回る業績を上げれば、当社は追加のリターンを生み出すことができる。

当社の営業成績は、Ofwatにより査定が行われ、セクターに対し基準に従って評価される。今回の価格見直しでは、当社の業績に基づき、追加の収入を得る場合又は罰則が課される場合の範囲が設定される。

(規制枠組み)

- ・水道消費者協議会：消費者の権利を保護するために設置された独立機関 (www.ccwater.org.uk)
- ・飲料水監察局 (DWI)：水道会社が供給する水が飲料水として安全であることに加え、国及び欧州の基準をすべて順守していることを確保するもの (www.dwi.defra.gov.uk)
- ・環境庁 (EA)：環境の保護及び改善のために設立された公的機関 (www.environment-agency.gov.uk)
- ・安全衛生庁：健康及び安全に関する法律の執行機関 (www.hse.gov.uk)
- ・ナチュラル・イングランド：ナチュラル・イングランドはイングランドの自然環境の保護及び改善を行う。
(www.naturalengland.org.uk)
- ・ナチュラル・リソーシズ・ウェールズ：ナチュラル・リソーシズ・ウェールズは、ウェールズ環境庁及びウェールズ森林委員会によるウェールズの天然資源を管理するための取り組みを1つにまとめている。
(www.naturalresourceswales.gov.uk)
- ・Ofwat：上下水道業界の経済上の規制当局。水道会社が顧客から得た金銭を効率的かつ効果的に利用することを確保し、上限価格の設定を行う (www.ofwat.gov.uk)

(セバン・トレント・ウォーターの役割)

	手順	規制枠組み	リスク*
1	取水（汲み上げ） 地域内の貯水池、河川及び地下の帯水層から取水した水の料金を当社から環境庁に支払う。	<ul style="list-style-type: none"> Ofwat ナチュラル・イングランド ナチュラル・リゾーシズ・ウェールズ 環境庁 安全衛生庁 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な資産に障害が発生した場合、地所への損害、人々の健康への悪影響及び/又は顧客への供給能力への途絶を招くおそれがある（「主要なリスク」参照番号6及び8）。
2	浄水 当社の156の水処理工場で原水を最高水準にまで浄水し、安全な飲料水にする。	<ul style="list-style-type: none"> Ofwat 飲料水監察局 安全衛生庁 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な資産又はプロセスに障害が発生した場合、水質の低下、顧客への供給障害、又は規制目標の不達成を招くおそれがある（「主要なリスク」参照番号7及び8）。 有害なプロセス又は化学物質により、人々の健康が害されるおそれがある（「主要なリスク」参照番号6）。
3	浄水の配水 47,000kmに及ぶ水道管ネットワークと閉ざされた保管用貯水池により、顧客の蛇口に継続的に浄水が供給される。	<ul style="list-style-type: none"> Ofwat 飲料水監察局 安全衛生庁 	<ul style="list-style-type: none"> 当社の配水ネットワークの業績がDWI又はOfwatが見込んでいる基準を下回るおそれがあり、この場合顧客に対するサービスの低下及びネットワークからの漏水の増加を招くおそれがある（「主要なリスク」参照番号7）。 主要な資産のいずれか1つに障害が発生した場合、顧客への供給障害を招くおそれがある（「主要なリスク」参照番号8）。
4	顧客による当社のサービスの享受 当社は年間4.3百万の企業及び世帯に請求を行っている。 その引き替えに、当社は、24時間365日安全かつ信頼性のある水の提供及び廃水の回収を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> Ofwat 水道消費者協議会 飲料水監察局 	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、顧客が当社に伝える希望を実現するための顧客サービスに関して、業績を十分に改善することができないおそれがある（「主要なリスク」参照番号1）。 当社は、事業小売市場が競争に晒された際に効果的に対応できないおそれがある（「主要なリスク」参照番号2）。
5	廃水の回収 当社の約92,000kmの下水道及びポンプ場により、家庭や企業から廃水を回収し、地所と側溝の外から地表水を回収している。	<ul style="list-style-type: none"> Ofwat 環境庁 安全衛生庁 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の廃水を効果的に処理できないことで、下水の氾濫を招くおそれがある（「主要なリスク」参照番号7）。
6	廃水処理 廃水は、厳しい環境基準を満たすよう、当社の1,023箇所の下水処理工場で入念な選別、ろ過及び処理が行われる。当社は、処理中の水を水道システムに戻すための年間許諾手数料を環境庁に支払っている。	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境 環境庁 安全衛生庁 	<ul style="list-style-type: none"> 当社の廃水業務の運営上支障が生じ、これにより地域の環境に損害が及ぶおそれがある（「主要なリスク」参照番号7）。
7	1に戻る		

*（現時点で主要なリスクと考えられるものは、その詳細が本書第5「5（1）コーポレート・ガバナンスの状況」に記載される。）

（投資と維持を行うネットワーク）

当社は、投資主導型の業界に属しており、当年度の投資計画は602百万ポンド、関連地所1箇所当たりでは約140ポンドであり、これは、より多くの漏水を発見及び修理し、供給障害の件数を削減し、上下水道処理施設を改善し、下水の氾濫事故を減らすために下水ネットワークを向上させたことを含め、当社の上下水道ネットワークにおける前年度比の投資増加（2012/13年度：555百万ポンド）を反映したものであった。この投資計画のための資金は、当社が自ら発生させた利益、及び資本市場からの金銭の借入れにより調達している。

資本投資は、RCVと呼ばれる当社の資産基盤に追加される。当社の資産基盤の価値は、毎年のインフレに伴い増加している。当該資産基盤において株主に創出されるリターンは、5年間の計画サイクルにおいて、経済規制当局であるOfwatが設定している。当社は、業績が上回ればリターンを増加することもできる。

（リスク）

当社は、イングランド及びウェールズの上下水道サービス供給会社として、複雑な法律上及び規制上の環境の中で営業している。その結果、当社は、法律上及び規制上の枠組みを順守していない可能性、2015年から2020年までの事業計画につきOfwatからのサポートを得られないこと、2010年から2015年までの期間についての合意済み事業計画に定める規制に関する契約の条件を満たしていない場合に関連するものを含め、多数のリスクに直面している。当社はまた、当社の事業計画の維持を不可能にする将来的な法改正に関連するリスクにも直面している（「主要なリスク」参照番号3、4、5）。

（規制枠組み）

- ・ Ofwat
- ・ 安全衛生庁
- ・ 環境庁
- ・ 飲料水監察局

(7) 規制対象外事業（セバン・トレント・サービスズ） - ビジネスモデル

当社の規制対象外事業により、当社は英国及び海外の地方自治体、工業及び商業セクターにサービス及び商品を創出し、提供することで、上下水道処理の知識を最大化することができる。

また、当社はグループに対して再生可能エネルギーも提供しており、エネルギー生産において新たな機会を見出そうとしている。

現時点で主要なリスクと考えられるものは、その詳細が本書第5「5 (1)コーポレート・ガバナンスの状況」に記載される。

	STS運営サービス	STS浄水（商品）	再生可能エネルギー
1 機会を見出し、構築すること 規制対象外事業での機会を見出し、構築する	運営サービスは、地方自治体及び工業顧客並びに英国国防省（MOD）向けに上下水道の処理施設の契約による運営とメンテナンスを提供する。 英国では、当社は様々な工業セグメントに上下水道処理施設の設計、建設及び契約による運営を行っており、英国全域で事業者個人向けの水道を供給している。	商品では、様々な地方自治体及び工業用上下水道処理アプリケーション向け並びに海洋・オフショア業界に、ろ過、消毒及び処理ソリューション技術を提供している。	セバン・トレントの規制対象外事業は、風力タービンと農作物の嫌気性消化（AD）により再生可能エネルギーを生産し、当社は現在食品廃棄物のAD市場にも拡大中である。当社が英国ウォリックシャー州コールズヒルで計画中の施設は、44,000トンの食品廃棄物を17,026MWhの電力に変換し、2016年までに年間約30,000トンの農業用バイオ肥料が生産される。当社は、太陽光（PV）やバイオマス燃焼を含む他の技術の回開発について調査を行う予定である。
2 商品及びサービスの創出 顧客が自らの水道及びエネルギー需要を管理することを助ける商品及びサービスの創出	当社の戦略は、米国と欧州での運営サービス事業を引き続き拡大することである。 法令により事業者は上下水道サービスをどこから買うかを選べるようになったため、英国全体での水道供給サービスは変化している。運営サービスは、このような開放された市場の変化を追求し、事業者が改善されたサービスにより最適な上下水道運営を実現することを助けている。	当社の戦略は、従来市場向けに次世代商品を導入し、新たな地域での需要に対応するための技術を開発することである。 特定地域の需要（インドでのガス供給、中国での消毒・ろ過）に対処することで、当社は顧客に最善の価値をもたらす商品を提供できるだろう。	当社は、2014/15年度中には規制対象事業に対し40,000MWhを超える電力及び火力を供給する。 当社の新たな食品廃棄物AD事業により、工業、商業、個人向け及び国内の食品廃棄物リサイクルサービスが提供される。

	STS運営サービス	STS浄水（商品）	再生可能エネルギー
3 強力かつ評判の高いブランドの構築 セクター全体で認識される強力かつ評判の高いブランドの構築	<p>運営サービスは、当社が22の州の400を超える施設にサービスを提供する米国で運営される施設という面では最大の民間運営会社として認識されている。これらの施設は、環境コンプライアンス、健康・安全、工場パフォーマンス全般などの分野で定期的に賞を獲得している。</p> <p>運営サービスは、英国水道供給市場で先導的役割を担っている。スコットランド、イングランド及びウェールズでの水道サービス許可を受けているため、複数箇所に拠点を置く事業者による単一供給会社によるアプローチによる利益とシナジーを提供している。</p>	<p>当社のブランドは世界各地で利用され、認識されている。当社の主要ブランドの一部は以下の通りである。</p> <p>ClorTec®：現場次亜塩素酸ナトリウム生成システム。</p> <p>Capital Controls®：ガス供給システム及び付属品のライン</p> <p>TETRA®：飲料水及び廃水フィルターにおいて最も信頼される名称の1つ</p> <p>BALPURE®：バラスト水処理技術</p>	<p>当社は、嫌気性消化と熱源供給システム（CHP）の生産の分野で経験豊富であると認識されている。この複雑な生物学的プロセスにおける当社の専門性は、当社が素晴らしいサービスを提供する信頼を受けられることを意味する。</p>
4 収益を最大にすること 長期契約及びサービス契約並びに商品の組み合わせ宣伝により投資リターンを最大化する	<p>当社は引き続き米国の新たな州に参入し、コネティカット州ブリッジポートにおける最大額の契約を確保しながら、サウスウエスト・ウォーター・カンパニーから14の契約を獲得することでカリフォルニア州でのプレゼンスを拡大する。MODとファースト・ミルクとの長期契約により、継続的な安定性が生まれた。</p>	<p>当社は、地域営業モデルへと移行しており、これにより業界によりしっかりと退所し、顧客との距離を縮め、マージンを改善するためのコスト基盤を再調整する。当社は、当社の中核的技術の有効性は長期的なポテンシャルを実現できると考えている。</p> <p>水処理技術のアフターマーケット販売は、更に機会となる。当社は、市場でのプレゼンスを拡大するため、新規にターゲットとする場所の市場に参入しようとしている。</p>	<p>当社は、規制対象事業において電力及び火力の売買契約を成立させた。当社は、食品廃棄物の処理のため、より幅広い供給市場において長期契約を締結する予定である。</p>

	STS運営サービス	STS浄水(商品)	再生可能エネルギー
関連するリスク	<p>有害なプロセスにより当社の従業員が怪我をするおそれがある(「主要なリスク」参照番号6)。</p> <p>商品又は処理プロセスに障害が生じた場合、環境破壊や規制の違反が生じるおそれがある(「主要なリスク」参照番号7)。</p> <p>規制又は政策の変更により当社のサービスの需要低下を招くおそれがある。</p> <p>当社は、英国小売市場が競争に晒されることによる利益を活用できないおそれがある(「主要なリスク」参照番号2)。</p>	<p>商品又は処理プロセスに障害が生じた場合、人が怪我をし、環境破壊及び規制違反が生じるおそれがある(「主要なリスク」参照番号6及び7)。</p> <p>国際的サプライチェーンの混乱により、当社が顧客の需要に応える能力に影響が及ぶおそれがある。</p> <p>当社の主要商品の知的財産が競合他社に使用されるおそれがある。</p> <p>新商品が市場に導入されることで当社の商品及びサービスの競争が増すおそれがある。</p> <p>再編計画により予想していた利益が実現しないこと。</p>	<p>有害なプロセスにより当社の従業員が怪我をするおそれがある(「主要なリスク」参照番号6)。</p> <p>当社はエネルギー価格の変動性増大の可能性に晒されるおそれがある。</p> <p>規制若しくは政策の変更又は当社の計画に対する地域の反対が生じた場合、当社の目標を達成するに十分な再生可能エネルギーを生産する脳ロイ国影響が及ぶおそれがある。</p>

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社には親会社はない。

(2) 子会社

セバン・トレントは当グループの持株会社である。2014年3月31日現在、当会社の主要な子会社の詳細は以下の通りである。

名称	所在地	全額払込済発行済 株式資本	業種	所有割合
セバン・トレント・セレクト・リミテッド	英国	2ポンド	ライセンスを受けた上下水道サービスの提供	100%
セバン・トレント・サービシズ・UK・リミテッド	英国	100ポンド	上下水道インフラの運営	100%
セバン・トレント・サービシズ・ディフェンス・リミテッド	英国	500,000ポンド	英国国防省に対する上下水道サービスの提供	100%
セバン・トレント・ウォーター・リミテッド	英国	10億ポンド	上下水道事業	100%
セバン・トレント・エンパイロメンタル・サービシズ・インク	米国	418ドル	上水処理事業	100%
セバン・トレント・サービシズ・リミテッド	英国	5,234,010ポンド	浄水	100%
セバン・トレント・ウォーター・ピューリフィケーション・インク	米国	11,666.65ドル	上水殺菌設備	100%
ダーウエント・インシュアランス・リミテッド	ジブラルタル	17,500,000ポンド	保険会社	100%

5 【従業員の状況】

当年度中の平均従業員数（業務執行取締役を含む。）は、以下の通りである（正社員レベル）。

	2014年	2013年
事業種別：		
セバン・トレント・ウォーター	5,634	5,458
セバン・トレント・サービスズ	2,339	2,749
当社及びその他	19	14
	7,992	8,221

グループ内の平均従業員数は、本書第6 1 (6) 「連結財務諸表に対する注記」の注記9に記載されている。

セバン・トレントは、多様性があり、かつ包括的な企業文化が、事業の成功の大きな要因であると考えている。各個人の仕事を行う能力を確保できる限り、我々は決して差別は行わず、障害者が当社で就労できることを確実にするよう尽力している。当社は、従業員が障害を持つことになった場合も、当該従業員の雇用を確保するよう努め、あらゆる合理的な役割調整を行い、更に必要であれば、当該従業員がセバン・トレント内で代替の役割を模索するのをサポートするために再配置の機会を検討する。セバン・トレントは、性別、人種、年齢、障害の有無を問わず、全従業員に、研修、キャリア開発、及び昇進の機会を与えることを保証する。

職業健康プログラムの付与は非常に重要なものであり、特に、当年度中は精神的な健康問題に対する注意を促しセバン・トレント・ウォーターの従業員が利用可能な従業員支援プログラムを推進するための取り組みが行われた。

当グループは、従業員の参画及び協議を積極的に奨励し、また会社全体でのコミュニケーションフォーラムや、あらゆる関連情報及び発表を社員に対して説明・公表することにより、当グループの活動及び財務業績に関する情報を従業員に継続して提供することに重点を置いている。セバン・トレントは、従業員の関心を当社の業績の成功に向けることを助けるべく、2つの従業員株式制度（employee share plan）を用意している。英国歳入関税庁承認のSAYE（給与天引き）制度であるセバン・トレント株式貯蓄制度（Severn Trent Sharesave Scheme）は、英国の従業員に年間ベースで提供されている。英国歳入関税庁承認のセバン・トレント株式インセンティブ制度（Severn Trent Share Incentive Plan）は、会社のKPI目標に対する実績に基づき、セバン・トレント・ピーエルシー及びセバン・トレント・ウォーター・リミテッドの従業員に対し年間報奨として株式を給付している。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 規制対象（セバン・トレント・ウォーター）業績レビュー

（より良い価値、より良いサービス及びより健全な環境を実現すること）

当社の目標は、英国1番の上下水道会社となることである。これはつまり、我々が依拠する環境を保護しながら顧客及び投資家により良い価値とより良いサービスを提供しなければならないという意味である。

当社の目標を達成し、顧客の需要に応えるため、当社は2013年度中10個の長期目標を設けた。当社は毎年目標を報告し、業績をどのように改善したかを説明する。

（良質な水）

目標1 飲用に適した水を提供すること

当社の飲用水は英国随一のものであり、飲料水監察局（DWI）の品質基準の全体的なコンプライアンスは99.96%（前事業年度：99.98%）を達成した。

しかし、当社の業績の一部は、当社と顧客が期待する基準を下回った。当社がDWIに報告した重大事由は、去年より1件多かった。直近2通のDWI監察長からの報告書には、改善された分野が多数強調されており、昨年度中は水質に関する告発が1件あった。具体的には、検出された大腸菌（無害のバクテリア）の発生数に係る業績が3年間（2013/14年度を含む）に二度Ofwatが期待する最大レベルを超過した。結果として、当社の地上資産のサービス有用性が不十分と格付された。

当社は、これらの不備を非常に深刻に受け止めており、当社が直面する問題やリスクに対処するためにはもっとやるべきことがあると認めた。当社は、資産への改善が必要な複数の分野を特定しており、投資プログラムが既に進行中である。当社は改善すべき点の見極めと改善を実現するための取り組みプログラムを有している。当社は運営の監視を強化し、引き続きこの分野の問題に迅速に対処するために必要なことを行うよう献身している。当社は引き続き当社の顧客が最高品質の水を受け取ることを確保することに献身する。

当社は、業績改善を可能とするため、従業員と処理場への投資を継続している。例えば、当年度中、ネットワーク運営担当者と運営コールセンターの従業員向けに、水質に対する知識と意識を高めるプログラムを実施した。当社は、フランクリーにある当社最大の施設において、資産をリニューアルし、プロセスを改善するための投資を進めているところである。ダービシャー州バンフォードでは、回復力と現地の泥炭湿原からの水を処理する能力を増大させるためのプロセスを改善している。

当社は引き続き水質戦略によって将来を見据え、当社のAMP6計画も、より革新的かつ持続可能な方法により原水の質の悪化に対処すること（例えば、貯水池のアプローチの拡大）を目指している。これは、原水システムへの汚染リスクを最小限にするため、土地所有者や利用者と連携した取り組みが必要で、これによって当社は処理場への追加の投資を回避できる。

洪水リスクを減らすためのパートナーシップ

当社は、環境庁と共に、ダービシャー州アショップ川沿いに4ヘクタールの森林を作った。家畜放牧をやめ、自然過程に働きかけることで、このような土地管理は、野生動物の生息環境と生物多様性を改善しながら、水の流出を減らし、遅らせ、洪水や汚染のリスクが削減される。

（信頼の置けるサービス）

目標2 必要なときに水があることを確保すること

当社の顧客は、蛇口を捻ったら水が出ることを期待しており、また、漏水が減少することを期待している。

改善の約束の一環として、当社は漏水の数値を計算する際の基準を見直した。改善の影響は、正味で、実績及び目標については見られなかった。

当社は、漏水を1日当たり441メガリットルに維持し、Ofwatの漏水目標である1日当たり456メガリットルを達成した。セバン・トレントは、AMP5の期間中漏水が目標より少なかった数少ない会社の1つであり、AMP5において11%の漏水削減を実現する予定である。

当社は、顧客が供給を受けられない状態にある平均時間を、1地所当たり29分から16分へと更に減少させた。当社は、新たなパイプ、バルブ及びその他資産に投資を行っており、顧客への供給を迅速に回復する能力を改善している。例えば、新技術によりパイプを修理しながら水流を維持することができるようになった。

当社は、2014年水業界功労賞において、漏水発見の効率性を改善し、業界全体で問題とされるプラスチック製パイプに特に有効な設備を当社が新たに開発したことで、年度中の革新賞を受賞したことを喜ばしく思う。この設備は、研究・開発プロジェクトからエコロジクスから商品発売に至るまで、当社がラフバラー大学と共同で開発したものである。

12時間を超える供給障害が生じた地所数は2,699で、昨年度より142増えた。これらの900超が、長期にわたり電力供給に障害が生じた2月の激しい荒天後に発生したものである。これは、サービス有用性の査定において重要なインプット基準となる。この基準では根本的な改善があったにもかかわらず、また、他の指標はOfwatと合意した営業範囲内又はそれ以上であったにもかかわらず、サービス有用性の枠組みを適用したことで当社のサービス有用性は不十分として格付された。

当社は、12時間を超える障害の発生件数を削減するために献身する。これを実現するため、当社は当社のリスク及び偶発事由発生時の計画並びに緊急時対応の改善に向けた注力を増大させた。

当年度の終盤に向け、当社は水資源管理計画について協議を行った。これは、今後25年間及びそれ以上にわたり、当社がどのようにして持続可能かつ手頃な価格の水を顧客に提供できるかを説明したものである。また、当社がどのようにして水不足の時期に供給を維持するかを記載した干ばつ計画も発表した。

当社の将来的な計画には、次の2期のAMP期間にバーミンガムの水供給の回復力を増大させるために行う大規模投資が含まれる。これにより、エラン・バレー水道の寿命を延ばし、顧客は次の10年で数百万ポンドを節約でき、英国第2の規模を誇る都市へのリスクを軽減する。また、顧客により高い回復力を提供するため、引き続き本管ネットワーク及び戦略的パイプ網の改善を行うつもりである。

目標3 廃水を安全に処理すること

当社は引き続き内部の下水の氾濫リスクを軽減するための投資を行い、当年度は更に121の地所を保護し、AMP5期間中としては741地所となる予定である。当社の努力により、度重なる内部の下水の氾濫に悩まされる顧客の数が2012/13年度は255名だったのが当年度は204名にまで減少した。また、当年度は約160の地所の氾濫リスクを軽減した。当社は、洪水を減らすため、持続可能な排水システムを益々利用することに加え、現地当局、環境庁、現地排水委員会及び高速道路当局と協力してパートナーシップを増やしている。

当年度、当社はグロスターでの洪水保護スキームを完成させた。これにより、過去2回の冬の過酷な天候にもかかわらず街で洪水が発生することはなかった。103の地所を洪水から守る当社のロイヤル・リーミントン・スパ下水改善プロジェクトが計画され、2014年度中に完了する。このプロジェクトは、リサイクルされた根切り土により、国のグリーン・アップル賞を授賞し、これをどのように他のスキームにも拡張するかを模索中である。

当社の全体的なサービス有用性は依然として不十分である。当社はサービス有用性の査定に含まれる6つの指標のうち5つで優れた成績を引き続き実現している。6つ目の指標である下水の閉塞では、当社の成績は18ヶ月間で改善傾向を見せている（昨年度より13%下落）が、依然としてOfwatと合意した目標より上回っていた。改善は、AMP5全体で講じた措置を反映している。当社の全体的な環境業績は良好なままであり、このエリアにおける他の顧客や環境関連の指標はOfwatと合意した営業範囲内又はそれ以上であったが、サービス有用性の枠組みを適用したことで引き続き「不十分」の査定となってしまった。これは、当社のPR14計画に含まれる査定と合致している。汚染の業績は後述の「目標7 - 現地の環境を保護すること」に含まれる。

当社は、2016年10月1日の譲渡に先立ち、私有のポンプ場の導入・改善に向け順調なスタートを切った。既に24のポンプ場の導入・改善を行っており、来年度は更に150の導入を行う。

当社は、顧客への教育を増加させることで閉塞及び汚染の業績を引き続き改善する。閉塞の75%は顧客がトイレに流した不適切な物が原因であるため、現地で事故があればその後顧客と話し、この分野での注目を増すために幅広いキャンペーンを展開している。

目標4 最高の顧客サービスを提供すること

当社は、セバン・トレントの顧客になることを容易にしたいと考えている。近年、当社は顧客により幅広い契約チャネルの選択肢を提供し、これらの各チャネルからより良い経験を実現するよう懸命に取り組んでいる。例えば、現在、当社は80%を超える電話に20秒以内に応答し、近々顧客からのEメールに4時間以内に返信できるようになる。当社は、プロセスを簡略化し、当社の組織の様々な接点によって顧客によりわかりやすい手順を提供することにも懸命に取り組んでいる。当社の会社全体の顧客体験プログラムは引き続き、顧客にとって本当に重要な点の現実的で測定可能な改善に重点を置くことで、毎回、毎日5つ中5つの体験を一貫して提供できるようにする。

当社が顧客満足度を得て、測定を試みるには他にも多数の方法がある。Ofwatは、質的及び定量的要素を持つサービス・インセンティブ・メカニズム(SIM)を用いて当社の顧客サービスを測定している。

質的要素は、当社のサービスに対する顧客の見解を反映している。当年度、当社の質的スコアは4.36から4.48に上昇し、当社と当社の同業グループとの差が縮まった。当社の努力にもかかわらず、当社はこの測定において当年度は依然として第7位であり、当社の変化の速度は改善を要すると認識している。定量的測定基準は、当社に連絡をしなければならない顧客の人数を反映している。当社の成績は14%改善した。全体的に見ると、当社のSIMスコアは81.55で、昨年度の78.11から上昇した。

当社は、毎月約10,000名の顧客からフィードバックを得る「顧客の声」の調査によってもデータを得た。この調査では、当社は現在顧客の問題の94%を初回で解決している一方、93%が当社のアドバイザーによる手助けの方法に満足している。

当年度、当社はどうしたら顧客の需要をより正確に予想することができるのかを理解するため懸命に取り組んだ。これは、顧客の需要により迅速に応えられるよう、当社が適切な時期に適切な資源を有することを確保する助けとなった。

当年度中、当社は引き続き優秀な従業員プログラムを展開した。これにより、前線のアドバイザーがより優れた顧客とのコミュニケーション能力を身につけ、マネージャーらが顧客により重点を置いたオペレーションを行う助けとなっている。

(良心的な請求)

目標5 請求額を可能な限り安くすること

一般家庭の予算が圧力下にある中、当社の顧客は、上下水道を合わせた請求額がイングランドとウェールズで最も安い(2013/14年度は335ポンド)ことの恩恵を受けていることを喜ばしく思う。過去5年間の当社の価格は、累積で、インフレ率を下回る値上げを行っており、この記録を2020年までは維持しようとしている。

当年度、当社は、2011年10月に導入した私有の側溝及び下水道について、これらの顧客への譲渡を模索するのではなく、追加の営業コストを負担した。AMP5に約38百万ポンドの追加営業コストを負担する見込みであり、約42百万ポンドの追加設備投資となる。

当社は、効率性による利益を顧客と分け合うことを継続している。2012年5月に発表した150百万ポンドの追加投資は、下水の洗浄、下水処理場の改善及び漏水の削減を含む当社のサービスを実現する助けとなっている。現時点で120百万ポンドの投資を行っており、残りは2014/15年度に行う。

支払いを行わない顧客によって支払いを行う顧客のコストが増大するため、当社は支払いが可能である全員が実際に支払いを行っていることを確保するための厳格なアプローチを行っている。当社の不良債権のレベルは、売上高の2.2%と業界最低レベルである。

当社は引き続き働き方を改善して、顧客に対する請求額を低く保ち、サービスを改善できるようにする。当社は、当社のSAP企業ソフトウェアソリューションへの投資を活用する共有のシステム及びプロセスを導入しており、当社の事業運営を裏打ちし、結びつけている。例えば、当社は「採用計画」プロセス（新たな資産の設置方法）を簡略化することで、設備投資の効率性増大の実現を助けている。

当年度中、当社は効率性を改善し金銭を節約するために、顧客営業サービスセンターに投資を行った。顧客が問題を報告したら、当社のエージェントが影響を受けた資産、作業員のアベイラビリティやその他主要な要因に関しよりしっかりとした情報を得て、より迅速に問題を解決し、顧客により良いサービスを提供できるようにする。また、当社は、インフラのパフォーマンスを分析するシステムであるネットベースにも投資を行い、漏水を迅速に止めるために作業員の作業をどこに集中させる必要があるかを特定できるようにした。

サプライチェーンパートナーとの協調的な取り組みによっても効率性及び業務改善を実現することができる。2013/14年度中、当社は「1つのサプライチェーン」アプローチを更に5年間更新した。これらの関係を延長させることで、AMP6の堅固な資本プログラムを計画することができた。より一般的には、当社の調達チームは引き続き当社が購入する商品及びサービスのコスト削減を助け、当年度中総額58百万ポンドを節約した。

目標6 苦しんでいる人を助けること

当社の地域の貧困率は国の平均より大幅に高く、一部の顧客は請求額の支払いに心から苦しんでいると認識している。当社は支援のために幅広い料金請求方式及びスキームを提供しており、2013/14年度は合計20,000名を超える顧客が恩恵を受けた。

この支援には、支払いが特に困難な顧客に請求額の上限を設けるウォーターシュア料金請求方式、顧客が少額の控除を給付金から滞納金の支払いにまわすようアレンジできるウォーター・ダイレクトが含まれる。

セバン・トレント信託基金は登録慈善基金で、水道料金に対応するため多くの顧客を助けている。

ビッグ・ディファレンス基金は、市民相談所（CAB）とのパートナーシップである。CABは、顧客が将来的に家計の借金をより効果的に最小化し又は回避できるよう、より幅広い財務問題に対処することを助けている。2013/14年度中、当社はこれらの基金に追加で3.5百万ポンド寄付した。

（責任ある業務）

目標7 現地の環境を保護すること

汚染事故は、予定外に水又は下水を環境に排出することで発生する。当社は汚染事故の件数を更に削減し、重大汚染事故は3分の1以上減少した。当社の理解では、当社は、環境庁（EA）が認識する汚染事故が前年比で減少したたった2社のうちの1社であった。環境に関する業績全般は、2012/13年度はEAにより3（4満点中）と査定されたが、2013/14年度は大幅に改善した。EAによる業績の最終査定が2014年夏に発表されるのを待っているところである。しかし、当年度中EAによる告発が2件あり、当社の営業成績は引き続き改善が必要であることが強調される。

当社は、350箇所にモニターを設置した（このうち209箇所が委託され、稼働中（昨年度は50箇所のみ）である）ことで放流水の質の可視性が増した。当社は、AMP5が修了するまでに520箇所の監視を行うことを目標としている。当社は、下水処理場への投資を継続しており、AMP5の投資プログラムは完了する予定である。当社のインフラ以外の改善グループも、問題点を分析し、組織的に問題を解決した。

結果として、704の承認された地所のうちコンプライアンス上限を達成しなかったのは5箇所のみで、当社にとって過去最高の業績となる99.29%であり、これが当社の地上資産のサービス有用性の安定を維持することに寄与した。

また、当社は革新も継続し、ワーセスター下水処理場にあるロントラ・ブレード圧縮機の試験を行った。圧縮機は、廃水に空気を入れることを最適化し、このプロセスのために使用する電力が20%削減される。試験によりユニットの効率性と信頼性が示された。また、当社は英国初の垂直流ヨシ原の取り組みも開始した。この技術は、地方部の下水場に、最もメンテナンスが少なく最も環境に優しいソリューションを提供するものである。

EAの国家環境プログラムに従い、当社は河川の質を向上するために48百万ポンドの追加投資を行い、AMP5の投資は150百万ポンドを上回った。これには、15箇所の下水場におけるプロセスの改善や、4つのコミュニティーの公共下水ネットワークが民間による汚染された廃水をなくすことができるようにすることが含まれる。

当社には、当社が所有又は一部管理する38箇所の自然保護協会特別指定地区（SSSI）を含め、生物多様性を保護する重要な役割がある。当社は、2020年までにすべてのSSSIを適切な状況にするため、ナチュラル・イングランド・ナチュラル・リソースズ・ウェールズ、EA、野生生物基金及びRSPBなどのパートナーと協力している。SSSIとされる当社の主要なビジター用施設は、優先分野において大きな環境上の利益を実現することを目指したナチュラル・イングランドの高レベル管理スキームに組み込まれている。特に、当社は、当社の土地の生物多様性を増加させ、持続可能な貯水池管理を提供しようとしている。

しかしながら、レスターシャーのチャンウッド貯水池のSSSIには、水質問題がある。これに対処するため、レスターシャー・アンド・ルットランド・ワイルドライフ・トラスト(L&RWT)との10年間の契約及びリースが成立間近である。これは、L&RWTが、ナチュラル・イングランドのSSSI保全目標に従って、森林と貯水池を管理することを可能とするものである。

当社は引き続き、当社の森林は森林管理評議会の認証を受けたものとし、これを森林委員会の森林付与スキームに組み込む。例えば、カーシントン・ウォーターのスキームでは、森林の鳥のために土地保有を管理しながら、水も保持するため、貯水池にゆっくりと放水を行っている。また、当社は野鳥クラブなどのコミュニティーグループとも連絡を取り、当社の貯水池やその近辺の鳥の数及び種類を監視している。ボランティアグループは、新たな池など生物多様性の生息地を創出する手助けを行い、ヨシ原を管理し、野草の草原を保全している。

未来の顧客の教育

当社のウォーター・チャンピオンプログラムを通じて、セバン・トレントのボランティアが、学校向けに、楽しくためになる水の効率的なガーデンを作っている。また、子供が実際に水について学べるよう、学習用の資料や家庭でのアクティビティも提供している。コベントリのアルダーム・ア・ファーム小学校はその恩恵を受けた学校の1つである。当社のボランティアが同校で3日間を過ごし、外での学習環境の変換を手助けした。

目標8 より幅広い環境を保護すること

上水と下水の処理は、エネルギーを大量消費するもので、セバン・トレント・ウォーターによる二酸化炭素排出量はグループ全体の98%に上る。当社は、10年超にわたり当社の成績を報告しており、エネルギー効率、再生可能エネルギーの生産、メーター測定の改善及び輸送の更に有効利用によって排出量もコストも堅実に減らしてきた。2013/14年度は、当社のCo2e排出量は合計511キロトンで、9%減少した。当社の計画は、AMP6には二酸化炭素排出量を3%減らすことである。

当社は、2009年からカーボン・トラスト基準の認証を受け、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)に貢献している。当社の温室効果ガスの影響に関する詳細情報は、年次報告書79ページに記載される。

当年度、当社は、十分な汚泥処理について100%のコンプライアンスを達成し、コンプライアンスの監視及び制御を近代化するための新たなITシステムを実施した。また、厳しい天候による影響を軽減するためのバイオソリッド保管にも投資を行い、厳しい天候の期間中にバイオソリッドをリサイクルできることを確保するため、革新的なソリューションの試験を行った。

当社は、再生可能エネルギーではセクターを先導する立場にあり、現在必要エネルギー量の23%を供給している。このプロセスの多くは、上下水道処理の副産物又は不可欠な特徴を利用しており、規制対象事業の一部として分類される。

当年度中、当社は、当社最大の下水処理場に、より効率性の高い熱と電力を組み合わせたユニットを設置し、出力を10%増加させた。また、当社初で英国最大のバイオメタン注入工場をバーミンガムのミンワースに建設中である。当社の規制対象外の再生可能エネルギーに関する情報は、下記「規制対象外 業績レビュー」に記載される。

目標9 コミュニティー内で有益な影響を及ぼすこと

当社の活動は、当社の地域に幅広い経済的及び社会的恩恵をもたらす。コベントリ大学から当社に委託された調査によると、当社が1ポンド投資するごとに、地域経済に1.66ポンドが創出され、保持される（数字は、セバン・トレント・ウォーターの報告書である「Making a Difference」が出典）。2013/14年度は約600百万ポンドの投資プログラムを行い、当社の貢献は多大である。

当社は、5,900名を超える人々の主要な雇用主でもある。当社は、見習制度を通じて若者の雇用を助けており、現在営業及び顧客サービスで80名を超える実習生を有している。これは、関与する若者のためだけでなく、当社が今後必要とする技術を確認する助けにもなっている。

現在及び今度の顧客を教育することも、水をどのように効率的に使用するか、下水で何が安全に処理できるのかを人々に理解してもらうことを助ける要である。当社の学校教育プログラムは、年間で子供45,000名を超える数に達し、水の価値を理解してもらっている。当社はこれを会社全体のウォーター・チャンピオンボランティアプログラムに拡大している。これにより、当社の従業員が、地域の小学校に楽しくためになる水の効率的ガーデンを作り、日々の学習に組み込んでいる。これは、当社の地域コミュニティに参加しながら、当社の従業員の技術を向上させ取り組みの関係を築くものである。

また、2013年度中、当社は地域のビッグ・バンイベントのスポンサーを務めた。国のビッグ・バンプログラムは、科学、技術、エンジニアリング及び数学に関する英国の若者向け最大プロモーションイベントであり、英国コベントリのリコー・アリーナでの地域イベントであり、約4,000名の学生が参加している。

当社の地域コミュニティは、ビジター用施設の運営の手助けに積極的に参加し、保全、メンテナンス活動及び優れた顧客サービスの提供に関して毎年約20,000時間のボランティアを行っている。昨年度、当社は、ビジター用施設に1.1百万ポンドを超える投資を行い、2013年度中に施設を訪れた顧客は3百万人を超え、当社の地域全体で高レベルの保全、アクセス及び娯楽を提供するという当社の継続する約束を強調している。ラグビー付近にある当社の貯水施設であるドレイコート・ウォーターでは、ビジターセンターの改築・改装、子供用プレイエリアの建設及び駐車場の増設のため、2年間で330,000ポンドを投じた。2013年4月に再オープンしてから、訪問客は約56%も増加した。

（持続可能な資金調達）

目標10 持続的に事業の資金調達を行うこと

当社は、当社の今後のサービスを保護するための投資を今行うことができるよう、当社の事業の資金調達を持続的に行うことを目指している。当社は、リスクを顧客に転嫁する過剰債務を防止し、投資の長期的性質を反映して、適切なコストによるデット・ファイナンスを持続的に混合させることを目指している。

当社の資金調達需要は多額で、今後も多額であり続けるだろう。AMP6の計画では、当社は新規及びリファイナンスの債務に約26億ポンドを調達する必要がある、このためには投資レベルの信用格付を維持することが必要となる。当社の長期的な信用格付はBBB+（スタンダード&プアーズ）とA3（ムーディーズ）である。これらは規制上の前提に沿ったものであり、年度中の変更はなかった。

当社のギアリング及び金利カバー率は引き続き堅実であった。詳細は、下記「(3) 財務レビュー」に記載される。

（優秀な従業員）

当社の目標を達成するために、新たな方法で働き新たな技術を受入当社の顧客の需要に重点を置くことを希望する従業員により、柔軟な労働力を有している。

当社の従業員調査によると、8年間で最高レベルの関与が見られ、当社の関与指数は81%に達した。これは、昨年度は79%で、他の基準会社は75%であった。

とりわけ強い部分は、当社の従業員が安全に働くことへの当社の約束と各自の責任を理解した「健康と安全」であった。セバン・トレントの行動規範である「セバン・トレントにおける正しい行い」では、賄賂や汚職から優れた顧客サービスに至る問題への当社のアプローチを説明している。当社の従業員は、当社のこの分野での継続的な教育と関与を鑑み、行動規範を順守する責任と正しい行いを行うことへの当社の注力を認識している。また、従業員は、会社の目標と各自の役割がどのように顧客の体験に寄与するかも理解しており、必要な際には喜んで一層の頑張りを見せる。

常に、改善できる分野は存在する。多くの組織と同じように、当社の従業員は、変化に対処し、伝えることをもっと上手にできると考えている。また、従業員は当社に対し、当社が近年導入した新システムやプロセスの数から、プロセスの簡略化も求めている。昨年度の調査のフィードバックへの対応として、経営委員会メンバーは、全事業分野で、チームと顔を合わせ今度の計画を共有するイベントを開催している。当社は、従業員に対し、当社の事業について質問し、自らのアイデアを伝える機会を与えるべく、全事業分野にわたってイベントの開催を続けていく。

素晴らしい健康と安全

仕事で怪我をしたり、病気になったりすべきではない。当社は、損失時間事故(LTI)を100,000時間当たり0.21(2012/13年度:0.21)に維持し、業界首位であった。特に大きな成果は、水生産チームが1年中LTIを発生させることなく勤務したことである。

当社はこれを追加の投資と教育によって行った。継続中のマインドセーフティ®(MindSafety®)トレーニングプログラムが、従業員がどのように働くべきで自らの安全のためにどのように責任を負うべきかを理解する助けとなった。

また、当社は施設ベースの安全改善チームも実施している。これは、問題に対する当事者意識を従業員に与え、従業員の健康・安全・幸福に影響を及ぼし得る日常的な問題を従業員が解決できるようにするものである。健康、安全及び幸福に対する当社の積極的なアプローチは引き続き改善し、1ヶ月当たり約15,000の危険が特定され、解決された。

職業上の安全は、当年度中当社が重点を置いた点であった。当社は、筋骨格の問題に苦しむ従業員に理学療法やリハビリサービスを導入し、これにより従業員の欠勤が1,000日超減少した。

当社は、特注の怪我防止プログラムの一環として、「未来への適合」も構築した。このプログラムは、安全かつ効率的な手作業について従業員を教育するだけでなく、健康で生産性の高いキャリアを従業員が維持することを支援するため、健康や栄養に関するアドバイスも提供するものである。このプログラムは、リハビリテーション・ファーストの年間リハビリテーション・イニシアチブ賞を受賞した。

当社が次に重点を置く分野は、精神の健康である。当社は、精神衛生上の問題を抱える人々への汚名や差別をなくすためのイングランド最大規模のプログラムである「Time to Change(変化の時)」に参加している。当社は、精神衛生上の問題を抱える人々にサポートをすることと、実際に行動に移すことの差を特定したいと考えている。当社は従業員に調査を行い、マネージャーと従業員に、自宅でも職場でもより上手に課題を成し遂げるための個人の回復力を構築することについて教育を行っている。

従業員の開発

当社は、「業績をリードする」プログラムを引き続き展開している。これは、チームのコーチを務め、より高いレベルの成績を呼び込めるリーダーを開発するものである。当社は80名のマネージャー向けに開発センターも運営しており、彼らを外部と内部の基準に従って評価し、高質な個人開発計画の創出を助けている。

当社は、「ラインマネージャーへの旅」を通じてラインマネージャーの開発も継続している。これまでに、様々な中核管理技術にわたる約700名の教育を行った。当社はITやビジネスの技術だけでなく、プロジェクトやプログラム管理への投資を行い、これらの分野における当年度の教育日は850日であった。

当社の「将来的スキル」戦略は、当社の実習生及び大学院プログラマーも対象である。当社は当年度、より多くの大学院生を雇い入れ、一般リーダーシップ訓練には20名雇用し、大学院生向けの技術エンジニアプログラムを導入した。

（多様な労働力）

多様で包括的な文化は、事業の成功のために重要である。当社のアプローチは正しい行いをするを基盤としており、当社は方針、プロセス及び実務が開放的、公正かつ透明性があるものであることを確保するための取り組みを行っている。

当社は、多岐にわたる手段及び基準により成績を監視して、当社の行動を知らせるためのデータを利用できるようにしている。当社の労働力は、セクター平均より若干多様性が高い。当社の従業員の31%が女性（業界平均は28.9%）である。従業員の7.5%が黒人、アジア人及びマイノリティ人種（BAME）（業界平均は2%）である。改善が必要な特定分野に対処するため、多様性・包括計画を策定している。当社が現在重点を置く点は、営業上のリーダー的役割に女性を更に引き込み、当社の第一線の営業上の役割がBAMEの志願者にとって魅力あるものであることを確保することである。目標をサポートするため、当社は職務概要及び宣伝戦略の完全なる見直しを実施し、効果的な面接技術について320名を超えるマネージャーに研修を行った。

グループ統計を含む当社の性別多様性に関する詳細情報は、本書第5「指名委員会」に記載される。

グループの人権問題に関する情報は、本書第5「企業責任委員会」に記載される。

従業員への報酬

当社は、事業成績の改善と強力な結びつきを持つ革新的な報酬を従業員に提供しようとしている。柔軟な給付スキーム（「ライフスタイル」）により、従業員は、有給休暇の売買など特定の給付を選択することができる。また、当社は、購買力を従業員への割引の提供に利用することのできる幅広い商品を提供している。ライフスタイルは、2013年6月の従業員給付賞において、最優秀柔軟給付スキームを獲得した。

当社の従業員の関心を株主の関心と合致させ、当社の成功による利益を株主と分け合うことも重要である。5,000名を超える従業員が当社の株式インセンティブ制度のメンバーであり、従業員が割引価格で株式を購入することができる株式貯蓄制度（Sharesave scheme）を提供している。

（見通し）

今後12ヶ月で、AMP5計画の実現が完了することとなる。

顧客、株主、従業員及び環境のために実現を続けることができるよう、今後数ヶ月間で、AMP6の計画も確定させる。当社は、当社がAMP6の初日から実現を開始できるポジションにあることを確保する。Ofwatは、2014年12月12日までに全会社の最終決定を発表すると約束している。

(2) 規制対象外(セバン・トレント・サービス)業績レビュー

セバン・トレント・サービスが2013/14年度に実現した成績は複雑であった。運営サービスの成績は良く、新規の契約を獲得し前年比で成長を遂げた。しかし、商品事業では、顧客のプロジェクトと配送の遅れが継続したことで、出荷が予想を下回り、セバン・トレント・サービス全体としての収益及び利息計上前税引前例外的項目控除前利益(PBIT)は減少した。

2012/13年度に行った売却と為替変動による影響を調整後では、収益は1.3%増加したがPBITは48.6%減少した。報告された収益は5.2%減少して311.1百万ポンドであった一方、報告されたPBITは43.7%減少して7.1百万ポンドであった。

(運営サービス)

運営サービスは前年比で成長を遂げ、米国と英国で新規事業を獲得し、米国とイタリアでの契約更改に成功し、契約保持率は全体として目標を上回った。売上高は、為替レートと前年度の売却調整後で8.0%増加し209.9百万ポンドであった。米国事業は、コネティカット州ブリッジポートにて過去最大の金額で獲得した現地の廃水回収及び処理システムの運営、メンテナンス、管理及び顧客サービスを提供する案件を確保した。

年間13.8百万ポンド10年間の契約は、当社にとってコネティカット州では初の契約であり、22の州でのプレゼンスを得て、ニュー・イングランドでの追加作業を獲得する潜在的なきっかけを得た。この事業では、テキサス湾都市工学適用地域で24の新プロジェクトも獲得した。

また、カリフォルニア州を拠点とするサウスウェスト・ウォーター・カンパニーから、年間収益約4.8百万ポンドに上る14の契約も獲得した。当社がカリフォルニア州に有する官民パートナーシップの数が拡大した。

英国では、セバン・トレント・コステインの事業の完全所有権を得た。ファースト・ミルクとの関係は、サウス・ウェールズで新たな廃水処理工場を提供する10年間の設計・建設・運営契約により進展した。当社は、顧客の単一専門供給業者としてセバン・トレントの技術と専門性を活用することで、2017年に開始する事業小売市場の競争への開放による利益を享受するため、当社の計画において好位置に付けている。

英国国防省との25年間10億ポンドの運営・メンテナンス契約は、現在9年目である。当社は引き続き環境に関する業績と資産の改善を行うという当社の契約上の約束を実現している。

イタリアでは、関連会社であるSIIの再編及びリファイナンスを成功裏に完了した。これには、株主支援保証のレベルを引き下げ、株主が提供するローンについて15年間の約定返済協定を結ぶという契約が含まれる。SIIは既にこれらの新協定に基づき支払義務を負う初回の金額を支払っており、いずれ、グループの完全提供グロス・エクスポージャーが減少するだろう。

コネティカット州ブリッジポート

2014年1月、運営サービスは、コネティカット州ブリッジポート市の水道汚染制御当局との間で、金額面で過去最大の契約を開始した。この10年間の契約には、その後5年間のオプションが2回含まれ、当社が同当局の廃水システムの運営、メンテナンス、管理及び顧客サービスを提供することが求められる。

バック・リバー廃水処理工場

商品事業は、メリーランド州バルティモアでのバック・リバー廃水処理工場(WWTP)に、TETRA DeNite®脱窒素過技術を提供する契約を獲得した。TETRA Deniteプロセスは、チェサピーク湾に排出される高レベルの栄養素を減らすために用いられる。これが完成したら、14百万ポンドの設置は世界最大の固定フィルム脱窒素システムとなる。

(浄水(商品))

多数の市場において顧客のプロジェクトと配送の遅延が継続したことで出荷が予想を下回ったのと同時に、一部の内部プロジェクトの実施が不十分であったことで収益とPBIT双方に悪影響が生じ、業績は本意であった。

米国及び欧州における商品の業績は、厳しい経済状況と上下水道プロジェクトに対する顧客の投資が限定的であった影響を受けた。

アジア太平洋などの新興市場では、都市化が継続したことから消毒とろ過商品の需要が引き続き安定していた。中国では、廃水の排出基準によりろ過商品の需要促進が継続した。重要な獲得には、中国成都市の成都第7水道水工場にCapital Controls®塩素処理システムを提供する契約が含まれる。

セバン・トレント・デ・ノラでは、将来的にOMNIPURE™とBALPURE®商品を設置するため、国際的な石油会社との枠組み契約を確保している。主に新オフショア事業の顧客の開発が予定より遅れているEMEAにおいて、顧客の遅延により全商品ラインに影響が及んだ。

海洋市場においては、国際海事機関によるプラスト水処理基準の承認を依然として待っている。その結果、BALPURE®商品ラインの売上が予想を下回った。しかし、BALPURE®は依然として成長を見せており、当社には新プロジェクトのパイプラインがある。当社は引き続きBALPURE®に投資を行い、市場全体でより幅広い範囲に拡大した。これには、小さい船舶にもコスト競争力を持たせるために商品を変更したこと、取扱商品全体での競争力を改善するために当初の設計からコストを除外したことが含まれる。

注文数は、前年度から23%増加し、今の課題はこれらの注文を収益へと変えることである。為替レートと前年度の売却を調整後の売上高は10.3%減少して101.5百万ポンドであった。

事業を収益力のある成長へと取り戻すための措置は既に取りられており、これには新経営チームの設置が含まれ、次の12ヶ月間で商品事業は、マージン拡大を改善させるためにそのコスト基盤の再調整を行う。それにもかかわらず、当社はこれらの措置に関するリスクにつき用心深い見解を持っており、事業ののれんに対し24.7百万ポンドの減損を計上している。当年度中、事業は、当社の市場によりしっかりと対処し当社と顧客とを近づける地域的な営業モデルへの移行を継続する。

当社の商品は、顧客に価値を実現し続けなければならないため、当社の中核となる商品カテゴリー（消毒、ろ過、電解塩素処理）それぞれに現在の基盤を審査し将来的な需要を判断するためのチームを設けている。その結果、現在の需要に集中するため、ろ過と紫外線消毒ポートフォリオにおける多数の調査・開発プロジェクトが中止された。当社は、従来の消毒及びガス供給市場において、より優れたコストパフォーマンスを実現する次世代商品を開発している。

また、新たな収益源を創出するために、専門のアフターマーケット営業チームも構築し、セバン・トレント・デ・ノラが一番手としてサービス提供している。

（継続的改善）

健康・安全・環境、人事及び法務顧問を含む当社のチームは、システムを実施し最善の慣行を共有することに専心し、当社の従業員は正しい行いをセバン・トレントのやり方で行う力を与えている。健康と安全を保護することは、当社にとって中核となる価値の1つである。当社は毎年漸進的な改善の目標を設定し、2013/14年度の損失時間事故（LTI）の目標0.30を0.27のスコアで達成した（第2「(4) 当社の目標」のKPI:1を参照）。当社の実績には、3ヶ月連続で、合計では6ヶ月LTIが発生しなかったというものが含まれる。

事業では引き続き、より安全で、より良く、より速いという当社の継続的向上のためのアプローチを採用し、多数の施設及び事務所でその一部又は全部を導入している。これは、安全と営業改善を促進している。

（顧客サービス）

素晴らしい顧客サービスを提供することは当社の目標である。当社は、2013年以降、「顧客の声」調査を通じて顧客満足度を監視している（第2「(4) 当社の目標」の目標4及び9を参照）。STSのKPI:11については、STS全体の完全なデータを有するのは当年度が初めてである。当年度のスコアは5点満点中4.24点であった。

（プロセス）

当社はシステムへの投資を継続している。当社は新たな企業資源計画システムを導入し、労働力全体にあたる2,387名の従業員を1つの中央アプリケーションで管理することのできるWorkday人事管理システムを実施した。また、国際的な顧客関係管理システムも実施し、営業システムのすべてをクラウドベースにした。共通のITインフラによりコミュニケーションが改善し、共通プロセスが構築できるようになり、これによって効率性が増した。

（優れた従業員）

健康と安全の成績の成功は、しばしば外部にも認識されており、例えば2013年11月にペンシルバニア東部水汚染制御管理者協会から工場の安全性に関する賞を授与された。

当社は優れた従業員、その技術及び創造的で革新的な考えをする機会をサポートし、発展させるよう努めている。2012/13年度中に教育・開発チームを設けた。当年度は、チームは事業全体で積極的に活動し、幅広い研修・リーダーシップ開発プログラム（新規採用者向けのオンボーディングを含む）を開始した。リーダーシップの役割を満たす従業員は全員、その技術を更に開発することが期待され、当社のマネージャーの多くは自己形成及びチーム構築のイベントに関与している。

約900名の従業員が当年度の世界会社チャレンジに参加した。これは、世界中の37,000を超えるチームが参加する16週間のチームベースの身体的活動及び健康のためのプログラムである。当社の従業員は、919百万歩超の歩数、365,000マイルを歩き、ガス・電気・水道供給カテゴリーに属する全会社のうち2位でゴールし、多くの利益を報告した。

当社の従業員の関わり合いは高い数字を維持したが、目標より少し低い75%（2012/13年度：77%）であった。当社は従業員の25%をランダムに選んで年に二度の調査と四半期ごとの意識調査を実施している。

多様性のイニシアチブとグループの統計を含む当社の性別多様性に関する情報は、本書第5「指名委員会」に記載される。

多様性のイニシアチブとグループの人権問題に関する情報は、本書第5「企業責任委員会」に記載される。

（再生可能エネルギー）

規制対象事業の一部である再生可能エネルギーの生産（上記「(1) 規制対象（セバン・トレント・ウォーター）業績レビュー」を参照）に加え、当社は引き続き規制対象外の再生可能能力を構築した。

計画許可を確保してから、当社は、英国ウォリックシャー州コールズヒルにて、初の食品廃棄物嫌気性消化工場の現場作業を開始した。2014年度末に工場を委託することを計画している。

当社は、ダービー、レスター及びニューソープの施設において初の大型風力タービンを4機設置し、このうち3機が現在電力を生産している。来年は更に2機の設置を計画している。また、ノッティンガムにある農作物嫌気性消化工場も拡張した。同工場は、熱販売を含め、現在33%多く再生可能エネルギーを生産できるようになった。セバン・トレント・ウォーターは、上下水道処理プロセスにおいて、自ら生産した電力と熱を利用している。

(見通し)

規制対象外事業に対する当社の予想は前向きである。

運営サービスにおける最近の新規事業は、有機的成長を通じてより大きな市場へと拡張することを模索しているため、長期的な収益の安定性を生むだろう。

次世代商品と新たな地理的地域により商品事業には機会が生まれ、従来市場における顧客の消費の遅れは相殺されるだろう。当社はバラスト水処理基準に対するIMOの承認を待ちながら、BALPURE®への投資を続ける。また、アフターマーケット営業イニシアチブによる持続可能な成長も見込んでいる。地域的な営業構造へと移行する中、当社はすべての事業セグメントにおいて継続的改善を行うことを目指し、サプライチェーンを適切に管理することを確保する。正しいコスト基盤と各地域に適切な商品を持つことで、当社は持続可能な世界事業へと発展することができるだろう。

当社の規制対象外エネルギー生産は、様々な技術と新たな市場への拡大を模索しているため、成長を続ける。

(3) 財務レビュー

(グループ財務成績)

当グループは、全体として優れた財務成績を実現し、セバン・トレント・ウォーターと、規制対象外事業であるセバン・トレント・サービスのうち運営サービスの部分では前年比で改善を見せた一方、商品については市場のダイナミクスと多数のプロジェクトの実施の双方で苦しんだ。

規制対象事業であるセバン・トレント・ウォーターでは、当社が直接管理するコストのインフレが続き、当社による直接的な影響力が少ない他のコスト(とりわけ電力コスト)は、前年度と同様に、引き続きインフレより高いレベルで増加した。不良債権は売上高の2.2%(英国GAAP)と良い業績を維持し、一般家庭の収入が依然として圧力下にあるという現在の状況では立派なものであった。当社は引き続き、設備投資が前年比8.5%増加して602.1百万ポンドとなる(但し、この数字に含まれ、IFRS会計規則に基づき経費として計上されるインフラ維持費は短期の運営需要に促進されて7.4百万ポンド(5%)減少した)など、この長期事業を支えるために計画された資産及びインフラへの投資を継続する。

当年度は資金調達構造に大きな変更はなかったため、資金調達コストは、正味借入債務のレベルが高くなった結果、247.9百万ポンド(前事業年度:244.3百万ポンド)に増加した。

PBITとは、利息計上前税引前利益のことであり、基礎となるPBITとは、本書第6-1(6)「連結財務諸表に対する注記」の注記8に記載された例外的項目を控除した税引前のPBITをいう。当社の当年度の税務ポジションは、過年度における税金の過払い(本書第6-1(6)「連結財務諸表に対する注記」の注記13に記載)に関して長年にわたる協議によりHMRCと締結に至った枠組み合意を反映したもので、当社は、AMP6の顧客の料金を低くする助けをするため、現在これを2015-2020年の事業計画で考慮している。前期の比較数値は、その旨記載されている部分は退職給付の会計方針変更に伴い再表示がされている。この影響は、以前報告した利益が11.5百万ポンド減少し、準備金にも同等及び反対の変動がある。

当グループの売上高は1,856.7百万ポンド（前事業年度：1,831.6百万ポンド）で、前事業年度より1.4%増加した。

基礎となるグループPBITは4.3%増加して516.8百万ポンド（前事業年度：495.4百万ポンド）であった。基礎となるPBITに影響を及ぼす主な要因は、下記セバン・トレント・ウォーター及びセバン・トレント・サービスズの解説に記載されている。

税引前例外的項目は、純額44.4百万ポンド（前事業年度：5.8百万ポンド）であった。グループPBITは3.5%減少し、472.4百万ポンド（前事業年度：492.2百万ポンド）であった。

（規制対象事業 - セバン・トレント・ウォーター）

セバン・トレント・ウォーターの売上高は、2013/14年度中に2.2%増加して1,544.8百万ポンドとなった。価格は、2012年11月の3.0%のインフレより1%下回って2013年4月1日から増加し、売上高が29.8百万ポンド増加した。2013年の夏は雨が少なかったことでメーターを利用する顧客による消費が増加し、売上高は前年比7.1百万ポンド増加した。拡大（メーターオプションの影響控除後）により売上高が1.3百万ポンド増加したが、その他の減少が4.4百万ポンドに上ったため相殺された。

基礎となるPBITは4.0%増加して518.6百万ポンドであった。営業コストは3.1%増加して600.3百万ポンドで、予想通りであった。減価償却費は資産基盤の規模を増大させるための設備投資の影響により3.3百万ポンド増加し、インフラ再開発費用は7.4百万ポンド減少した。

直接的運営コストはインフレレベルと同じ前年比3.0%の増加であり、当社の管理が少ない間接的運営コストは3.2%増加した。

	2014年度 (百万ポンド)	2013年度 (百万ポンド)	増(減)	
			(百万ポンド)	(%)
直接的運営コスト				
人件費	238.6	226.6	12.0	5.3
雇用及び外注費用	154.1	147.5	6.6	4.5
原材料及び消耗品	42.5	43.4	(0.9)	(2.1)
その他	48.8	49.5	(0.7)	(1.4)
資本化費用	(92.6)	(87.1)	(5.5)	6.3
	391.4	379.9	11.5	3.0
間接的運営コスト	31.3	31.8	(0.5)	(1.6)
不良債権	65.3	60.6	4.7	7.8
電力	112.3	110.1	2.2	2.0
料率、サービス料	208.9	202.5	6.4	3.2
運営コスト	600.3	582.4	17.9	3.1

雇用費用と外注費用を含め、かつ資本化費用控除後の人件費全体では、純額で前期比4.6%増加した。原材料及び消耗品は、主に廃水において備蓄があったため、昨年度より少なかった。

不良債権は、当社が積極的アプローチを継続したことと顧客の料金支払いを助ける幅広い料金請求方法により、売上高の2.2%と横ばいであった。発電コストの増加は、エネルギー・スワップの権利行使価格が上昇したことで発生した。

当年度中、セバン・トレント・ウォーターは、602.1百万ポンド（前事業年度：555.4百万ポンド）（英国GAAP、寄付金控除後）を固定資産及び同社のインフラ・ネットワークの維持・向上に対して投資した。この合計額には、140.3百万ポンドの純インフラ維持費（前事業年度：147.7百万ポンド）が含まれており、これはIFRSに基づき損益計算書に計上されている。

(規制対象外事業 - セバン・トレント・サービス)

	2014年度 (百万ポンド)	2013年度 (百万ポンド)	増(減) (%)
売上高			
報告済みサービス	311.4	328.5	(5.2)
構造上の変更	-	(21.1)	
為替レート変動の影響	-	0.1	
同一条件	311.4	307.5	1.3
基礎となるPBIT			
報告済みサービス	7.1	12.6	(43.7)
構造上の変更	-	1.2	
同一条件	7.1	13.8	(48.6)

セバン・トレント・サービスでは、同一条件ベースでは売上が増加したが、同じ基準で測定された基礎となるPBITは低かった。

同一条件の業績は、当年度の為替レートを使用して前年度の成績を表示しており、前年度中に売却された分析サービスとメーターサービスによって前年度に生じた金額は除外される。

業績は複雑であった。運営サービスは好成績を上げ、同一条件の売上高は前年比8.0%増加して209.9百万ポンドであった。一方、商品では、顧客のプロジェクトと配送の遅延が継続したことで出荷が予想を下回り、同一条件の売上高は前年比10.3%減少して101.5百万ポンドに落ち込んだ。

両事業とも総額31.5百万ポンドの正味例外的費用（詳細は例外的項目のセクションに記載する）の影響を受けた。

（全社及びその他）

当社の諸経費は13.6百万ポンドであった（前事業年度：14.6百万ポンド）。当社のその他事業による基礎となる利益は2.5百万ポンド（前事業年度：2.7百万ポンドの損失）であった。これには、当社の専属保険会社の活動から生じた2.3百万ポンド（前事業年度：1.8百万ポンドの損失）の基礎となる利益と、主に損金処理された新規投資の実現可能性及びこれに準ずる費用から生じた再生可能事業における0.4百万ポンドの基礎となる損失（前事業年度：0.9百万ポンドの損失）が含まれた。当社には0.7百万ポンドの為替損失（前事業年度：0.4百万ポンドの利益）が生じた。

（税引前例外的項目）

2014年3月31日までの1年間において純額44.4百万ポンドの例外的営業費用（前事業年度：4.3百万ポンド）が発生した。この詳細は以下に詳述され、前年度中セバン・トレント・サービスでは事業売却による純額1.5百万ポンドの特別損失が発生した。

例外的営業項目には以下が含まれる。

- ・セバン・トレント・ウォーターにおいて多数の地所の売却により生じた8.2百万ポンドの利益
- ・セバン・トレント・サービスにおいて生じた、下記から成る31.5百万ポンドの例外的費用
 - 商品事業における24.7百万ポンドののれんの減損。この事業の展望は事業の構造上のコスト基盤を減らし成長市場へと近づける計画を成功裏に実施できるかどうかにかかっているため。経営陣はこの計画により予定される利益の実現リスクに用心深い見解を持っており、会計基準の要件に従い、この利益をのれんの復元可能性の査定には含めていない。2014年3月31日現在、グループはこの計画の実施により生じる3.4百万ポンドの再編費用に献身した。計画されていたERPシステムの交換の終了（この再編により不要となったもの）により生じた2.4百万ポンドのソフトウェア開発費用の損金処理も、例外的費用として計上されている。
 - 運営サービスにおいて、当該事業においてコステインの少数株式を取得したことを受け英国事業の再編により生じた1.2百万ポンドの費用と、前年度に開始した上級幹部構造の再編完了のためにイタリアで生じた1.0百万ポンドの費用。
 - 商業訴訟のために前年度計上した引当金から1.2百万ポンドを除外したこと。同訴訟は当年度中予想を下回る額で解決した。
- ・全社では、ロング・リバー・パートナーズのアプローチに関する顧問、法務及びその他サービスから生じた18.7百万ポンドの例外的費用と、全エンドの事業売却にて付与された保証による潜在的債務に係る2.4百万ポンドの例外的費用が発生した。

（財務費用の純額）

当グループの財務費用の純額は247.9百万ポンドであった（前事業年度：244.3百万ポンド）。

2013/14年度の実効利率（インデックス連動債を含む）は5.8%であった（前事業年度：5.9%）。そのうち現金利率は4.9%（前事業年度：4.9%）であった。現金以外の金利は、当年度中にインデックスリンク貸付の返済を受け、前年比で減少した。これは、現金による金利が純債務の高レベルで増加したことにより相殺された。IAS 19Rの会計基準への変更により、財務費用の純額が17.2百万ポンド増加した（この変更を反映して前年度の数値は12.4百万ポンドに再表示されている）。

（金融商品に係る利得/損失）

当グループは、通常の事業活動に関連するリスクをヘッジする目的のみのために金融デリバティブを利用して、これには以下が含まれる。

- ・外貨建て借入の為替レートエクスポージャー
- ・変動利率借入の金利エクスポージャー
- ・電気料金増加のエクスポージャー

会計原則では、これらのデリバティブは各貸借対照表の日付での再評価を行うことが求められており、キャッシュ・フローのヘッジ会計に対する基準が満たされない限り、価値の変動は損益計算書に計上される。ヘッジされているリスクが当該期間中の損益計算書に影響を及ぼさない場合、ヘッジ活動により会計上の不一致が生じ、損益計算書に借方記入又は貸方記入（純額）が生じる。

デリバティブが満期まで保有される場合、このような不一致は相殺されることが見込まれる。さらに、デリバティブ存続中に計上された価値の変動は、具体化されない限り、キャッシュ・フローには表れない。そのため、当グループはこれらの非キャッシュ項目を除外した調整済みの利益の数字を提示している。期間中、損益計算書において貸方記入された金額の分析は、本書第6 1 (6)「連結財務諸表に対する注記」の注記12に記載されている。

（税引前利益）

基礎となる税引前グループ利益は、7.1%増加して269.1百万ポンド（前事業年度：251.3百万ポンド）であった。税引前グループ利益は、282.7百万ポンド（前事業年度：200.2百万ポンド）であった。

（課税）

2013/14年度の例外的項目控除前の当期税金費用は56.5百万ポンド（前事業年度：27.9百万ポンドの費用）であった。これには、前年度の税計算の調整により生じた9.3百万ポンドの費用が含まれる。前年度は、前年度の税計算の調整により、主にその計算におけるインフラ収入の取り扱いに関する業界契約によって、29.2百万ポンドの当期税控除が発生した。例外的税金控除前繰延税金費用は21.5百万ポンド（前事業年度：8.2百万ポンドの収益）であった。

HMRCが現在、当社の上下水道処理場における一部の設備投資が工場及び機械としての資本引当金に該当することに合意したため、前期の過払い税金が返納される予定であることを受け、例外的税金収益59.2百万ポンドが認識されている。これにより、56.2百万ポンドの例外的繰延税金収益も発生した。

2014年4月1日付けの法人税の23%から21%への引き下げ及びその後2015年4月1日付けの20%への引き下げにより、更に114.8百万ポンドの繰延税金の例外的税金収益（前事業年度：36.7百万ポンド）が発生した。

前年度中、当グループの英国子会社は、新たな会計基準であるFRS101を導入した。これにより、同社らの法人税の計算基準が変更された。この変更による最大の影響は、過去に課税された一定額が利益として認識され、今後の期間に課税されるようになった点である。そのため、当該項目の二重課税を防ぐために、当該項目につき既に支払われた税金は返済可能となった。この変更による影響は、当期税額については前年度の40.5百万ポンドの例外的税金収益、繰延税金については38.8百万ポンドの例外的税金費用であった。

当年度の税金収益は合計で152.2百万ポンド（前事業年度：18.7百万ポンドの収益）であった。

詳細については本書第6章1(6)「連結財務諸表に対する注記」の注記13を参照のこと。

税金、税金計上前例外的項目及び金融商品に係る利得/損失計上前利益について計算された当期税額（前年度の税金収益、例外的項目の税金収益並びに例外的項目及び金融商品に対する課税控除後）の基礎となる実効税率は、17.3%（前事業年度：25.4%）であった。

当社は、2014/15年度の現行実効税率（上記に定義する）は、20%から22%の間になるものと予測している。

（当年度利益及び1株当たり利益）

当年度利益は434.9百万ポンド（前事業年度：218.9百万ポンド）であった。

調整後基本的1株当たり利益（例外的項目控除前金融商品に係る利得/損失控除前繰延税金控除前）は、88.4ペンス（前事業年度：92.6ペンス）であった（注記15参照）。基礎となる税引後利益は前年比で増加したが、前年度の税金費用は前年度の多額の税金利益によるものであったため、調整後の1株当たり利益は前年比で減少した。基本的1株当たり利益は182.1ペンス（前事業年度：90.9ペンス）であった。

(キャッシュ・フロー)

	2014年度 (百万ポンド)	2013年度 (百万ポンド)
営業活動によるキャッシュ	730.2	731.2
純資本的支出	(463.9)	(401.8)
純支払利息	(204.5)	(233.4)
受取税額(支払税額)	27.2	(72.5)
その他のキャッシュ・フロー	(0.6)	(0.5)
フリー・キャッシュ・フロー	88.4	23.0
取得及び処分	(11.4)	11.1
配当	(185.3)	(322.0)
株式の純発行	2.3	5.3
キャッシュ・フローによる正味借入債務の変動	(106.0)	(282.6)
現金以外の変動	(44.2)	(46.9)
正味借入債務の変動	(150.2)	329.5
4月1日現在の正味借入債務	(4,297.3)	(3,967.8)
3月31日現在の正味借入債務	(4,447.5)	(4,297.3)
正味借入債務の内訳:		
現金及び現金同等物	123.2	403.6
当座借越	-	(0.4)
借入債務をヘッジするクロス・カレンシー・スワップ	51.4	100.7
銀行借入金	(594.9)	(758.7)
その他の借入金	(3,826.0)	(3,840.9)
ファイナンス・リース	(201.2)	(201.6)
	(4,447.5)	(4,297.3)

営業活動によるキャッシュは、730.2百万ポンド（前事業年度：731.2百万ポンド）であった。交付金及び固定資産売却による収入控除後の資本的支出は、463.8百万ポンド（前事業年度：401.8百万ポンド）であった。純支払利息は減少して、204.5百万ポンド（前事業年度：233.4百万ポンド）であった。

当年度上半期中、当グループは税金の支払いを行ったが、水道業界がHMRCと枠組み合意に至ったことにより生じる過年度の例外的税控除により当年度上半期に税金の返納が行われた。合計すると、当社は48.5百万ポンドの税金を支払い、75.7百万ポンドの返納を受けたため、受領した税金は正味27.2百万ポンドであった。2014年3月31日現在の正味借入債務は、4,447.5百万ポンド（前事業年度：4,297.3百万ポンド）であった。年度末の貸借対照表ギアリング（正味借入債務 / 正味借入債務 + 資本）は、80.3%（前事業年度：83.6%）であった。

2014年3月31日現在のRCV7,618百万ポンドに対する正味借入債務の割合は、58.4%（前事業年度：58.4%）であった。当グループの純利息（金融商品に係る利得/損失及び年金による純財務費用控除後）は、利息計上前税引前減価償却前例外的項目控除前収益の3.3倍（前事業年度：3.2倍）、基礎となるPBITの2.1倍（前事業年度：2.0倍）に相当する。

新会計基準であるIFRS 13「公正価値測定」の導入後、市場データに由来する料率を用いて割引が行われた予想キャッシュ・フローよりも活発市場での相場価格により重点を置いた新基準に従うため、当グループは、債務商品の公正価値の見積を行う際のアプローチを変更する必要が生じた。2014年3月31日現在の正味借入債務の公正価値は4,799.8百万ポンド（前事業年度：4,880.4百万ポンド）と見積もられており、帳簿価格は4,447.5百万ポンド（前事業年度：4,297.3百万ポンド）であった。

（財務管理及び流動性）

当グループの主な財務管理上の目標は、以下の通りである。

- ・必要な額と最低コストの両方を得るため、継続的に入手可能であるという需要に対応した幅広い資金源を入手すること。
- ・投資適格信用等级付を維持すること。
- ・柔軟性があり、持続可能な貸借対照表構造を維持すること。

当グループは引き続き、注意深く流動性を監視する。2014年3月31日現在、当グループが有する現金及び現金同等物は123.2百万ポンド（前事業年度：403.6百万ポンド）であり、未引出コミテッド・ファシリティは500百万ポンド（前事業年度：500百万ポンド）に上った。債務の平均満期期間は16年である。当グループは、コミテッド・ファシリティ又は新規債務の償還を行うことなく、2015年1月までの投資及びキャッシュ・フロー需要のための資金を調達している。

現金は、格付の高い銀行に預金しており、流動性資金及びカウンターパーティーリストは定期的に審査されている。

(財務方針及び財務運営)

当社の財務は中央で集中管理され、財務手続マニュアル及びポリシー・ステートメントに準拠している。財務部門の役割は、流動性、資金調達、投資及び当社の財務リスク（例えば、金利及び（程度は少ないが）為替相場に係るボラティリティ・リスク、カウンターパーティーの信用リスク等）を管理することである。取締役会は、財務方針に関する事項を決定し、一定の財務に関する取引にはその承認を必要とする。

必要な資金量及び継続する資金需要と両立し得る低コストを得るために幅広い資金源を利用することが当社の戦略である。当社の主要な運営子会社であるセバン・トレント・ウォーターは、複数年の投資計画によって特徴づけられる長期的事業を営む会社である。当社の戦略的資金調達目的は、これを反映しており、流動性ポジションと継続的な資金調達を利用できることは目標を達成し、債務を履行することに必要不可欠である。そのため、当社は、様々な資金源から、長期的な資金調達又は資金のコミットメントを、可能な限り低い経済コストで獲得することを目標としている。

当社は、通常の事業活動に係る資金調達に伴うリスク管理のみに金融派生商品を用いている。当社は、金融派生商品を金融取引としては保有も発行もしていない。

完全にヘッジがされている外貨で調達される負債を除き、当社の事業は、外国為替取引に著しく晒されてはいない。当社は、外国通貨、主に米ドル及びユーロ建ての様々な資産に投資している。当社の為替に関する方針は、一定の外貨建て資産に関する通貨換算リスクの要素をヘッジすることである。

当グループは、EMTNプログラムに基づき手形の発行を行っており、収益を英貨に換金するためにクロス・カレンシー・スワップを利用している。このスワップの効果は、借入に対する利息と元金の支払いが英貨建てで行われ、故に通貨リスクがなくなるという点である。外貨手形及びクロス・カレンシー・スワップは貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は損益計算書に金融商品に係る利得/損失として記載される。スワップの条件が元になっている手形の条件としっかりと適合しているため、このような変動は概して同額であり方向性は反対であるという傾向がある。

当グループの金利変動リスクの管理における現在の方針では、借入の少なくとも45%は固定利率、又は金利スワップ若しくは金利先渡契約でヘッジされたものである必要がある。2014年3月31日現在、当グループの正味借入債務である4,447.5百万ポンドのうち77%の利率は固定利率であった。当グループは、想定元本の純額が591.4百万ポンドの金利スワップ取引と、想定元本の純額が610.2百万ポンドのクロス・カレンシー・スワップを行っており、これは、変動金利債務の金利リスク又は外貨による借入金の為替レートリスクをヘッジする経済的役割を果たしている。しかしながら、このスワップはIAS第39号のヘッジ会計原則を満たしていないため、公正価値の変動は損益計算書に金融商品に係る利得/損失として記載される。当年度中、これらの商品に関連して44.5百万ポンドの収益が発生した。

当グループは、AMP5に発生が予想されるセバン・トレント・ウォーターの借入需要に関する金利リスクをヘッジするため、想定元本450百万ポンドの一連のフォワード・スタート金利スワップを締結した。これらのスワップはキャッシュ・フローのヘッジとして扱われ、公正価値の変動は他の包括利益に計上される。当年度中、想定元本225百万ポンドのスワップが開始日を迎えた。このスワップのヘッジ会計は、当グループが将来的なヘッジ関係におけるヘッジされた項目として認められる特定の債務商品を特定することができなかったため、2013年4月1日をもって終了した。

当グループは、電気代を、自己発電先物価格契約と金融デリバティブを組み合わせることで管理している。AMP5の最初の4年間及び残りの年の大半における当社の外部からの電力の要請はすべてこの方法でヘッジされており、最終決定書で許可されたものを下回る価格である。

当グループの長期信用格付は以下の通りである。

長期信用格付	セバン・トレント・ピーエルシー	セバン・トレント・ウォーター
ムーディーズ	Baa1	A3
スタンダード&プアーズ	BBB-	BBB+

(年金)

当グループは、2つの確定給付年金制度を有している。そのうち、圧倒的規模となっているのは英国セバン・トレント年金制度(STPS)である。2013年3月31日現在の3年に一度の正式な保険数理評価及びSTPSの資金調達契約並びにその他の小規模の確定給付年金制度について、当年度中に合意され、更新が行われた。赤字削減のための出資金には、2013/14年度は年間合計40百万ポンド、2014/15年度は35百万ポンド、2015/16年度は15百万ポンド、その後2024/24年度までは12百万ポンドの支払いが含まれる。資産担保付け資金調達協定による年間8百万ポンドの追加支払いも2023年3月31日まで継続する。

以前報告したように、確定給付年金制度の最終給与グループは、2015年3月31日をもって今後発生するものについては終了する。最終の給与グループは、2006年の新入社員で終了した。結果的に、制度の加入者の年齢層が上昇する見込みであるため、今後発生するものが2015年3月に終了するまで増加することが見込まれる。

確定給付年金制度においては、2015年3月31日をもって今後発生するものについては終了となる。新たな確定拠出年金制度が設けられ、確定給付年金制度のメンバーは新たな確定拠出年金制度のメンバーとなる。既存の確定拠出年金制度も2015年4月1日をもって新たな年金協定に切り替えられる。2012年4月1日以降の新入社員は同制度に自動的に加入しており、セバン・トレントの制度に加入していなかった従業員については2013年4月1日に同制度に自動的に加入した。

確定給付制度における主要な保険数理上の仮定は今回の会計書類のため更新されている。IAS第19号に基づき、同制度の見込み純持高は、2014年3月31日現在で348.3百万ポンドであった。これに対し、2013年3月31日現在では383.7百万ポンドの赤字であった。赤字純額の推移は注記30にその概要が記載される。資金調達の数合いは84.0%（前事業年度：81.8%）に増加した。

確定給付年金制度の評価に用いられた主な仮定は以下の通りである。

	2014年度	2013年度
物価上昇率	3.3%	3.2%
年金の支払いにおける増加額	3.3%	3.2%
年金の繰延べにおける増加額	3.3%	3.2%
割引率	4.4%	4.4%
現在65歳の社員の残りの寿命		
男性（年）	21.3	21.5
女性（年）	24.4	24.6
現在45歳の社員が65歳で定年になった際の残りの寿命		
男性（年）	22.6	22.7
女性（年）	26.0	26.2

以下の表は、主要な保険数理上の仮定の変更が制度負債に及ぼす影響についての予測の要約である（但し、他の前提条件はすべて変わらないものとする。）。

前提条件	前提条件の変更	制度負債への影響額
割引率	0.1%の増減	38.0百万ポンドの増減
物価上昇率	0.1%の増減	35.0百万ポンドの増減
平均寿命	1年の延長	55.0百万ポンドの増加

（会計方針及び財務書類の公表）

当社の連結財務諸表は、欧州連合により承認された国際財務報告基準（IFRS）に従い作成されている。

2 【生産、受注及び販売の状況】

上記第3 1「業績等の概要」を参照。

3 【対処すべき課題】

上記第3 1「業績等の概要」を参照。

4 【事業等のリスク】

本書第5 5「(1)リスク管理」を参照。

5 【経営上の重要な契約等】

セバン・トレント・ウォーターは、以下の契約の当事者であるが、水量及び/又は契約に基づいて取水する地域の点からみて、以下の契約は水資源上重要な契約である。

ドゥア・キムルー

エラン渓谷貯水池からの送水契約は、ドゥア・キムルーが、99年間エラン渓谷貯水池からセバン・トレント・ウォーターに2社の平均給水単位原価に応じて毎年変動する年間料金で、水を給水する旨を定めている。同契約では、セバン・トレント・ウォーターは給水契約を更に2073年3月31日までに更新することができる選択権をもつ。供給水量は、一定の場合を除き、セバン・トレント・ウォーターの必要量であるが、1日当たり約360メガリットルを超えないものとする。ドゥア・キムルーは、貯水池を維持、運営及び新しくすること及び水の取水の責任と費用を負担する。給水契約は、場合によっては期間満了前に再交渉することができ、新たな契約の条件の条項につき合意に達しない場合には、第三者が決定することができる旨の規定がある。

同契約はまた、ドゥア・キムルーがセバン・トレント・ウォーターに対して、エラン渓谷の導水管並びに関連する土地及び建物（処理施設を含む。）（以下「エラン渓谷資産」という。）を31.7百万ポンドの対価で売却する旨を規定している。売却の完了は、2073年3月31日及び故国王ジョージ5世の生前に生まれた最後の遺族（子供又は孫以下の者）の死後21年が経過した時点のいずれか早い方の時点まで繰り延べられる。その対価は、信託財産となり、収益はドゥア・キムルーの収入となり、場合によっては元本の一部もドゥア・キムルーに帰属するという条件で、受託人により管理されている。売却契約の期間中は、セバン・トレント・ウォーターは、被許諾者としてエラン渓谷資産及びそこから生じる収益を保持し、管理する権利をもつ。セバン・トレント・ウォーターはまた、これらを運営管理し、これに関連する一切の費用及び債務を支払う義務を負う。ドゥア・キムルーは対価を支払うことにより、導水管から水を取水し、自社の給水地域に配水することができる。

売却契約が満了した場合には、ドゥア・キムルーは信託資金を完全に入手する権利を有する。給水契約が再交渉（セバン・トレント・ウォーターが契約を更に99年更新する旨の通知をした場合を含む。）される場合には、売却契約は、交渉が行われる間は存続する契約中のある特定の条項を除いて失効する。かかる条項には、セバン・トレント・ウォーターがエラン渓谷資産を保持及び管理する権利、そこから生じる収益に対する権利及び利益並びにセバン・トレント・ウォーターがかかる資産を運営管理し、これに関連する一切の費用及び債務を支払う義務が含まれる。給水契約と同様に、セバン・トレント・ウォーターとドゥア・キムルーがエラン渓谷資産の使用、占有又は所有につき合意に達することができない場合には新しい売却契約の条件は第三者により決定される。売却契約が再交渉されている期間中は、セバン・トレント・ウォーターのために受託人が専属的に信託資金を保持する。

ヨークシャー・ウォーター

1989年10月3日付け契約では、セバン・トレント・ウォーターがヨークシャー・ウォーターに対して、ダーウェント渓谷貯水池から両者が合意した配水地点まで未処理水を送水することを定めている。同契約は2084年3月31日に満了するが、2030年3月31日より前にいずれかの当事者から通知がなされた場合には期間満了以前に終了するものとし、この場合には同契約は2035年3月31日に終了し、その他下記の場合にも期限前に終了する。1年に給水される水量は、21,550メガリットル又は公共配水のためにこの貯水池から取水することを許可されている年間水量の24.1パーセントのいずれか多い方を上回ってはならない。給水の対価は、1990年3月31日に終了した事業年度では、1,052,850ポンドであり、その後の年度については、各当事者により使用量が計量される顧客に給水される水の1立方メートル当たりの平均額の一年間の変動の平均値を反映するよう調整されるものとする。ヨークシャー・ウォーターはいずれかの貯水池又はその関連設備に必要とされる修理又は改善の主要事業についてセバン・トレント・ウォーターが負担した費用の24.1%を負担する（但し、修理又は改善された設備について資産の耐用年数が同契約の残りの期間を超える場合には、超えた期間に比例して減額するものとする。）。かかる主要事業が始まった年において、事業に要する費用がヨークシャー・ウォーターの支払うべき年間費用の9倍を上回る場合には、ヨークシャー・ウォーターは通知をすることにより5年後に同契約を終了させることができ、その後の事業に係る費用の一部を負う義務を負わない。

ノース・ウェスト・ウォーター

セバン・トレント・ウォーターはバーンウィ貯水池並びに集水地域、ダム及び関連施設（以下「本件施設」と総称する。）を所有する。ノース・ウェスト・ウォーターは、バーンウィの取水許可を得ており、取水塔、パイプライン、リバプールへの導水管及び関連する水処理施設を所有している。

セバン・トレント・ウォーターとノース・ウェスト・ウォーターとの1989年10月18日付け運用・保守契約により、セバン・トレント・ウォーターは、本件施設の運用、管理及び保守を行うものとする。この契約は、（1987年7月8日付けの既存の「予備的契約」に代わるものであり）1990年4月1日より100年間効力を有するが、ノース・ウェスト・ウォーターは、10年以上前に書面による事前通知を行うことにより随時この契約を解除することができるものとする。ノース・ウェスト・ウォーターは、各会計年度につき、本件施設に関連するセバン・トレント・ウォーターの正味運用費用総額の93.25%と、本件施設の合意された正味の現在原価価値の最低2%相当をインフレーションに合わせて修正した金額との合計金額を支払うものとし、さらに、引き続いての5年間の期間についての当該金額は、ノース・ウェスト・ウォーターの水道事業による売上高の対現在原価比率の増減率と、ノース・ウェスト・ウォーター及びセバン・トレント・ウォーターの水道事業による売上高の対現在原価比率の平均増減率のうち、低い方の率により調整される（但し2%を下回らない。）ものとする旨合意している。

セバン・トレント・コステイン・リミテッド

2013年12月20日：セバン・トレント・コステインはセバン・トレント・サービスとなった

2013年12月、セバン・トレント・ピーエルシーとコステイン・グループ・ピーエルシーは、2013年に設立した共同会社の総合水道ソリューション事業の所有権をすべてセバン・トレントが取得するという相互合意に至った。同事業は、セバン・トレント・サービス（STS）として継続する。

水道に重点を置くというセバン・トレントの全体戦略に従い、同事業は水道における英国ビジネスソリューションの新興市場で引き続き運営される。セバン・トレントのスキルと専門性を活用し、STSは英国の一般家庭以外の顧客に対し、水源から処理に至るまで、上下水道の需要すべてにおける単一型の専門供給会社としてサービスを提供する。

STSは、イングランドの北部と東部に上下水道サービスを提供するという年間約40百万ポンドの収益を生む、英国国防省との25年間の契約を含め、既存契約もすべてしっかりと実施を続ける。

新事業では、大容量の商業及び工業用水道利用者に完全な上下水道管理サービスを提供することに焦点を当てている。水道管理へのまとまったアプローチにより、セバン・トレント・サービスは、顧客が効率性を改善し、コスト削減のてこ入れをし、法令順守及びリスク管理の問題を管理し、水の効率性に関する課題を解決するのを助ける。

英国の水道供給市場は、政府の法令により英国の競争性の高い水道市場において小売事業の競争が増大したため、大幅な変更が行われている。セバン・トレント・サービスはこのような変更の最前線にあり、新たな展望の形成を助け、顧客の現場での水道サービスに対する要求を単一の全国的な供給会社から水道を購入する機会と結びつけることを可能としている。

詳細は、www.stservices.co.ukを参照のこと。

セバン・トレント・ウォーター・ピュリフィケーション・インク

注：下記の情報は、現地通貨での記載であり、英貨に換算された場合に重要性判断基準を満たすものである。

セバン・トレント・ウォーター・ピュリフィケーション・インクは、米国メリーランド州バルティモア市が所有するバック・リバー廃水処理工場に、52の大規模脱窒フィルターの設定と資材を供給している。セバン・トレントは、プロジェクトの建設に責任を負うアーチャー・ウェスタンとの間で24.5百万ドルの契約を結んでいる。同契約に基づく工事は2013年9月に開始し、システムは2016年9月に完了予定である。

セバン・トレント・エンバイロメンタル・サービシズ・インク

注：下記の情報は、現地通貨での記載であり、英貨に換算された場合に重要性判断基準を満たすものである。

セバン・トレント・エンバイロメンタル・サービシズ・インク（以下「STES」という。）は、2014年1月に開始し2024年まで継続する契約に基づき、コネチカット州ブリッジポートで廃水システムを運営している2014年8月現在、同契約の残りの契約価値は251.8百万米ドルである。

STESは、ペンシルバニア州ダウニングタウンの廃水処理施設を運営している。STESは2013年8月に効力が発生し2023年8月まで継続する新たな契約に署名した。2014年8月現在、残りの契約価値は23.8百万米ドルである。STESは1985年からダウニングタウンの施設の運営を行っている。

STESは、ペンシルバニア州リティッツ市の水道及び廃水処理施設を運営している。2011年2月に、STESは2022年12月まで継続する新規契約に署名した。2014年8月31日現在、同契約の残りの価値は13百万米ドルである。STESは1988年からリティッツ市の施設の運営を行っている。

STESは、ニューヨーク州グレンコープのナッソー郡の廃水処理施設を運営している。2014年8月現在、契約の残りの価値は19.9百万ドルである。STESは、1992年から2008年まではグレンコープ市との契約に基づき施設を運営していたが、2008年にナッソー郡が施設と関連契約の責任を引き受けた。2012年に8年間の更新オプションが行使され、契約は2020年8月まで延長した。

STESは、2013年7月に開始し2018年7月まで継続する契約（自動的に5年間更新される旨定められるため、2023年5月まで延長する）に基づきルイジアナ州のグレーター・ワシタ・ウォーター・カンパニーのために、上下水道処理システムを運営し、請求及び集金サービスを行っている。2014年8月現在、残りの契約価値は14.2百万米ドルである。

STESは、ルイジアナ州のプラークミンズ郡のために、上下水道システムを運営している。STESは、2013年8月に効力を発生し2018年5月まで継続する（2回まで自動的に5年間更新される旨定められるため、2028年5月まで延長する）新たな契約に署名した。2014年8月現在、残りの契約価値は23.5百万米ドルである。STESは、1998年からプラークミンズ郡のシステムを運営している。

イタリアでの運営サービス

以下は、2014年3月31日時点で進行中の契約のうち、合計価値が11百万ユーロ以上であり、当該時点で存続しているものを記載したものである。価値はすべて基本契約価値であり、潜在的差異への引当金及び契約に関連して支払うべきものとなる可能性のある追加金額を含まない。プロジェクトはすべてイタリアにおいて、イタリアで登記された会社により請け負われている。

プロジェクト名	プロジェクトの概要	プロジェクトのおおよその合計価値 (百万ユーロ)	2014年3月31日時点におけるプロジェクトのおおよその残存価値 (百万ユーロ)	おおよそのプロジェクトの合計期間(年)	2014年3月31日時点におけるおおよそのプロジェクト残存期間(年)
ウンブリアデー、テルニ (Umbriade, Terni)	廃水処理施設及び下水道ネットワークの運営及び維持管理	144.0	85.4	30	18
TAM	廃水処理工場の設計及び建設	10.2	4.6	2.5	1.5

6 【研究開発活動】

研究開発に関する支出は、研究開発に関する有形固定資産としての資本組入額を含めて5.0百万ポンド（前事業年度：5.4百万ポンド）であった。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 会長による概説

当社は、請求額の平均値上げをインフレ率より下に保ちながら、地域の上下水道インフラへの多額の長期的投資を継続している。

今年もまた、上下水道サービスに重点を置いたことで顧客と株主に利益を実現したことを報告でき、喜ばしく思う。

(持続可能なリターン)

当社は当年度、数多くの分野で進展を遂げ、再度優れた財務成績を実現した。

グループの収益は1.4%増加し合計1,856.7百万であり、基礎となるグループ税引前利益は7.1%増加して269.1百万ポンドであった。これにより調整後の1株当たりの利益は88.4ペンスとなり、92.6ペンスから4.5%減少した。

2013/14年度、取締役会は48.24ペンスの最終配当を提案しており、2014年7月25日に支払われる予定である。これにより、当事業年度の合計配当は80.40ペンスとなり、6.0%増加した。これは、2015年3月まで続く当規制期間における当社の方針である、配当を毎年小売価格指標より3%上回った額にするという方針に沿ったものである。

当社は、従来通り、株主への公正なリターンを提供しながら、顧客のためにサービスを改善し料金を低く保つことのバランスを取ることを目指している。当社の株主と顧客は、近年における当社の一貫した実現による恩恵を受けている。2005年以降、当社は合計205.7%の株主リターンを実現しており、FTSE100によるリターンを86.8%上回っている。

2012年5月に、当社は顧客のために上下水道ネットワークの改善に追加で150百万ポンドを投資し、同時に、特別配当により株主に150百万ポンドのリターンを行うと発表した。現時点までに、ネットワークとサービスに120百万ポンドの追加投資が行われており、続きは2014/15年度に行われる。

（当社の貢献）

セバン・トレントでは、当社がサービスを提供する地域に、重要な経済的、社会的及び環境的貢献をしている。

一般経済は回復の兆しを見せるものの、顧客の収入は圧迫されていると認識しており、当社が重点を置く点は今も、事業を可能な限り効率的に運営し、費用と料金を低く保つようにすることである。

2013/14年度に行った値上げは、再度、インフレ率よりも低いものであり、4年連続で実質的に平均請求額を維持又は引き下げた。その結果、上下水道を合わせた一般家庭への平均請求額は引き続きイングランドとウェールズで最も安かった。

昨年度中、地域の上下水道インフラに多額の長期投資を継続し、地域で何千もの職と小規模事業をサポートした。また、技術開発や訓練制度への投資にも献身し、若者がこの業界に入るサポートを行った。経済は不況からの浮上に奮闘しているため、当社がインフラへの投資を行い若い専門家に機会を提供することに献身していることは、実質的な影響を及ぼしている。

2015-2020年から、価格を可能な限り低く維持しながら、顧客が希望し環境が必要とするサービス改善の実現を助けるために約30億ポンドの投資を予定している。この投資の影響は、当社の中核サービスを越え、地域全体の幅広い人々と事業者と再度共有されるだろう。

セバン・トレントは、健全な環境に重大な貢献をし、当社は責任感があり持続可能な方法で事業を運営することに献身している。

昨年度中、当社は深刻な汚染事故を3分の1以上減少させた。また、廃水処理施設のコンプライアンスは99.29%にもなった。当社の事業による温室効果ガスの排出を削減したことも、当社にとっては重要であった。何年もの間、当社は再生可能エネルギーでは業界を先導するポジションを構築しており、現在は使用するエネルギーの23%を供給している。

（当社の従業員）

当年度中の当社の業績は、当社従業員の専門性、プロ意識及び献身を反映したものである。

セバン・トレントは、顧客のために可能な限り最善のサービスを提供することに情熱を持つ、熱心で誠実な労働力に恵まれている。

セバン・トレント・ウォーターでは、98%を超える従業員が顧客でもあり、当社が顧客をより理解する助けとなっている。

従業員の関心を株主の関心と合致させ、成功による利益を株主と分け合うことも重要である。セバン・トレント・ウォーターの従業員の5,000名超が株式インセンティブ制度のメンバーであり、同制度においては2013年度中、対象となる従業員に合計583百万ポンドを上限とした株式が授与される可能性がある。また、英国の対象従業員全員に株式貯蓄制度(Sharesave scheme)に参加する機会を与えており、同制度は、セバン・トレントの株式を割引で購入するオプションを提供する貯蓄制度である。

従業員の健康、安全及び幸福を保護することは、当社の行動方法の基盤を成す。従業員を大切に扱えば、彼らも顧客を大切に扱うと考えている。この2年間は安全が過去最高であり、負傷率が業界最低であったことを特に誇りに思う。当社の目標は、仕事で怪我をしたり、病気になったりすべきではないというものである。

(当社の未来)

2013年5月と6月、取締役会は、ボレアリス・インフラストラクチャー・マネジメント・インク、クウェート・インベストメント・オフィス及びユニバーシティーズ・スーパーアニュエーション・スキーム・リミテッドが参加するロングリバー組合から、一連の条件付き提案を受領した。取締役会は、提案にはセバン・トレントの重大な長期的価値が反映されておらず、将来的なポテンシャルが認識されていないと全会一致で結論づけた。ロングリバー組合は、セバン・トレントへのオファーを行わないことにした。

将来的に、セバン・トレントは、皆に価値を実現し続ける自信があり、業界の変更による恩恵を受ける良い位置付けにある。

近年、セバン・トレントは水道業界の再編に関する議論を「方向転換」シリーズの刊行によって積極的に周知している。当社は、英国が最も効率的に水資源を利用し、顧客への結果及びサービスを改善し、投資家に持続可能なリターンをもたらすことを助けるような変更を主張している。

当社は2014年水道法を支持しており、競争が増加することになる点を含め、これによりもたらされる変更を利用する良い位置付けにある。当社は、効率性のための機会、より大きな回復力及びコスト削減の機会が見込まれる更に変化を引き続き支持していく。

また、次の規制期間の当社の事業計画の確定にあたりOfwatと引き続き協力し、規制当局とのオープンで、公正で、透明性のある対話に努める。当社の計画は、顧客により、また、顧客のために推し進められるものであり、「方向転換」に裏打ちされた哲学により形成されるもので、長期的に確かです持続可能な基盤をもたらすものである。

(取締役会の変更)

当年度中、取締役会は、バーナード・バルキン博士の退任と、アンジェラ・ストラック博士及びフィリップ・レムナント氏の非業務執行取締役としての就任を発表した。

年度末の後、取締役会は、2014年5月23日付けで非業務執行取締役としてジョン・コグラン氏を任命し、2014年7月16日の年次株主総会の終了をもって非業務執行取締役であるパロネス・ノークス氏が退任することを発表した。

最後に、新しい首席業務執行役員としてリブ・ガーフィールドを迎えたことを喜ばしく思う。トニー・レイ氏（前任の首席業務執行役員）は、目標を実現するための強力なポジションにセバン・トレントを置き、良質な管理プロセスと倫理的な基準による事業の基礎を築くという素晴らしい責務を果たした。リブも、これらの実績を足場として、当社の従業員が顧客、投資家及びその他ステークホルダーに引き続きより良い価値を実現し、セバン・トレントが業界の将来に関する議論の先頭に立ち続けるための素質を備えていることと考える。

(2) 首席業務執行役員による概説

セバン・トレントの発展の次の段階を先導する見通しは楽しみなものである。事業成績は順調で、安定した資金調達を行い、業界の継続的発展の恩恵を受ける態勢にある。

(はじめに)

将来性があり業界を先導する事業者であるセバン・トレントに入社したことを喜ばしく思う。

トニー・レイとその同僚らが近年行った懸命な取り組みに感謝し、顧客、株主、規制当局及びセバン・トレントの素晴らしい従業員のために引き続き業務を遂行することが楽しみである。

(実現の年)

今年は、セバン・トレントの規制対象事業は顧客、環境、投資家及び従業員との約束を果たした良い年であった。

当社の顧客は再度、イングランドとウェールズで上下水道を合わせた料金が最も低いという恩恵を受けた。過去5年間の累積値上げ額はインフレよりも低かった。当社は、2020年までインフレより低い平均値上げを維持するつもりである。

暑い夏の後に雨が長引き風の強い冬という厳しい天候であったにもかかわらず、営業成績は改善した。原水の水質は雨の影響を受けたが、引き続き高レベルの水質コンプライアンスを果たした。水質全般は引き続き英国随一のものであったが、飲料水監察局(DWI)監察長報告書が特定した改善点を実現するためにはやるべきことがあると理解している。当社は引き続き、顧客が最高品質の水を受け取り続けることを確保するために献身する。

当社は、供給障害の平均時間を更に短縮させた。当社は、今回の規制サイクルにおいて漏水削減の目標を達成する予定であり、再度内部の下水の氾濫に見舞われる地所の数を減少させた。

当社の営業成績は事業の大半の部分で良かったものの、規制対象事業の業績レビューで詳述した通り、その他の分野の一部の業績が要求される基準に届かなかった。当社の資産の長期的な健全性を審査するために用いられる20の指標のうち3つが要求されるレベルの業績ではなかった。これにより、4つのうち3つのサービス有用性分野（それぞれ未達成の指標が1つずつ）が不十分と査定された。この業績は顧客が期待するものではないと認識しており、これに対処するための措置を講じている。

当社は自ら設定した業績レベルを達成していないことを認識した上で、その不足分を2015-2020年事業計画に含めた。

また、当社の顧客サービスも常に当社が希望する程良かったわけではない。当社は可能な限り最善な体験を顧客に提供すること、並びに訓練、より良いシステム・プロセス及び顧客が当社と関わり合う新たな方法に重点を置くことに献身している。当社が改善を目指す1つの分野は、ニュー・コネクションズ・プロセスである。当社は、顧客に迅速で効率的なサービスを提供する必要性を認識しており、デベロッパーの期待に応えるために向上するよう献身している。

当年度、当社は再度、Ofwatが測定するサービス・インセンティブ・メカニズム（SIM）のスコアの改善に見られる努力を行ったが、やるべきことは依然としてたくさんある。詳細は上記「規制対象（セバン・トレント・ウォーター）業績レビュー」に記載される。

当社のSIMスコアは当社にとって非常に重要なものであり、毎回、毎日、当社が顧客のために5点満点中5点の成績を上げられているかを教えてくれるものである。当社には依然としてやるべきことが多くあり、顧客の行動及び期待の変化に追いつくために迅速に改善を行うことが必要であると理解している。当年度中、定量的なSIMスコアは14%の改善と順調な進展を遂げ、顧客が当社からより迅速なサービスを受けているという意味で会える。顧客が当社との関わり合いについてどう感じたかを知るための質的なSIMスコアは、今後当社が更に重点を置く必要がある。年度全体としては、この測定基準は2012/13年度は4.36であったのが4.48になった。10社の上下水道会社のうち7位のままであったが、平均より早くペースで改善を見せている。

セバン・トレントは、セクター内で最も低いレベルの不良債権を有しており、収益の約2.2%である。これは、支払いを行う顧客が支払いを行わない顧客のコストを負担するため、顧客にとって重要である。そのため、当社は支払いが可能である顧客が実際に支払いを行っていることを確保するために多大な努力をしており、これがかつてない程容易にするために新技術への投資を行っている。詳細は、上記「規制対象（セバン・トレント・ウォーター）業績レビュー」を参照のこと。

しかし、経済状況は引き続き厳しいことを認識している。責任ある事業として、当社が請求額の支払いに心から苦しんでいる顧客を助けることも重要であるため、幅広い料金請求方式を有している。市民相談所との関係によっても、顧客の幅広い経済的問題に対処して顧客を助けている。

当年度中、当社は引き続き環境に気を配り、当社の投資プログラムは環境の更に改善を生み、顧客にも恩恵が生じた。当社は下水の閉塞の件数を削減し、重大な汚染事故の件数は3分の1以上削減した。また、河川の質も改善しており、廃水処理場のコンプライアンスは99.29%と当社にとって過去最高であった。当社が顧客に水を供給することは顧客にとって不可欠であることを理解し、供給の安全性の指標は、干ばつの際における当社の水の供給能力を測定するものである。当社の当年度のスコアは100（Ofwatの測定に基づく。本書第2「当社の目標」を参照）で、回復力と持続可能な取水の改善のために当社が行った取り組みが反映された。

当社の規制対象外事業は、運営サービスでは新規契約の獲得や取得により収益と利益が拡大した一方で商品では当年度は赤字となり残念な業績であり、複雑な業績となった。新たな経営チームが設置され、コスト基盤を縮小し、今後12ヶ月間で事業を収益性の高い成長に戻すための計画を開始した。これらの措置に関しては用心深い見解を持っており、コストはこれらの結果に反映されているが、来年度中を通して徐々に利益が見られるだろう。

当社は投資家のためにも職務を果たした。効率性、継続的改善及び持続可能な資金調達に重点を置いたことで、株主に対する配当の約束を維持する助けとなった。

当社の当年度の財務ポジションは、過年度の税金過払いに関する長期にわたる協議の上HMRCとの間で締結した枠組み合意を反映したもので、現在は次の規制期間（AMP6 - 詳細は本書第2「市場及び業界の概況」を参照）において顧客の価格引き下げをサポートするため、2015-2020年の事業計画にこれを組み入れている。

この業績と継続的改善は、献身的で経験豊富なチームにより可能となる。良い成績は、正しい方法で、安全で、より良く、より速く物事を行うことに裏打ちされる。当社のチームは昨年度の業界を先導する安全性の成績を維持している。詳細は、上記「規制対象（セバン・トレント・ウォーター）業績レビュー」を参照のこと。

上級従業員を代表して、従業員とサプライチェーンのパートナーの継続的献身に謝辞を述べる。

（展望、結論及び見通し）

セバン・トレントは、AMP6に向け、より健全な環境を提供すると同時に、より良いサービスを提供し、顧客のためにより価値を継続するというバランスの取れた計画を提出した。同時に、当社の計画は、投資家のために公正かつ持続可能なリターンを創出するため、投資と事業成長を実現するものである。当社は、価格見直しプロセスを完了するために引き続きOfwatと協力する。当社は、8月29日にOfwatから決定案を、2014年12月12日に最終決定を受領する予定である。

ウェールズは引き続き当社の事業における重要分野である。当社は、ウェールズ政府の水戦略の発表を歓迎しており、その実施を成功させるために全面的役割を果たすつもりである。また、シルク委員会による報告書の更に委譲に向けた発表を歓迎しており、当社のウェールズの顧客が非常に価格に見合った価値を引き続き受けられることを確保することについて現在進められている協議を楽しみにしている。

次の12ヶ月に重点を置く点は、当社が次の5年間で計画を実現する準備をするため、顧客がセバン・トレントの中心であること及び更に営業改善とプロセス改善を実現することである。現在の配当方針の下では、2014/15年度の配当は5.6%増加して84.90ペンスと設定される。当社は、2014年12月12日にOfwatから最終決定を受領した後でしか2015-2020年の配当方針を伝えることができない。

顧客、株主、従業員及び環境のために職務を果たすため、当社の旅の次の段階を構築するにあたり、セバン・トレントの皆と働くことを楽しみにしている。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

本書第6 1 (6) 「連結財務諸表に対する注記」の注記34を参照のこと。

2 【主要な設備の状況】

当グループの主要な事業用施設は以下の通りである。以下はすべて自由保有不動産である。

内容及び所在地	実際の規模
バーンウィ貯水池及び土地 (シュロプシャー、北オスエストリー、ランディン)	23,344エーカー
ダーウェント・バレー貯水池及び土地 (ダービシャー、バンフォード)	3,527エーカー
ミンワース下水処理施設 (パーミンガム、ミンワース)	701エーカー
フランクリーノパートレー貯水池及び上水処理施設 (パーミンガム、ノースフィールド)	452エーカー
カーシントン貯水池 (ダービシャー、アッシュボーン)	1,258エーカー
ストーク・バードルフ下水処理施設及び土地 (ノッティンガム、パートン・ジョイス)	2,078エーカー

本書第6 1 (6) 「連結財務諸表に対する注記」の注記18も参照のこと。

その他の主要な事務所 / 貯蔵所

- ・ウォリックシャー州コベントリ、セバン・トレント・センター
- ・ダービシャー州ダービー、レイنزウェイ・オフィス
- ・シュロプシャー州シュルーズベリー、シェルトン・オフィス
- ・レスターシャー州レスター、レスター・ウォーター・センター
- ・ウスターシャー州ブロムズグローブ、シュガーブルック・デポット
- ・ウォリックシャー州ウォリック、ロングブリッジ・オフィス
- ・ウェスト・ミッドランズ州バーミンガム、エッジバストン・デポット
- ・グロスタシャー州グロスター、ステイバートン・デポット
- ・ノッティンガムシャー州マンズフィールド、マンズフィールド・デポット
- ・ダービシャー州ダービー、プライド・パーク・オフィス / コールセンター

3 【設備の新設、除却等の計画】

ウェスト・ミッドランズのパークレーン、ミンワースの倉庫 / 事務所施設の売却は、2014年12月に完了予定である。

本書第3 1「業績等の概要」も参照のこと。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(2014年3月31日現在)

【株式の総数】

株式の種類	授権株式数	発行済株式数	授権未発行株式数
額面97 ¹⁷ / ₁₉ ペンスの普通株式	-	237,608,111株	-

当社は、2006年会社法によりもたらされた会社法における変更を反映するため、2010年度の年次株主総会において新たな付属定款を採択した。2006年会社法では、授権株式資本の概念が撤廃された。当社が新たな付属定款を採択したことにより、発行可能株式数の上限に関する規定が除外されることとなった。取締役会は現在も、従業員持株制度に関する場合を除き、株式を割り当てるためには株主による通常の承認を取得する必要がある。従って、現行の付属定款には授権株式資本又は未発行株式に関する記載はない。

2013年度の年次株主総会において、株主は、額面価額の合計で77,931,583ポンドまで、当社の株式を割り当てる権限を取締役に付与した。かかる授権は、次回の年次株主総会の日に失効する。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名	内容
記名式額面株式	普通株式	237,608,111株	ロンドン証券取引所	普通株式の各株主は、その保有する普通株式1株につき1個の議決権を有する。(注1)

(注1) 本書第1「本国における法制等の概要」1「会社制度等の概要」(2)「提出会社の定款等に規定する制度」を参照のこと。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数 増(減)数	発行済株式総数 残高	資本金増減額	増資(減資)後 資本金残高	摘要
2010年3月31日 現在	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 646,259株 の増加	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 236,585,205株	632,653ポンド (約109百万円)	231,604,463ポンド (約39,854百万円)	従業員株式貯蓄制度 及び業務執行役員株 式オプション制度に 基づく発行
2011年3月31日 現在	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 557,329株 の増加	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 237,142,534株	545,597ポンド (約94百万円)	232,150,060ポンド (約39,948百万円)	従業員株式貯蓄制度 及び業務執行役員株 式オプション制度に 基づく発行
2012年3月31日 現在	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 465,577株 の増加	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 237,608,111株	455,775ポンド (約78百万円)	232,605,835ポンド (約40,027百万円)	従業員株式貯蓄制度 及び未承認の業務執 行役員株式オプショ ン制度に基づく発行
2013年3月31日 現在	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 757,623株 の増加	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 238,365,734株	741,673ポンド (約128百万円)	233,347,508ポンド (約40,154百万円)	従業員株式貯蓄制度 及び業務執行役員株 式オプション制度に 基づく発行
2014年3月31日 現在	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 576,913株 の増加	1株当たり額面 97 17/19ペンス の普通株式 238,942,647株	564,767ポンド (約97百万円)	233,912,275ポンド (約40,252百万円)	従業員株式貯蓄制度 及び業務執行役員株 式オプション制度に 基づく発行

(注1) 本書 第6 1 (6) 「連結財務諸表に対する注記」の注記32を参照のこと。

(4) 【所有者別状況】(2014年3月31日現在)

普通株式	株主数	株主数の割合	所有普通株式数	所有普通株式数の割合
	(人)	(%)	(株)	(%)
個人及び共同口座	58,048	90.02	24,302,244	10.17
その他*	6,435	9.98	214,640,403	89.83
合計	64,483	100.00	238,942,647	100.00

* 保険会社、ノミニー会社、銀行、年金基金並びにその他の法人、有限責任会社及び有限責任公開会社等を含む。

(5) 【大株主の状況】(2014年3月31日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が1%を超える株主)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ステート・ストリート・ノミニーズ・リミテッド	EH5 2AWエジンバラ、フェリー・ロード525	10,062,470	4.21
ステート・ストリート・ノミニーズ・リミテッド	EH5 2AWエジンバラ、フェリー・ロード525	8,876,298	3.71
チェース・ノミニーズ・リミテッド	BH1 9XAボーンマス、チェースサイド1、私書箱7732号	7,326,298	3.07
HSBCグローバル・カストディ・ノミニーズ(UK)リミテッド	E14 5HQロンドン、カナダ・スクエア8	5,382,030	2.25
BNYメロン・ノミニーズ・リミテッド	M1 1RNマンチェスター、ピカデリー・ガーデンズ1、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	5,186,803	2.17
BNYメロン・ノミニーズ・リミテッド	M1 1RNマンチェスター、ピカデリー・ガーデンズ1、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	4,982,867	2.09
ステート・ストリート・ノミニーズ・リミテッド	EH5 2AWエジンバラ、フェリー・ロード525	4,314,907	1.81
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ノミニーズ)リミテッド	M1 1RNマンチェスター、ピカデリー・ガーデンズ1	4,264,346	1.78
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ノミニーズ)リミテッド	M1 1RNマンチェスター、ピカデリー・ガーデンズ1	4,131,604	1.73
HSBCグローバル・カストディ・ノミニーズ(UK)リミテッド	E14 5HQロンドン、カナダ・スクエア8	4,131,891	1.73
ビダコス・ノミニーズ・リミテッド	E14 5LBロンドン、カナリー・ウーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター	3,747,979	1.57
ノーストラスト・ノミニーズ・リミテッド	E14 5NTロンドン、カナリー・ウーフ、バンク・ストリート50	3,652,668	1.53
オーロラ・ノミニーズ・リミテッド	EC2R 6PAロンドン、ムーアゲイト55、4階	3,357,337	1.41
BNY(OCS)ノミニーズ・リミテッド	M1 1RNマンチェスター、ピカデリー・ガーデンズ1	2,996,210	1.25
チェース・ノミニーズ・リミテッド	BH1 9XAボーンマス、チェースサイド1、私書箱7732号	2,903,357	1.22
ヌトラコ・ノミニーズ・リミテッド	M1 1RNマンチェスター、ピカデリー・ガーデンズ1	2,672,260	1.12
BNYメロン・ノミニーズ・リミテッド	M1 1RNマンチェスター、ピカデリー・ガーデンズ1、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	2,592,436	1.08
リンチウッド・ノミニーズ・リミテッド	EC2R 6PAロンドン、ムーアゲイト55、4階	2,521,026	1.06
JPモルガン・クリアリング・コープ	EC2R 7HJロンドン、エンジェル・コート1、3階	2,423,300	1.01
計		85,526,087	35.80

2 【配当政策】

普通株式 1株当たり32.16ペンスの中間配当が2014年 1月10日に支払われた。取締役会は2014年 7月25日に普通株式 1株当たり48.24ペンスの期末配当を、2014年 6月20日時点の登録株主に支払うことを勧奨している。これにより、2013/14年度の配当の合計は普通株式 1株当たり80.40ペンス（2013年度：75.85ペンス）となる。期末配当の支払いは、年次株主総会の承認を受けることが前提となる。

2012年 7月27日に普通株式 1株当たり63.0ペンスの特別配当が株主に支払われた。

3 【株価の推移】

下記の表は、ロンドン証券取引所における普通株式の最高及び最低の市場価格を示したものである。

当社は、1989年 4月 1日に設立され、1989年12月より前には当社株式は上場も取引もされていなかった。

当社株式については、1989年12月12日に1.00ポンドが支払われた状態で取引が開始した。

第 2 回分割支払額の70ペンスは1990年 7月31日以前に支払うべきものであった。

最終分割支払額の70ペンスは1991年 7月30日以前に支払うべきものであった。

(1) 【最近 5 年間の事業年度別最高・最低株価】

	3月31日に終了した事業年度				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
最高(ペンス)	1,215 (約2,091円)	1,513 (約2,604円)	1,610 (約2,770円)	1,796 (約3,091円)	1,888 (約3,249円)
最低(ペンス)	933 (約1,606円)	1,086 (約1,869円)	1,375 (約2,366円)	1,507 (約2,593円)	1,637 (約2,817円)

(2) 【当該事業年度中最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2013年10月	11月	12月	2014年 1月	2月	3月
最高(ペンス)(注1)	1,885 (約3,244円)	1,861 (約3,202円)	1,744 (約3,001円)	1,778 (約3,060円)	1,854 (約3,190円)	1,888 (約3,249円)
最低(ペンス)(注1)	1,744 (約3,001円)	1,764 (約3,035円)	1,661 (約2,858円)	1,637 (約2,817円)	1,730 (約2,977円)	1,813 (約3,120円)

(注 1) 株価は、セバン・トレント・ピーエルシーの全額払込済株式に対するものである。

4 【役員 の 状況】

(1) 役員（提出日現在）

(i) 取締役会

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
トニー・バランス博士 (理学士優等学位、文学 修士(経済学)) 49歳 1964年11月22日生まれ	戦略・規制 担当取締役	2007年10月2日に取締役 に就任。 ユーティリティー政策及び 規制分野における豊富な 経験により、当社の戦略 及び規制業務を先導する にふさわしい立場にある。 セバン・トレントに入社 する以前はOfwatの主任 経済学者、経済コンサル タント、ロンドン・エコ ノミクス取締役、スト ーン・アンド・ウェブス ター・コンサルタンツの 取締役の役職を有して いた。 外部での役職： 英国水道協議会メン バー 委員会メンバー： 経営委員会	普通株式 22,566 LTIP 20,413 年間賞与 スキーム 13,547 SMP 4,684 合計 61,210	株式貯蓄制度 725

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
ジョン・コグラン (商学士、アソシエイト 勅許会計士) 56歳 1958年4月19日生まれ	独立非業務 執行取締役	<p>2014年5月23日に取締役に就任。 財務について豊富な知識を持つ勅許会計士 で、現在の取締役会のスキルにとって大きな プラスである。2014年7月16日に開催された 年次株式総会の終結をもって監査委員会の委 員長となった。現在、インチケープ・シッピ ング・サービスの会長並びにラベンドン・グ ループ・ピーエルシーの非業務執行取締役及 び報酬委員会の委員長を務めている。以前に は、2002年6月から2014年2月まで、ハイ プ・ピーエルシー(旧エール・グループ・ ピーエルシー)の非業務執行取締役を務め、 監査委員会の委員長も務めた。それ以前に は、アシュリーハウス・ピーエルシー及びDX サービスズ・ピーエルシーの非業務執行取締 役であり、2006年までは、エクセル・ピーエ ルシーの副首席業務執行役員及びグループ財 務部長を務めた。</p> <p>外部での役職： インチケープ・ SHIPPING・サービスの会長 ラベンドン・グループ・ピーエルシーの非業 務執行取締役及び報酬委員会委員長 フレイト・トランスポート・アソシエーショ ン・アイルランド・リミテッドの会長</p> <p>委員会メンバー： 指名委員会 監査委員会</p>	-	-

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
リチャード・デイビー 66歳 1948年7月22日生まれ	上級独立非 業務執行取 締役	<p>2006年1月1日に取締役就任。 キャリアの大半はNMロスチャイルド・アンド・サンズでの投資銀行業務であり、投資銀行業務担当主任等の役職を務めた。ロスチャイルドの金融サービスグループを運営し、多数の大手銀行及び保険会社と仕事を行ったことで、取締役会及び監査委員会に、また、報酬委員会の委員長として、専門家として価値ある金融における専門的知見をもたらす。以前は、ヨークシャー・ビルディング・ソサエティー（副会長も務めた）、フリーサーブ・ピーエルシー、スコティッシュ・ウィドウズ・ファンド・アンド・ライフ・アシュアランス・ソサエティーにて非業務執行役職を有していた。</p> <p>外部での役職： アムリン・ピーエルシーの非業務執行会長、リスク・ソルベンシー委員会のメンバー及び指名委員会委員長</p> <p>委員会メンバー： 監査委員会 指名委員会 報酬委員会</p>	普通株式 588	-

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
<p>アンドリュー・ダフ (理学士、FEI) 55歳 1959年4月24日生まれ</p>	<p>非業務執行 会長</p>	<p>2010年5月10日に取締役、2010年7月20日に 会長に就任。 注目を集めダイナミックな環境での国際業 務、規制事業、戦略管理及び顧客サービスに おける豊富な経験により、グループを先導す る会長としての役割が身についた。BPにて16 年間にわたりマーケティング、戦略及び石油 取引に携わった。1998年にナショナル・パ ワーに入社し、2000年同社から分割されたイ ノジー・ピーエルシーの取締役会に加入。同 社の再編及び2003年に行われたイノジーの RWEへの売却を先導した。後継会社であるエ ヌパワーのCEO及びRWEグループ経営委員会メ ンバーとなった。2004年7月から2013年11月 に退社するまでウォルスリー・ピーエルシー の非業務執行会長を務めた。2014年4月1日 にエレメンティス・ピーエルシーの非業務執 行副会長に任命され、2014年4月24日に同社 の非業務執行会長となった。</p> <p>外部での役職： エレメンティス・ピーエルシーの非業務執行 会長及び指名委員会委員長 CBIプレジデント委員会のメンバー マクミラン・キャンサー・サポート及びア ース・トラストの役員 エネルギー研究所研究員</p> <p>委員会メンバー： 企業責任委員会 指名委員会 報酬委員会</p>	<p>普通株式 3,500</p>	<p>-</p>

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
ゴードン・フライエット 60歳 1953年11月23日生まれ	独立非業務 執行取締役	<p>2009年7月1日に取締役就任。 多額の資本支出の管理を行い、国際業務における豊富な勤務経験を有している。顧客と直接関与し競争が激しい環境の中で小売業において管理レベルと営業レベル双方の深い専門性を有しているため、取締役会及び企業責任委員会に多大な経験及び専門的知見をもたらすことが可能である。2013年11月に退任するまでテスコ・ピーエルシーのグループ資産担当取締役を務めた。以前にはテスコ・グループ内において営業担当取締役、国際サポート担当取締役及びアイルランド共和国CEOを含め数々の上級役職を有していた。</p> <p>外部での役職： INSEAD（欧州経営大学院）の卒業生</p> <p>委員会メンバー： 企業責任委員会 指名委員会</p>	普通株式 2,275	-

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
オリビア・ガーフィールド (文学優等学位) 38歳 1975年9月10日生まれ	首席業務執 行役員	<p>2014年4月11日に取締役就任。 規制のある環境での顧客サービスの提供及 び複雑なインフラと組織の管理についての 豊富な経験を取締役会にもたらす。セバ ン・トレントに入社する前には、BTグルー プの一部であるオープンリーチの首席業務 執行役員を務め、ファイバーブロードバン ドが国内3分の2まで拡大するのを先導及 び監督した。2002年にBTに入社し、戦略及 び規制担当グループ取締役、商業及びブラ ンドの管理取締役、グローバル・サービス 及び英国顧客サービス取締役などの重要な 役職を務めた。1998年から2002年まで、通 信及びハイテク市場ユニットのコンサルタ ントとしてアクセンチュアに勤め、多くの 産業セクターの事業変革のソリューション をデザインし実施した。</p> <p>外部での役職： Tesco・ピーエルシーの非業務執行取締役</p> <p>委員会メンバー： 企業責任委員会 経営委員会 指名委員会</p>	<p>普通株式 21,383 LTIP 42,383 特別報奨 82,445 合計 146,576</p>	

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
マーティン・ケーン (理学士、公認技術者、 公認環境問題専門家、 土木技師機構会員、水 道・環境管理機構会 員) 61歳 1952年12月30日生まれ	首席エンジニア	2007年10月2日に取締役就任。1975年に セバン・トレント・ウォーターに入社し、 2014年7月に首席エンジニアに任命され た。様々な上級役職を歴任し、水道・廃水 処理工場、水道供給ネットワーク及び下水 システムの設計、構築及び運営につき幅広 く、かつ独自の理解を得た。2006年5月か ら2012年1月までセバン・トレント・ ウォーター顧客関係担当取締役を務め、 2014年7月までセバン・トレント・サービ シズの最高経営責任者を務めた。 外部での役職： ユーティリティーズ・アンド・サービス・ インダストリーズ・トレーニング・リミ テッド及び全国水道会社協会（米国）の理 事会メンバー 国際非開削技術協会の役員 委員会メンバー： 経営委員会	普通株式 32,051 LTIP 24,958 年間賞与 スキーム 16,310 SMP 6,522 合計 79,841	株式貯蓄制度 712

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
マーティン・ラム (理学士、経営学修士) 54歳 1960年1月7日生まれ	独立非業務 執行取締役	<p>2008年2月29日に取締役就任。 世界中あらゆる場所での大規模なエンジニアリングビジネスの運営及び開発に豊富な経験を有している。2014年5月、首席業務執行役員を13年間務め、33年間にわたって勤めたIMIピーエルシーの取締役会を退任した。IMIの根本的な再形成を監督し、多数の上級管理職に就いていた。2014年3月1日、エボカ・ウォーター・テクノロジーズの会長に任命された。商業に関する鋭い眼識と複雑なプロジェクトの管理経験を有しており、かつ現在の市場圧力にも精通していることから、セバン・トレントの業務の価値を高めることのできる立場にある。以前はスペクトリス・ピーエルシーの非業務執行取締役であった。</p> <p>外部での役職： エボカ・ウォーター・テクノロジーズ・エルエルシーの会長 AEAインベスターズ・マネジメント(UK)リミテッド顧問会メンバー ロトーク・ピーエルシーの非業務執行取締役</p> <p>委員会メンバー： 指名委員会 報酬委員会</p>	普通株式 3,012	-

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
マイケル・マッキオン (文学修士、勅許会計 士) 57歳 1956年10月18日生まれ	財務担当取 締役	<p>2005年12月13日に財務担当取締役役に就任。 取締役会に多大なる財務及び商業の専門的 知見をもたらしており、セバン・トレン ト・グループでの勤務経験は8年を超えて いる。セバン・トレント入社前は、ノ バー・ピーエルシーの財務担当取締役であ り、それ以前はロールス・ロイス・ピーエ ルシーにて、航空宇宙グループ財務取締役 を含む様々な上級役職に就いた。カーノ ード・メタルボックス、エルフ・アトケム及 びプライス・ウォーターハウスにおいて海 外勤務経験があり幅広い国際業務の経験 を有している。スコットランド勅許会計士 であり、同勅許会計士協会会員。</p> <p>外部での役職： ザ・マーチャント・トラスト・ピーエル シーの非業務執行取締役及び監査委員会委 員長</p> <p>委員会メンバー： 経営委員会</p>	普通株式 54,574 LTIP 45,101 年間賞与 スキーム 29,782 SMP 10,442 合計 139,899	株式貯蓄制度 -

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
フィリップ・レムナント (大英帝国勲章3位、ア ソシエイト勅許会計士、 文学修士) 59歳 1954年12月20日生まれ	独立非業務 執行取締役	2008年2月29日に取締役就任。 顧問及び規制に関する経験を多く持った上 級投資銀行行員である。勅許会計士であ り、プルデンシャル・ピーエルシーの上級 独立取締役、テイクオーバー・パネルの副 会長、UKフィナンシャル・インベストメン ツ・リミテッドの非業務執行取締役及びシ ティ・オブ・ロンドン・インベストメン ト・トラスト・ピーエルシーの会長を務め ている。以前には、クレディ・スイス・ ファースト・ボストン・ヨーロッパの副会 長、英国投資銀行業務部の部長を務めた。 2001年から2003年の2年間、テイクオー バー・パネルの会長を務め、2010年再度同 職を務めた。以前は、ノーザン・ロック・ ピーエルシーの取締役を務め、2007年から 2012年までは、政府保有株式管理 (Shareholder Executive)の会長を務め た。 外部での役職： プルデンシャル・ピーエルシーの上級独立 取締役並びに監査委員会、指名委員会及び 報酬委員会のメンバー テイクオーバー・パネルの副会長 UKフィナンシャル・インベストメンツ・リ ミテッドの非業務執行取締役 シティ・オブ・ロンドン・インベストメン ト・トラスト・ピーエルシーの非業務執行 会長 セント・ポール大聖堂財団グッドイナフ大 学の理事 委員会メンバー： 監査委員会 指名委員会 報酬委員会	-	-

氏名及び年齢	役職名	略歴	2014年8月31日現在 実質的に所有されている 株式数	
			普通株式の実 質的所有状況	承認された制 度に基づく株 式オプション
アンディ・スミス (テクノロジー優等学 位) 53歳 1960年9月20日生まれ	事業サー ビス担当マ ネージン グ・ディレ クター	2007年10月2日に取締役就任。 様々な部門から得た幅広い幹部としての専 門的知見及び営業上の専門的知見を取締役 会にもたらした。BP、マーズ及びペプシ等 の世界的企業において英国及び海外でエン ジニアリングや営業管理の役職を歴任し、 多大な経験を有する。以前はブーツ・グ ループ・ピーエルシーにて取締役会メン バーを務めていた。 委員会メンバー： 経営委員会	普通株式 35,315 LTIP 26,529 年間賞与 スキーム 17,583 SMP 6,076 合計 85,503	株式貯蓄制度 725
アンジェラ・ストラック 博士 (理学士、博士(地質 学)) 61歳 1952年10月21日生まれ	独立非業務 執行役員	2014年1月24日に取締役就任。 BPグループで主任研究員を務めている。1982 年にBPグループに入社してから、BPにおいて 戦略、技術、商業に関する様々な指導的な上 級役職を務めてきた。最近では、副社長及び 首席業務執行役員会の代表を務めた。2010 年、ビジネス・産業界において英国の女性を 先導した功績を認められ、科学技術部門で英 国ファースト・ウーマンズ・アワードを受賞 した。戦略、技術、変革の業績と経験は、取 締役のスキルを補強する。 外部の役職： マンチェスター大学理事会 ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンエネ ルギー研究所の国際諮問委員会メンバー 委員会メンバー： 企業責任委員会 指名委員会 報酬委員会	-	-

(ii) 経営委員会

当年度中見直しの対象となった首席業務執行役員はトニー・レイで、同氏は2014年4月11日に退任した。リップ・ガーフィールドが2014年4月11日に、首席業務執行役員を引き継いだ。経営委員会は、セバン・トレントの戦略の開発及び実施を監督している。また、事業成績の達成につき説明責任を負う。経営委員会の委託事項は、当社のウェブサイト(www.severntrent.com)上で入手可能であり、又は会社秘書役から取得することもできる。

当年度中、経営委員会は、戦略、業務管理、方針・企画及び営業成績を検討するため、会議を開催した。

経営委員会のメンバーは、戦略及び業務管理の実現を監督する運営グループを方向付ける責任を委託されている。当年度中、当社のPR14計画のOfwatへの提出及び年度末の業績及びOfwatへの年間規制回答の統合的実現などの分野を監督するため、運営グループが設置された。

氏名及び年齢	役職名	略歴
トニー・バランス博士 (理学士優等学位、文学 修士(経済学)、博士) 49歳	戦略・規制担当取締役	上記「(i) 取締役」に記載の略歴を参照。
サイモン・コックス (文学士優等学位) 48歳	廃水サービス担当取締役	2009年7月にセバン・トレントに入社。電気エンジニアの教育を受けている。以前はロンドン・エレクトリシティーにおいて様々な営業職及び管理役職を歴任し、最近では、ナショナル・グリッドに勤務し英国における営業・企画の主任を務めており、その後英国及び欧州のガス及び電気事業の商業担当取締役となり、さらにセバン・トレント入社前に主席調達役員の役職を有していた。英国水道業界研究所の理事会メンバーである。
イーブリン・ディッキー (理学士優等学位) 51歳	人事担当取締役	2006年11月にセバン・トレントに入社。人事について幅広い経験を有し、主要な変更プログラム、業務再編、従業員関係、資源調達、幹部報酬、組織能力及び業績管理イニシアチブの計画及び実現を先導してきた。セバン・トレント入社前は、ブーツ・ザ・ケミスツで人事担当取締役(人事運営)として人事コンサルタント業に従事していた。
オリヴィア・ガーフィールド (文学優等学位) 38歳	首席業務執行役員	上記「(i) 取締役」に記載の略歴を参照。

氏名及び年齢	役職名	略歴
マイロン・ハリシック (MBA) 57歳	主席情報役員	2008年4月にセバン・トレントに入社。金融サービス、出版、自動車及びロジスティクス/サプライチェーンなど幅広いビジネスセクターの大組織で上級のIT役職を務めてきた。戦略的IT再編プログラム及び業務再編プログラムを実現し、法人ITユニットの再編と、高い実績を誇るIT実務の展開を行った。サプライチェーン・調達や当社のプログラムマネジャーの業務改善チームでも役員としての責任を有している。
アンジェラ・ハンター・ドブソン (文学修士優等学位) 42歳	顧客関係担当取締役	2012年5月にセバン・トレントに入社。キャリアの始まりは、製造業からサービス業へと変革する時期のIBMであった。それ以来、パークレーズ、ヒスコックス及びボーダフォンにおいて営業でリーダーシップをとる上級の役職を有し、B2B、B2C、国内、海外、間接的及び規制対象の市場において顧客サービスを提供した。賞を受賞するにまで至った対顧客活動だけでなく、複数のセクターで顧客サービスの分野で幅広いコンサルティングを行った。
マーティン・ケーン (理学士、公認技術者、 公認環境問題専門家、土木技師機構会員、水道・ 環境管理機構会員) 61歳	セバン・トレント・サービス 最高経営責任者	上記「(i) 取締役」に記載の略歴を参照。
ブローナー・ケネディー (文学士優等学位) 50歳	ゼネラル・カウンセル、 会社秘書役	2011年6月にセバン・トレントに入社。事務弁護士であり、以前は15年間勤務したミッチェルズ・アンド・バトラーズでグループ秘書役とゼネラル・カウンセルを務めていた。それ以前は、アレン・アンド・オーヴェリーのシニアアソシエイトであった。
マイケル・マッキオン (文学修士、勅許会計士) 57歳	財務担当取締役	上記「(i) 取締役」に記載の略歴を参照。
アレック・リッチモンド (理学士(経済学)、FCA、 FIIA) 56歳	内部監査担当取締役	2007年6月にセバン・トレントに入社。それ以前は、2000年から2005年までキャドバリー・シュウェップス・ピーエルシーに勤務し、同社の世界的な内部監査サービスを率いていた。セバン・トレント入社前は、RSMロブソン・ローズで取締役及びリスク保証サービスに責任を有する経営幹部メンバーを務めた。イングランド・ウェールズ勅許会計士協会及び内部監査人協会の研究員。
アンディ・スミス (テクノロジー優等学位) 53歳	水道サービス担当取締役	上記「(i) 取締役」に記載の略歴を参照。

(2) 取締役の報酬

下記「5 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(vi) 報酬委員会」を参照。

(3) 取締役が受領する重要な利益

2014年3月31日に終了した事業年度中、取締役が重要な利益を有する当社事業にとって重要な契約は締結されなかった。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(i) 会長からの通知

(はじめに)

セバン・トレントでは、優れたガバナンスに支えられ、株主への価値の実現と持続可能な業務の構築に献身している。取締役会として、我々は効果的なガバナンスプロセスを有し、これを遵守していることを確保することにつき、株主に対する説明義務を負っている。

取締役会の役割は以下の通りである。

- ・当社のステークホルダーに対する義務を理解し、その義務を果たすこと
- ・リスクを査定し、管理することのできるような慎重かつ効果的な枠組み内で当グループを統制すること
- ・これらの目標達成を可能とするために利用可能な十分な資源を確保すること

優れたガバナンスは、決定が組織の上から下に伝わることを確保してこれが正確に実施できるようにしており、また、情報が下から上に、決定を行う必要がある者へと伝わることを確保している。最終的には、優れたガバナンスにより、取締役会が適時に、妥当で確実な情報を入手できることが確保され、これにより事業を効果的に運営することができる。

当年度中、会長である私は取締役会の有効性の見直しを先導し、前回の見直しの際に更なる改善が必要であると特定された分野がどのような進展を遂げたかを検討した。当社は、当社の事業全体で行動規範が引き続き根付いているかを監視し、裏付けとなる方針の見直しを行った。

優れたガバナンスは、言動と文化だけでなく、組織とプロセスによる部分が非常に大きいと考えている。本項では、良好なガバナンスがセバン・トレントの活動をどのように支えているかを記載し、英国企業統治綱領における原則を取締役会がどのように適用しているか（当社がどのように組織されているか、当社がどのように行動を選択しているか、及び当社がどのように有効性を確保しているか）について説明する。

上記の項目に関するガバナンス協定を審査することで、当社は適切な長期的姿勢を構築することができ、これは当グループの戦略目標の持続可能な方法による実現を助ける。優れたガバナンス、明確な戦略とそれをサポートする事業計画、そしてこれを実施する強力な経営チームをうまく組み合わせることで、当社は引き続き価値を実現し、会社のための持続可能な成長を実現すると強く思っている。

(セバン・トレントのガバナンス)

当社がどのように組織されているか

- ・ 当社の組織は、明確な説明責任を有して、効果的かつ効率的に意思決定ができるよう構成されている。

当社がどのように行動を選択しているか

- ・ 当社の行動規範「セバン・トレントにおけるの正しい行い (Doing the Right Thing, the Severn Trent Way)」には、責任ある企業行動へのアプローチが記載されている。
- ・ 行動規範は15のグループ方針及び当社の行動モデルにサポートされている。この詳細については、当社のウェブサイト (www.severntrent.com) 上で入手可能である。

当社がどのように有効性を確保しているか

- ・ 当社は、業績改善を促進するため、当社の従業員が適切なスキルを有することを確保することを常に目指している。
- ・ 経営の確保は、効果的な管理プロセス及びリスク・コンプライアンス活動の組み合わせによりもたらされる。
- ・ 独立性の確保は、主に内部監査、当社の外部監査人及びその他外部組織によりもたらされる。



(英国企業統治綱領の順守)

当報告年度に適用される現行版の企業統治綱領は、2012年度英国企業統治綱領（「企業統治綱領」）である。

企業統治綱領は、財務報告審議会のウェブサイト (www.frc.org.uk) で入手可能である。

セバン・トレントは、2014年3月31日に終了した年度を通じて企業統治綱領を順守したが、会社の内部告発手続きが監査委員会ではなく企業責任委員会の権限下にあることに関する取り決めの妥当性については例外であった。企業責任委員会の権限は、セバン・トレントの行動規範に基づく違反に関する従業員からの申立てに対処することである。監査委員会は、当社の内部告発手続き並びに不正行為及び贈賄の防止、発見のための手続きにより、財務又は内部統制に関する事項から発生する事柄についての報告を審査し、違反の報告を受けている。取締役会は、これらの取り決めが適切であると考えている。

(ii) ガバナンス・レポート

(グループ授権協定)

グループ授権協定(GAA)とは、セバン・トレント・ピーエルシーの取締役会が、グループ全体における法律上、財務上及び運営上の問題を管理するにあたり、適切な者に、適切なレベルで、重要な決定を行うことを授権する枠組みである。GAAは、良質な管理、効率的な意思決定及び明白なコンプライアンスを促進するために策定されたものである。

授権の流れは、セバン・トレント・ピーエルシーの取締役会から首席業務執行役員とセバン・トレント経営委員会に対し行われる。特定の問題については、専門性とグループ全体としての視点を増すため、権限を委託された者は業務サービス分野の専門家(税務部、財務部、グループファイナンス部、会社事務局等)と協力することが義務付けられる。

(子会社のガバナンス)

上場会社であるセバン・トレント・ピーエルシーの取締役会のメンバーは、規制子会社であるセバン・トレント・ウォーター・リミテッドの取締役会のメンバーと同一である。これは、ピーエルシーの取締役会がセバン・トレント・ウォーターにおける透明性及び洞察力を増すため、会社の経営を統合する決定がなされた2007年に実施された構造である。

2013年1月にマーティン・ケーンがセバン・トレント・サービスのCEOに任命された後、マーティン・ケーンはセバン・トレント・ウォーター・リミテッドの非業務執行取締役となった。

これら2社は、異なる法人として運営されている。各取締役会はセバン・トレント・ピーエルシー取締役会ガバナンス書類と、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドの取締役会留保事項を遵守している。各取締役会は、会社事務局が管理する別々の基本方針、会議及び議事録により補佐を受け、必要に応じて会議で会社秘書役のアドバイスを受けている。

子会社の取締役会は、法律上、財務上及び運営上の問題につき綿密に管理することが必要となる。とりわけ、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドと、セバン・トレント・サービスなど他の企業との関係は、当社が上記会社間のアームスレングス取引における義務を確実に履行するため、監視され、管理されている。

(報告義務)

公開上場会社として、当社は法令に規定された広範な報告義務を履行しなければならない。

当社は、効果的なコミュニケーションが株主価値の構築の主要な要素であるとして、その重要性を認識しており、また、企業が発展し、成長を達成するには、オープンなコミュニケーションを行いつ常に責任を果たすことで、当社の証券の保有者、従業員、顧客、供給会社、地域及びセバン・トレント・ウォーターの経済的規制当局であるOfwatの信頼を得なければならないことを認識している。

当社は、その業績を半期ごとに発表しており、中間管理報告書を作成するため要件を順守している。

首席業務執行役員は、財務担当取締役が委員長を務める開示委員会を設置し、同委員会は半期と年度末の財務及び規制上の報告プロセスの実施に具体的な責任を負っている。開示委員会は、当グループの暫定業績発表及び報告書・財務書類、当社の年次株主総会、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドの法令上及び規制上の財務書類、年次規制コンプライアンス報告書並びに年間規制業績報告書といった年度末の報告プロセスのすべての要素を組み込んだ統合計画の実現を監督する。

(個人株主との関与に関する戦略)

取締役会は、株主との関与に関する積極的な戦略を有しており、その主要な要素は以下の通りである。

年次報告書は、株主との主要な意思疎通の手段となっている。当グループは、企業情報を送付する代替方法として、Eコミュニケーションを採用した。2012年3月、株主は当社からの連絡を受け取る際の希望方法につき再度協議を行った。協議後、49,153人の株主(79%)が年次報告書はオンラインで閲覧可能であるという確認を受領し、12,942人の株主(21%)は引き続きハードコピーにより受け取っている。

当社のウェブサイト(www.severntrent.com)には、年次報告書のアーカイブと共に、投資家に関係あるその他の情報が掲載されている。これには、総合的な株価情報、財務成績、会社のニュース及び財務カレンダーが含まれている。

当社は配当再投資計画(DRIP)を提案している。DRIPの詳細は当社のウェブサイト上及び当社の株式登録機関であるエクイニティ(Equiniti)のウェブサイト上で入手可能である。

(株主ネットワーク構築プログラム)

このプログラムの目的は、施設への訪問や従業員との対話により、当社のことを更に知ってもらう機会を個人株主に提供することである。

株主ネットワークプログラムの一環として、2013年11月に参加者は廃水施設か浄水施設のいずれかを訪問することを選択することができた。これは、廃水サービス担当取締役であるサイモン・コックスと、当時水道サービス担当取締役であったアンディ・スミスが主催するものであった。18名の参加者が、サイモンによるツアーとプレゼンテーションの目的でミンワースの下水処理場(バーミンガム)を訪問した。13名の参加者は、アンディによるチャンピオン・ヒルズ水処理場(ロイヤル・リーミントン・SPA)へのツアーとプレゼンテーションに訪れた。その後、双方のグループは、コベントリにある当社の運営センターを訪れた。

株主と、自分の仕事に対して示された前向きな関心を享受した従業員の双方から、プログラムの組織及びその内容にフィードバックが寄せられ、当社がプログラムを継続することを強力にサポートした。

(機関株主及びアナリスト)

取締役会は、株主の利益を代表し、かつ促進することが重要であること、また、自らが株主に対して当社の業績及び事業活動に関する説明責任を有していることを認識している。

中間決算及び本決算を公表した後に、株主及びアナリストに対して発表が行われる。首席業務執行役員及び財務担当取締役は、当事業年度中定期的に株主と会合を開く。会長及び上級独立非業務執行取締役は業務執行取締役とは別に株主との会合を行い、彼らは要求があれば株主と会合を開くことができる。取締役会は、機関株主との会合の後に、書面によるフィードバックを受け、取締役会の会議において四半期に一度、株主活動の監督を行う。

2013年3月及び4月中、独立資本市場顧問事務所であるマキンソン・コウエルは、会社としての当社、当社の戦略、業績及びコミュニケーションの有効性について、債券保有者と株主双方の見解を確かめることを目指し、投資家による監査を実施した。これは、当社の競合会社に対して、また、エクイティ市場と債権市場全体に対して相対的に当社の位置付けを判断することも目的としたものであった。

監査で判明した主な点は、セバン・トレントは株主及び債券保有者から、(前回監査が行われた)3年前と比べ、現在の方が次回の規制期間に向け強力な立場にあるとみなされていること、セバン・トレント・ウォーターの業績が改善したこと、会社の財務ポジションには前向きな見方であり保守的な財務戦略が評価されていること、投資家は経営チームを3年前より高く評価していることであった。

当社がどのように組織されているか

(取締役会メンバー)

当年度中、取締役会は、非業務執行会長、7名の業務執行取締役及び5名の独立非業務執行取締役から構成されている。当年度中、取締役会は、バーナード・バルキン博士の退任と、2014年1月24日付けでアンジェラ・ストラック博士を非業務執行取締役に任命することを発表した。また、取締役会は、フィリップ・レムナントを2014年3月31日付けで非業務執行取締役に任命することも発表した。当年度中、取締役会は、2014年4月11日付けでリブ・ガーフィールドを首席業務執行役員に任命することも発表した。年度末の後、取締役会は、2014年5月23日付けで非業務執行取締役としてジョン・コグランを任命し、2014年7月16日の年次株主総会の終了をもって非業務執行取締役であるバロネス・ノークスが退任することを発表した。

メンバーの写真は、略歴と当社にもたらされる相互補完的スキル及び多様な経験の説明と共に年次報告書の42～43ページにて閲覧できる。

当社は、このような統一された取締役会は、革新、経験、自立及び挑戦の適度なバランスをもたらし、効果的な意思決定を確保できると考えている。

企業統治綱領に従い、取締役は当年度の年次株主総会で全員が退任し、株主による選任又は再選を受けるために立候補することになる(但し、2014年度の年次株主総会の終了をもって取締役会を退任するバロネス・ノークスを除く)。

構成員の多様性に関する方針は、下記「指名委員会」に記載する。

(会長の役割)

会長であるアンドリュー・ダフの役割は、統一した取締役会を率い、取締役会の会議においてメンバーによる貢献を手助けし、取締役会の原則及びプロセスが取締役会ガバナンス枠組みに基づき確実に維持されるよう責任をもつことである。

取締役会議のアジェンダは、首席業務執行役員及び会社秘書役の協議の上、会長により合意されるが、いずれの取締役も、会議事項の項目追加を要求することができる。会長は会議と会議の間に取締役会のために行為し発言する権利を有し、これを首席業務執行役員と協力して行うことも含まれる。会長は、取締役会の会議の

間に行われた決定及び措置につき、適切であれば取締役会及び各委員会の委員長に報告を行う。また、会長は業務執行取締役の業績を検討しフィードバックを行うため、業務執行取締役が出席しない場で非業務執行取締役との会合を行う。

(上級独立非業務執行取締役)

リチャード・デイビーは上級独立非業務執行取締役である。同氏は、報酬委員会の委員長を務め、監査委員会及び指名委員会のメンバーでもある。取締役会は、会長が何らかの理由で取締役会会長を務めることができない場合にリチャード・デイビーが会長を務めることに合意している。

(非業務執行取締役)

非業務執行取締役は、グループにとって重要な分野において、それぞれ独立した外部の専門知識及び経験を提供するために取締役に任命される。その権限には、コーポレート・ファイナンス、一般金融、企業戦略、顧客のケア、財産、環境・技術問題、一般的経営、変革及びサプライチェーン管理が含まれる。彼らは、取締役会の議事に対し、独立した課題を提供し、審議に厳しさを与えており、当グループの能力につき独立した審査を行うことが推奨されている。上級独立非業務執行取締役が率いる非業務執行取締役は、少なくとも年に一度、会長が出席しない場で会合を開き、会長の業績を評価しており、この他に、業務執行取締役が出席しない場で会合を開いている。

取締役会は、非業務執行取締役の状況を審査し、企業統治綱領に定義される通り、彼ら全員がその身分上及び判断上、独立していることを確認した。

(首席業務執行役員)

当社の戦略実施のため、責任が首席業務執行役員に委託されている。当審査対象年度中、首席業務執行役員は2014年4月11日に退任したトニー・レイであった。2014年4月11日に首席業務執行役員をリブ・ガーフィールドが引き継ぎ、当社の戦略を促進するあらゆる決定及び行為のうち、当社のGAAIに規定される首席業務執行役員の限界を考慮した上で、彼女自身の判断で合理的とされるものを行うことを授權されている。会長率いる非業務執行取締役が、年に一度首席業務執行役員の業績を評価している。

（業務執行取締役）

業務執行取締役は、セバン・トレントの戦略実施を前進させるにあたり主席業務執行役員のサポートをしている。業務執行取締役は、当社の行動規範、長期にわたる持続可能かつ責任ある業務管理への献身、顧客及び我々が生活し仕事を行うコミュニティのために、より価値があり、より良いサービス及びより健全な環境を実現することを考慮し、責任ある方法で戦略を実施することに献身している。

（会社秘書役の役割）

全取締役は会社秘書役であるプロナー・ケネディー及び会社秘書役チームのアドバイス及び役務を受けることができる。会社秘書役は、取締役会が、自らが採択したガバナンス枠組みに従った運営を確実にを行い、取締役会及びその各委員会への情報の流れ、並びに上級役員と非業務執行取締役との間での情報の流れが有効なものとなるように確保する責任を有する。

会社秘書役の任命及び辞任は、そのすべてが取締役会の検討事項である。

（取締役任命の条件）

取締役任命の条件は、当社の本社における通常の業務時間内で誰でも閲覧可能であり、年次総会においても閲覧可能である。これは、年次株主総会でも入手可能である。

（取締役会のプロセス）

当社には、以下のプロセスに関する文書が存在する。

- ・取締役会の職務と活動
 - ・明確に取締役会の意思決定に任された事項、首席業務執行役員に委任された権限、かかる権限に関し首席業務執行役員が負う説明責任及び取締役会と首席業務執行役員との間の関係管理の指針
- 取締役会に留保されている検討事項は以下の通りである。
- ・首席業務執行役員、取締役及び会社秘書役の任命。
 - ・当社の戦略及び予算。
 - ・当グループにおける委託された承認の範囲を規定するGAA。
 - ・当社のGAA、定款、法令又は外部規則に基づき要求される当社及び子会社に関する決定。
 - ・当社のGAA、定款、法令又は外部規則に基づき取締役会が行うことを要求される文書（報告書や財務書類を含む）の承認又は採択。

(取締役会の会議)

当社には、年間を通して定期的に予定された取締役会及びその常設委員会の会議があり、追加会議と委員会の臨時会議は必要に応じて開催される。

前回の取締役会の会議以降に開催された取締役会の委員会の議事録、業績報告書等の書類は、各会議に先立って回覧される。

取締役が業務中に独立した専門家の助言を受けることができるよう一定の手続きが合意のもとに実施されており、すべての取締役が会社秘書役の助言及びサービスの提供を受けることができる。取締役が未解決の問題に対して懸念を抱いた場合、当該取締役は、会社秘書役に対し、当該懸念を議事録に記載するよう要求する権利を有している。

下記のグラフは、定期会議において取締役会がどのように時間を使ったかを示したものである。取締役会は毎回の会議でセバン・トレント・ウォーターとセバン・トレント・サービスの事業成績を監視しており、戦略報告書の8～9ページに記載のKPIに対する業績について月毎の最新情報を受領する。また、取締役会は資本の効率性に関する報告書についても定期的に協議している。取締役会は、取締役会の固定議題として、会社秘書役が提供するガバナンス報告書を通じて、ガバナンスに関する事項や最善慣行の展開を監視する。また、年に一度、企業統治綱領の順守についても公式な審査を行っている。

当年度中、Ofwatへの事業計画の提出及び新しい首席業務執行役員の任命を検討するため、追加取締役会が3回開催された。取締役会は、ロングリバー・パートナーズから受領した提案について注意深く評価するため、更に4回会合を開いた。このプロセスの一環として、取締役会は株主の意見にも注意深く耳を傾けた。

セバン・トレント・ピーエルシーの事前業績報告書、中間業績報告書及び中間管理報告書などの事項の検討のため、4回の臨時取締役会下位委員会の会議が開催された。

公式会議に加え、取締役は当年度、丸1日間の戦略セッションに出席し、そこで取締役会と経営チームが一緒になって、セバン・トレントの事業全体において将来的に価値を創造できる分野につき検討を行った。

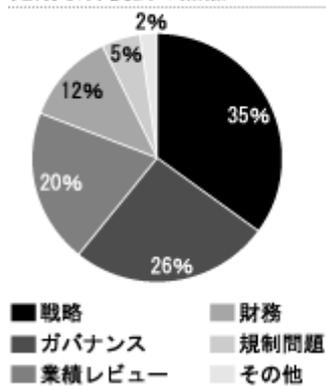
2013/14年度の定期取締役会出席回数

アンドリュー・ダフ	7/7	マーティン・ラム	7/7
トニー・バランス	7/7	マイケル・マッキオン	7/7
バーナード・バルキン博士	6/6	パロネス・ノークス*	6/7
リチャード・デイビー	7/7	アンディ・スミス	7/7
ゴードン・フライエット	7/7	アンジェラ・ストラंक博士	2/2
マーティン・ケーン	7/7	トニー・レイ	7/7

*一身上の理由により、会議に出席することができなかった。

取締役会がどのように時間を使っているか

定期取締役会の焦点



2013/14年度の追加取締役会出席回数

アンドリュー・ダフ	7/7	マーティン・ラム*	6/7
トニー・バランス	7/7	マイケル・マッキオン	7/7
バーナード・バルキン博士	5/5	パロネス・ノークス*	5/7
リチャード・デイビー	7/7	アンディ・スミス	7/7
ゴードン・フライエット*	6/7	アンジェラ・ストラंक博士	2/2
マーティン・ケーン*	6/7	トニー・レイ	7/7

*先約の仕事により、ショートノーティスで行われた一部の追加会議に出席することができなかった。

(取締役会の各種委員会)

取締役会の4つの常設委員会は、取締役会の職責の遂行の補佐をしており、取締役会は職責の一部をかか
る委員会に委託している。委員会は、役割と責任を果たし、特定の活動に重点を置き、行った決定と措置につ
き取締役会に報告をし、必要な提言を行うことで取締役会を補佐している。

監査委員会、報酬委員会及び指名委員会の権限は、前述した例外を除いて企業統治綱領に則っており、企
業責任委員会の権限と共に当社のウェブサイト(www.severntrent.com)にて縦覧に供されているが、会社秘書役
に要求すれば取得することもできる。

当年度中、取締役会に対する内部審査の一環として、各委員会の実効性につき見直しが行われ、各委員会は
当年度における権限の検討を行った。

委員会委員長による報告は、本書に記載されている。

当社がどのように行動を選択しているか

(行動規範：「セバン・トレントにおける正しい行い」)

セバン・トレントの従業員は日々、自身の行動及びその方法について選択を行わなければならない。大半の
場合、正しい行いは何かというと、それが安全なものであるかにかかわらず、顧客にとっての正しいこと、倫
理的に正しいこと、そして実際に法的に正しいことというのは明確である。

しかし、時にこれが明確でないこともある。「セバン・トレントにおける正しい行い」は、我々が勤務する
にあたっての原則を詳述したものである。これが当社の行動規範であり、当社の在り方、当社の存在意義及び
当社の勤務方法を説明している。また、当社の顧客と取引先は当社を信頼でき、当社に依拠できるということ
も伝えている。これらの原則は、世界のどこを拠点にしているかにかかわらず、セバン・トレントの事業の全
員に適用される。これらの原則により、責任ある業務慣行の共通した一貫性ある枠組みが設けられ、我々が日
常業務で従う必要のある基準を定めている。

当年度中、原則がどのようなものであるかを事業内にいる全員が把握し、倫理基準を維持することを確保す
るため、当社は引き続きグループ全体で行動規範を展開した。入社研修の一環として、従業員全員がその土地
の言語による行動規範の写しを提供されている。研修会も行われており、すべてのチームが定期的な交流の実
施によりこれについて協議することが推奨されている。

また、下記「企業責任委員会」に記載の通り、引き続き当社の行動規範をサプライチェーンに展開した。

2013年秋、セバン・トレント・ウォーター・リミテッド全体の従業員が英国一の上下水道会社になるための
旅における次のステップに重点を置いた「旅は続く」セッションに出席した。このセッションは、「セバン・
トレントにおける正しい行い」の重要性を再確認させるものでもあり、これらの原則と行動規範がどのよう
にして我々の標準的な働き方の中核を成しているかを強調した。

(方針)

当年度中、方針につき、これが目的に合ったものであることを確保するため、年次審査を完了した。

(利益の相反)

取締役会は、2006年会社法及び会社定款の規定に従い利益相反状況を承認する文書化された全プロセスを有している。

取締役会の会議の際は毎回、潜在的な利益相反が存在するかを検討し、協議するため、会議の冒頭で議題となる。利益相反が存在する場合、当該取締役はその議題について協議する会議には出席しない。

相反の審査は年に1回行われ、これは取締役の利害関係を検証する年度末のプロセスに組み込まれている。また、全取締役の相反につき、取締役会には半期に1回報告がなされ、取締役には潜在的相反を明らかにするため、取締役の義務につき再認識させている。

2014年3月、商品ラインや顧客競争の面でセバン・トレント・サービスの浄水(商品)事業と競合するエボカ・ウォーター・テクノロジーズの会長にマーティン・ラムが任命されたことを受け、指名委員会は、同氏の状況的利益相反の管理について詳細な検討を行った。指名委員会は、最近退任した首席業務執行役員としての同氏の取締役会への有益な貢献による利益と、グループ全体で見れば商品事業は比較的小規模であることを考慮した。取締役会は、指名委員会の提言に同意し、定款と状況的利益相反の管理に関する提案(定期的に検討がなされる)に従い状況的利益相反を認めることを承認した。

マーティン・ラムによる状況的利益相反の管理は、商品事業に関する情報を一切与えないことで行われる。しかしながら、当社の取締役としての職務を履行できるようにするため、セバン・トレント・サービスの全体レベルの情報は提供される。また、商品事業に関する取締役会や委員会の協議又はこれに関する事項への投票には出席又は参加しない。同氏は、2014年3月21日をもって監査委員会のメンバーを退任した。

(利益)

いずれの取締役も、当事業年度中のいかなる時点においても、当社又は当社の子会社との間で重要な契約に対する重大な利害関係を有していなかった。

(株主との関わり合い)

年次株主総会

当社の年次株主総会は、2014年7月16日水曜日の午前11時からバーミンガム B1 2EA、ブロード・ストリー
トのインターナショナル・コンベンション・センターで行われた。

総会の正式な議事の進行に入る前に、当グループの事業活動、当年度の業績及び営業に焦点を当てたプレゼ
ンテーションについての発表が行われる。監査委員会、企業責任委員会、報酬委員会及び指名委員会の委員長
は、その他すべての取締役と共に、年次株主総会に出席する。

年次株主総会は、株主が当社に対し、その業績、管理及び勤務方法につき、投票という非常に直接的な方法
でフィードバックを行う機会を与えるものである。また、株主は総会の前後に非公式の形で取締役と上級幹部
に会い、会議中は正式に質問を行うことができる。

取締役会は、株主に対し、当社の年次株主総会に出席して議決権を行使することを奨励している。総会の通
知及び関連書類は、少なくとも総会の20営業日前までに株主に対して送付される。実質的に異なる問題ごと
に、異なる決議案が提示される。

2014年年次株主総会の投票結果は、総会後に当社のウェブサイトですべて入手可能となる。

当社がどのように有効性を確保しているか

(就任)

取締役会へ加入する際、取締役就任の必要性につき評価がなされ、その後総合的かつ個々人に合わせた就任
バックが供与される。その内容は、当社の事業、主要な業務・プロセス、当社がどのように規制されている
か、当社がどのように将来的な規制を形成しているか、戦略計画、財務報告書、事業計画及びガバナンスの枠
組みについての情報を含む。

就任に際しての会合は、経営管理チームのメンバー及び取締役が務める可能性のある取締役会の委員会を補
佐する外部顧問と開催される。グループ内の営業施設及び事務施設並びに経営陣による発表の場への訪問も、
取締役会に参加する取締役のために設定され、その後は年中を通じて行われる。

これらの取り決めは、リブ・ガーフィールド、アンジェラ・ストランク博士、フィリップ・レムナント及び
ジョン・コグランの任命に際しても守られている。

(専門性開発の継続)

年度全体を通して、取締役は、最善慣行ガバナンスガイドラインへの変更などの事項につき更新情報を取得
した。また、取締役は、外部機関及び当社の顧問が提供する専門性開発を受けることもできる。

専門性開発の継続(CPD)にあたっての要件は、下記の実効性審査の一環として検討された。新た
な要件は特定されなかった。

取締役が利用するためのオンラインでの取締役の資源ライブラリ及びCPD貯蓄が作成された。ライブラリには、コーポレート・ガバナンスのマニュアル、中央投資家関係セクションの成績、戦略の日の資料及び取締役会訓練セッションの詳細が含まれる。また、法令や最善慣行の変更に関する定期的なアップデート及び指針を含む追加の読み物も含まれる。

(業績及び実効性の評価)

取締役会の有効性に関する独立審査は3年ごとに行われる。前回の外部審査は2011年11月に実施され、独立審査は2014/15事業年度中に委託される。

2014年1月、取締役会はその有効性と、委員会の有効性につき内部審査を開始した。審査は会長が率い、会社秘書役が補佐を行い、会社秘書役が各取締役との間で一連の内密の面接を行った。取締役会の有効性に関する審査のフィードバック後、各取締役の個人成績の審査が会長により行われた。

前年度の内部審査により明らかになった改善の面では、順調な進展を遂げたとの結論が出された。戦略に関する事項の検討に適切な時間が配分されていることを確保するための措置が講じられた。取締役会は、リーダーシップ及び引継計画について、特に経営委員会の下位レベルでの経営陣開発に重点を置いて検討を行った。当年度中、取締役会は5年間の才能管理継承計画の進捗状況と2012/13年度の才能管理プロセスによるアウトプットを審査した。

当年度の審査では、業務執行取締役と非業務執行取締役との間の関係の質、技術と経験の多様性と補完的バランス、時間の有効利用を含め、取締役会の強さが引き続き確認された。取締役会の委員会はすべて引き続き有効性が高く、当年度中も改善を続けた。

有効性に対して提案された改善点は、年に一度のオフサイトでの取締役会戦略協議について、当年度はセバン・トレント・ウォーター・リミテッドのOfwatへの最終事業計画の提出の準備に費やすべきであった多大な時間の影響を受けた点のみであった。当年度はこのようにすべきではなかったと思われる。取締役会全体の目を向ける必要のある事項が適切なフォーラムで検討されることを確保するため、各委員会の今後のアジェンダの審査も年度初めに実施された。

取締役会は、6ヶ月毎に行われる取締役会の有効性審査から出された提言に対する進捗状況について、引き続き公式な審査を行う。

(iii) 指名委員会

指名委員会の主な目的は、取締役会の構成を常に審査し、取締役会に取締役を任命・再任する際に厳密かつ透明性あるプロセスを実行することで取締役会を補佐することである。また、取締役の利益相反や独立性の問題についても取締役会にアドバイスを行っている。同委員会の委託事項はすべて、当社のウェブサイト（www.severntrent.com）にて閲覧可能であり、会社秘書役から入手することもできる。

(引継計画)

取締役の新たな任命の検討に際して、指名委員会は、全体的な調査を行うために設置されている独立採用組織に提供するための、役職仕様書（role specification）の作成を監督する。必要とみなされる特定のスキル、知識及び経験に加え、当該仕様書の要求内容には以下の基準が含まれる。

- ・株主価値の創出という実績。
- ・疑う余地のない誠実さ及び心の在り方の多様性。
- ・最高基準のガバナンスへの献身。
- ・職務に充てるよう要求される時間を有すること。
- ・戦略的な物の見方、市場におけるリーダー意識、優れた監督スキル。
- ・疑問を投げかけ、挑戦し、率直な審査を行う心構え。
- ・独立した視点。

本項には、指名委員会の役割の詳細と、当年度中に同委員会が行った業務が記載されている。

指名委員会は取締役会の手腕のバランス、取締役の知識、経験、在任期間及び業績を常に審査している。また、実際の、認知される、又は潜在的な利益の相反を特定するため、当社における職務に充てられる時間を含め、外部の利害関係についても審査を行っている。これらの審査結果は、取締役会が引継計画、及び取締役の選出や再選を行う際に重要となる。指名委員会のメンバーは自らの処遇に関する協議が行われる際は一切関与しない。

2013/14年度、同委員会のメンバーは、取締役会の非業務執行取締役と、首席業務執行役員であるトニー・レイであった。

当年度中、指名委員会は、取締役会の構成、首席業務執行役員の引継計画、取締役会の多様性に関する方針及び取締役会の有効性審査について検討を行った。また、経営委員会の下位レベルの才能及び引継計画の強度と深度についても検討を行った。更に、上記（利益の相反）に詳述した通り、指名委員会は2014年3月にマーティン・ラムの状況的利益相反について検討を行った。

2013年4月に、トニー・レイにより2014年春に引退する意思の発表があったから、指名委員会は新しい首席業務執行役員を探す引継計画プロセスを開始した。スペンサー・スチュアート及びザ・ザイゴス・パートナーシップがアドバイザーに指名され、役職仕様書及び望ましい候補者プロフィールの詳細な説明を提供され、これらのサービスは適切な候補者を特定するための綿密な調査の実施に活用された。指名委員会は、有力候補者一覧を検討し、選抜候補者名簿に載った者は取締役会のメンバーによる面接を受けた。トニー・レイはかかるプロセスに関連する会議に全く参加しなかった。

かかるプロセスに続いて、取締役会は2014年4月11日付けでリブ・ガーフィールドが首席業務執行役員として取締役会に加わるという指名委員会の推薦を受諾した。リブは、規制された環境における顧客サービスの提供並びに複雑なインフラ及び組織の管理の豊富な経験をもたらす。

また当年度中、指名委員会は新しい非業務執行取締役を探し始めた。ザ・ザイゴス・パートナーシップがアドバイザーに指名され、役職仕様書及び望ましい候補者プロフィールの詳細な説明を提供され、そのサービスは適切な候補者を特定するための綿密な調査の実施に活用された。指名委員会は、有力候補者一覧を検討し、選抜候補者名簿に載った者は取締役会のメンバー及び首席業務執行役員に指名されたリブ・ガーフィールドによる面接を受けた。かかるプロセスに続いて、取締役会はアンジェラ・ストラック博士、フィリップ・レムナント及びジョン・コグランが取締役会に加わるべきとする指名委員会の推薦を受諾した。

2014年1月24日付けのアンジェラ・ストラック博士の非業務執行取締役としての任命は、バーナード・バルキン博士が退任するという状況下において取締役会の適切なスキルのバランスを保った。同氏の科学技術、変革的变化及び戦略に関する経歴及び経験は、取締役会の既存のスキルを補完するものであり、取締役会へ加入すると同時に指名委員会、報酬委員会及び企業責任委員会のメンバーとなった。

フィリップ・レムナントは2014年3月31日付けで非業務執行取締役に任命され、取締役会へ加入すると同時に監査委員会、報酬委員会及び指名委員会のメンバーとなった。同氏は、財務、公共部門及び規制に関する豊富な経験を持ち、取締役会の既存のスキルに更なる有益な貢献をしている。

ジョン・コグランは2014年5月23日付けで非業務執行取締役に任命され、取締役会へ加入すると同時に指名委員会のメンバーとなった。同氏は2014年7月16日の年次株主総会の終結をもって監査委員会の委員長となる予定であり、その際パロネス・ノークスは取締役会を退任する。同氏は、財務について豊富な専門知識を有しており、取締役会の既存のスキルに加わった有益な人員である。

新しい取締役の選任プロセスの一環として、指名委員会は取締役会のスキル、経験、独立性及び知識のバランスを評価し、かかる評価を役職仕様書の作成に使用した。スペンサー・スチュアートもザ・ザイゴス・パートナーシップも、新しい首席業務執行役員及び非業務執行取締役の任命におけるアドバイザーとしての役割を除いて、当社とそれ以外の繋がりを持たない。

使用された両人材あっせん会社は、会社の取締役会に性別の多様性及びかかる調査プロセスのために最良の
実践に取り組ませるための管理職専門人材あっせん会社向けの任意の行動規範の署名者である。

企業統治綱領の要件に従い、年次株主総会の終結をもって取締役会を退任するパロネス・ノークスを除き、
取締役会メンバーは全員、2014年7月の年次株主総会で選任又は再選を求めることとなる。2014年3月、指名
委員会は、当年度の年次株主総会で退任し、再選を試みる各取締役の業績、貢献及び献身につき、公式な審査
を行い、取締役会への再任を支援し、推奨した。指名委員会は、各取締役は、個人でも共同でも共に引き続き
好成績を上げており、取締役会の協議において有益な貢献をし、当社の長期的利益のためにも献身しているこ
とを確認した。

また指名委員会は、新しく任命された取締役であるリブ・ガーフィールド、アンジェラ・ストラック博士、
フィリップ・レムナント及びジョン・コグランの選出を支援し、推薦した。新しい取締役及び非業務執行取締
役の任命は、取締役会へ新しいスキルと経験をもたらし、かかるスキルと経験のバランスは引き続き概して多
様かつ補完的なものとなった。

2013/14年度の指名委員会への出席

アンドリュー・ダフ	9/9
バーナード・バルキン博士	7/7
リチャード・デイビー*	8/9
ゴードン・フライエット*	8/9
マーティン・ラム*	8/9
パロネス・ノークス*	8/9
アンジェラ・ストラック博士	2/2
トニー・レイ**	4/9

* 先約の仕事のため、会議に1度出席できなかった。

**後任者の任命について検討した会議には出席しなかった。

(多様性)

2011年2月におけるデビス・レポート「取締役会に女性を(Women on Board)」の発表に加え、FTSE350の会社の取締役会は、会社の取締役会に女性の代表者を増やしていくよう促されている。財務報告審議会の指針でも、取締役会の構成において、より多様な精神的側面を有することの重要性を強調した。

セバン・トレントは、多様で包含的な文化が事業の成功への主要な要因であると確信している。セバン・トレント・ピーエルシーは、上場企業の取締役会において女性の代表者をより増やすというデビス・レポートの目標を志している。

取締役会任命の機会が生じると、デビス・レポート及び企業統治綱領によって提言された手続きを最大限利用して、かかる志を支援している。取締役会への任命はすべて能力に基づいて行われており、今後も引き続きそのように行われ、すべての利害関係者の利益のためにならなければならない。

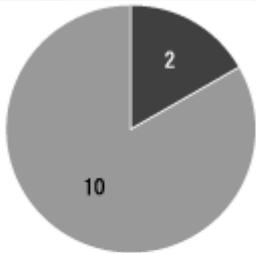
2014年3月31日現在の当社の取締役、上級幹部及びその他従業員の人数とその性別の内訳は下記のグラフに示す通りである。

2014年3月31日現在、取締役会の12名中2名が女性(17%に相当)であり、経営委員会の11名中3名が女性(27%に相当)であった年次報告書の日付現在、2014年4月11日のトニー・レイの退任及びリブ・ガーフィールドの任命並びに2014年5月23日のジョン・コグランの任命を受けて、取締役会の13名中3名が女性(23%に相当)であり、経営委員会の11名中4名が女性(36%に相当)であった。

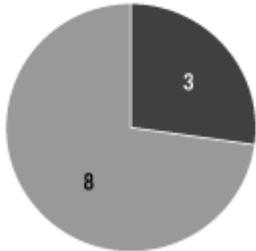
セバン・トレントは、将来の指導者の多様性プールを構築することに努めており、多様性イニシアチブの取り組みの詳細は、下記「(v) 企業責任委員会」に記載されている。

2014年3月31日現在のジェンダー多様性

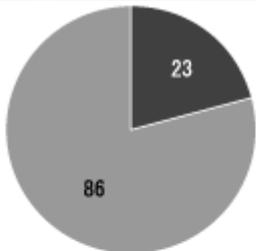
取締役会



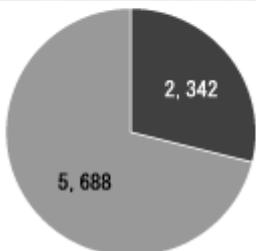
経営委員会



上級幹部



従業員全体



■ 男性 ■ 女性

(iv) 監査委員会

監査委員会は、当社の財務書類の完全性、内部統制システムの有効性の評価、及び内部監査人と外部監査人の有効性と客観性の監督に対し有する責任を、取締役会が遂行するのを補佐している。また同委員会は、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドが作成したOfwatへの規制回答の正確性を監督する。同委員会の役割及び責任は、委託事項を記載した書面に規定されている。これらは当社のウェブサイト(www.severntrent.com)上にて閲覧可能であり、会社秘書役から取得することも可能である。

2013/14年度の監査委員会への出席

バロネス・ノークス	4/4
バーナード・バルキン博士	3/3
リチャード・デイビー*	3/4
マーティン・ラム	1/1

*先約の仕事のため、会議に1度出席できなかった。

(非監査サービス提供の方針)

当社は、非監査サービスの提供に関する正式な方針を承認した。かかる方針は、外部監査人の独立性及び客観性を維持し、かつ支えることを目的とするものである。

この方針では、外部監査人のサービスを使用した際に当グループが採るべきアプローチ(外部監査人が提供する特定のサービスについては監査委員会又は監査委員長の事前承認を要求すること等)が記載されている。

監査委員会では、外部監査人が行う非監査サービスを定め、外部監査人の独立性を害するおそれのあるため禁止される非監査サービスについても別途記載している。

外部監査人を利用できる非監査サービスには、法令又は規制により要求される監査関連サービス、税務コンプライアンス及び税務計画のアドバイス、取得と処分に関するデュー・ディリジェンス、不正行為に関するサービス、企業責任報告書の審査並びに規制上のサポートが含まれる。

監査委員会又はその委員長の承認は、監査人が提供する非監査サービスの見積もり費用が100,000ポンドを超える場合、又は年間非監査費用がそれにより監査費用の額を上回るときには、必ず必要となる。

また、非監査サービスの提供を受けるには、公共事業契約規則を順守する必要があり、現行のEC基準を超過するサービス要件はすべて入札に従うことが前提となる。

本項には、監査委員会の役割の詳細と、当年度中に同委員会が行った業務が記載されている。

監査委員会のメンバーは、パロネス・ノクスDBE（委員長）、リチャード・デイビー及びフィリップ・レムナント（2014年3月31日付けで任命）であり、彼らの経験及び経歴は上記4「役員の状況」に記載されている。マーティン・ラムは2014年1月24日のバーナード・バルキン博士の退任をもって監査委員会に任命され、2014年3月21日付けで同委員会を退任した。取締役会は監査委員会の全メンバーが、最近の関連性ある財務経験を有することと独立性を保っていることに満足している。

監査委員会のメンバーは年度を通して、財務報告と、当グループの様々な形態による規制枠組みにつき更新情報を受領している。会長、首席業務執行役員、財務担当取締役、内部監査担当取締役、グループ会計監査人及び外部監査人は、通常、招集により委員会の全会議に出席する。上級幹部の他のメンバーも、必要に応じて招集される。監査委員会は内部監査人と外部監査人双方との間で個人的な協議を定期的に行っている。

監査委員会は、その職務遂行のため、内部監査担当取締役、会社秘書役及び必要があれば外部の専門アドバイザーによる役務を受けることができる。

監査委員会は次回取締役会の会議で監査委員会の業務につき報告を行う。2013/14年度は4回会議を開催した。監査委員会の業務は、以下の4つの分野に重点を置いたものであった。

- ・財務書類及び会計方針
- ・リスク管理及び内部統制
- ・内部監査及び外部監査の監督
- ・子会社であるセバン・トレント・ウォーター・リミテッドの規制上の報告義務（PR14提出の裏付けとなる保証プロセスの精査を含む）

監査委員会の業績は、上記（業績及び実効性の評価）に記載される審査に含まれている。

（財務書類及び会計方針）

監査委員会は、財務書類のうち重大な会計判断が必要な面又は概算が不確実な場合、注意深い検討を行った。このような面は、本書6-1(6)「連結財務諸表に対する注記」の注記4に記載される。

監査委員会は、財務担当取締役及び外部監査人双方から、かかる分野及びその他同委員会が注意を向けるべきであると考えられる事項についての詳細な報告を受領する。また監査委員会は財務書類（特に、重大な虚偽記載を含むおそれがあると報告された事項に関して）についての外部監査人の報告書の草稿を検討する。監査委員会は、経営陣及び外部監査人の双方と実行する可能性のある処置の範囲について協議し、経営陣による判断が強固であり支持されるべきものであることに満足している。2013/14年度に検討された分野のうち、最も重要なものは以下の点であった。

- ・セバン・トレント・サービスの事業に関連するのれんの追加減損及び無形資産が、特に商品事業に関連して、適切に要求されているか。
- ・当グループの確定給付年金制度における損失額の算定の際に使用された前提が合理的かつ類似の会社で使用される前提に沿ったものであるか。

- ・デリバティブ商品の計上方法、特にIFRS13の採用の影響。
- ・税務当局との協議における主題とされる、税金負債として保有される引当金の額。
- ・提案されている収支の重要項目の開示と、かかる項目が例外項目として分類される基準を満たしているか。

監査委員会は、会計書類の作成及び当社が継続企業であるという取締役の報告書における記載を行う際の、継続企業としての前提を利用する裏付けとなる証拠及び前提につき検討を行った。

監査委員会は、中間業績及び通年業績発表の草稿並びにアナリストの発表を検討し、財務諸表との整合性を検討するために特にかかる発表の論調に注意を払った。

財務書類の検討において、監査委員会は、財務担当取締役が委員長を務めている開示委員会から情報を受領している。開示委員会の業務は、上記（報告義務）に詳細が記載される。

当年度からの新たなガバナンス要件は、取締役会が報告書・財務書類が公平で、バランスが取れかつ無理のないものであることを確認することである。開示委員会は「取締役の責任に関する報告」に記載の通り、取締役が公平で、バランスが取れかつ無理のない報告書を作成することができるような提言をする前に、年次報告書を詳細に検討する。監査委員会は、2014年3月及び同年5月の会議において開示委員会のプロセスを検討した。

デロイト・エルエルピー（デロイト）は半期の中間業績の検討と、年度末の財務書類の監査につき監査委員会に報告した。

（内部統制）

監査委員会は、内部監査部門から内部統制に関する業務についての報告を定期的に受けており、外部監査人から受領する管理に関する通知を検討している。監査委員会は、当社の企業リスク管理プロセスにつき、そのプロセスと結果を検討し、これにより主要なリスクと関連するコントロール方法が特定された。監査委員会は、取締役会のリスク嗜好の文書化アプローチにつき協議し、取締役会の様々な種類のリスクへの耐性に関してリスク所有者にガイダンスを提供した。監査委員会はさらに、主要リスクに関するコンプライアンスと保証プロセスの継続中の発展を監視した。

監査委員会は、不正行為及び贈賄の防止、発見のための手続き、システム及び制御を検討しており、不正行為又は贈賄事件への対応及び捜査のための措置を含め、不正行為又は贈賄事件に関する定期的な記録を受領している。当年度中、重大な事件は発生しなかった。

監査委員会は、サイバーセキュリティ及びITの継続性に対する当グループのアプローチについても協議を行った。事業がテクノロジーへの依存度を益々増していることを踏まえ、この分野は重要性が非常に高く、当年度中に更なる検討が行われた。

当社の内部統制枠組みの詳細については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況 取締役による報告書」に記載の通りである。

(内部監査)

内部監査担当取締役及びチームは、日常的に、当グループの内部統制システムの有効性及びに事業リスクの管理及び当グループの資産と資源の保護のためのシステムの妥当性に関して経営チームに報告する。この業務は、その概要が定期的に監査委員会に報告され、同委員会が当グループにおいてリスク及び管理に関し受領する保証として主要な要素である。内部監査担当取締役は、年度中いつでも委員会又は委員長に対し、自由に問題を提起することができる。

内部監査機関の有効性、計画、資源レベル及び予算は最低でも年に1回監査委員会の審査を受けている。更に、当年度中に、グラント・ソートンにより内部監査の外部品質評価が行われ、その調査結果が監査委員会により検討された。その結果として、監査委員会について重大な事項は確認されなかった。

2014年3月に、監査委員会は内部監査担当取締役及びその内部監査チームと個別に会合を行い、内部監査の業務について(特に2014/15年度の内部監査案に至ったプロセスを含む)詳細な協議を行った。また監査委員会は、経営陣は出席しない場で、年に一度内部監査担当取締役との会合を行う。

(外部監査人)

デロイトは、当グループの主要子会社すべての監査を行っている。監査委員会は、年に一度、外部監査人の監査計画の審査を行い、適用する規制要件と専門的水準に照らして外部監査人の独立性と客観性を確認する外部監査人から提供された情報の審査及び評価を行っている。監査委員会は、監査人の有効性を審査しており、これには監査委員会と主要幹部による監査人の評価、監査人が資格、独立性、専門性、有効性及び伝達の最低基準を満たしていることの確認が伴う。監査委員会は、最低でも年に一度外部監査人と非公式会議を行う。これらの評価は、監査委員会が外部監査人につき年次株主総会で再選を提案するよう取締役会に推薦する前に実施される。

デロイトは、競争入札プロセスに従い、2005年に当社の監査人に任命された。当社は現在特定の間隔で外部監査の提出を行う方針は有していないが、監査の質又は監査役の独立性及び客観性に不安がある場合、提出プロセスを開始する。当社は今後数年以内に正式に監査を提出することが義務付けられる、監査の提出に関する英国及びEUの規則を順守することを公約している。委員会による外部監査人の選択を制限するような契約上の義務はない。

監査サービス及び非監査サービスにつきデロイトに支払われた金額は、下記(2)「監査報酬の内容等」及び本書第6-1(6)「連結財務諸表に対する注記」の注記7に詳述される。

(セバン・トレント・ウォーター・リミテッド)

セバン・トレント・ウォーター・リミテッドが行う規制対象事業に関しては、Ofwatに対し2つの年次報告義務も負っており、これは監査委員会が審査を行っている。かかる報告義務は、「年次規制業績報告書」(Annual Regulatory Performance Report)と「年次規制コンプライアンス報告書」(Annual Regulatory Compliance Statement)として知られる、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドの規制上の義務に関する年に一度の提出物、及び「主要文書」(Principal Statement)として知られる、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドが顧客に対して行う請求の根拠を示す文書の2つである。

2013年5月、監査委員会は年間規制コンプライアンス報告書のプロセスにおいて設定された保証枠組みに関して審査を行った。2013年9月及び11月、監査委員会は2014/15年度の主要文書の作成及びOfwatへの提出のためのプロセス、スケジュール及び保証枠組みについて検討を行った。

デロイトは、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドの規制財務書類に関しOfwatへの報告を行う。会社の業績の全体像を記載した年次規制業績報告書には、財務面以外の多くの面が含まれ、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドは、これらの面に関する報告を行う技術コンサルタントとしてアトキンズを指名している。監査委員会は、年次規制報告書の検討の一環として、アトキンズより業務報告を受領している。

当年度中の追加要件は、PR14の一環として質の高い計画がOfwatへ提出されることを保証するよう考案された保証プロセスの監督であった。これは、内部保証プロセス及び最終事業計画の提出に際する特定の側面のために多数の外部保証提供者により提供された保証を伴った。監査委員会は、2013年9月にプロセス全体を検討し、同年11月に保証提供者から受領した報告書の草稿を検討した。監査委員会の調査結果は、2013年12月に最終事業計画書を提出する前に、同委員会の審議の一部として取締役会に報告された。

(v) 企業責任委員会

企業責任委員会は、当グループの企業責任プログラムに助言及び指針を提供し、当グループの財務以外の主要なリスク及び機会を検討し、並びに進行を監視する。同委員会への委託事項は、当社のウェブサイト（www.severntrent.com）にて閲覧可能であり、会社秘書役から入手することもできる。

企業責任委員会は年に一度、行動規範への違反に係る従業員からの申立てに対処する当グループの公式な内部告発方針及び手続きの妥当性を検討し、各会議において内部告発事件の記録を検討する。

2013/14年度の企業責任委員会への出席

ゴードン・フライエット	4/4
バーナード・バルキン博士	3/3
アンドリュー・ダフ	4/4
アンジェラ・ストラंक博士*	0/1
トニー・レイ	4/4

*一身上の都合により、会議に1度出席できなかった。

本項では、企業責任（CR）委員会の役割の詳細及び当年度中同委員会が請け負った業務について記載する。

企業責任委員会のメンバーは、ゴードン・フライエット（委員長）、アンドリュー・ダフ、リブ・ガーフィールド及びアンジェラ・ストラंक博士である。ゴードン・フライエットは、2014年1月24日のバーナード・バルキン博士の退任により企業責任委員会の委員長に任命された。アンジェラ・ストラंक博士は2014年1月24日の取締役会への任命をもって企業責任委員会のメンバーに任命され、リブ・ガーフィールドは2014年4月11日に首席業務執行役員トニー・レイの後任として企業責任委員会のメンバーに任命された。

(当社のCR枠組み)

当社の行動規範である「セバン・トレントにおける正しい行い」は、規制対象事業と規制対象外事業の両方の体制及び共通CR枠組みを提供するものである。当社の行動規範の9つの原則は以下の通りである。

1. 皆を健康、安全に保つ
2. 従業員の権利及び多様性を支持する
3. 倫理的で誠実な行動を保つ
4. 贈賄及び汚職をしない
5. オープンで責任あるコミュニケーションを保つ
6. 優れた顧客サービスを提供する
7. コミュニティ内で働く
8. 環境を保護する
9. 正しいことのために立ち上がる

業績を監督するため、セバン・トレント・ウォーター及びセバン・トレント・サービスズは、中核となる業務の主要業績評価指標（KPI）を通じた効果的な業績管理システムを有している。詳細については本書第2「当社の目標」に記載の通りである。これらは関連する経営チーム及び取締役会によって監督されている。

業務KPIの多くは直接的にCRが重点を置く分野に関連しており、従って当社のCR業績に大きく貢献し、当社の報酬に取り決めと関連付けられている。当社は、上級幹部及び企業責任委員会を通じて当社のCR業績について、社内で報告をしている。外部には、当社のウェブサイト及び年次報告書を含めた多数のチャネルを通じて報告をしている。

(委員会会議)

企業責任委員会は、従業員及びサプライチェーンに関する事項のみならず、健康、安全、環境及びコミュニティに関連する戦略及び業績を含む、当社のCR枠組みについて広範な管理を提供する。CRのKPI及び内部告発事例はすべての会議で検討される。協議及び検討が行われる主な分野は以下の通りである。

- ・顧客及び従業員関与調査で確認された行動を含む、セバン・トレント・サービスズのCR枠組み及び継続中の措置の進捗
- ・環境庁による指針の変更後、企業責任委員会は汚染事故の分類化へのアプローチ並びに業績及び目標設定への影響について協議した。企業責任委員会は改善された環境業績及び顧客成果を推進するために、改善と介入に関する活動を検討した。企業責任委員会はその業績監督の一環として、当年度全体を通して、汚染事故業績報告を受領した。

- ・セバン・トレント・ウォーター及びセバン・トレント・サービスズにおける労働健全サービスの提供。健康及び安全と共に、これは非常に重要な分野であり、企業責任委員会はグループ内の労働健全プログラムの不足傾向及び実施について引き続き検討する。当社の労働健全プログラムの詳細は本書第3-1の「素晴らしい健康と安全」に記載されている。
- ・企業責任委員会は、財務以外のリスクに関する取り組みについて内部監査から内部監査活動の最新情報及び主要な内部監査の調査結果の進捗の2つの報告書を受領した。企業責任委員会はその後、火災予防及び当社の行動規範の当社サプライチェーンへの適用について、より詳細な書類を受領した。
- ・更に、企業責任委員会は、廃棄物管理、PR14関与プログラム、河川の水質、コミュニティーへの関与、従業員の満足度、サプライチェーン管理、顧客とのコミュニケーション及び飲料水の質の最新情報について協議した。

（CR活動）

当社は、CRに尽力しており、CRを当社の業務に不可欠な一部であるとみなしている。従って、責任ある営業方法がセバン・トレントにおける当社の働き方であるため、CRに関する当社の活動は本書内に記載される。

人権

当社には、人権に対する当社の潜在的影響を理解し、それを緩和又は除去する責任がある。当社は国連グローバル・コンパクト原則に従って営業することを公約しており、当社の行動規範はこの公約を支持している。当社は、具体的な人権指針を有していないが、人事、贈賄防止、不正防止、内部告発及び調達に関するグループ指針を有している。同様に、かかる指針は、重要な人権を支持するため、セバン・トレント・ウォーター及びセバン・トレント・サービスズ内でより広範な指針により支持されている。

結社及び団体交渉の自由

当社は、すべての従業員に結社及び団体交渉の自由の権利を認めている。当社は従業員、経営チーム及び公認の労働組合間の協調を促すことに努めている。当社はこれがビジネスニーズに関する共通理解を培い、当社の事業の成功を目指した共通の解決策を実現する助けとなると確信している。

国際的に、セバン・トレント・サービスズは、組合への加入が国内法令により無効である少数の販売・マーケティング事務所を運営している。かかる従業員及び組合への加入を望まない者が不利な立場に置かれぬことが重要である。

セバン・トレントの従業員は全員、ラインマネージャーを通じて職場の不安を提起することを奨励されているが、当社は従業員が特定の状況においてためらいを感じる可能性があることを認識している。この場合、従業員は、職場での不安を専門に扱う独立した会社であるセーフコールにより運営されている当社の内密かつ独立した内部告発ヘルプラインを使用することを推奨されている。かかるサービスは海外で利用することが可能であり、セーフコールは従業員が誰でもアクセスできるように通訳サービスを提供している。

平等

セバン・トレントは、多様で包括的な文化が事業の成功への主要な要因であると確信している。当社は、どのような状況下においても差別を容認せず、あらゆる人を公正、激励及び敬意をもって平等に扱うことを信条としている。当社の行動規範及び当グループの人事指針は、従業員の権利及び多様性のあらゆる側面を統制する。これらの裏付けとなるのが、多様で包括的な環境への当社のアプローチを定義する個別のビジネスレベルの指針である。

多様性

才能の多様なプールからスキルを引きつけ、引き出すために、当社は当社が一部を成している労働市場及び当社がサービスを提供する顧客基盤を表した、性別及び民族性の適切なバランスを有することを目標としている。2012年に、当社は彼らにとってセバン・トレントにおけるキャリア開発に何が重要かを理解するために、セバン・トレント・ウォーターの女性従業員を対象に性別多様性調査を行った。当社はかかる調査の結果を、当社の幹部チームのそばで仕事を学び、上級管理職に何が含まれているのかをの理解を深める機会をすべての従業員に与えるために利用した。

当社の多様性の監督により、多様性に対する努力を当社業務及び組織の特定の部分に集中させることを助けるための詳細情報が得られ、当社がいかに労働市場の様々な部分にとって魅力的かという洞察力を得られる。当社は性別及び民族性について3つの採用段階（勧誘、選抜候補者名簿、雇用）で活動を測っている。これにより、当社の介入について知ることができ、当社の従業員が適切にミックスされているかについて調査してくれる。

また当社は、勧誘及び選考プログラムにおいて無意識の偏見を持たないように、採用に従事している従業員に対して研修を行った。これは、当社が見込みある応募者の多様性プールを達成することを確実にするため、当社が任務をどのようにかつどこで募集するかを検討することを含む。

2013/14年度を通して、当社は応募者の多様性を増やすことに集中し、実習生や卒業生向けの入社段階計画に重点を置いてきた。当社は、新しい応募者の勧誘に際して使用するコミュニケーション及びどのようにすればコミュニティーの幅を広げることができるかを検討している。

セバン・トレント・サービスズにおいては、当社の管理職において更なる多様性を奨励する助けとなることを目的として、当社は現在多くの就職ウェブサイトとパートナーシップを構築している。

2014年3月31日現在の性別の多様性測定基準は、上記「(iii) 指名委員会」に記載される。

児童労働及び強制労働の防止

当社は、どのような状況下においても、児童労働及び強制労働の使用を拒否する。セバン・トレントにとって最も高いリスクは、当社のサプライチェーンを通じてであるため、当社が設定するのと同じ基準で運営するように供給会社に働きかけている。

当社の行動規範は、セバン・トレント・ウォーターの事前適格審査質問票のテンプレートの一部として、調達入札プロセスに組み込まれている。2013/14年度中、当社の行動規範の取り組みを更に指導するため、500の供給会社が高リスクと重要性について評価された。当社は、当社のすべての優先提供会社と関わり合い、必要に応じて隔たりを埋めるための計画を確認した。

セバン・トレント・サービスは、供給会社の供給会社行動規範の順守を評価するためにリスクに基づいたアプローチを実施した。高リスクの提供会社はすべて、行動規範の順守及び誓約の見直しを受けた。更に、2013/14年度中の新しい供給会社はすべて、その誓約を証明するために、文書に署名した。

贈賄及び汚職の防止

当社が営業する国又は文化を問わず、当グループ全体の贈賄防止方針及び汚職防止方針は、当社のすべてのビジネス取引において贈賄及び汚職を禁じている。セバン・トレント・ウォーターによるリスク審査を通じて高リスクと確認された従業員及びセバン・トレント・サービスの全従業員は、かかる方針の認識及び順守について保証するため、オンライン上の訓練モジュール及び試験を受けなければならない。

2012/13年度中、セバン・トレント・サービスは、潜在的リスクを特定し、方針の順守を確認するため、既存の海外営業代表者及び販売業者ネットワークのリスク評価及び検討を請け負った。リスク分析及び検討はすべての新しい営業代表者及び販売業者に対して行われる。これは、当社のグローバルチャネルパートナーが当社の方針や期待を順守していることを保証する助けとなる。

(vi) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役会に代わり、業務執行取締役、経営委員会のその他メンバー及び取締役会会長の報酬に関する当社の方針を決定する。報酬委員会は、これらの個人に対する総合報酬パッケージ及び契約条件を決定する。全上級経営者に対して報酬を付与するための方針の枠組みは、業務執行取締役に対して採られているアプローチと一貫している。

(株主の皆様へ)

当社は、2013/14年度、営業改善、顧客への請求額の増額をインフレ率より低くすること、顧客へのサービスレベルの向上及び配当金増額によって株主へのリターンを増やすことによって、ステークホルダーへの約束を果たした。この業績はインセンティブ制度に基づいた支払いに反映されている。2014年3月31日までの事業年度における業務執行取締役に対する年間賞与は、基本給の49.3%から78.7%までであり、事業の営業成績が優良であったことが反映されている。当年度中、株式適合プラン(SMP)に基づく報奨は、2013年3月20日までの3年間の業績に基づく最大報奨の78%で権利確定した。2014年3月31日までの3年間の業績に基づく長期インセンティブ制度の報奨は、全額権利確定する予定である。設定された目標並びに年間賞与、SMP及びLTIPに基づく支払いの詳細な内訳は後記する。

(2014/15年度における主な方針の発展)

当年度中、報酬委員会は、報酬方針が事業戦略をサポートし、当社の業績に対する幹部の貢献に報酬を与える適切な方法が定められていることを確保するため、報酬方針の見直しを行った。この見直し及び当社の重要な株主との協議の後、報酬委員会は、長期インセンティブの構造を簡略化し、1つの長期インセンティブ制度を設けることを決定した。今後、SMPのもとでの報奨は出されず、年次株主総会にて、2015年に終了する現行のLTIPに代わる新しいLTIPへの株主の承認が待たれている。新LTIPでの業績測定基準は、現行の制度と同じもので(3年間で測定される規制資本価値利益率(RoRCV)目標のスライド制)、2014年の報奨レベルは、首席業務執行役員に対しては給与の125%、その他の業務執行取締役に対しては給与の80%で、これは見送りとなったSMPの価値を組み入れた価格となっている。

更に当社は、2014/15年度の業務執行役員及びその他の役員に対する賞与体系の変更を導入している。セバン・トレント・ウォーターのバランスのとれたスコアカードと個人の成績は高い関連性を維持している一方、報酬委員会は、これらの取締役に対する賞与決定における重要な要素は、(その達成により事業が転換されうる)要求の高い主要事業目標に基づいたものであるべきであると決定した。最後に、市場慣行及び株主からのフィードバックの見直しに続いて、首席業務執行役員向けの株式保有ガイドラインは、給与の150%から200%に増加し、その他の業務執行役員向けの株式保有ガイドラインは給与の100%から125%に増加した。報酬方針に関してその他重要な変更はなされていない。

（業務執行取締役の変更）

当年度中、報酬委員会は、現在の首席業務執行役員であるトニー・レイの退任及びその後任者であるリブ・ガーフィールドの採用準備の検討を行った。退任及び就任準備の全詳細は、「報酬に関する年次報告」に記載されている。

（報告書の構造）

当年度は、報酬報告に対する新規制に従った最初の年であり、報酬報告の透明性が上がり、わかりやすくなったことを願っている。報酬報告は、規制に沿って2つのセクションに分かれている。方針に関する報告は、今後3年間のセバン・トレント・ピーエルシーの業務執行取締役に対する報酬方針について記載したもので、年次株主総会における株主による拘束力ある決議によって決議されることになる。「報酬に関する年次報告」は、2014年3月31日に終了した年度に取締役に対して支払われた金額の詳細を記載し、次の年度における報酬方針の適用方法を定めている。本項目及び「報酬に関する年次報告」は、年次株主総会の勧告的決議により承認を受けることとなる。新LTIP承認のための拘束的決議も別途行われる。

報酬方針を簡略化するための変更点については株主からのフィードバックを求め、これを慎重に検討した。株主の皆様の協力と年次株主総会で3つの決議が承認されることを願っている。

方針に関する報告

本セクションは、セバン・トレント・ピーエルシーの取締役を対象とした報酬方針を定めており、2014年6月16日の年次株主総会において株主の承認によって決議される。承認を受けた場合、同日付から効力を発する。

（報酬方針の決定）

報酬委員会は、当社の短・長期戦略目標及び外部市場を考慮して、業務執行取締役及びその他の上級業務執行役員についての報酬方針を定めている。

報酬委員会は、リスクと報酬のバランスを取ることの必要性に対応している。報酬委員会は、長期的かつ持続可能な業績に重点が置かれることを確保し、リスクレベルを考慮した上で、変動報酬協定を監視していく。報酬委員会は、インセンティブ・スキームが適切に管理され、事業の長期的業績が短期的な価値の追求によって妥協されることのないよう、業績の測定方法及び目標の選択により幹部に必要以上にリスク負担が生じるものではないと考えている。当該スキームには、会社の業績全体について洗練された評価を行う、異なる業績期間又は重複する業績期間の営業業績と財務業績の双方を測定する内部及び外部の業績測定基準が幅広く組み込まれている。

（全従業員の報酬との関連性）

報酬委員会は、一般従業員の報酬方針の変更を見直している。上級幹部の報酬の増額が通常は従業員の報酬の増額に見合ったものであることを目標としている。さらに、年間賞与は、セバン・トレント・ウォーター全体で実施されている（同じバランスのとれたスコアカードを用いている）賞与スキームと同じ基準で実施され、英国の全従業員がHMRCが承認した給与天引き（SAYE）制度に参加することができ、英国に拠点を置くセバン・トレント・ウォーターの従業員も株式インセンティブ制度（SIP）に参加することができる。当社は、幹部の報酬に関して未だ従業員との直接協議を行っていないが、報酬委員会は、業務執行取締役の報酬方針を決定する際には、全体的な基本給の上昇、報酬の取り決め及びより幅広い従業員グループの雇用条件を考慮する。

（株主の見解）

報酬委員会は、当社の主要株主と積極的に関わり合いを持っており、彼らの見解を考慮している。報酬委員会は、年次株主総会プロセスの結果及び年度の残りの期間に株主から寄せられたフィードバックを検討し、イギリス保険業協会、全英年金基金連合会、機関株主サービス（Institutional Shareholder Services）などのプロキシ助言代理人を含む投資組織及びその代表者の最新の見解を考慮する。報酬方針に重要な変更がある場合、報酬委員会の委員長が事前に主要株主とこれらについて話し合い、より詳細な話し合いのための会合を開催する。

(業務執行取締役の報酬方針)

下表は業務執行取締役の報酬パッケージの各要素の概要を示したものである。

要素	目標及び戦略との関連性	運用(業績測定基準を含む)	上限
給与	必要とされる役割と職務にふさわしい力量を備えた幹部を採用し報酬を与えること。	個々の取締役の基本給は報酬委員会により毎年見直され、通常7月1日から効力を発する。 給与は、関連雇用市場の動向(同規模(現時点でFTSE51位から150位)の株式上場会社における同等の役職及びその他の水道会社における活動)、会社の業績、費用面の実現性及び内部との関連性と合わせて、個人の業績、経験及び貢献を考慮して設定される。 当社は、必要に応じて、個人が経験を積むに従って市場に沿った基本給レベルに引き上げるという意図により、任命の際に基本給を市場参考給与より低く設定することができる。	2014年度の取締役の給与レベルの詳細は、本項に記載されている。取締役給与の増額は、通常英国労働人口の平均昇給より高くなることはない。但し、役職の変更や昇進、又はその他例外的な状況においてより高い昇給が提案されることもある。
給付金	取締役の採用及び雇用保持を可能にするため、他に負けない福利厚生を提供すること。	車手当、家族レベルの民間医療保険、生命保険、個人傷害保険、人間ドック、就労不能給付制度、及びその他の雑費。転勤手当、混乱手当、海外赴任手当及びタックス・イコライゼーションは必要に応じて支給される。	その他の給付金の価値は、当社へのコストに基づいており、事前に決められた上限はない。
年金	取締役の採用及び雇用保持を可能にするため、同業他社と同等の年金を提供すること。	確定拠出制度及び/又は年金の代わりとなる現金補助。	年金スキーム及び/又は給与の25%を上限とした現金支給額に対する会社の拠出金。一部の取締役にってはこれと異なる以前の年金協定が存続し、その上限はこの表の下の注記に記載されている。

要素	目標及び戦略との関連性	運用(業績測定基準を含む)	上限
年間賞与	株式の支払いを部分的に繰り延べることで、営業成績の向上を促進し、取締役と株主の利益を合致させること。	<p>セバン・トレント・サービズ(STS)のCEO以外の幹部に対しては、最低でも賞与の50%は、セバン・トレント・ウォーターのバランスのとれたスコアカード(主要な事業目標と個人の貢献に関するバランス)に基づいて決定される。STSのCEOに関しては、賞与の大部分は、STSの財務及び財務以外の成績に基づいて決定される。いずれの幹部に関しても、賞与の20%のみが個人の貢献に関するものである。</p> <p>賞与の50%は現金で支払われ、50%は3年後に付与される株式で支払われる(配当金の金額が累積され、付与時に支払われる)。</p> <p>払い戻しメカニズムは、財務書類の虚偽記載、計算誤差又は甚だしい違法行為があった場合に、支払後3年以内の賞与又は付与後3年以内の後配株式について弁償を可能にするために適用される。</p>	基本給の120%を上限とする年間賞与(目標年間賞与は基本給の60%)。

要素	目標及び戦略との関連性	運用(業績測定基準を含む)	上限
LTIP	財務成績の強力が持続力のある改善を当社の戦略及び長期的な株主への利益還元に沿って推し進めること。	<p>報奨は年に一度付与され、当社のRoRCVがOfwatの最終決定に設定される目標を上回るという要件の下、3年間の業績の状況に基づいて付与される。目標はスライド制で設定される。</p> <p>報奨としての株式に対する配当金の価格は累積され、付与時に支払われる。</p> <p>報奨は条件付き株式報奨として構築される(報奨は特定の状況下において現金で精算されることもある)。</p> <p>払い戻しメカニズムは、財務書類の虚偽記載、権利確定レベルの計算誤差重大な過失、不正行為又は不法行為があった場合に、権利確定後3年以内の賞与又は付与後3年間の間に付与されたインセンティブ報奨の弁償を可能にするために適用される。</p>	上限は基本給の150%(特別な場合には200%が上限)。首席業務執行役員の現在の付与レベルは125%であり、その他の取締役は基本給の80%。基準業績に対しては報奨の最大25%を付与。
給与天引き制度(SAYE)及び株式インセンティブ制度(SIP)	従業員が事業の成功を分かち合えるようにし、株主の利益と従業員の利益を合致させるために、幅広い従業員株式保有を奨励すること。	業務執行取締役は、その他の適格従業員と同じ条件で、グループのSAYE制度及びSIPに参加することができる。	両プランの上限はHMRCに定められる通り。

変動給与方針の詳細

(年間賞与)

業績の測定方法及び目標は、毎年関連事業ユニットの戦略的及び重要な業績指標と合致するように丁寧に選択されている。毎年の賞与に関して、様々な指標と個人の貢献の間でどのようにウェイトが置かれるかは、その1年の事業の優先事項が何かによって変化する。要求が厳しく強固な目標は、営業環境及び優先事項、市場予測並びにその1年の事業計画を考慮して設定されている。

(長期インセンティブ)

LTIP

LTIPにおいて、RoRCVが業績の測定に使用される。この測定はOfwatが最終決定の一環として顧客価格を設定する際に使用する測定(Ofwatが、セバン・トレント・ウォーターが顧客に請求できる価格レベルを設定するプロセス)と一致しており、単に利益の絶対的な測定ではなく収益の効率性を反映したもので、年次規制業績報告書の一環として認証され、公開されているものである。報酬委員会は、RoRCVを利用することで当グループの長期的な財務成績及び営業成績と経営陣に付与される報酬の適合性が強化されると考えている。

業績は、適用されるスライド制の目標を用いて、3事業年度にわたって測定される。報酬委員会は、付与される結果が業績期間における当社の基礎となる財務及び営業成績を反映していることを確保するために、RoRCVの条件の公式成果額を調整する裁量権を有する。この裁量権の使用は例外的であると予想されるが、規制の変更、当社の資金繰りの変化、急激な天候の変化(これらはすべての要因を網羅したものではない。)を考慮するため、報酬委員会が裁量を行行使う場合があり得る。この裁量権は、上下両方向の調整に使用することができるが、報酬委員会は、上方向の調整を行う前には主要株主と協議を行う。2013年以前に付与された報奨に関しては、この裁量権が適用される範囲を制限するキャップ(上限)とカラー(幅・枠)がある(RoRCVの条件が示す権利確定の結果が50%を超える場合、報酬委員会は50%にまで減少させることができ、0%だった場合、50%以下の数値に引き上げることができる)。このキャップとカラーを設ける手法は、2014年以降に付与される報奨には適用されない。

さらに、付与される報奨について、報奨委員会は、当グループの商業活動及び営業基準に妥協がないことに満足しなければならない。報酬委員会が満足しない場合、付与割合は必要に応じて引き下げられる(0%を含む)。

従前の株式適合プラン

2013年までは、株式適合プラン（SMP）にも基づく報奨も付与されていた。SMPの方針では、業務執行取締役は年間賞与計画で繰り延べられた株式1株につき0.5株までの適合株式を受け取ることができた（よって上限は給与の30%であった）。適合報奨は、相対的な株主総利益業績条件及び財務的サポートの達成度に基づく。付与の際、参加者は、業績期間中に付与された株式に支払われた価額の配当を受領する。業務執行役員は、SMPに基づき2011年、2012年及び2013年に行われた付与につき、未払いの報奨がある。未払いの報奨は、付与の対象となる業績条件の達成に基づいて承認される方針によって支払いが許可される。

報酬委員会の裁量権

報酬委員会は、それぞれの制度の規則及びそれらに含まれる裁量権に従い、すべての制度を運用する。裁量権は、報奨の付与及び権利確定のタイミング、報奨の程度の決定（制度が定める限度に基づく）、退職者の扱い（退職に関する制度を参照）、報奨の程度の遡及調整（例：ライツ・イシュー、企業再建又は特別配当など）、並びに、例外的な状況において、報酬委員会がこれを行うことが適切であると決定する事由が発生した場合、以前に設定した目標を調整する裁量権を含む。報酬委員会は、かかる裁量権を行使するにあたり、一般に認められた市場慣行、最善慣行のガイドライン、上場規則の規定及び当社の認可済みの報酬方針を考慮する。

（年金制度）

業務執行取締役は、多様な年金協定に参加している。将来的な選任のための方針は、リブ・ガーフィールドについて合意された報酬パッケージに反映されており、確定拠出制度及び/又は給与の25%を条件とした現金支給額に対する当社の拠出金である。その他の取締役のための従前の年金協定は、マイケル・マッキオン及びアンディ・スミスの給与の40%の現金手当並びにマーティン・ケーンの給与の30%の現金手当を含む。トニー・パランスは現在、確定拠出制度であるセバン・トレント年金制度（年金選択部部門）に加入している。同氏は現在給与の3%を拠出しており、在職中の死亡給付金及び健康障害給付金に関する2.5%が拠出される。制度における通常の定年は65歳であるが、当社の同意があれば65歳より前に定年退職することも可能である。

マーティン・ケーン、アンディ・スミス及びトニー・レイは、当社の従前の確定給付年金制度に参加しているメンバーである。詳細については下記「取締役の年金引当金」を参照のこと。

（外部取締役）

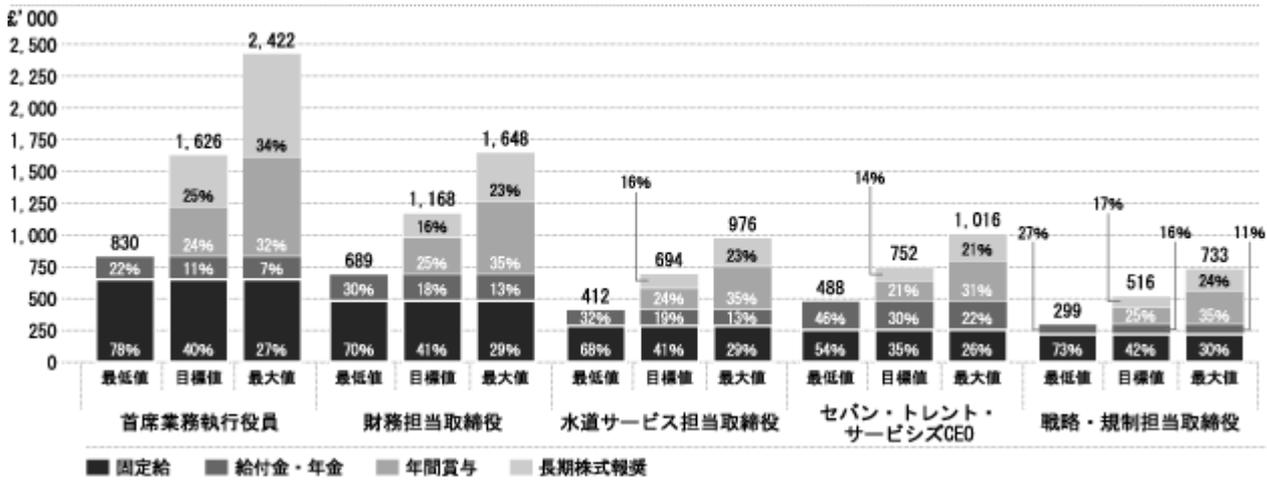
業務執行取締役は、外部の非業務執行取締役職に就くことが許されているが、通常は別のFTSE100指数の企業のうち1社の取締役に任命されている。利益相反を避けるために、かかる任命はすべて、指名委員会の承認を得ることを条件としている。業務執行取締役は、当該任命により生じる報酬を受けることが認められている。

(株式保有ガイドライン)

当社は、株式保有ガイドラインを実施しており、これに基づき、業務執行取締役は、当社株式を保有し、その保有を維持することが期待されている。首席業務執行役員は基本給の200%に相当する額の株式を保有し、維持することが期待されており、その他の業務執行取締役は、基本給の125%に相当する額の株式を保有し、維持することが期待されている。業務執行取締役は、株式保有ガイドラインを達成するまで、LTIP、SMP及び後配株式賞与を通じて受領した株式のうち税引後の株式全部を保有することが期待されている。

(付与計画)

下表は、各業務執行取締役の報酬パッケージの構成が、業績達成レベルの違いによりどのように変わるかを示したものである。



最低値は、固定給のみ（すなわち、給与 + 福利厚生 + 年金）である。目標値には、固定給、給与の60%の賞与及びLTIP報奨の付与額の50%（付与レベルは首席業務執行役員の給与の125%でその他の業務執行取締役の給与の80%）が含まれる。最大値には、固定給を含み、年間賞与とLTIP報奨の付与額は共に100%であることが前提とされる。株価の上昇は、上表に反映されておらず、すべての数値は、四捨五入されて1,000ポンド単位とされている。給与レベル（パッケージの他の要素を計算する際のベースとされる）は、2014年7月1日に適用される給与レベルに基づいている。課税対象となる給付金の価格は、2014年3月31日に終了した年度の給付金支給費用である（リップ・ガーフィールドの場合に用いられた概算額）。マーティン・ケーンの課税対象となる給付金の大部分は、同氏の米国への異動に関連していることに留意されたい。業務執行取締役も、当社の給与天引き制度及び株式インセンティブ制度への参加が認められているが、簡略化のため上表からは除外されている。

(幹部の役務契約及び解任時の支払い方針)

業務執行取締役の現行契約のうち、報酬に関連する要素を以下に記載する。

規定	方針
通知期間	いずれかの当事者から、12ヶ月前の通知。
契約終了時の支払い	方針に従い、かつ、リブ・ガーフィールドの役務契約及び将来のすべての任命に反映されているように、解任された場合の最大の支払額は、12ヶ月分の給与及び支給額のみである。その他の業務執行取締役の従前の契約に基づく方針では、余剰人員整理の場合、通知期間の代わりに支払いを行う場合又は当社の契約違反による終了の場合、の最大支払額は基本給の175%となる。実際の支給額の決定にあたっては、当社及び幹部双方の公平性を期すため、報酬委員会は、最優先の前提条件を考慮するものとする。とりわけ、幹部側の不履行があった場合、当社は報酬を付与する義務を負わず（これは、マイケル・マッキオン以外の契約の場合、当グループの財務成績に反映されている）、当該幹部の解雇の日付におけるコーポレート・ガバナンスの基準を考慮するものとする。かかる場合において、報酬委員会は、最大10%支払いを減額する（支給額を給与の157.5%まで引き下げる）裁量権を行使ことができ、マイケル・マッキオンの場合、報酬委員会がふさわしいと考える程度に支払いを減額することができる。
賠償額の軽減	終了時の支払いは自動的に行われることはないが、段階的移行及び賠償額軽減（新たな雇用による収益の相殺を含む）双方の対象となる。
支配権の変更	当社の支配権に変更があった場合に発生する具体的な契約上の支払い又は給付は存在しない。未払いのインセンティブ報奨は、業績及び付与期間が支配権変更の日付に終了する場合を除き、以下に定める優良退職者に対するの待遇に沿って付与される。
年間賞与	報酬委員会は、業績に基づいて、勤続年数を反映するよう比例配分を行い、退職する幹部に対して賞与を支払う裁量権を行使することができる。その他の取締役に関しては同時に賞与が支払われ、当該幹部がその日付までに雇用を終了した場合、現金でのみ支払われる。未払いの後配賞与株式は、退職が即時解雇によるものでない限り、雇用の終了時点ですべて付与される。
LTIP	既定の扱いでは、報奨は雇用の終了時点で失効する。但し、幹部は所定の状況下において、又は報酬委員会の裁量によって、優良退職者とみなされる。優良退職者と認められた場合、報奨は、業績及び期間による比例配分（当該幹部が雇用されていた業績期間（月単位に切り上げる）の比率に基づく）に基づいて、通常、標準の付与日に付与される。報酬委員会は、報奨の付与を早める決定ができ、例外的状況において、期間に応じた比例配分計算によって報奨を少なくすることができる。2005年度の従前のLTIPのもとで付与される未払いの報奨は、期間に基づく比例配当を1年単位に切り上げて計算される。

規定	方針
株式適合プラン	取締役は、2011年、2012年及び2013年に行われた付与に関する未払いの報奨を有している。規定の扱いでは、報奨は雇用の終了時点で失効する。但し、幹部は、一定の所定の状況下において、又は報酬委員会の裁量権によって、優良退職者とみなされ、その場合の適合報奨は通常、業績及び期間に基づく比例配分（暦月単位に切り上げられる）に基づいて丸3年間にわたり継続する。但し、報酬委員会は、報奨を少なく比例配分すること及び/又は付与を早めることを決定できる。
採用報奨	採用方針に詳述する通り、報酬委員会は、確実に採用するために必要な場合は、従前の雇用者から得ていた幹部の報奨を買い取る目的で、当該幹部に報奨を付与する裁量権を有する。採用報奨の条件は個々の場合に応じて決定される。首席業務執行役員に際してリブ・ガーフィールドに付与される1回限りの報奨は、業績条件に基づいて決定され、当社からの任命が早期に終了した場合でも期間による比例配分は行われない。期間による比例配分の不適用は、BTにおいて権利放棄した報奨の予想価額が著しく高く、その大部分が業績とは無関係である（同様の場合でも減額されなかったであろう）という事実を認識した上で合意されたものである。

転職支援及び訴訟費用の返金は必要に応じて行われる。法令で定められる受給権又は雇用の終了に関連した申し立ての和解若しくは示談の費用は、必要に応じて支払われる。SAYE及びSIPのもとで付与される未払いの報奨は、HMRCの承認を受けた制度の条件に従って付与される。

非業務執行取締役は全員、年次株主総会で毎年行われる再任に基づいて、任命から当初3年の間、当社での任命状を有する。会長の任命は、当社によって終了されることがある。会長及び非業務執行取締役の任命状は、雇用終了時に、未払いの費用を除いて、補償金は支払われないことを定めている。

（採用及び昇進に関する方針）

新しい業務執行取締役に対する報酬パッケージはすべて、当社の承認を受けた方針に沿って決められる。報酬委員会は、総合パッケージを提供する際には、候補者のスキル及び経験、そのレベルの経験を有する候補者の市場における評価、並びに最良の候補者を確保することの重要性を考慮する。

年間賞与及び長期インセンティブは、上記（幹部の役務契約及び解任時の支払い方針）の表に記載の方針に概説されている上限に従って付与される。制度への参加は、通常、参加初年度は日割り計算がなされる。

従前の雇用者のもとから退職する際に、繰り延べられていた支払いを幹部が権利放棄する場合、報酬委員会は、追加の現金及び/又は株式ベースの報奨を付与することができる。かかる報奨は、権利放棄された報奨の性質（すなわち、現金か株式か）、対象期間、帰属する見込額及び業績条件を考慮に入れて決定される。報奨は通常、LTIPの条件又は上場規則で許可されている適用除外に基づき付与される。ゴールデン・ハローなどの業績に関わらない支払いは行われない。転動手当及びその他の雑費に関連した支払いは必要に応じて行われる。

内部任命の場合、前役職に関連して付与される変動報酬の内訳は、従来の付与の条件に従って支払いが許可される。

(会長及び非業務執行取締役)

会長を除く非業務執行取締役に対する報酬方針は、取締役会により決定される。会長の報酬は報酬委員会が(会長が出席しない場で)決定する。

要素	目的及び戦略との関連性	実施	上限
報酬	必要とされる役割と職務にふさわしい力量を備えた非業務執行取締役を採用し報酬を与えること。	<p>基本の取締役会報酬に上級独立取締役及び取締役会所属委員会の委員長に対する追加報酬を加えたもの。会長は、取締役会での任務に対して全報酬を受け取る。報酬は毎月支払われる。</p> <p>正当な費用は必要に応じて支払われる。</p> <p>非業務執行取締役及び会長に対する報酬は、役職の時間的コミットメント及び同等の会社における市場評価を考慮して設定される。報酬は通常、年に一度見直しが行われる(但し、必ずしも金額が上がるわけではない)。</p>	現在の取締役に対する報酬のレベルは、下記「報酬に関する年次報告」に記載されている。報酬レベルは定款に定める上限に従って決定される。

非業務執行取締役の任期は、通常3年間である。彼らは、役務契約は有していない。代わりに、いずれかの当事者により終了可能な任命状(letters of appointment)により業務を行い、これには通知期間はなく、終了時の支払いも発生しない。取締役は、2014年度年次株主総会の終結をもって取締役会から退任するバロネス・ノークスを除いて、全員、2014年度年次株主総会において、任命又は再任されることになっている。

報酬に関する年次報告

本項目は、年次株主総会の勧告的決議によって議決される。下記の情報は監査を受けている。

(報酬委員会のメンバー及び顧問)

報酬委員会のメンバーは下表の通りである。統治綱領に定義される通り、就任時には独立していた当社会長を除き、全員が独立非業務執行取締役である。

2014年3月31日に終了した年度中、発生した主要な報酬問題、当社の報酬方針の検討及び運用並びに顧問による市場の最新情報について話し合うため、報酬委員会は6回会合を開いた。

2013/14年度の報酬委員会への出席

リチャード・デイビー*	5/6
アンドリュー・ダフ*	5/6
バーナード・バルキン博士	4/4
マーティン・ラム	6/6
アンジェラ・ストラック博士	2/2

*先約の仕事のため、会議に1度出席できなかった。

報酬委員会の構成員は、委員会において決定される事項について、株主としてのものを除き一切の個人的かつ経済的利害関係を有していない。首席業務執行役員、人事担当取締役、報酬・方針担当ゼネラル・マネージャーも、具体的な質問に答えるために委員会の議事には出席した。自らの報酬に関する事項については、彼らは出席していない。会社秘書役は、報酬委員会の書記を務めている。

当社の報酬慣行が最善慣行に沿っていることを確保するため、報酬委員会は、ニュー・ブリッジ・ストリート(NBS)(エーオン・ヒューイット・リミテッドの登録名称)からアドバイスを受けている。ニュー・ブリッジ・ストリートは、報酬委員会の独立顧問として2011年に任命された。エーオン・ヒューイット・リミテッドもエーオン・ピーエルシーのその他のいかなる部門も、当年度中、当社に対してその他のサービスを提供していない。当年度中ニュー・ブリッジ・ストリートに支払った報酬の総額は209,089ポンド(VATを除く)であった。報酬委員会は、毎年顧問の選任を見直しており、報酬委員会が受けるアドバイスの客観性と独立性に満足している。

(取締役の報酬)

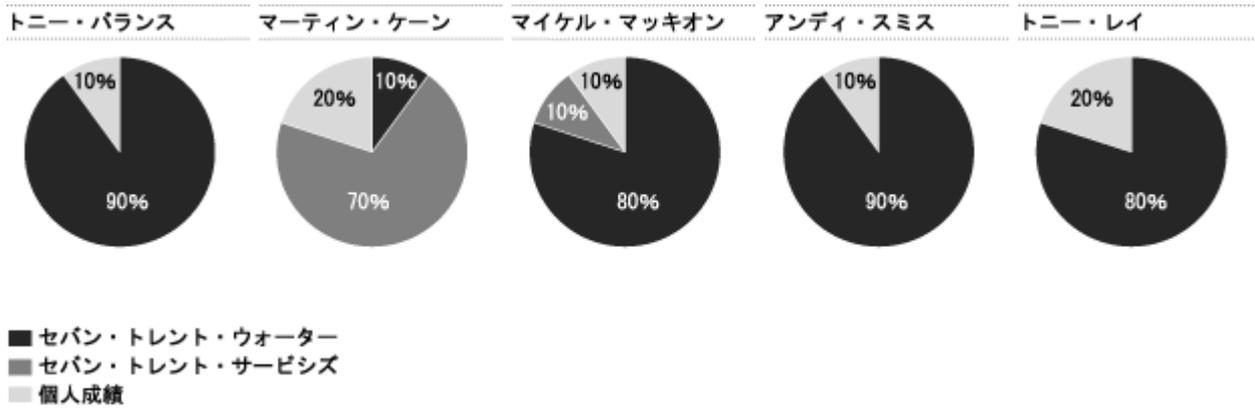
	2014年3月31日に終了した年度						2013年3月31日に終了した年度							
	基本給・報酬	現物給付 ¹	年金 ²	年間賞与 ³	長期インセンティブ ⁴	その他 ⁵	合計	基本給・報酬	現物給付 ¹	年金 ²	年間賞与 ³	長期インセンティブ ⁴	その他 ⁵	合計
千ポンド														
非業務執行取締役														
バーナード・バルキン博士 ⁶	47.3					0.1	47.4	63.0						63.0
リチャード・デイビー	75.0					0.2	75.2	75.0					0.3	75.3
アンドリュー・ダフ(会長)	250.0						250.0	250.0						250.0
ゴードン・フライエット	53.3						53.3	50.0						50.0
マーティン・ラム	50.0						50.0	50.0						50.0
パロネス・ノークス	65.0					0.3	65.3	65.0					0.3	65.3
フィリップ・レムナン ⁷	0.2						0.2							
アンジェラ・ストラック博士 ⁸	9.4						9.4							
業務執行取締役														
トニー・バランス	202.1	16.6	74.6	162.0	144.2	6.3	605.8	198.5	16.5	72.8	195.8	78.9	4.2	566.7
マーティン・ケーン	255.5	145.8	76.6	126.5	161.9	5.0	771.3	250.8	121.0	75.2	288.0	98.7	2.4	836.1
マイケル・マッキオン	463.1	16.5	185.6	344.8	326.9	0.5	1,337.4	452.2	16.6	181.3	446.2	199.7	0.6	1,296.6
アンディ・スミス	262.9	16.5	149.9	210.5	192.3	9.7	841.8	256.8	16.9	160.7	253.8	117.4	0.6	806.2
トニー・レイ	561.2	16.5	228.6	452.4	489.5	11.9	1,760.1	552.4	16.5	223.3	546.4	296.1	0.6	1,635.3
合計	2,295.0	211.9	715.3	1,296.2	1,314.8	34.0	5,867.2	2,263.7	187.5	713.3	1,730.2	790.8	9.0	5,694.5

注記:

- 給付には、年間車費用15,000ポンド、家族レベルの民間医療保険、基本給6倍分の生命保険、電話手当及び就労不能給付制度への参加が含まれる。マーティン・ケーンに関する数字は、米国への転勤への手当として支払われた報酬を含む。この数字は、住居費用、英国及び米国での民間医療保険、車費用、航空券代金、税金アドバイス、選択的給付金、米国混乱手当、光熱費、株式報奨の残余支払金から成る米国での生活費を含んでいる。同氏は、米国での給付金に課税された英国税のための補償金49,434ポンド(2013年度は44,270ポンド)も受給している。
- 2014年3月31日までの年度において、アンディ・スミスは、確定給付年金制度に参加しており、上表の数字は、制度の年間限度額を上限とする確定給付年金制度提供に係る当社の年間コスト141,000ポンド(2013年度は137,400ポンド)、限度額超過分の年金に代わる現金追加額52,770ポンド(2013年度は51,670ポンド)を表している。2014年4月1日から、アンディ・スミスは、年金に代わり基本給の40%に相当する給与追加額を、従前の年金契約協定に沿って受給する。トニー・バランスは、確定拠出制度に参加しており、上表の数字は当年度中に当社から制度に支払った拠出額である。その他の業務執行取締役に関する数字は、年金の代わりに支払われた年間現金追加額を表している。
- 年間賞与は、50%を現金、50%を株式で支払い、そのうちの一部は3年間の追加保有期間に基づいて、追加の業績条件が課されることなく株式に繰り延べられる。
- 2014年度の数字は以下のものから成る。
 - ・2011年度LTIP報奨の付与。この報奨の業績期間は、2014年3月31日に終了し、報奨は2014年6月14日に付与される。株式の価額は2014年1月1日から2014年3月31日までの期間の平均株価を用いて17.71ポンドと見積もられている。
 - ・2010年度SMP報奨の付与。この報奨の業績期間は、2013年5月20日に終了し、報奨は2013年6月14日に17.57ポンドの株価で付与された。
 2013年度の数字は以下のものから成る。
 - ・2010年度LTIP報奨の付与。この報奨の業績期間は、2013年3月31日に終了し、報奨は2013年6月14日に17.57ポンドの株価で付与された。
- 非業務執行取締役については、この数値は費用に関連するものである。業務執行取締役については、この数値はセバン・トレント全従業員対象の給与天引き制度及び株式インセンティブ制度への参加から得られた価額から成る。
- 2014年1月24日付けで取締役会から退任。
- 2014年3月31日付けで取締役会に参加。
- 2014年1月24日付けで取締役会に参加。

(年間賞与成果額 - 2013/14年度)

当年度中に付与された年間賞与のための業績の測定方法の割合は以下の通りである。



セバン・トレント・ウォーターの業績

セバン・トレント・ウォーターの業績における賞与の成果額は、当社の16種のKPIのうち10種の主要業績評価指標（KPI）に基づいて、バランス・スコアカード基準を参照する形で決定された。報酬委員会は、選択された10種のセバン・トレント・ウォーターKPIを利用することは、効果的かつ難しい年間賞与測定基準であり続け、事業の需要を満たすものであると考えている。賞与の権利は全KPIにおいて獲得した総ポイント数に基づき決定された。取締役会は、考慮される目標は当社の長期的財務業績に影響を及ぼすものと考えており、その多くをOfwatに対して報告している。

年間賞与の決定に用いられたKPIは下記の通りである。

主要業績評価指標		目標	拡大	成果	ポイント
従業員 ・安全な職場環境の提供 ・信頼が置け、生産的な労働力の構築	KPI1 100,000労働時間当たりの損失時間事故	0.28	0.27	0.21	130
	KPI2 従業員の意欲	79%	80%	81%	130
顧客 ・顧客との良質な関わり合い	KPI4 サービス・インセンティブ・メカニズム - 質	4.52	4.73	4.48	99
	KPI5 サービス・インセンティブ・メカニズム - 定量	162	154	143	130
	KPI7 有用性 - 廃水	75	66	57	130
	KPI8 有用性 - 水道	70	68	202	0
財務 ・資産基盤の改善 ・コスト基盤の管理	KPI9 設備投資（純額）対最終決定（達成した割合）	0%	0.2%	0%	100
	KPI11 営業支出対最終決定（達成した割合）	0%	0.6%	0%	100
環境 ・環境への影響を最低限にすること	KPI12 汚染事故（分類1、2及び3）	491	475	449	130
	KPI16 漏水MI/d - MLE後	456	449	441	130
合計					1,079

各KPIの目標値は100ポイント、拡大ポイントが130ポイントで、理論上、追加ポイントは上記の拡大業績によって稼ぐことができる。業務執行取締役が、その最大賞与を付与されるには合計で1,300ポイントを達成する必要がある。当年度中、10種のKPIのうち6種が業績の拡大レベルを超過し、合計で1,443ポイントの初回スコアを生み出した。業績全体及び指標となる賞与成果額を審査した上で、報酬委員会は6種のKPIのそれぞれが拡大業績のレベルを上限とすべきであると決定した（KPI1つにつき130ポイント）。結果として、最終合計スコアは、1,079ポイントであった。結果として年間賞与のうちセバン・トレント・ウォーターにつき付与された賞与は、最大賞与要素の63.2%であり、当年度中の強力な業績が示され、KPIの成果における順調な進展が継続している。

セバン・トレント・サービスの業績

マーティン・ケーンに関して、業績は、セバン・トレント・サービスの利息計上前税引前利益（PBIT）（例外的項目控除前）及び財務以外の目標に対して測定される。

	加重率	達成率（％）
PBIT	65%	0％（65％中）
財務以外の目標	35%	26.75％（35％中）
合計	100%	26.75%

セバン・トレント・サービスの業績に対して支払われる賞与の合計は、上限の26.75%である。マイケル・マッキオンの業績は、セバン・トレント・サービスの事業計画の達成度に対して測定された。同氏は、財務に関する評価基準は達成しなかったものの、戦略の成果を出すことに成功したため、最大報奨の25%を付与された。

個人貢献

取締役は全員、賞与機会の10%（例外として当社及びセバン・トレント・サービスの首席業務執行役員は20%）が個人目標に対して測定される。個人目標は、PR14及びAMP6の事業計画、小売業の発展、才能及び引継計画、移行管理に関連して設定される。

2013/14年度における全体の業績

	STW業績	STS業績	個人成績				賞与合計
	給与に対する割合（％）	給与に対する割合（％）	給与に対する割合（％）	給与に対する割合（％） （最大120％）	現金 （ポンド）	後配株式 （ポンド）	合計 （ポンド）
トニー・バランス	68.26	-	8.40	76.66	80,987	80,987	161,974
マーティン・ケーン	7.58	22.47	19.20	49.25	63,267	63,267	126,534
マイケル・マッキオン	60.67	3.00	10.20	73.87	172,417	172,417	344,834
アンディ・スミス	68.26	-	8.40	76.66	105,249	105,249	210,497
トニー・レイ	60.67	-	18.00	76.87	452,364	-	452,364

賞与の50%は現金で支払われ、50%は株式（3年間繰延べられる）で支払われる。後配株式は、2014年6月に付与される。後配株式は、雇用の継続以外、追加条件が課せられることはない。トニー・レイは、2014年4月11日に取締役会から退任し、報酬委員会は同氏の賞与を現金のみで支払う裁量権を行使した。

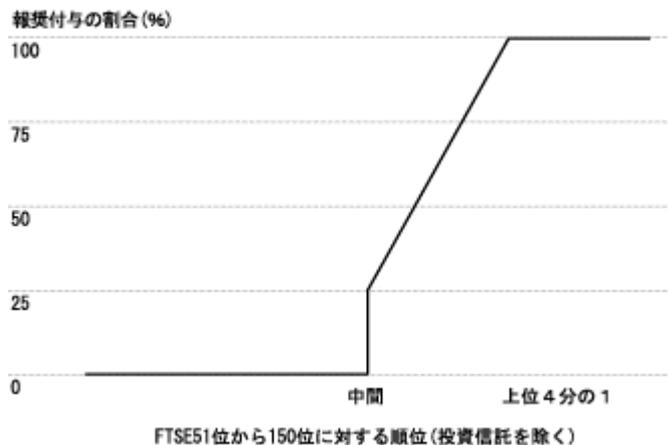
(2013/14年度の業績に係る長期インセンティブ報奨の付与)

2010年度のSMP報奨及び2011年度のLTIP報奨は、当年度中の業績に基づき付与されており、又は付与される予定である。

2010年度SMP報奨

2010年度のSMP報奨は、TSR業績条件に従って付与されていたところ、TSR業績は、時価総額によるFTSE上位51位から150位までの企業（投資信託を除く）に対して相対的に計測される。業績期間は付与日（2010年5月21日）から3年間であった。さらに、報酬委員会は、当社のTSRが当社の基礎となる業績を反映していたことに満足しなければならない。業績期間は、2013年5月20日に終了し、セバン・トレントは82社のうち27位にであった。報酬委員会は、当社のTSRが適切に当社の基礎となる業績を反映し、報奨が78.0%で付与されたことに満足した。

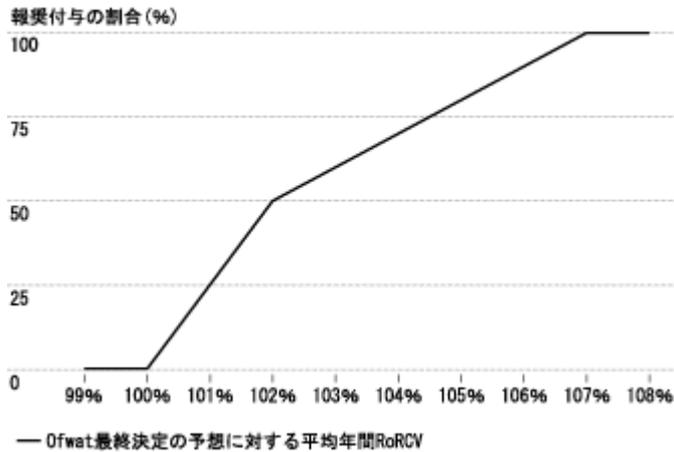
TSR付与スケジュール



2011年度LTIPの報奨

2011年度のLTIP報奨は、2014年3月31日までの3事業年度にわたって計測されるRoRCV業績条件に従って付与されていた。報酬委員会は、方針に関する報告に記載の通り、最終付与結果の決定に関する様々な裁量権を有している。業績期間は2014年3月31日に終了した。報酬委員会は、例外的な税控除の影響を排除するためにRoRCVを調整した後、RoRCVがOfwatの2011年度LTIP報奨に関する最終決定を上回るレベルを考慮した。このことは、2013/14年度に終了する3年間の平均RoRCVが、依然としてRoRCVのOfwatの最終決定を16.5%上回り、結果として100%付与に至ったということを示している。

2011年度、2012年度及び2013年度のLTIP報奨のRoRCV付与スケジュール



2013/14年度の業績に基づく長期インセンティブ報奨の付与の概要

幹部	報奨の種類	付与日	付与株式数	業績期間の終了日	付与割合	付与株式数	結果株式 価額 ¹ (ポンド)	権利確定日
トニー・バランス	SMP LTIP	2010年5月21日 2011年6月22日	2,069 6,525	2013年5月20日 2014年3月31日	78% 100%	1,613 6,525	28,340 115,558 143,898	2013年5月21日 2014年4月1日
合計								
マーティン・ケーン	SMP LTIP	2010年5月21日 2011年6月22日	2,586 7,121	2013年5月20日 2014年3月31日	78% 100%	2,017 7,121	35,439 126,113 161,522	2013年5月21日 2014年4月1日
合計								
マイケル・マッキオン	SMP LTIP	2010年5月10日 2011年6月22日	5,177 14,411	2013年5月20日 2014年3月31日	78% 100%	4,038 14,411	70,948 225,219 296,167	2013年5月21日 2014年4月1日
合計								
アンディ・スミス	SMP LTIP	2010年5月21日 2011年6月22日	3,049 8,477	2013年5月20日 2014年3月31日	78% 100%	2,378 8,477	41,781 150,128 191,909	2013年5月21日 2014年4月1日
合計								
トニー・レイ ²	SMP LTIP	2010年5月21日 2011年6月22日	5,591 23,271	2013年5月20日 2014年3月31日	78% 100%	4,360 23,271	76,605 412,129 488,734	2013年5月21日 2014年4月1日
合計								

- 1 SMP報奨に関しては、付与時の株価17.57ポンドに基づいている。LTIP報奨は、報奨が2014年6月まで付与されないため、業績期間の最後の3ヶ月間における平均株価(17.71ポンド)に基づいている。
- 2 トニー・レイは、2014年4月11日に取締役会から退任した。下記「トニー・レイの取締役会からの退任」に記載の通り、同氏はLTIPの規則に基づき優良退職者として扱われている。同氏の報奨は、通常通り、2014年4月1日に権利確定し、英国法にいうクローズペリオド(close period)の終了以降に付与される。同氏は業績期間全体を通して任務を務めたため、規則に従い期間に応じた按分計算は行われない。

(当年度中に付与される株式報奨を含む未払いの制度による利益)

以下の表は、2013年3月31日現在における、LTIP及びSMPに基づき付与される取締役の報奨のうち未払いのもの並びに年間賞与(ABS)及びSAYE制度に基づき付与される後配株式報奨を示したものである。

幹部	報奨の種類	最大株式数	最低業績時の付与割合 ¹	行使価格(ペンス)	業績期間終了日	付与/行使日	当年度中に付与された報奨	
							報奨基準	額面価格(ポンド)
トニー・バランス	2011 LTIP 2012 LTIP 2013 LTIP 2011 SMP 2012 SMP 2013 SMP 2011 ABS 2012 ABS 2013 ABS 2013 SAYE 2013 SIP 合計	6,525 5,741 5,855 1,868 1,721 2,963 3,736 3,442 5,926 725 32 38,534	0% 0% 0% 5% 5% 5%	1241	2014年3月31日 2015年3月31日 2016年3月31日 2014年5月19日 2015年5月24日 2016年6月12日	2014年4月1日 2015年4月1日 2016年4月1日 2014年5月20日 2015年5月25日 2016年6月13日 2014年6月30日 2015年6月28日 2016年6月26日 2016年5月	給与の50% 0.5対1 繰延賞与	103,050 48,926 97,852
マーティン・ケーン	2011 LTIP 2012 LTIP 2013 LTIP 2011 SMP 2012 SMP 2013 SMP 2011 ABS 2012 ABS 2013 ABS 2011 SAYE 2012 SAYE 2013 SAYE 2014 SAYE 2013 SIP 合計	7,121 7,119 7,119 2,131 2,162 4,360 4,262 4,324 8,721 316 152 290 270 32 48,379	0% 0% 0% 5% 5% 5%	1137 1177 1241 1331	2014年3月31日 2015年3月31日 2016年3月31日 2014年5月19日 2015年5月24日 2016年6月12日	2014年4月1日 2015年4月1日 2016年4月1日 2014年5月20日 2015年5月25日 2016年6月13日 2014年6月30日 2015年6月28日 2016年6月26日 2014年5月 2015年5月 2016年5月 2017年5月	給与の50% 0.5対1 繰延賞与	125,300 72,000 144,000
マイケル・マッキオン	2011 LTIP 2012 LTIP 2013 LTIP 2011 SMP 2012 SMP 2013 SMP 2011 ABS 2012 ABS 2013 ABS 2009 SAYE 2013 SIP 合計	14,411 12,684 12,937 3,938 3,685 6,757 7,876 7,370 13,514 1,943 32 85,143	0% 0% 0% 5% 5% 5%	862	2014年3月31日 2015年3月31日 2016年3月31日 2014年5月19日 2015年5月24日 2016年6月12日	2014年4月1日 2015年4月1日 2016年4月1日 2014年5月20日 2015年5月25日 2016年6月13日 2014年6月30日 2015年6月28日 2016年6月26日 2014年5月	給与の50% 0.5対1 繰延賞与	227,700 111,564 223,128
アンディ・スミス	2011 LTIP 2012 LTIP 2013 LTIP 2011 SMP 2012 SMP 2013 SMP 2011 ABS 2012 ABS 2013 ABS 2013 SAYE 2013 SIP 合計	8,477 7,460 7,610 2,399 2,234 3,842 4,798 4,468 7,684 725 32 49,729	0% 0% 0% 5% 5% 5%	1241	2014年3月31日 2015年3月31日 2016年3月31日 2014年5月19日 2015年5月24日 2016年6月12日	2014年4月1日 2015年4月1日 2016年4月1日 2014年5月20日 2015年5月25日 2016年6月13日 2014年6月30日 2015年6月28日 2016年6月26日 2016年5月	給与の50% 0.5対1 繰延賞与	133,950 63,436 126,872
トニー・レイ	2011 LTIP 2012 LTIP 2013 LTIP 2011 SMP 2012 SMP 2013 SMP 2011 ABS 2012 ABS 2013 ABS 2013 SAYE 2013 SIP 合計	23,271 21,875 22,312 4,542 4,733 8,273 9,084 9,467 16,546 725 32 120,860	0% 0% 0% 5% 5% 5%	1241	2014年3月31日 2015年3月31日 2016年3月31日 2014年5月19日 2015年5月24日 2016年6月12日	2014年4月1日 2015年4月1日 2016年4月1日 2014年5月20日 2015年5月25日 2016年6月13日 2014年4月14日 2014年4月14日 2014年4月14日 2016年5月	給与の70% 0.5対1 繰延賞与	392,700 136,592 273,185

1 クローズ期間中に付与される予定の報奨は、可能であれば、当該期間終了後最初の取引日に付与される。2011年度LTIP報奨の付与日は2014年6月になると見込まれる。

2 規則で定められる場合、追加配当に相当する株式が付与される場合がある。

長期インセンティブ制度の報奨

LTIP報奨は条件付株式として付与される。すべての未払いの報奨の目標範囲は、上記「2011年度LTIP報奨」に記載の2011年度のLTIP報奨と同じである。

上記「2011年度LTIPの報奨」で述べた通り、2011年度LTIPは、2014年4月1日に100%で権利確定するが、当社がクローズ期間にあったため、報奨の付与はこの期間の終了後に行われる。2013年度LTIP報奨は、2013年6月19日に付与された。付与された株式数を計算するために使用された株価は、17.60ポンドである。

株式適合プランの報奨

報奨は、方針に関する報告で概説される方針に沿って付与される。2011年以降に付与される報奨に関しては、TSR業績は3つの異なる計測期間に計測され、当該期間はそれぞれ付与日に開始する。各報奨の20%は、18ヶ月を通して計測され、30%は27ヶ月、50%は36ヶ月で計測される。平均値の業績の場合には、報奨の各部分の25%が付与可能であり、満額の付与の対象となる上位4分の1以上の業績まで、直線ベースで増加する。但し、報酬委員会は、権利確定する報奨について、当社のTSRが丸3年の業績期間の当社の基礎となる業績を反映していることに満足しなければならない。

2011年度SMP報奨は、業績に基づき2014年5月20日に付与される。2013年度SMP報奨は、2013年6月26日に付与された。その日付における株価は16.51ポンドであった。

年間賞与スキームに基づく後配株式

毎年、業務執行取締役の年間賞与の50%は、3年間株式として繰り延べられる。報奨は条件付株式の形で付与される。2013年度の報奨は、2012/13年度の年間賞与の繰り延べに関連したものである。報奨は2013年6月26日に付与された。付与された株式数を計算するために使用された株価は、16.51ポンドであった。2013/14年度の年間賞与に関連する後配株式は、2014年6月に付与される。

給与天引き制度

業務執行取締役は、当グループの英国におけるすべての適格従業員と同様に、当社のHMRCによる承認を受けたSAYE制度に参加する資格を有する。

株式インセンティブ制度

取締役は当年度中、セバン・トレント・ウォーターの他の従業員と同じ条件で、株式インセンティブ制度（583ポンド相当）に基づくセバン・トレント・ウォーターの業績に関連付けられた無償株式の報奨を受けた。株式は、付与されると直ちに権利確定する。

(取締役の年金引当金)

	勤務年数 (勤務期間への 加算分を含む)	年金発生額 2014年3月31日現在	当事業年度に 発生した年金増加額	当事業年度に 発生した 年金増加額 (物価インフレ分 控除後)
	年	ポンド(年間)	ポンド(年間)	ポンド(年間)
アンディ・スミス	9	43,459	5,690	4,859
トニー・レイ	6	30,743	925	269
マーティン・ケーン	35	151,924	2,811	(469)

	年金発生額の 譲渡価値 2013年3月31日現在	年金発生額の 譲渡価値 2014年3月31日現在	譲渡価値の増加額 (取締役の 拠出額控除後)	価値の総価額(取締役 の 拠出金控除後)
	千ポンド	千ポンド	千ポンド	千ポンド
アンディ・スミス	680.8	804.7	115.4	88.8
トニー・レイ	511.5	547.6	36.1	0.0
マーティン・ケーン	2,748.9	2,828.7	79.8	(9.4)

(注) 年金発生額及び譲渡価値の計算は、タワーズ・ワトソンが提供したものである。

2014年3月までの年度について使用される物価上昇率は、価格上昇の計算のための法定指針に沿った、2012年9月の数字である(2.2%)。

トニー・レイとアンディ・スミスは、セバン・トレント年金制度(SSPS部門)の年金待機者である。トニー・レイは、2011年12月31日に、アンディ・スミスは2014年3月31日に制度における年金待機者となり、年金受給資格のある勤務は発生しなくなり、制度への拠出を終了した。制度における通常の定年退職年齢は60歳である。当社の同意があれば、55歳以降に早期退職が可能となる。年金は、年金の支払いが長期になるという予測を反映するため、受託会社が保険数理士のアドバイスに従い適切と考えれば減額される可能性がある。完全な就労不能に陥った場合、60歳までの年金受給資格のある勤務を考慮して、減額されることなく早期退職が可能となる。信託証書及び規則に基づき、支給される年金は、年間5%を上限とし、小売価格のインフレに沿って増加することが保証されている(少なくとも法定要件に沿って保証最小年金が増加していることを条件とする)。

マーティン・ケーンは、セバン・トレント年金制度(WPS部門)の参加者であるが、2007年6月に本制度から脱退した。年金を目的とした追加の勤務は発生しなくなったが、法令に従い、マーティン・ケーンに発生した給付金は概して最終給与(又は、161,000ポンドに2007年6月30日から退任日までのRPIを足した額のほうが高い場合はその額)と関連付けられ、制度の給付金は健康不良及び在職中の死亡に関連して貯蓄される。

(外部取締役)

マイケル・マッキオンは、2008年5月1日にザ・マーチャント・トラスト・ピーエルシーの非業務執行取締役に任命され、2014年3月31日に終了した年度においては、26,042ポンド(2013年度は23,458ポンド)の報酬を受領した。

トニー・レイは2011年10月24日にグレインガー・ピーエルシーの非業務執行取締役に任命され、2014年3月31日に終了した年度においては、48,500ポンド(2013年度は41,250ポンド)の報酬を受領した。

マイケル・マッキオンとトニー・レイの両氏は上記方針に従い各自の報酬を保持した。他の業務執行取締役も、現在は外部で報酬を得る非業務執行取締役職には就いていない。

(取締役の株式保有及び未払いの株式持分の概要)

方針に関する報告において開示されているように、当社は、株式保有ガイドラインを実施しており、これに基づき、業務執行取締役は、当社株式を保有し、その保有を維持することが求められる(これは、2014年1月に、首席業務執行役員の場合は給与の200%(2013年度においては150%)、その他の業務執行取締役の場合は給与の125%(2013年度においては100%)に引き上げられた)。取締役による現在の株式保有の詳細及び取締役が新しい株式保有ガイドラインを満たしているかどうかは、下記の通りである。

2014年3月31日現在の株式持分						
未払いの制度上の持分						ガイドラインを達成する株式保有割合(%)
	受益権	LTIP及びSMP	年間賞与における後配株式	SAYEオプション	合計	
取締役						
バーナード・バルキン博士 ¹	554	-	-	-	-	-
リチャード・デイビー	588	-	-	-	-	-
アンドリュー・ダフ	3,500	-	-	-	-	-
ゴードン・フライエット	2,220	-	-	-	-	-
マーティン・ラム	3,012	-	-	-	-	-
バロネス・ノークス	4,018	-	-	-	-	-
フィリップ・レムナント ²	-	-	-	-	-	-
アンジェラ・ストラック博士 ³	-					
トニー・バランス	15,526	24,673	13,104	725	38,502	152
マーティン・ケーン	23,907	30,012	17,307	1,028	48,347	185
マイケル・マッキオン	36,215	54,412	28,760	1,943	85,115	158
アンディ・スミス	26,220	32,022	16,950	725	49,697	185
トニー・レイ ⁴	45,596	85,006	35,097	725	120,828	100

* 株式保有ガイドラインを満たす株式保有割合を計算するために使用された株価は、18.28ポンドである(2014年3月31日現在)。

- 1 バーナード・バルキン博士は、2014年1月24日に取締役会から退任した。
- 2 フィリップ・レムナントは、2014年3月31日に取締役会に参加した。
- 3 アンジェラ・ストラック博士は、2014年1月24日に取締役会に参加した。
- 4 トニー・レイは、2014年4月11日に取締役会から退任した。

ガイドライン達成に考慮される株式には、業績条件の対象とはならない、受益権付き株式及び年間賞与に基づく後配株式の税引後の価額が含まれる。業務執行取締役は、株式保有ガイドラインが達成されるまで、(税金の支払後)インセンティブ制度での付与により受領した株式のすべてを保持することが求められている。

2014年3月31日から2014年5月28日の間、マーティン・ケーンが2011年度の3年間株式貯蓄制度オプションを行使し2,408ポンドの利益を得た後、2014年5月27日に1株当たり1,899ペンスの市場価格で316株を取得したことを除いて、取締役が保有する当社の普通株式資本の持分に変更はなかった。

また、トニー・レイは、2013年度の3年間株式貯蓄制度オプションを早期に行使し1,552ポンドの利益を得た後、2014年5月12日に1株当たり1,885ペンスの市場価格で241株を取得した。残る484の株式貯蓄制度オプションは、2014年5月12日に失効した。

(首席業務執行役員の報酬の増加率)

首席業務執行役員(千ポンド)	2014年	2013年	増減率
- 給与	561.2	552.4	1.6%
- 給付金	16.5	16.5	-
- 賞与	452.4	546.4	(17.2%)
従業員1人当たりの平均(千ポンド)			
- 給与	28.5	27.5	3.6%
- 給付金 ¹	0.4	0.4	-
- 賞与 ²	1.3	1.2	8.3%

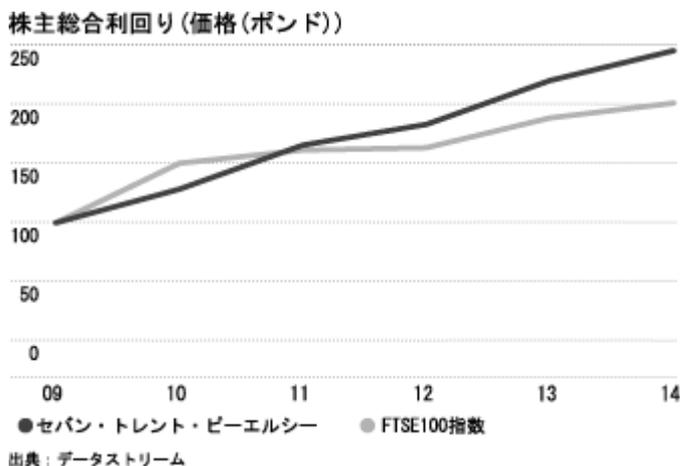
1 上級・中級マネージャーに対する車手当及び家族レベルの民間医療保険を含む。

2 年次報告書公表日までに2014年度の賞与が確定していないため、上表の数字は見積もりに基づく額である。

上表は、当事業年度と前事業年度の首席業務執行役員の給与、給付金及び年間賞与の変動を、平均的な従業員と比較したものである。報酬委員会は、従業員数の変動によって賃金支払総額に生じうる歪みを防ぐため、従業員1人当たりの所得を使用することを決定した。当社の従業員の大部分を占めるものとして、英国に拠点を置くセバン・トレント・ウォーターの従業員が比較グループに使用された。

(株主総利益のグラフ(監査対象外))

下記のグラフは、2009年4月1日にセバン・トレント・ピーエルシーに対して投資された100ポンドの2014年3月31日までの価額変化を、FTSE100指数企業に対して投資された100ポンドの価額変化と比較したものである。FTSE指数は、当社が構成銘柄となっているため比較指数として選ばれた。その他の点は、中間事業年度末時点における価値を示したものである。



(首席業務執行取締役の総報酬)

	3月31日に終了する年度				
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
首席業務執行役員	トニー・レイ	トニー・レイ	トニー・レイ	トニー・レイ	トニー・レイ
報酬総額(千ポンド)	1,027.0	949.8	1,244.1	1,635.3	1,760.1
年間賞与(最大額に対する割合)	51.5%	43.2%	48.1%	82.4%	78.7%
LTIP付与(最大額に対する割合)	63.0%	0.0%	28.4%	57.5%	100%
SMP付与(最大額に対する割合)					78%

(賃金に係る費用の相対的重要性)

下表は、当事業年度と前事業年度の両方において株主に支払われた配当金に対する人件費に支出した額と、両期間における変動率を示したものである。

	2014年	2013年	変動率(%)
人件費(百万ポンド)	340.5	340.9	(0.1%)
配当金(百万ポンド)	185.3	322.0	(42.5%) ¹

1 2013年7月に149.9ポンドの特別配当が支払われたため、2013年度の配当は非常に高い額になっている。

(2014年度以降の方針の適用方法)

給与、給付金及び年金

業務執行取締役全員の基本給は、首席業務執行役員であるリブ・ガーフィールドを除いて、2014年7月1日から2.7%引き上げられる。当社へ新しく参加する同氏の給与は、次回2015年7月1日に見直される。2014年度に適用される昇給率は、当社が通常の英国の労働人口に適用する昇給率に合わせたものである。

2014年7月1日からの業務執行取締役の基本給は以下の通りである。

リブ・ガーフィールド	650,000ポンド
マイケル・マッキオン	479,500ポンド
アンディ・スミス	282,100ポンド
マーティン・ケーン	263,900ポンド
トニー・バランス	217,100ポンド

給付金及び年金は上記「業務執行取締役の報酬方針」の表に記載の方針に従って適用される。

年間賞与

2014/15年度の賞与は、50%がセバン・トレント・ウォーターのバランスのとれたスコアカードに、40%が主要な事業目標に、10%が個人成績にウェイトが置かれる。CEO及びCF0に関しては、主要な事業目標はセバン・トレント・ウォーターとセバン・トレント・サービスの業績を合わせたものであり、水道サービス担当取締役及び戦略・規制担当取締役に関しては、セバン・トレント・ウォーターの業績に関連したものである。マーティン・ケーンの賞与は、90%がセバン・トレント・サービスの財務及び財務以外の業績に基づき、10%が個人目標に基づいたものとなる。

年間賞与の構造と実施については、方針に関する表で概説されている。報酬委員会は、業績目標が商業的な影響を受けやすいと考えているため、事前の開示をしないことを決定した。使用される目標の詳細は、来年度の報酬に関する報告書の中に記載する。

長期インセンティブ制度

2014年のLTIP報奨は、新しい制度のもとに付与され、2014年度の年次株主総会で承認を受けることになる。付与は、首席業務執行役員の場合は給与の125%（採用パッケージの一部として決定されている）であり、その他の業務執行取締役の場合は給与の80%である。（報奨サイズは、旧SMPの潜在的価値を考慮し、一般的な市場の報酬レベルを調査した後に報酬委員会によって決定された）。報奨は、既存の報奨に合わせ、RoRCV業績条件に基づいて付与される。

付与の株式数及びその評価額は、上記「2013/14年度の業績に基づく長期インセンティブ報奨の付与の概要」に記載されているとおりである（100%～107%）。

トニー・レイの取締役会からの退任

トニー・レイは、12ヶ月間の通知期間を完了した後、2014年4月11日に退任した。今回の退任で同氏が受け取る補償額はない。トニー・レイは、未払いのインセンティブ報奨に関して、優良退職者として扱われる。雇用終了の方針に従い、同氏の2013/14年度の賞与は現金で支払われ、未払いの後配株式賞与は、雇用の終了時にすべて付与された。SMP及びLTIPに基づき付与される未払いの報奨は、業績及び比例配分による控除に基づいて、引き続き通常の付与日に付与される。SMP報奨に関して、また、2013年度LTIPの付与の条件として、期間の比例配分の計算は、1ヶ月単位で行われる。2012年度LTIP報奨では、期間の比例配分の計算は、1年単位で行われる。未払いのSAYE及びSIP報奨は、それぞれの条件に従い付与される。

リブ・ガーフィールドの首席業務執行役員としての採用

選任の際にリブ・ガーフィールドに与えられた報酬パッケージは、以下の通りである。

- ・給与 650,000ポンド
- ・年金制度への拠出金 給与の25%
- ・年間賞与予想額 給与の120%
- ・LTIP付与レベル 給与の125%

年間賞与及びLTIP目標は、当社の方針に沿ったものである。BTにおける未付与の権利が多額であったことも考慮して、リブ・ガーフィールドの任命を確実にするために、一度限りのLTIP報奨が必要であった。報奨は、3等分され、それぞれの額面価格は812,500ポンド（650,000ポンドの基本給の125%）で、2014年、2015年及び2016年に付与される（同氏の未付与の権利に付与時期を合わせる）。これは、各年度に付与されるセバン・トレントLTIP報奨と同じ業績条件及び継続雇用条件に基づいて行われる。報奨は引き継ぎの際に付与され、業績に基づき、優良退職者と認定された場合にも付与される。比例配分による減額はない。比例配分の不適用は、権利放棄した報奨の予想価額が非常に著しく高額で、その大部分が業績とは無関係であった（同様の状況において減額されなかったであろう）という認識のもと合意されたものである。

この一回限りの報奨に加えて、同氏は、転居に係る合理的費用を受け取る。

（非業務執行取締役の報酬）

会長は、取締役会での任務すべてをカバーするために、257,000ポンドの単一報酬を受領する。

非業務執行取締役の2014年度の報酬レベルは下表に記載の通りである。

	報酬
非業務執行取締役全員の基本給	51,350ポンド
追加報酬	
- 上級独立取締役	10,000ポンド
- 監査委員会委員長	15,000ポンド
- 報酬委員会委員長	15,000ポンド
- 企業責任委員会委員長	13,000ポンド

会長と非業務執行取締役の任期は、通常3年間である。現時点における任命状の失効日は、リチャード・デービー（2014年12月31日）、アンドリュー・ダフ（2016年5月9日）、ゴードン・フライエット（2015年6月20日）、マーティン・ラム（2017年3月1日）、パロネス・ノークス（2014年7月16日）、フィリップ・レムナント（2017年3月31日）、アンジェラ・ストラック博士（2017年1月24日）である。但し、取締役は全員、2014年度年次株主総会において、再任されることになっている。

(年次株主総会における株主投票)

昨年度の年次株主総会にて、取締役の報酬に関する報告書を承認する議案は株主から下記の投票を得た。

	投票総数	投票率
賛成	141,217,885	99.74%
反対	367,093	0.26%
投票総数	141,584,978	100%
棄権	131,174	

(vii) 取締役による報告書

(内部統制)

取締役会は、当グループの内部統制システム及びその有効性の検討について責任を持つ。取締役会は、財務、運営及びリスク管理を含めたコンプライアンスの側面を含む内部統制システムの有効性を、企業統治綱領の要件に従い年に1度以上検討している。内部統制システムは、事業目的の不達成リスクを排除することではなく管理することを目的としているため、重大な虚偽記載又は損失に対し、絶対的ではなく合理的な保証のみを与えるものである。

監査委員会は、取締役会に代わり当グループのリスク管理プロセス及び内部統制システムの有効性を検討し、統制及び保証の取り決めを強化するための方法も常に検討している。監査委員会は、首席業務執行役員から6ヶ月ごとに、当グループが直面する重大なリスク及び不安、各リスクの統制の効果に対する評価、並びに改善が必要とされた統制の改善のための行動計画の詳細を記載した報告書を受領する。2013/14年度の内部統制システムの検討過程において、監査委員会が重大と判断する欠陥や弱点は識別されておらず、それについて忠告も受けていない。

内部監査部門は、リスク管理及び統制についての客観的保証と助言を提供している。外部監査人(デロイト)も、監査委員会に、財務統制に関する重要な問題につき報告を行っている。

独立した報告業者(アトキンズ)が、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドの年次規制コンプライアンス報告書及び年次規制業績報告書につき、客観的な保証を提供している。デロイトは、年次規制コンプライアンス報告書と年次規制業績報告書に含まれる財務のKPIの計算に係る合意された手順につき審査を実施した。

取締役会は、当グループの直面する重大なリスク及び不安を識別、評価及び管理するための継続的プロセスの手続きが、2014年3月31日までの事業年度において、また、当社の本年度の年次報告書の承認日までの期間において適切に実施されていることを確認しており、これは2005年10月に発表された改訂版の内部統制指針(ターンブル指針)を遵守している。

当グループの財務報告及び連結決算書類の作成に関する管理の実施及びリスク管理における手続きは、以下を含む。

- ・IFRS及びその他報告要件の変更に伴い、定期的に更新される当グループの会計方針を制定し、伝達すること。
- ・当グループのすべての運営事業において最低限実行を義務付けられている一連の財務管理を明確にすること。
- ・データの利用制限及び統合性の維持のための管理を行うグループ全体の統合システムを配備すること。
- ・財務報告作成のための適切な資格を有し経験豊富な人員を採用し、教育し、能力開発を行うこと。
- ・開示委員会が、当グループが開示義務を順守していることを監視すること。
- ・当グループの運営事業に関する財務報告書を取締役会が毎月検討すること。

(関連監査情報)

取締役は、下記について確認する。

- ・取締役が認識している限りで、当社の監査人が認識していない関連ある監査情報はない。
- ・取締役は、取締役として関連ある監査情報を認識し、当社の監査人が当該情報を認識することができるようにするために行うべき一切の措置を取っている。

この確認は、2006年会社法第418条の規定に基づき行われ、これに基づき解釈されなければならない。

(外部監査人)

当年度中、有効性に関する審査を実施した上で、監査委員会は、取締役会に対し、デロイト・エルエルピーの再任を推奨し、その決議案は年次総会の議題となる予定である。デロイト・エルエルピーは、引き続き監査人を務める意思を示した。また、監査委員会は取締役会に代わり監査報酬を決定する責任も有する。

(セバン・トレント・ウォーター・リミテッドの財務書類)

セバン・トレント・ウォーター・リミテッドの規制財務書類は作成され、Ofwatに送付されている。この財務書類の写しはセバン・トレント・ウォーター・リミテッドのウェブサイト (www.stwater.co.uk) より、又は会社秘書役に要求し取得することができる。これは無料である。

(viii) 取締役の責任に関する報告

取締役は、適用法令に従い年次報告書、取締役の報酬に関する報告書及び財務書類を作成する責任を有する。

会社法では、取締役が各事業年度の財務書類を作成するよう要求されている。同法に基づき、取締役は欧州連合に採択された国際財務報告基準（IFRS）及びIAS規則第4条に従いグループの財務書類を作成することが求められ、取締役は、財務報告基準101開示軽減枠組みに基づき親会社の財務書類を作成することを選択した。会社法では、取締役は、財務書類が当該期間中の会社の業務状況及び損益につき真正かつ公正な見解を示していると確信しない限り財務書類の承認をしてはならないと定められている。

親会社の財務書類の作成にあたり、取締役は以下を求められる。

- ・適切な会計方針を選択し、その後それを一貫して適用すること。
- ・合理的かつ賢明な判断及び会計予測を行うこと。
- ・適用ある財務報告基準101開示軽減枠組みに沿っているかを記載すること。なお、重大な逸脱は財務書類で開示され説明されなければならない。
- ・会社が業務を継続するとの推測が不適切である場合を除き、事業が順調であるという基準に基づき財務書類を作成すること。

グループの財務書類の作成にあたり、取締役は、国際会計基準1に基づき以下を求められる。

- ・会計方針を適切に選択し、適用すること。
- ・会計方針を含めた情報を、適切で、信用でき、比較ができ、理解可能な情報提供方法で提示すること。
- ・IFRSの特定の要件への順守について、利用者が特定の取引、その他の事由及び状況が、企業の財務ポジション及び財務業績に与える影響を把握するのに不十分である場合、追加の開示を行うこと。
- ・会社が順調な事業を継続する能力につき、審査を行うこと。

取締役は、会社の取引を示し説明し、会社の財務ポジションをいつでも合理的な正確性をもって開示し、財務書類が2006年会社法を順守するものであることを保証するのに十分な、適切な会計記録を残す責任を有する。

また、取締役は当社の資産を保護する責任も負い、従って詐欺その他の不正行為や不法行為を防止し発見するために合理的な措置を講じる責任を負う。

取締役は、会社のウェブサイトに記載される会社情報及び財務情報の維持及びその完全性に責任を負う。英国において財務書類の作成及び公表を統括する法令は、他の地域の法令とは異なる可能性がある。

取締役は、年次報告書は、その全体を通して公正で、バランスが取れ、わかりやすいものであり、株主が当社及び当グループの業績、ビジネスモデル及び戦略を評価する上で必要な情報を提供するものであると考えている。

(責任に関する報告)

当社が知る限りにおいて確認することは以下のとおりである。

- ・ 関連ある財務報告枠組みに従い作成された財務書類が会社の資産、負債、財務ポジション、損益及び全体として見た連結に含まれる事業につき真正かつ公正な見解を示していること。
- ・ 取締役による報告書に含まれる経営報告書に、会社の業務の発展及び業績並びに会社の位置付け、そして全体として見た連結に含まれる事業につき公正な見解が示され、直面する主要なリスク及び不安要素に関する説明も記載されていること。

(ix) リスク管理

(当社のリスクへのアプローチ)

当社のリスクへのアプローチは、当社の事業固有のリスクを効率的に軽減する必要性と、選択されたリスクに的を絞った管理による業績改善の機会とのバランスがとれたものである。

当グループ全体において、当社は、明確な説明責任、権限委託の制限及び報酬方針を含む全体的なガバナンス枠組み内でリスクを管理している。

セバン・トレント・ウォーター内では、当社のアプローチは必要不可欠なサービスを提供し、英国国家の重要インフラの1つとして運営する規制対象公益事業としての地位を反映したものである。セバン・トレント・ウォーターの事業の性質は、下記「主要なリスク」で記載するように、いくつかの主要な固有のリスクが存在する。当社は、自らのリスクを理解し、これを効果的に管理できるよう、強力な制御枠組みを実施することを目標としている。

セバン・トレント・サービスの事業は一般的には規制されていないが、規制環境で営業する顧客に商品やサービスを提供しているため、結果としてリスクには同じようなアプローチを行っている。

(企業リスクの管理プロセス)

当社は、当社にとって最も重大なリスクを評価し、管理するため、確立された企業リスク管理(ERM)プロセスを利用しており、これは当社の企業目標と関連付けられている。

当社のERMプロセスは、事業、財務及び法令・規制を含むあらゆる種類のリスクをカバーしたものである。

当社はリスクの原因である可能性があるものと、リスクが具体化した場合にどのような影響が生じるかの双方を分析しているこのプロセスを利用することで、リスク発生の可能性を最小に留めるために必要な制御と、当社のリスクからの回復力を最大化することを助ける制御について検討することができる。当社のリスク査定には、当グループ全体の評判に生じる可能性のあるリスクの影響を明確に検討することが含まれる。ERMプロセスから得られる理解により、当社は効果的な軽減戦略を設置することができている。サービスの回復力は必要不可欠であり、現地当局、警察、消防サービスなど他の団体を共同で定期的に訓練を実施している。当年度中、訓練を受け事故に対応可能な従業員数を増やすため、大規模な訓練プログラムも開始した。

主要リスクは、6ヶ月ごとに、リスクマップという形式で監査委員会に報告され、取締役会で協議される。また、当年度中、取締役会は個別リスク又は特定リスク項目についても協議を行った。経営チームの会議において、通常リスクの「急減」というものがある。これは、制御の改善と最重要リスクの効果的軽減の進捗状況について、セバン・トレント・ウォーター内の各事業チームがアップデートを行うという形式が採られる。

(リスク選好)

当年度中、取締役会は、当社のリスク選好に関して、一連の協議を開催した。同協議は、当社の文化と価値と一貫性を持つこと、顧客が必要とするものを提供すること、投資家の信頼を維持すること、営業を行う規制制度を順守することという4つの観点から行われた。これらの観点は、8つの具体的な分野に当てはめられた。

- ・健康、安全、福利
- ・事業の資金調達
- ・成長のための熱意
- ・将来的な競争力ある地位
- ・顧客の信頼
- ・ネットワークの回復力
- ・規制当局との関係
- ・事業の持続可能性

取締役会は、来年度もリスク選好のアプローチを改善するための取り組みを継続する。取締役会によるリスク選好に関する協議は、当社の戦略という点では、ERMプロセスの結果（特に当社がどのようにして各主要リスクの適切な目標ポジションを設定しているか）に影響を与えた。

(財務リスク)

他の事業体と同じように、当社は事業の必要性に沿った今後の資金調達を計画する必要がある。これは当社の通常の事業計画プロセスである（主要なリスク参照番号4を参照）。取締役会は、資金調達、破産及び流動性に関する事項について定期的に最新情報を受領している。

財務リスクについては、本書第3に記載されている。

(実務におけるリスク管理の例)

当社は、通常業務の継続を可能とするため、パートナーや供給会社のネットワークに依拠している。当社のERMプロセスでは、サプライチェーンの障害リスクを認識している。当社は、重大な供給会社を特定するため、障害原因のうちどれが当社の必須業務に影響を及ぼすかを分析している。供給会社の回復計画や取り決めに理解するため、供給会社と協力している。

また、どの部分で代替的供給会社を利用し一時的に当社のプロセスを適合させる多様性を持てるかを把握するため、サプライチェーンに障害が起きた時に当社の事業に生じる結果についても分析している。

当社の事業にとって最も重要な点の1つは、上下水道を処理するための化学薬品を十分に持つことである。当社は、リスクを理解したことで、当社が効果的に化学薬品の調達を管理することを確保する戦略チームを設けた。当社の分析は、必須の供給会社における在庫レベルを決定する際にも役立っている。

(主要なリスク)

当社には、上下水道処理施設、配水ネットワーク及び関連する事業を運営する他の会社と同じように、主要リスクが多数ある(本書第2「規制対象事業(セバン・トレント・ウォーター) - ビジネスモデル」及び「規制対象外事業(セバン・トレント・サービス) - ビジネスモデル」に記載される)。これには、以下のものが含まれる。

- ・当社、又は当社の顧客は厳しい規制環境の中で営業しており、多様で、複雑で、変動する多数の義務を負っている。その結果、当社は違反に関連するリスクに直面している。
- ・セバン・トレント・ウォーターは、広範囲に及ぶ資産のネットワークを有しており、当該資産の主要な個別部分又は集合部分の障害により当社の中核事業に重大な影響が生じるおそれがある。
- ・当社のプロセスは、干ばつや洪水など極端な気象現象による影響を受けやすい。
- ・当社の営業の性質により、当社の従業員、顧客及び請負業者の健康、安全及び福利へのリスクに直面している。
- ・当社の事業の運営は、主要なサプライチェーン・パートナーの効果的な業務遂行に依拠している。
- ・当社の長期にわたる年金の約束に資金を拠出することができる能力につき、多くの他社と懸念を共有している。
- ・当社は、資金調達を得られるか、また、カウンターパーティーの資金の安全性について他の事業社と同様の懸念を有している。

必要に応じて、これらは下記の「主要なリスク」の表に記載されている。

参照番号	どのようなリスクか	セバン・トレント内で影響を受ける分野	当社にとってどのような意味があるか	リスク管理のための当社の取り組み
顧客の認識				
1	顧客が当社に伝えた希望を実現するために十分なレベルの顧客サービスを改善し、維持することができないおそれがある。	セバン・トレント・ウォーター	顧客が期待するようなサービスを実現できない場合、顧客の不満が生じる。必要不可欠なサービスを提供する規制対象公益事業として、当社が正当性を維持するためには、顧客の信頼が不可欠であることを認識している。 当社が希望するサービスレベルを顧客に提供できない場合、Ofwatのサービス・インセンティブ・メカニズム（SIM）に基づく罰金を受けるおそれもある。	セバン・トレント・ウォーターのすべての部分において、優れた顧客サービスを実現することができるようプロセス及び技術を改善するため、取り組みの協調プログラムを進めているところである。 OfwatのSIM測定での測定によると、当社の業績は改善が続いている。しかし、当社は一部の競合会社ほど早い改善を見せておらず、当社の業績はまだ当社が希望する程には達していない。 当社は自ら、より難易度の高い目標を設定し、当社の顧客体験改善プログラムでは、かかる目標を当社の顧客のためにより早く実現させるよう努力している。
2	事業小売市場が競争に晒される際に、与えられる機会を最大限に活用できないおそれがある。	グループ全体	事業小売顧客が競合会社へと移行する結果収益を失うおそれがあり、又は、新規顧客を獲得できるような十分魅力的なサービスを展開することができず、事業拡大に成功できないおそれがある。	セバン・トレント・ウォーター内では、当社の戦略は、事業の大小及び水がそれらの事業にとって重大であるかに関わらず、異なる顧客層のニーズを反映している。 グループ全体でサービス提供を発展させており、これには、例えば、顧客の理解を促し、水の消費量を減らす手助けをするサービスなどが含まれる。 当社は、当社の戦略を実行するのに必要となるシステム、プロセス及び組織変更を整備するために、経営委員会のメンバーにより監督される専用のプログラムを構築した。

参照 番号	どのようなリスクか	セバン・トレント 内で影響を受ける分野	当社にとって どのような意味があるか	リスク管理のための 当社の取り組み
法令上及び規制上の環境				
3	英国水道業界における今後の発展を効果的に予想し、及び/又は影響を及ぼすことができず、当社の事業計画が持続可能でなくなるおそれがある。	セバン・トレント・ウォーター	当社の事業の主要部分であるセバン・トレント・ウォーターは、厳しい規制環境の中で営業している。この業界に提案された変更の指針には概ね満足しているが、将来的な変更がセバン・トレント・ウォーターに重大な影響を及ぼすリスクは残っている。	当年度中に「方向転換」シリーズの第4版となる「水道枠組指針の持続可能な推進による方向転換」を発表し、これには当社の顧客にとって手頃な価格で実施するアプローチという当社の考えが提示されている。また当社は、水インフラを維持するための持続可能な投資に対する課題や実行可能な解決策を検討する報告書の作成をKPGMから委託された。 当社は引き続き同業者、Ofwat及びその他規制当局、英国政府の省庁並びにその他ステークホルダーと協働し、必要に応じて、規制方針の指針の情報を提供するつもりである。

参照 番号	どのようなリスクか	セバン・トレ ント内で影響を受 ける分野	当社にとって どのような意味があるか	リスク管理のための 当社の取り組み
4	Ofwat、顧客及びその 他ステークホルダーが 容認し、当社が使用し た前提において融資可 能な今後5年間の事業 計画を策定し、実行で きないおそれがある。	セバン・トレ ント・ウォ ーター	当社は5年毎にOfwatに事業計画 を提出している。価格見直しの 際は毎回、Ofwatの期待に応える ために事業計画に変更が必要と なるリスクがある。計画に合意 されると、当社が採用した制約 や前提内で計画を実行できない リスクに直面する。 現在の価格見直し期間について 合意された計画に記載された目 標を達成できない場合、Ofwatが 次回の価格見直し期間の事業計 画を提出した際にサポートをす る気が薄まるかもしれず、現在 の期間に追加の資金調達要件が 課されるおそれがある。	当社は、2015～2020年までの 価格見直し期間に向けて計画 を更新するために、確立され た事業計画プロセスを使用し ている。Ofwatのリスクに基 づく審査によるフィードバッ クに応えるため、Ofwatと協 働している。当社は、Ofwat のフィードバック、リスク・ 報酬ガイダンス及び顧客の意 見を反映した最新提案を6月 に提出する予定である。 当社は、合意された目標を達 成するつもりであること、又 は、要求されるサービスレベ ル及び生産高を十分に果たす ことができなかつた場合に備 え次回の価格見直し期間の計 画に適切な補償を組み込んで いることを確認するため、現 在の価格見直し期間について 合意された計画に対する進捗 を検討している。 計画を改善する際に、顧客に 応え続けることを保証するた め、当社は引き続き顧客チャ レンジグループ（ウォ ーター・フォーラム）と協働す る。
5	規制の展望は複雑であ り、継続的に変更され る可能性がある。プロ セスが失敗し、又は当 社のプロセスが法改正 と効果的に足並みを揃 えることができないリ スクがあり、これが違 反リスクへと繋がるお それがある。	グループ全体	当社の方針及びプロセスは現在 の法令及び規制環境を反映し たものでなければならず、関連 する従業員全員が新たな要件を 常に認識していなければならない。 当社の事業拡大並びに事業 活動及び組織構造の変更によ り、これは必ずしも容易ではな い。当グループ全体が各グル ープ会社又は当社が営業する特 定地域における違反のために非 難を受けるおそれがある。	当年度中、Eラーニング、対 面指導及び一般的な会話を通 じて、当社は最新の方針に対 する意識を高めることに焦点 を置いてきた。これらのやり 取りには、「セバン・トレ ントにおける正しい行い」とい う当社の行動規範の原則を思 い出させることが含まれる。 当社はあらゆる主要義務（ラ イセンス条件、競争法、贈賄 及び汚職防止法を含む）に対 して一貫したアプローチを有 していることを確保するため に、コンプライアンス問題に 関連して、保証を得る方法を 検討している。

参照 番号	どのようなリスクか	セバン・トレン ト内で影響を受 ける分野	当社にとって どのような意味があるか	リスク管理のための 当社の取り組み
営業、資産及び従業員				
6	当社の資産又はプロセスに障害が生じ、従業員、請負業者又は一般市民が負傷するおそれがある。	グループ全体	当社の仕事の性質上、従業員と請負業者は、潜在的に重大な害を及ぼす可能性のある業務を請け負い、又は装置を使用する必要がある。負傷を避けるために、当社は事前に注意をしているが、資産の障害又は合意されたプロセスの不遵守により、人を負傷させるおそれがある。その具体的な例としては、貯水池のような当社の主要資産の1つに生じる障害が含まれ、顧客又は一般市民に害を与える可能性がある。	健康、安全及び福利のための進行中の戦略は、管理システムの改善、事故原因への対処並びに健康、安全及び福利の改善に及ぶ。 当年度中、当社は多数の改善を実現し、これには新しい報告システム及び地域の安全改善チームの新しい基準が含まれる。次の段階として、安全基準及びリスク査定への新しいアプローチを実行することが挙げられる。 事故から教訓を学ぶことに加えて、危険を特定し、取り除くための実質的かつ先を見越した安全活動のみならず、文化及び当社の展望に対する信念の改善を図り続ける。 当社の資源は、当社の貯水池の独立検査を含め定期的かつ厳しい監視を受けており、資源が常に安全なことと、必要な箇所にメンテナンス作業が施されていることが確保されている。 当社は、安全の改善プログラム、並びに重要な資源の厳しい監視及びメンテナンス体制を継続する。
7	当社の資産につき営業成績に係る規制目標（Ofwatによる目標を含む）のすべてを達成できず、規制上の罰則が科せられるおそれがある。	セバン・トレント・ウォーター	営業成績の目標を達成できない場合、現在の価格見直し期間内か次回の価格見直しに適用されるかのいずれかで、重大な規制上の罰則が科せられることがある。 規制上の目標は、水処理、配水、下水・汚水処理資産のすべてに適用される。測定方法は、水質、継続的供給、下水の氾濫、下水道の破裂及び汚染事故に関連するものである。	当社の下水の閉塞を見つけ出し、除去すること及び責任を持って当社の資源を使用する方法を顧客に理解してもらう助けとなる教育プログラムに引き続き焦点を置く。 2015～2020年までの事業計画には、当社のネットワークの回復力を改善し、障害を減らし、当社の顧客が受けるサービスを改善するための地上水道資産に対する大規模な投資が含まれる。

参照 番号	どのようなリスクか	セバン・トレ ント内で影響を受 ける分野	当社にとって どのような意味があるか	リスク管理のための 当社の取り組み
8	特定の主要資産又はプロセスの障害により、エリア内の多数の人口に対し継続的に良質な水を提供することができなくなり、又は第三者の地所に損害が生じるおそれがある。	セバン・トレント・ウォーター	<p>当社の資産の一部は多数の人々に水を供給するために不可欠であり、これは代替供給手段が限られている。このような資産は定期的に検査及びメンテナンスが行われ、当社の評価では、全体的な状態は良好である。障害が発生した場合、結果として顧客に継続的にサービスを提供する能力が一時的になくなることがあり得る。</p> <p>加えて、当社のIT及び電話システムは当社の営業には極めて重要であり、かかるシステムの障害は（例えば、当社の遠隔監視システムに影響を与えるサイバー脅威の実体化など）、重大な影響を及ぼすおそれがある。</p>	<p>当年度中、2015～2020年までの次回の価格見直し期間に向けた計画の一環として、当社は最大かつ最も重要ないくつかの資産につき大規模な調査を行った。その結果、当社の進行中の事業に対して脅威となるおそれがある、当社ネットワーク周囲の具体的な点について理解を深めた。これは、当社の支出要件の優先順位をつける際に役立ち、顧客へのサービスを維持するために当社の資産のメンテナンス及び改善のための投資を促進する資産管理計画を形成している。</p> <p>当年度中、当社は主要ITシステムに対し更なる回復力を与えるために、二重データセンターを実行するための作業を進めた。また当社は、CESGに管理される「サイバーセキュリティへの10のステップ」に沿って当社のシステムの安全性を評価した。</p> <p>2015～2025年までの当社の事業戦略には、当社ネットワークの回復力を（特に当社ネットワークの周囲で水を動かす能力を改善することによって）改善するための多額の投資が含まれる。</p> <p>また当社は、障害の際に供給を維持するための資産及び危機管理計画を保護するための安全措置も有している。</p>
財務リスク				
9	変化する人口構成と投資市場の変動により、当社が年金の約束のために持続的に資金調達をできる能力に影響が生じるおそれがある。	グループ全体	<p>当社は当社のスキームに多額の出資をしている。当社の年金制度の赤字を減らすために追加の金銭の提供を求められるおそれがある。</p>	<p>当社は、当社のスキームにつき定期的に再評価をし、投資の業績を監視している。当社は引き続き年金出資の業績を監視し、第三者顧問と密接に協力してスキームが効果的に管理されていることを確保する。</p>

(2)【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万ポンド)	非監査業務に基づく報酬(百万ポンド)	監査証明業務に基づく報酬(百万ポンド)	非監査業務に基づく報酬(百万ポンド)
提出会社	0.1 (17.2百万円)	(注1)	0.1 (17.2百万円)	(注1)
連結子会社	0.5 (86.0百万円)		0.5 (86.0百万円)	
計	0.6 (103.2百万円)	0.3 (51.6百万円)	0.6 (103.2百万円)	0.6 (103.2百万円)

(注1) 提出会社及びその連結子会社に対する非監査業務につきデロイト・エルエルピー(当社の外部監査人)及びその関連会社に支払われる報酬は、英国の開示規制の下では、連結財務諸表において当該報酬につき連結ベースで開示することが求められており、提出会社とその連結子会社とで分けて開示することは求められていない。

(注2) 当社の外部監査人の関連会社に支払われる監査報酬につき当社の外部監査人に支払われる報酬は、2014年度は0.6百万ポンドであった(2013年度:0.3百万ポンド)。この数字は上表の計に追加すべきであり、2014年度の合計監査報酬は1.2百万ポンドとなる(2013年度:0.9百万ポンド)。

【その他重要な報酬の内容】

該当なし。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記(1)「コーポレート・ガバナンスの状況」の「(外部監査人)」の項を参照。

【監査報酬の決定方針】

上記(1)「コーポレート・ガバナンスの状況」の「(外部監査人)」の項を参照。

第6 【経理の状況】

- a. 本書記載のセバン・トレント・ピーエルシー(以下「当社」という。)、並びに当社及び子会社(以下併せて「当グループ」という。)の邦文の財務書類(以下「邦文の財務書類」という。)は、英国における諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計慣行、並びに英国における諸法令及び欧州連合内で使用するものとして採択された国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)にそれぞれ準拠して作成された、本書記載の当社及び当グループの2014年3月31日終了年度の原文の財務書類(以下「原文の財務書類」という。)の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当社及び当グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第131条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の英ポンド表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2014年8月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1英ポンド=172.08円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本における会計処理の原則及び手続並びに表示方法とIFRS並びに日本と英国との会計処理の原則及び手続並びに表示方法の主要な相違については、第6の「4 IFRSと日本の会計原則及び英国と日本との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額及び第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 IFRSと日本の会計原則及び英国と日本との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記b.の監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)であるデロイトLLP(英国における独立監査人)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

1 【財務書類】

(1) 連結損益計算書(2014年3月31日終了事業年度)

	注記	2014年		2013年 修正再表示後	
		百万ポンド	億円	百万ポンド	億円
売上高	5, 6	1,856.7	3,195	1,831.6	3,152
例外的項目計上前営業費用	7	(1,339.9)	(2,306)	(1,336.2)	(2,299)
例外的営業費用	8	(44.4)	(76)	(4.3)	(7)
営業費用合計	7	(1,384.3)	(2,382)	(1,340.5)	(2,307)
事業の処分による例外的損失	8	-	-	(1.5)	(3)
利息、税金及び例外的項目計上前利益	5	516.8	889	495.4	852
利息及び税金計上前例外的項目	8	(44.4)	(76)	(5.8)	(10)
利息及び税金計上前利益		472.4	813	489.6	843
財務収益	10	80.8	139	78.4	135
財務費用	11	(328.7)	(566)	(322.7)	(555)
財務費用純額		(247.9)	(427)	(244.3)	(420)
金融商品に係る利得/(損失)	12	58.0	100	(45.3)	(78)
関連会社及び共同支配企業の損益に対する持分		0.2	0	0.2	0
税金、金融商品に係る利得/(損失)及び例外的項目計上前利益		269.1	463	251.3	432
税金計上前例外的項目	8	(44.4)	(76)	(5.8)	(10)
金融商品に係る利得/(損失)	12	58.0	100	(45.3)	(78)
税引前経常利益		282.7	486	200.2	345

(1) 連結損益計算書(2014年3月31日終了事業年度)(続き)

	注記	2014年		2013年 修正再表示後	
		百万ポンド	億円	百万ポンド	億円
当期税金(例外的税金収益を除く。)	13	(56.5)	(97)	(27.9)	(48)
繰延税金(例外的税金収益を除く。)	13	(21.5)	(37)	8.2	14
例外的税金収益	13	230.2	396	38.4	66
経常利益に対する税金合計	13	152.2	262	18.7	32
当期純利益		434.9	748	218.9	377
以下に帰属：					
当社の所有者		433.8	746	216.0	372
非支配持分		1.1	2	2.9	5
		434.9	748	218.9	377
1株当たり利益					
基本的	15	182.1ペンス	313.36円	90.9ペンス	156.42円
希薄化後	15	181.3ペンス	311.98円	90.5ペンス	155.73円

(2) 連結包括利益計算書(2014年3月31日終了事業年度)

	2014年		2013年 修正再表示後	
	百万ポンド	億円	百万ポンド	億円
当期純利益	434.9	748	218.9	377
その他の包括利益				
損益計算書に振り替えられることのない項目：				
確定給付年金制度に係る数理計算上の差益/(差損)純額	3.7	6	(39.2)	(67)
数理計算上の差益/差損純額に係る税金	(0.8)	(1)	9.0	15
税率変更から生じた繰延税金	(12.3)	(21)	(3.4)	(6)
	(9.4)	(16)	(33.6)	(58)
損益計算書に振り替えられる可能性のある項目：				
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得/(損失)	15.1	26	(39.0)	(67)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得/損失に係る繰延税金	(3.0)	(5)	9.0	15
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る当期の損益計算書への振替額	8.1	14	14.8	25
損益計算書への振替額に係る繰延税金	(1.6)	(3)	(3.4)	(6)
国外の業績及び純資産の換算に係る為替の変動	(9.7)	(17)	5.4	9
	8.9	15	(13.2)	(23)
当期のその他の包括損失	(0.5)	(1)	(46.8)	(81)
当期包括利益合計	434.4	748	172.1	296
以下に帰属：				
当社の所有者	434.3	747	168.7	290
非支配持分	0.1	0	3.4	6
	434.4	748	172.1	296

(3) 連結持分変動計算書(2014年3月31日終了事業年度)

	当社の所有者に帰属する持分					非支配 持分	資本合計
	資本金	株式払込 剰余金	その他の 剰余金	利益剰余金	合計		
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
2012年4月1日現在	232.6	83.8	400.2	256.9	973.5	7.9	981.4
当期純利益(修正再表示 後、注記3参照)	-	-	-	216.0	216.0	2.9	218.9
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る損失	-	-	(39.0)	-	(39.0)	-	(39.0)
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る損失に係る 繰延税金	-	-	9.0	-	9.0	-	9.0
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る損益計算書 への振替額	-	-	14.8	-	14.8	-	14.8
損益計算書への振替額に 係る繰延税金	-	-	(3.4)	-	(3.4)	-	(3.4)
国外の業績及び純資産の 換算に係る為替の変動	-	-	4.9	-	4.9	0.5	5.4
数理計算上の差損(修正再 表示後、注記3参照)	-	-	-	(39.2)	(39.2)	-	(39.2)
数理計算上の差損に係る 税金(修正再表示後、注記 3参照)	-	-	-	9.0	9.0	-	9.0
税率変更から生じた繰延 税金	-	-	-	(3.4)	(3.4)	-	(3.4)
当期包括利益合計	-	-	(13.7)	182.4	168.7	3.4	172.1
株式オプション及びLTIP							
株式の発行による受取 金	0.7	5.9	-	-	6.6	-	6.6
従業員の勤務の価値	-	-	-	6.9	6.9	-	6.9
自己株式の購入	-	-	-	(1.3)	(1.3)	-	(1.3)
株式に基づく報酬に係る 当期税金	-	-	-	0.8	0.8	-	0.8
基幹設備剰余金の振替	-	-	(314.2)	314.2	-	-	-
支払配当金	-	-	-	(322.0)	(322.0)	(0.5)	(322.5)
2013年3月31日現在	233.3	89.7	72.3	437.9	833.2	10.8	844.0

(3) 連結持分変動計算書(2014年3月31日終了事業年度)(続き)

	当社の所有者に帰属する持分					非支配 持分	資本合計
	資本金	株式払込 剰余金	その他の 剰余金	利益剰余金	合計		
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
当期純利益	-	-	-	433.8	433.8	1.1	434.9
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る利得	-	-	15.1	-	15.1	-	15.1
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る利得に係る 繰延税金	-	-	(3.0)	-	(3.0)	-	(3.0)
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る損益計算書 への振替額	-	-	8.1	-	8.1	-	8.1
損益計算書への振替額に 係る繰延税金	-	-	(1.6)	-	(1.6)	-	(1.6)
国外の業績及び純資産の 換算に係る為替の変動	-	-	(8.7)	-	(8.7)	(1.0)	(9.7)
数理計算上の差益	-	-	-	3.7	3.7	-	3.7
数理計算上の差益に係る 税金	-	-	-	(0.8)	(0.8)	-	(0.8)
税率変更から生じた繰延 税金	-	-	-	(12.3)	(12.3)	-	(12.3)
当期包括利益合計	-	-	9.9	424.4	434.3	0.1	434.4
株式オプション及びLTIP							
株式の発行による受取 金	0.6	4.5	-	-	5.1	-	5.1
従業員の勤務の価値	-	-	-	5.8	5.8	-	5.8
自己株式の購入	-	-	-	(2.8)	(2.8)	-	(2.8)
株式に基づく報酬に係る 当期税金	-	-	-	1.0	1.0	-	1.0
非支配持分の変動から生 じた調整額	-	-	-	(13.7)	(13.7)	2.2	(11.5)
支払配当金	-	-	-	(185.3)	(185.3)	(0.6)	(185.9)
2014年3月31日現在	233.9	94.2	82.2	667.3	1,077.6	12.5	1,090.1

(3) 連結持分変動計算書(2014年3月31日終了事業年度)(続き)

	当社の所有者に帰属する持分					非支配 持分	資本合計
	資本金	株式払込 剰余金	その他の 剰余金	利益剰余金	合計		
	億円	億円	億円	億円	億円		
2012年4月1日現在	400	144	689	442	1,675	14	1,689
当期純利益(修正再表示 後、注記3参照)	-	-	-	372	372	5	377
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る損失	-	-	(67)	-	(67)	-	(67)
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る損失に係る 繰延税金	-	-	15	-	15	-	15
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る損益計算書 への振替額	-	-	25	-	25	-	25
損益計算書への振替額に 係る繰延税金	-	-	(6)	-	(6)	-	(6)
国外の業績及び純資産の 換算に係る為替の変動	-	-	8	-	8	1	9
数理計算上の差損(修正再 表示後、注記3参照)	-	-	-	(67)	(67)	-	(67)
数理計算上の差損に係る 税金(修正再表示後、注記 3参照)	-	-	-	15	15	-	15
税率変更から生じた繰延 税金	-	-	-	(6)	(6)	-	(6)
当期包括利益合計	-	-	(24)	314	290	6	296
株式オプション及びLTIP							
株式の発行による受取 金	1	10	-	-	11	-	11
従業員の勤務の価値	-	-	-	12	12	-	12
自己株式の購入	-	-	-	(2)	(2)	-	(2)
株式に基づく報酬に係る 当期税金	-	-	-	1	1	-	1
基幹設備剰余金の振替	-	-	(541)	541	-	-	-
支払配当金	-	-	-	(554)	(554)	(1)	(555)
2013年3月31日現在	401	154	124	754	1,434	19	1,452

(3) 連結持分変動計算書(2014年3月31日終了事業年度)(続き)

	当社の所有者に帰属する持分					非支配 持分	資本合計
	資本金	株式払込 剰余金	その他の 剰余金	利益剰余金	合計		
	億円	億円	億円	億円	億円		
当期純利益	-	-	-	746	746	2	748
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る利得	-	-	26	-	26	-	26
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る利得に係る 繰延税金	-	-	(5)	-	(5)	-	(5)
キャッシュ・フロー・ ヘッジに係る損益計算書 への振替額	-	-	14	-	14	-	14
損益計算書への振替額に 係る繰延税金	-	-	(3)	-	(3)	-	(3)
国外の業績及び純資産の 換算に係る為替の変動	-	-	(15)	-	(15)	(2)	(17)
数理計算上の差益	-	-	-	6	6	-	6
数理計算上の差益に係る 税金	-	-	-	(1)	(1)	-	(1)
税率変更から生じた繰延 税金	-	-	-	(21)	(21)	-	(21)
当期包括利益合計	-	-	17	730	747	0	748
株式オプション及びLTIP							
株式の発行による受取 金	1	8	-	-	9	-	9
従業員の勤務の価値	-	-	-	10	10	-	10
自己株式の購入	-	-	-	(5)	(5)	-	(5)
株式に基づく報酬に係る 当期税金	-	-	-	2	2	-	2
非支配持分の変動から生 じた調整額	-	-	-	(24)	(24)	4	(20)
支払配当金	-	-	-	(319)	(319)	(1)	(320)
2014年3月31日現在	402	162	141	1,148	1,854	22	1,876

(4) 連結貸借対照表(2014年3月31日現在)

	注記	2014年		2013年	
		百万ポンド	億円	百万ポンド	億円
非流動資産					
のれん	16	14.8	25	41.7	72
その他の無形資産	17	80.2	138	99.3	171
有形固定資産	18	7,023.5	12,086	6,760.0	11,633
共同支配企業に対する持分	19	0.3	1	0.3	1
関連会社に対する持分	20	4.9	8	4.7	8
デリバティブ金融資産	21	72.4	125	130.1	224
売却可能金融資産	35	0.1	0	0.1	0
		7,196.2	12,383	7,036.2	12,108
流動資産					
棚卸資産	22	27.2	47	32.1	55
売掛金及びその他の債権	23	513.2	883	506.0	871
当期末収税金		16.5	28	40.5	70
デリバティブ金融資産	21	12.9	22	1.0	2
現金及び現金同等物	24	123.2	212	403.6	695
		693.0	1,193	983.2	1,692
資産合計		7,889.2	13,576	8,019.4	13,800
流動負債					
借入債務	35	(206.1)	(355)	(170.3)	(293)
デリバティブ金融負債	27	(24.8)	(43)	(0.6)	(1)
買掛金及びその他の債務	28	(412.7)	(710)	(399.0)	(687)
負債・費用引当金	31	(12.1)	(21)	(11.1)	(19)
		(655.7)	(1,128)	(581.0)	(1,000)

(4) 連結貸借対照表(2014年3月31日現在)(続き)

	注記	2014年		2013年	
		百万ポンド	億円	百万ポンド	億円
非流動負債					
借入債務	35	(4,416.0)	(7,599)	(4,631.3)	(7,970)
デリバティブ金融負債	27	(206.2)	(355)	(309.6)	(533)
買掛金及びその他の債務	28	(492.4)	(847)	(453.4)	(780)
繰延税金	29	(654.0)	(1,125)	(785.8)	(1,352)
退職給付債務	30	(348.3)	(599)	(383.7)	(660)
負債・費用引当金	31	(26.5)	(46)	(30.6)	(53)
		(6,143.4)	(10,572)	(6,594.4)	(11,348)
負債合計		(6,799.1)	(11,700)	(7,175.4)	(12,347)
純資産		1,090.1	1,876	844.0	1,452
資本					
資本金	32	233.9	402	233.3	401
株式払込剰余金	33	94.2	162	89.7	154
その他の剰余金	34	82.2	141	72.3	124
利益剰余金		667.3	1,148	437.9	754
当社の所有者に帰属する持分		1,077.6	1,854	833.2	1,434
非支配持分		12.5	22	10.8	19
資本合計		1,090.1	1,876	844.0	1,452

2014年5月28日に取締役会によって承認され、下記の者が代表して署名した。

アンドリュー・ダフ、会長

マイケル・マッキオン、財務担当取締役

会社番号：2366619

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書(2014年3月31日終了事業年度)

	注記	2014年		2013年	
		百万ポンド	億円	百万ポンド	億円
営業活動からの現金	40	730.2	1,257	731.2	1,258
税金還付額/(支払額)		27.2	47	(72.5)	(125)
営業活動からの現金純額		757.4	1,303	658.7	1,133
投資活動					
利息受取額		6.5	11	3.7	6
事業の売却による正味キャッシュ・インフロー	39	-	-	12.4	21
子会社の取得	39	-	-	(1.3)	(2)
非支配持分の取得		(11.4)	(20)	-	-
有形固定資産及び無形資産の処分による収入		10.3	18	16.1	28
無形資産の購入		(13.9)	(24)	(16.0)	(28)
有形固定資産の購入		(490.6)	(844)	(429.2)	(739)
工事負担金及び補助金受取額		30.3	52	27.3	47
投資活動において使用された現金純額		(468.8)	(807)	(387.0)	(666)
財務活動					
利息支払額		(206.9)	(356)	(186.8)	(321)
スワップの解約		-	-	(44.3)	(76)
ファイナンス・リース料の利息相当額		(4.2)	(7)	(6.0)	(10)
親会社株主への配当金支払額		(185.3)	(319)	(322.0)	(554)
非支配持分への配当金支払額		(0.6)	(1)	(0.5)	(1)
借入債務の返済		(172.4)	(297)	(259.9)	(447)
ファイナンス・リース債務の返済		(0.4)	(1)	(17.4)	(30)
新規借入金設定		0.7	1	668.3	1,150
株式の発行		5.1	9	6.6	11
自己株式の購入		(2.8)	(5)	(1.3)	(2)
財務活動において使用された現金純額		(566.8)	(975)	(163.3)	(281)

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書(2014年3月31日終了事業年度)(続き)

注記	2014年		2013年	
	百万ポンド	億円	百万ポンド	億円
現金及び現金同等物の(減少)/増加	(278.2)	(479)	108.4	187
現金及び現金同等物純額期首残高	403.2	694	294.7	507
為替レートの影響	(1.8)	(3)	0.1	0
現金及び現金同等物純額期末残高	123.2	212	403.2	694
現金及び現金同等物純額の内訳：				
現金及び現金同等物合計	123.2	212	403.6	695
当座借越	-	-	(0.4)	(1)
現金及び現金同等物純額期末残高	123.2	212	403.2	694

現金及び現金同等物の減少は、注記40において正味借入債務の変動へ調整されている。

[次へ](#)

(6) 連結財務諸表に対する注記(2014年3月31日終了事業年度)

1 全般的情報

セバン・トレント・グループは、複数の事業を有している。これらについては注記5のセグメント別分析に記載されている。

セバン・トレント・ピーエルシーは、英国で設立され、同国に所在する会社である。登記上の事務所の住所は、年次報告書の裏表紙に表示されている。

セバン・トレント・ピーエルシーは、ロンドン証券取引所に上場している。

2 会計方針

a) 作成の基礎

当財務諸表は、2014年3月31日現在において公表済、発効済かつ欧州連合による承認済の国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)、国際会計基準(以下「IAS」という。)及び国際財務報告解釈指針委員会(以下「IFRIC」という。)の解釈指針に準拠して作成されている。

当財務諸表は、継続企業的前提に基づき(81ページ(訳者注:原文のページ)の取締役報告書を参照のこと)、取得原価主義(一定の金融資産及び負債(デリバティブ商品を含む。))につき公正価値で再評価する点に関し修正されたもの)に基づいて作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成には、見積り及び仮定の使用が必要であり、それは財務諸表日現在の資産・負債の報告金額及び報告期間に係る収益・費用の報告金額に影響を与える。これらの見積りは、当該金額、事象及び行為についての経営者の最善の知識に基づいているが、実際の結果は最終的にこれらの見積りとは異なることがある。

b) 連結の基礎

当財務諸表にはセバン・トレント・ピーエルシー並びにその子会社、共同支配企業及び関連会社の業績が含まれている。子会社、共同支配企業及び関連会社の業績については、取得日又は設立日以後の業績が含まれており、処分日以後の業績は除外されている。

当グループが支配するパワーを有する子会社の業績は、連結されている。

当グループが契約に基づき共同支配権を行使する共同支配企業の業績は、持分法により会計処理されている。

当グループが20%以上の持分を所有するか、又は重要な影響力を行使するパワーを有する関連会社の業績は、持分法により会計処理されている。

連結子会社の純資産に対する非支配持分は、当グループの持分とは区別して識別される。非支配持分は、当初の企業結合日現在の非支配持分及び同日以降の資本の変動に対する非支配持分から構成される。

すべてのグループ内部取引、残高、収益及び費用は、連結上、相殺消去されている。

c) 収益の認識

収益は、通常の営業過程で提供した商品及びサービスに対して、付加価値税、売上値引及び内部売上を除く、受取るべき対価の公正価値を示している。

収益は、顧客にサービスが提供されるまで、又は売上に関連する商品が顧客に発送されるか、若しくは顧客に代わって商品を預かる場合には所有権が顧客に移転するまで認識されない。

売上高は、期末において未請求の上下水道本管料金の見積額を含む。未収計上額は、未請求の消費水量を料金体系別に測定する確立された方法によって見積られており、過去の請求情報から算出されている。

長期契約については、当該契約の売上総額及び進捗度を基準とした期中実施作業の価値に基づいて収益を認識する。

受取利息は、未回収元本を基準にして、適用される実効金利を用いて、時の経過に伴い未収計上される。投資に係る受取配当は、支払を受ける当グループの権利が確定した時点で認識される。受取利息及び受取配当は、財務収益に含まれている。

d) 例外的項目

例外的項目とは、その大きさ又は性質により、財務諸表が真実かつ公正な概観を示すために、単独でまた同種の場合には合計で開示する必要があると取締役が考える損益である。この意味で、重要性とはセグメント・レベルで評価されるものである。

e) 税金

当期末払税金は当期の課税所得に基づいている。課税所得は、他の期に課税対象となるか、又は損金算入される収益及び費用項目を除外し、さらに、いずれの期間においても課税対象とならないか、又は損金算入されない項目を除外するため、損益計算書上で報告される当期純利益と異なっている。当グループの当期税金負債は、貸借対照表日までに施行されているか、又は実質的に施行されている税率を用いて計算されている。

繰延税金は、資産及び負債の税務基準額と財務諸表上の帳簿価額との将来加算一時差異について、負債法を使用して、全額計上されている。繰延税金資産は、将来それを利用するのに十分な課税所得が発生する可能性の高い範囲内でのみ認識される。繰延税金は、割引前ベースで、貸借対照表日までに施行されているか又は実質的に施行されており、関連する繰延税金資産が実現するか又は繰延税金負債が決済される期において適用が予想される法定税率及び税法を使用して測定される。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、それらが同一の税務当局により課税される法人所得税に関連していて、当グループが当期税金資産及び負債を純額ベースで決済する意図がある場合に相殺される。

f) のれん

のれんは、購入対価の公正価値が取得した純資産の公正価値を超える額を表している。子会社の取得により発生したのれんは無形資産に含められ、関連会社の取得により発生したのれんは関連会社に対する投資に含められている。取得によって負ののれんが発生する場合には、損益計算書に直接貸方計上される。取得から1年以内に、暫定的な見積りに基づく公正価値の修正が、対応するのれんの修正とともに必要に応じて行われる。

1998年4月1日より前に行われたすべての取得により発生したのれんについては、英国GAAPに基づいて過去に剰余金と相殺されており、現在も剰余金と相殺消去された状態にある。1998年3月31日より後に行われた取得により発生した購入のれんは、無形資産として会計処理されている。

のれんについては下記の注記2 m)の方針に従って減損テストが行なわれ、取得原価から減損損失の累計額を控除した金額で計上される。減損テストの目的上、のれんは、当該のれんから便益を享受する資金生成単位に配分される。

のれんが資金生成単位の一部を成し、当該単位の全部又は一部が処分される場合には、事業の処分に係る利得又は損失の算定の際に、関連するのれんが当該事業の帳簿価額に含まれる。

g) 無形非流動資産

単独で取得した無形資産は取得原価で資産計上され、企業結合の際に取得した無形資産は取得日現在の公正価値で資産計上される。当初認識後、無形資産に対して取得原価モデルが適用される。

耐用年数を確定できる無形資産は、以下の経済的見積耐用年数にわたって定額法で償却される。

ソフトウェア	3年 - 10年
その他の資産	2年 - 20年

資産に係る償却費は、営業費用を通じて損益計算書に計上される。

無形資産は、減損の兆候が存在する場合に減損の検討が行なわれる。

h) 研究開発

研究費は発生時に費用計上される。開発費は、以下の基準を満たす場合には、資産計上され、経済的見積耐用年数にわたって償却される。

- ・ 使用又は売却できるように資産を創出及び製造することが技術上実行可能であること。
- ・ 資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる適切な資源が利用可能であること。
- ・ 資産を使用又は売却する意図及び能力があること。
- ・ 創出された資産が、将来の経済的便益を生み出す可能性が高いこと。
- ・ 開発費が信頼性をもって測定可能であること。

研究開発事業に関連する有形固定資産に係る支出は資産計上され、その資産の見積耐用年数にわたって償却される。

i) 契約前の費用

契約前の費用は発生時に費用計上される。ただし、その契約を獲得する可能性が高い場合には、当該費用は前払金として認識され、契約期間にわたって損益計算書に費用計上される。

当グループは、優先入札者又は同等の立場にあり、かつその契約の獲得に関して重大な障害がない場合に、契約を獲得する可能性が高いと評価している。

j) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価(又は基幹設備資産に関してはIFRS移行時のみなし原価)から減価償却累計額を控除した額で計上されている。同種の基幹設備資産の交換費用は、発生時に損益計算書に認識されている。将来の経済的便益の流入を当グループにもたらす可能性が高い支出については、資産計上される。

顧客又は開発業者から当グループに有形固定資産項目が移転される場合、移転された資産の公正価値が貸借対照表に認識される。公正価値は減価償却後の見積再調達原価に基づいて決定される。当該移転がネットワークへの接続と引換であり、かつ追加的な義務が課されない場合には、対応する貸方金額は直ちに売上高に計上される。当該移転が継続的なサービスの提供に関連すると考えられる場合には、対応する貸方金額は繰延収益に計上され、関連する資産の見積耐用年数にわたり償却され、営業費用に計上される。

意図した使用が可能となるまでに相当の期間を要する資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産について意図した使用が可能となる時点まで、資産の取得原価に加えらる。

有形固定資産は、減価償却が行われない自由保有地を除いて、その見積耐用年数にわたって見積残存価額まで減価償却される。建設中の資産は、事業の用に供されるまで減価償却されない。

見積耐用年数は以下の通りである。

基幹設備資産

貯水池	250年
原水導水管	250年
本管	80年 - 150年
下水管	150年 - 200年
その他の資産	
建物	30年 - 80年
固定設備及び装置	20年 - 40年
車両及び可動設備	2年 - 15年

k) リース資産

当グループが、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手としての当グループに移転するリース契約(ファイナンス・リース)によって資産を取得する場合、リース資産の公正価値又は最低リース料総額の現在価値のいずれか低い額が資産として計上され、貸手に対する債務を示す対応する負債が同時に計上される。リース料は元本相当額及び金融費用からなるものとして処理される。元本相当額は貸手に対する債務を減少させ、金融費用は元本の未返済残高に対する利率が一定となるようにリース期間にわたって損益計算書に費用計上される。減価償却費は見積耐用年数及びリース期間のいずれか短い方の期間にわたって計上される。

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが貸手のもとに留まるリースは、オペレーティング・リースとして分類される。オペレーティング・リースに基づいて発生する賃借料は、リース期間にわたって定額法で費用計上される。土地のリースについては一般に、リース終了時に当グループに所有権が移転しない限り、オペレーティング・リースとして扱われる。

l) 補助金及び工事負担金

非流動資産(上下水道ネットワークへの新たな接続による一定の費用を含む。)に関して受取った補助金及び工事負担金は、繰延収益として処理され、それらの非流動資産の経済的耐用年数にわたって損益計算書に認識される。

補助金及び工事負担金は、既に発生した費用を補償する目的で交付され、かつ将来の関連費用を伴わない場合には、受取ることになった期の損益計算書に営業費用として認識される。

m) 非流動資産の減損

のれん、有形固定資産項目、又はその他の非流動資産の回収可能価額がその帳簿価額を下回ると見積られる場合には、当該資産の帳簿価額はその回収可能価額まで減額される。その資産が他の資産から独立したキャッシュ・フローを生成していない場合には、当グループは、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積る。回収可能価額とは、減損検討日現在の、売却コスト控除後の公正価値と見積使用価値のいずれか高い金額である。売却コスト控除後の公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者による独立第三者間取引条件による資産の売却により得られる金額から、処分コストを控除した金額を示す。使用価値とは、資金生成単位から得られることが見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値であり、資金生成単位又は資産の資本コストに関する現在の市場評価を反映した税引前の割引率を用いて割引かれている。

使用する割引率は、個々の事業のリスク・プロファイルについて調整後の、当グループの資本コストに基づいている。

のれんについては、年に1度減損テストが行なわれる。減損の検討はまた、減損が生じている可能性を示す兆候がある場合又はその他必要な場合にも実施され、非流動資産が見積回収可能価額を超える額で計上されないことを確実にしている。

減損は損益計算書において認識される。

n) 棚卸資産

棚卸資産及び仕掛品は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で計上されている。取得原価には労務費、材料費、運送費及び帰属間接費が含まれる。

o) サービス委譲契約

当グループが、公共部門の資産の建設及び改修を行なう見返りに、政府機関から現金を受領する無条件の権利を有する場合、受領する金額は金融資産として前払金及び未収収益に認識される。

公共部門の資産の建設及び改修を行なう費用(期待インフレ調整前)は、契約期間にわたって定額法で認識される。

p) 退職給付

当グループは、確定給付年金制度及び確定拠出年金制度の両方を運営している。

確定給付年金制度の資産と確定給付年金制度の負債の価値の差額は、退職給付資産又は退職給付債務として貸借対照表に計上される。

確定給付年金制度の資産は、相場価格がある資産に関しては買気配値を使用して公正価値で測定される。確定給付年金制度の負債は、独立した保険数理人によって貸借対照表日現在で予測単位積増方式を使用して測定され、当該負債と同等の期間及び通貨建ての優良社債の現在の収益率をもって割引かれている。

勤務費用、すなわち当期の従業員の勤務から発生が予想される、当グループの確定給付年金制度負債の現在価値の増加は、営業費用に含まれる。財務費用純額は、制度の負債に使用される割引率を積立不足の純額に適用することによって計算されている。

退職給付債務の変動は、制度資産に係る収益と損益計算書に含まれる利息との差額、実績による修正から生じる数理計算上の差異、及び人口統計上又は財務上の仮定の変更から生じる。この変動は再測定として分類され、発生した期間に資本に借記又は貸記され、包括利益計算書に計上される。

確定拠出年金制度への掛金は、支払期限が到来する期に損益計算書に計上される。

q) 引当金

引当金は、以下の場合に認識される。

- ・過去の事象の結果として現在の債務が存在する。
- ・当該債務を決済するために経済的便益の流出する可能性が高い。かつ、
- ・その金額につき信頼性のある見積りができる。

当グループのキャプティブ保険子会社における保険に係る引当金は、報告済の保険金請求、及び既発生未報告の保険金請求に対して、グループ外部の保険アドバイザーからの助言に基づいて認識されている。

引当金は、影響が重要である場合、負債に固有のリスクを反映する税引前割引率を用いて現在価値に割引かれる。

r) 自己株式の購入

セバン・トレント従業員持株信託の保有する株式で、貸借対照表日までに無条件で権利確定していないものは、権利確定までの間、当社株主持分からの控除として表示される。

s) 金融商品

(i) 金融資産

金融資産は以下の区分に分類される。

- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するもの
- ・ 満期保有投資
- ・ 売却可能金融資産
- ・ 貸付金及び債権
- ・ ヘッジ手段として指定されたデリバティブ

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されているか、又は「売買目的保有」として分類されている金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される。ヘッジ手段として指定されておらず、有効ではないデリバティブ金融資産は、IAS第39号により、「売買目的保有」への分類が求められる。ただし、36ページ(訳者注：原文のページ)の財務レビューに記載されている通り、当グループの財務方針では、当グループはデリバティブ金融商品を売買目的では保有も発行もしない。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で計上され、再測定により発生した利得又は損失はすべて損益計算書上の金融商品に係る利得/損失に認識される。公正価値は注記36に記載された方法を使用して算定される。デリバティブ金融資産に関連する未収利息は財務収益に含められる。

満期保有投資

当グループが投資を満期まで保有する能力及び意思を有している場合、その金融資産は満期保有投資に分類される。当該金融資産は、実効金利法を用いて償却原価で測定され、利得又は損失が生じた場合には損益計算書に認識される。

売却可能金融資産

取得原価(支払対価の公正価値)による当初認識後、売却可能として分類された投資は公正価値で測定され、これに係る利得又は損失はその他の包括利益に認識される。売却可能投資が処分又は減損処理される場合には、過去にその他の包括利益に認識された利得又は損失は損益計算書に振り替えられる。活発な市場がなく信頼性をもって公正価値を測定することができない場合、当該投資は取得原価で計上される。

貸付金及び債権

支払額が固定又は決定可能であり、かつ活発な市場での相場価格がない売掛金、貸付金及びその他の債権は、貸付金及び債権に分類される。そうした資産は、当初認識時に公正価値で測定され、その後は実効金利法を使用して償却原価で測定される。ただし、資産に減損が生じている客観的な証拠が存在する場合には、当該資産は回収可能価額まで評価減され、回収不能額については費用として認識される。

個別には減損していないと評価された売掛金については、類似の年齢の債権に係る当グループの過去の回収実績を参考にして減損が集合的に評価される。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ

ヘッジ手段として指定されたデリバティブ金融資産の公正価値は注記36に記載された方法を使用して算定される。ヘッジ会計については以下に記載されている。

()金融負債

金融負債は以下のいずれかに分類される。

- ・純損益を通じて公正価値で測定するもの
- ・その他の金融負債
- ・ヘッジ手段として指定されたデリバティブ

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されているか、又は「売買目的保有」として分類されている金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類される。ヘッジ手段として指定されておらず、有効ではないデリバティブ金融負債は、IAS第39号により、「売買目的保有」への分類が求められる。ただし、36ページ(訳者注：原文のページ)の財務レビューに記載されている通り、当グループの財務方針では、当グループはデリバティブ金融商品を売買目的では保有も発行もしない。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で計上され、再測定により発生した利得又は損失はすべて損益計算書上の金融商品に係る利得/損失として認識される。公正価値は注記36に記載された方法を使用して算定される。デリバティブ金融負債に関連する未払利息は財務費用に含められる。

その他の金融負債

借入債務を含むその他の金融負債は当初、取引コスト控除後の公正価値で認識される。当初認識後、その他の金融負債は実効金利法を用いた償却原価で測定される。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ

ヘッジ手段として指定されたデリバティブ金融負債の公正価値は注記36に記載された方法を使用して算定される。ヘッジ会計については以下に記載されている。

()ヘッジ会計

当グループは、クロス・カレンシー・スワップ、為替予約、金利スワップといったデリバティブ金融商品を利用して、為替及び金利の変動に伴うリスクをヘッジしている。こうしたデリバティブ商品は上述の会計方針に従って、認識及び測定される。

ヘッジ関係の開始時に、当グループは以下について文書化する。

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象の関係
- ・ヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略
- ・ヘッジ手段はヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フロー(適宜)の変動を相殺する上で有効性が高いか否か

当グループは、ヘッジの有効性について継続的にテスト及び文書化を行なっている。

ヘッジ手段が失効、売却、終結若しくは行使された場合、又はヘッジ会計の適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計が中止される。

公正価値ヘッジ

借入金又は借入債務が公正価値ヘッジ関係にある場合には、ヘッジされるリスクの公正価値の変動につき貸借対照表日現在で再測定が行なわれ、これに係る利得又は損失は損益計算書に金融商品に係る利得/損失として認識される。

ヘッジ手段に係る利得又は損失は損益計算書に金融商品に係る利得/損失として計上され、ヘッジの有効部分がヘッジ対象に係る利得又は損失を相殺する。

ヘッジ会計が中止される場合、ヘッジされるリスクから生じるヘッジ対象の帳簿価額に対する公正価値調整は、中止日以降償却され、損益計算書に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効なヘッジであると判定された部分は資本に直接認識され、非有効部分については損益計算書に金融商品に係る利得/損失として認識される。この方法で資本に繰延べられた利得又は損失は、基礎となるヘッジ対象取引又は確定約定が損益計算書に認識されるのと同じ期に、損益計算書に金融商品に係る利得/損失として振り替えられる。

ヘッジ会計が中止される場合、資本に認識されていたヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額は、予定取引が発生するまでの間、引き続き資本に計上されるが、その予定取引がもはや発生しないと予想される場合には、損益計算書に金融商品に係る利得/損失として振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

為替予約及び外貨建借入債務は、外貨建事業に対する純投資をヘッジする目的で利用されている場合、純投資ヘッジとして指定されかつ有効な部分は、資本において関連資産の価値の変動額と対応する。非有効部分については損益計算書に金融商品に係る利得/損失として計上される。

()組込デリバティブ

他の金融商品又は他の主契約に組み込まれたデリバティブは、そのリスク及び特性が主契約のリスク及び特性と密接に関連せず、かつ、主契約が公正価値で計上されその利得及び損失が損益計算書に金融商品に係る利得/損失として報告されるものではない場合、別個のデリバティブとして会計処理される。

t) 株式に基づく報酬

当グループは、従業員に対する持分決済型の株式に基づく報酬制度を複数運営している。付与と引換えに受領する従業員の勤務の公正価値は、付与の権利確定期間にわたり費用として認識される。

従業員の勤務の公正価値は、適切な価格決定モデルを使用し、市場条件以外の権利確定条件による影響を除外して計算した、付与報奨の公正価値を参照して算定される。権利確定見込の報奨の数には、市場条件以外の権利確定条件(適切な場合には、当グループによる雇用の継続を含む。)が考慮される。その費用計上額は、市場条件以外の条件を充足しないため権利確定とならない株式を反映するよう調整される。

u) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金及び現金同等物には、既知の金額に容易に換金可能で、価値の変動リスクにほとんど晒されていない、流動性の高い投資が含まれる。こうした投資は通常、取得日から満期までの期間が3ヶ月未満の投資であり、現金、銀行預金残高及び流動性のあるファンドへの投資が含まれる。現金及び現金同等物には、要求払いの当座借越も含まれる。

正味借入債務は、借入債務、外貨借入に係るスターリング・ポンド建負債を固定するために用いるクロス・カレンシー・スワップ(ヘッジ会計の適用・非適用のいずれかを問わない。)、現金及び現金同等物から構成されている。

キャッシュ・フロー計算書の利息支払額には、損益計算書に費用計上された金額及び有形固定資産の取得原価に含まれている金額が含まれる。

v) 外国通貨

在外子会社及び関連会社の業績は、期中の平均為替レートを使用して、当グループの表示通貨であるスターリング・ポンドに換算されている。

在外子会社及び関連会社に対する純投資額は、期末の為替レートでスターリング・ポンドに換算されている。この結果生じた為替差額は、資本の増減として会計処理されている。外貨建子会社の処分の際には、当該事業体に関連して2004年4月1日以降に、資本に認識され繰延べられていた累積差額は、IFRS第1号の移行措置に基づき、損益計算書に認識されている。

国外投資をヘッジするための外国為替商品に関連して発生する為替差額もまた、ヘッジの有効部分については資本の増減として会計処理されている(注記2s参照)。

当社及び子会社のその他すべての外貨建資産及び負債は、期末の為替レートで関連する機能通貨に換算されている。これにより発生した為替差額は、損益計算書に計上されている。

当期において発生した外貨建取引は、取引日の為替レートでスターリング・ポンドに換算されている。当期に発生したすべての為替差損益は、損益計算書に計上されている。

w) 非継続事業及び売却目的保有資産

資産又は資産のグループ(処分グループ)が、直ちに売却可能であり、売却の可能性が非常に高く、かつ、1年以内に売却の発生が見込まれる場合に、当該処分グループは売却目的保有に分類される。処分グループは、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。

当グループの他の部分から営業上及び財務報告目的上明確に区別できる事業を構成する資産のグループ(構成部分)が、既に処分されたか又は売却目的保有に分類されており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、当該構成部分は、非継続事業として分類される。

- ・ 独立の主要な事業分野若しくは営業地域を表す。
- ・ 独立の主要な事業分野若しくは営業地域を処分する統一された単一の計画の一部である。
- ・ 転売のみの目的で取得した子会社である。

売却目的保有として分類された非流動資産は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。これらの資産に関しては減価償却費は計上されない。

3 新しい会計方針及び将来の要求事項

当グループは、IAS第19号「従業員給付」(改訂)を採用した。この改訂後の基準は、確定給付年金制度に係る財務費用純額の計算方法を変更している。従前は、前期の貸借対照表日現在の制度の負債を計算するために使用された割引率が負債に適用され、制度の資産に係る期待収益率が資産に適用された。改訂後の基準のもとでは、財務費用純額を算定するために、当該割引率が積立不足の純額に適用される。制度の管理費用はこれまで資産に係る期待収益から控除されていた。現在では、当該費用は営業費用に含まれている。貸借対照表に認識される積立超過及び積立不足の純額の測定に変更はない。制度資産に関して計算された利息収益と実際の収益との差額は、数理計算上の差異としてその他の包括利益に認識される。

当該基準は遡及適用する必要があるため、前期の数値は修正再表示されている。この変更による正味影響額は以下の通りである。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
当期純利益		
営業利益	(3.0)	(2.6)
財務費用純額	(17.2)	(12.4)
税引前利益の減少	(20.2)	(15.0)
繰延税金	4.0	3.5
当期純利益の減少	(16.2)	(11.5)
その他の包括利益		
数理計算上の差益純額	20.2	15.0
数理計算上の差益に係る税金	(4.0)	(3.5)
その他の包括損失の減少	16.2	11.5
純資産に対する影響額		

当グループは、当事業年度においてIFRS第13号「公正価値測定」を採用した。この基準は、財務諸表における公正価値を決定するアプローチについて説明しており、公正価値の測定方法に関する追加的なガイダンスを提供しているが、どのような場合に公正価値が認められるか、又は要求されるかについては変更していない。特に、この基準は、金融負債の公正価値の決定に企業自身の信用リスクを考慮することを当グループに要求している。当該基準は、将来に向かって適用されるため、これまでに認識された金額に影響を及ぼさない。当期において、デリバティブ金融負債の公正価値及び金融商品に係る利得は、当該基準を適用した結果8.5百万ポンド増加した。

IFRS第13号の適用後、当グループは、借入債務の公正価値の計算方法を再検討し修正した。適用した方法及び前期の開示額に対する影響については、注記36に記載されている。

1株当たり利益に対する新しい会計方針の影響は、注記15に開示されている。

また、IFRS第13号は、資金生成単位の回収可能価額の開示を要求するため、IAS第36号「資産の減損」を修正した。しかし、この要求事項はIAS第36号の修正により削除された。当該修正は、当グループにおいて2014年4月1日まで強制適用とならないが、当財務諸表において早期適用している。

2013年1月1日を発効日とするIFRS第10号、第11号及び第12号が2011年5月に公表された。EUは、これらの基準を2014年1月1日から採択したが、早期適用も認めている。当グループはこれらの基準の早期適用を選択せず、2014年4月1日から採用する予定である。

IFRS第10号「連結財務諸表」は、どのような場合に企業を連結するかを決定する際に用いられる支配に関する新しい定義を含んでいる。この基準は、当グループの財務諸表に重要な影響を与えないと予想される。

IFRS第11号「共同支配の取決め」は、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」及びSIC第13号「共同支配企業」を置き換えている。IFRS第11号では、共同支配の定義にIFRS第10号で定められた支配の定義が用いられ、共同支配企業の会計処理に比例連結法を適用する選択肢が削除されている。この基準は、当グループの財務諸表に重要な影響を与えないと予想される。

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」は、従来IAS第27号、IAS第28号及びIAS第31号で取り扱われていた子会社、関連会社、共同支配の取決め及び組成された企業に関する開示の要求事項を規定している。この基準の要求事項を満たすために、当グループの財務諸表において追加的な開示が求められる予定である。

当財務諸表の承認日現在、以下の基準及び解釈指針が公表済であるが、未発効である。

IFRS第9号「金融商品」は、金融商品の測定及び開示に影響を与える可能性が高い。

この基準は、EUによって未だ採択されていない。

4 見積りの不確実性に係る重要な会計上の判断及び重要な根拠資料

当グループの会計方針を適用する過程で、当グループは利用可能な情報に基づき、合理的であると考えられる一定の判断、見積り及び仮定を行なう必要がある。

重要な判断は以下の通りであった。

a) 税金費用

不確実な税金ポジションに係る結果の評価においては、複数の管轄区における税務当局との交渉及びこれらの税務当局からの照会の結果に関する判断が必要である。評価の実施は、独立の税務顧問からの助言及び関係する税務当局との継続中の協議の状況に基づいている。

b) その他の負債・費用引当金

商業上及び法律上の不確実な状況に係る財務的結果の評価においては、各当事者の主張の優劣及び当グループに対する請求が成功する可能性の程度に関する判断が必要である。評価の実施は、当グループの社内弁護士からの助言、また適切である場合には独立の弁護士からの助言に基づいている。

c) のれんの減損

のれんが減損しているかどうかの決定においては、のれんが配分された資金生成単位(以下「CGU」という。)の使用価値の見積りが必要である。使用価値の計算において、当グループはCGUから生じることが予想される将来キャッシュ・フロー及び現在価値を計算するための適切な割引率を見積る必要がある。使用されている仮定に関する詳細は、当財務諸表の注記16に記載されている。

重要な会計上の見積りは以下の通りであった。

a) 有形固定資産の減価償却費及び帳簿価額

有形固定資産の減価償却費及び結果としての帳簿価額の計算においては、当該資産の耐用年数に関する見積りを行なう必要がある。この見積りは、工学技術資料及び当グループの同種資産の実績に基づいている。詳細は注記2 j)に記載されている。

b) 退職給付債務

当グループの退職給付債務及び、当該給付の提供に係る正味費用の金額決定においては、長期金利、インフレ、給与及び年金の増加、投資の運用収益、並びに現在及び将来の年金受給者の寿命に関する仮定を行なう必要がある。これらの仮定の変更は、当該給付の提供に係る債務又は費用の金額に重要な影響を与える可能性がある。当グループは、独立の有資格保険数理人からの助言を受けて、これらの事項に関する仮定を行なっている。この仮定の詳細は、当財務諸表の注記30に記載されている。

c) 未請求の収益

セバン・トレント・ウォーターは、定期的な規制価格の見直しの過程により設定された限度に沿った収益を受取る権利に従って請求を行い、収益を認識している。水道メーターを使用する上下水道顧客の場合、認識額は、最後のメーター検針日から期末までに供給されるユニットの販売価額の見積りを含む供給量によって決定する。メーターは周期的に検針され、当グループは、最終請求日から期末までの見積使用量に基づく未請求金額について収益を認識する。見積使用量は、実績、判断及び仮定に基づいている。

d) 売掛金の減損引当金

セバン・トレント・ウォーターの売掛金に対する引当金は、特定の年齢区分における勘定からの実績回収レベルに基づき設定される。実際の回収額は見積回収レベルと異なることがあり、これは営業成績に影響を及ぼす可能性がある。

e) デリバティブの公正価値

相場価格を入手できないデリバティブの公正価値の算定においては、予想将来キャッシュ・フロー及び契約相手先の信用リスクを反映した適切な割引率の見積りを行う必要がある。使用された評価技法及び重要なインプットは注記36に記載されている。

5 セグメント別分析

当グループは、2つの報告セグメント、すなわち、セバン・トレント・ウォーター及びセバン・トレント・サービスズを有している。報告セグメントを識別する重要な要素は、事業が行われる規制上の環境である。セバン・トレント・ウォーターは、Ofwat（水道サービス局）による経済的規制の対象であり、イングランド及びウェールズにおいて定められた地理的な地域内で上下水道サービスを提供するライセンスに基づき業務を行っている。セバン・トレント・サービスズは、経済的規制の対象ではなく、米国、ヨーロッパ及びアジアの市場で業務を行っている。

セバン・トレント経営委員会（以下「STEC」という。）は、当グループの最高経営意思決定者とされている。STECに提供された報告書には、上述の基準に基づき作成されたセグメント別情報が含まれている。セバン・トレント・ウォーターの事業の詳細は、事業戦略報告書の13ページから24ページ（訳者注：原文のページ）に記載され、セバン・トレント・サービスズの事業の詳細については、25ページから32ページ（訳者注：原文のページ）に記載されている。

報告セグメント間の取引は、グループの会計方針に従って、セグメント別の業績、資産及び負債に含まれている。これらは連結上、相殺消去されている。

当グループは、大規模かつ多様な顧客基盤を有しており、単一の顧客への著しい依存はない。

STECに報告されるセグメントの損益の尺度は、利息、税金及び例外的項目計上前利益(基礎的PBIT)である。売上高及び基礎的PBITのセグメント別分析は、以下に表示されている。

2014年度	セバン・ トレント・ ウォーター	セバン・ トレント・ サービスズ
	百万ポンド	百万ポンド
外部売上高	1,542.6	310.0
セグメント間売上高	2.2	1.4
売上高合計	1,544.8	311.4
利息、税金及び例外的項目計上前利益	518.6	7.1
例外的項目	8.2	(31.5)
利息及び税金計上前利益/(損失)	526.8	(24.4)
利息、税金及び例外的項目計上前利益は、以下を控除後で表示されている		
無形資産の償却費	28.0	1.3
有形固定資産の減価償却費	267.5	4.3
固定資産処分益	(0.3)	(0.2)

2013年度	セバン・ トレント・ ウォーター 修正再表示後	セバン・ トレント・ サービスズ 修正再表示後
	百万ポンド	百万ポンド
外部売上高	1,509.3	320.6
セグメント間売上高	1.7	7.9
売上高合計	1,511.0	328.5
利息、税金及び例外的項目計上前利益	498.5	12.6
例外的項目	13.3	(16.1)
利息及び税金計上前利益/(損失)	511.8	(3.5)
利息、税金及び例外的項目計上前利益は、以下を控除後で表示されている		
無形資産の償却費	28.9	1.5
有形固定資産の減価償却費	261.4	5.3
固定資産処分損/(益)	1.5	(1.4)

当グループの財務及び税務は、グループ財務部及びグループ税務部により集中管理されている。財務費用はグループ・ベースで管理されているため、受取利息及び支払利息はセグメント・レベルで報告されていない。税金は、セグメント・ベースでSTECに報告されていない。

共同支配企業及び関連会社に対する持分は重要ではなく、STECが検討するセグメント別報告書には含まれていない。

資産及び負債の個別セグメント別分析は、STECの検討対象ではない。STECがセグメント・ベースで検討する貸借対照表の尺度は投下資本であり、これには以下の構成要素が含まれている。

2014年度	セバン・ トレント・ ウォーター	セバン・ トレント・ サービスズ
	百万ポンド	百万ポンド
営業資産	7,442.2	172.8
のれん	1.3	14.6
共同支配企業及び関連会社に対する持分	0.1	5.0
セグメント資産	7,443.6	192.4
セグメント営業負債	(1,155.7)	(92.2)
投下資本	6,287.9	100.2

2013年度	セバン・ トレント・ ウォーター	セバン・ トレント・ サービスズ
	百万ポンド	百万ポンド
営業資産	7,218.7	173.1
のれん	1.3	41.7
共同支配企業及び関連会社に対する持分	0.1	4.9
セグメント資産	7,220.1	219.7
セグメント営業負債	(1,137.4)	(94.0)
投下資本	6,082.7	125.7

営業資産は、その他の無形資産、有形固定資産、棚卸資産並びに売掛金及びその他の債権から構成されている。営業負債は、買掛金及びその他の債務、退職給付債務並びに引当金から構成されている。

その他の無形資産及び有形固定資産の増加額は、以下の通りであった。

2014年度	セバン・ トレント・ ウォーター	セバン・ トレント・ サービスズ
	百万ポンド	百万ポンド
その他の無形資産	8.2	5.5
有形固定資産	519.6	6.9

2013年度	セバン・ トレント・ ウォーター	セバン・ トレント・ サービスズ
	百万ポンド	百万ポンド
その他の無形資産	13.6	2.2
有形固定資産	451.7	8.6

報告セグメント別収益は、以下の通り、当グループの売上高へ調整されている。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
セバン・トレント・ウォーター	1,544.8	1,511.0
セバン・トレント・サービスズ	311.4	328.5
その他	13.1	10.1
セグメント間売上高	(12.6)	(18.0)
当グループの売上高	1,856.7	1,831.6

セグメント別基礎的PBITは、以下の通り、当グループの税金及び非継続事業計上前利益へ調整されている。

	2014年	2013年 修正再表示後
	百万ポンド	百万ポンド
基礎的PBIT		
- セバン・トレント・ウォーター	518.6	498.5
- セバン・トレント・サービスズ	7.1	12.6
- 全社及びその他の費用	(11.5)	(16.9)
連結修正	2.6	1.2
当グループの基礎的PBIT	516.8	495.4
各セグメントに配分された例外的項目		
- セバン・トレント・ウォーター	8.2	13.3
- セバン・トレント・サービスズ	(31.5)	(16.1)
- 全社及びその他	(21.1)	(3.0)
関連会社及び共同支配企業の損益に対する持分	0.2	0.2
財務費用純額	(247.9)	(244.3)
金融商品に係る利得/(損失)	58.0	(45.3)
税金計上前利益	282.7	200.2

報告セグメント別資産は、以下の通り、当グループの資産合計へ調整されている。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
セグメント資産		
- セバン・トレント・ウォーター	7,443.6	7,220.1
- セバン・トレント・サービス	192.4	219.7
全社資産	68.2	49.5
その他の金融資産	208.6	534.8
当期末収税金	16.5	40.5
連結修正	(40.1)	(45.2)
資産合計	7,889.2	8,019.4

連結修正には、グループ内部債権及び固定資産に係る未実現利益の相殺消去が含まれる。

報告セグメント別負債は、以下の通り、当グループの負債合計へ調整されている。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
セグメント負債		
- セバン・トレント・ウォーター	(1,155.7)	(1,137.4)
- セバン・トレント・サービス	(92.2)	(94.0)
全社負債	(60.1)	(64.7)
その他の金融負債	(4,853.1)	(5,111.8)
繰延税金	(654.0)	(785.8)
連結修正	16.0	18.3
負債合計	(6,799.1)	(7,175.4)

連結修正には、グループ内部債務の相殺消去が含まれる。

地理的な地域

当グループの売上高は、以下の国で生じた。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
英国	1,616.9	1,584.7
米国	145.9	142.2
その他	93.9	104.7
	1,856.7	1,831.6

当グループの非流動資産(金融商品、繰延税金資産及び退職後給付資産を除く。)は、以下の国に所在していた。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
英国	7,084.8	6,834.2
米国	36.1	61.1
その他	2.9	10.8
	<u>7,123.8</u>	<u>6,906.1</u>

6 収益

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
上下水道事業	1,534.5	1,500.9
その他のサービス	181.1	180.1
製品の販売	98.9	110.7
サービス委譲契約(注記42)	42.2	39.9
売上高合計	<u>1,856.7</u>	<u>1,831.6</u>
受取利息(注記10)	4.8	2.6
	<u>1,861.5</u>	<u>1,834.2</u>

7 営業費用

	2014年			2013年		
	例外的費用 計上前	例外的費用	合計	例外的費用 計上前 修正再表示後	例外的費用	合計 修正再表示後
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
賃金給与	286.1	4.3	290.4	282.9	1.2	284.1
社会保障費	22.7	-	22.7	20.2	-	20.2
年金費用	32.3	-	32.3	29.8	-	29.8
株式に基づく報酬	6.2	-	6.2	6.8	-	6.8
人件費合計	347.3	4.3	351.6	339.7	1.2	340.9
電力料	71.1	-	71.1	65.8	-	65.8
炭素削減コミットメント	5.9	-	5.9	5.7	-	5.7
原材料及び消耗品費	126.6	0.3	126.9	130.8	-	130.8
地方税	75.7	-	75.7	73.2	-	73.2
貸倒損失及び貸倒引当金繰入額	32.1	-	32.1	33.1	-	33.1
サービス料	31.6	-	31.6	31.9	-	31.9
有形固定資産の減価償却費	270.0	-	270.0	264.6	-	264.6
無形固定資産の償却費及び減損	29.3	2.4	31.7	30.5	3.6	34.1
のれんの減損	-	24.7	24.7	-	4.6	4.6
賃借契約サービス	212.7	21.5	234.2	196.2	3.7	199.9
オペレーティング・リース料						
- 土地及び建物	2.9	0.2	3.1	3.1	-	3.1
- その他	1.6	-	1.6	1.9	-	1.9
設備及び機械の賃借料	3.3	-	3.3	4.4	-	4.4
研究開発費	5.0	-	5.0	5.4	-	5.4
固定資産処分(益)/損	(0.4)	(8.2)	(8.6)	2.9	(13.3)	(10.4)
為替差益/(差損)	0.7	-	0.7	(0.3)	-	(0.3)
基幹設備維持費用	140.3	-	140.3	147.7	-	147.7
その他の営業費用	86.3	(0.8)	85.5	95.8	4.5	100.3
	1,442.0	44.4	1,486.4	1,432.4	4.3	1,436.7
繰延収益からの振替	(9.5)	-	(9.5)	(9.3)	-	(9.3)
自社製作に係る資産計上額	(92.6)	-	(92.6)	(86.9)	-	(86.9)
	1,339.9	44.4	1,384.3	1,336.2	4.3	1,340.5

例外的費用の詳細については注記8に記載されている。

当期に監査人から請求を受けた報酬は、以下の通りであった。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
以下に係る当社監査人に対する支払報酬		
- 当社の年次報告書監査	0.1	0.1
- 当社子会社の監査	0.5	0.5
監査報酬合計	0.6	0.6
当グループに対するその他のサービスに係る当社監査人及びその関連会社に対する支払報酬		
- 監査関連の保証サービス	0.1	0.2
- 税務関連のその他のサービス	0.1	-
- その他の保証サービス	0.4	-
- コーポレート・ファイナンスに関連するサービス	-	0.1
非監査報酬合計	0.6	0.3

取締役の報酬の明細は、60ページから76ページ(訳者注：原文のページ)の取締役の報酬報告書に示されている。

8 税金計上前例外的項目

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
例外的営業費用		
セバン・トレント・ウォーター		
固定資産処分益	(8.2)	(13.3)
	(8.2)	(13.3)
セバン・トレント・サービスズ		
リストラクチャリング費用	5.6	1.6
無形資産の減損	2.4	4.5
のれんの減損	24.7	4.6
顧客との契約上の紛争に対する引当金	(1.2)	3.9
	31.5	14.6
全社及びその他		
計画されたが実行されなかった取引に係る専門家報酬	-	3.0
ロングリバーの買収提案に係る専門家報酬	18.7	-
終了した業務及び処分に係る引当金	2.4	-
	21.1	3.0
例外的営業費用合計	44.4	4.3
事業の処分による例外的損失	-	1.5
税金計上前例外的項目	44.4	5.8

例外的税金は注記13に開示されている。

9 従業員数

当期平均従業員数(業務執行取締役を含む。)

事業の種類別	2014年	2013年
	人数	人数
セバン・トレント・ウォーター	5,634	5,458
セバン・トレント・サービスズ	2,339	2,749
全社及びその他	19	14
	7,992	8,221

10 財務収益

以下に係る利息収益	2014年	2013年 修正再表示後
	百万ポンド	百万ポンド
銀行預金	1.8	2.6
その他の財務収益	3.0	-
利息収益合計	4.8	2.6
確定給付制度の資産に係る利息収益	76.0	75.8
	80.8	78.4

11 財務費用

銀行借入金及び当座借越に係る利息 その他の借入金に係る利息 ファイナンス・リースに係る利息 借入コスト合計 その他の財務費用 確定給付制度の債務に係る利息費用	2014年	2013年
	合計	合計
	百万ポンド	百万ポンド
	22.0	27.7
	205.0	191.6
	7.7	8.5
	234.7	227.8
	2.3	2.7
	91.7	92.2
	328.7	322.7

適格な資本計画に対する資金調達に伴い発生した借入コスト13.8百万ポンド(2013年度:10.4百万ポンド)が、5.11%(2013年度:5.12%)の利率で資産計上されている。当該コストに関して請求した税額控除3.2百万ポンド(2013年度:2.5百万ポンド)が損益計算書に貸方計上されたが、関連する繰延税金費用2.8百万ポンド(2013年度:2.4百万ポンド)と相殺された。

12 金融商品に係る利得/(損失)

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
公正価値ヘッジにおいてヘッジ手段として使用されたクロス・カレンシー・スワップに係る損失	(26.5)	(7.3)
公正価値ヘッジにおいて外貨建借入債務に係る調整から発生した利得	21.9	3.4
その他の借入金に係る為替差益/(差損)	24.2	(1.1)
資本から振り替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジに係る損失	(8.1)	(14.8)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジの非有効部分	2.0	-
ヘッジ会計が適用されていないスワップから発生した利得/(損失)	44.5	(25.5)
	58.0	(45.3)

当グループのヘッジ会計に係る取決めは、注記37e)に記載されている。

13 税金

a) 当期の税金費用の分析

	2014年			2013年		
	例外的税金 計上前 百万ポンド	例外的税金 百万ポンド	合計 百万ポンド	例外的税金 計上前 修正再表示後 百万ポンド	例外的税金 修正再表示後 百万ポンド	合計 修正再表示後 百万ポンド
当期税金						
当期23%(2013年度:24%)	47.2	-	47.2	57.1	(40.5)	16.6
前期以前24%(2013年度:26%)	9.3	(59.2)	(49.9)	(29.2)	-	(29.2)
当期税金合計	56.5	(59.2)	(2.7)	27.9	(40.5)	(12.6)
繰延税金						
一時差異の発生及び解消 - 当期	30.2	-	30.2	(3.8)	38.8	35.0
一時差異の発生及び解消 - 前期	(8.7)	(56.2)	(64.9)	(4.4)	-	(4.4)
税率変更から生じた例外的税金 収益	-	(114.8)	(114.8)	-	(36.7)	(36.7)
繰延税金合計	21.5	(171.0)	(149.5)	(8.2)	2.1	(6.1)
	78.0	(230.2)	(152.2)	19.7	(38.4)	(18.7)

例外的税金計上前の当期税金費用は56.5百万ポンド(2013年度:27.9百万ポンド)であった。これには、前期の税金の計算に対する調整から生じた費用9.3百万ポンドが含まれている。主に前期以前の計算における基幹設備に係る収益の処理に関する業界の取決めに起因して、前期において、当期税金収益29.2百万ポンドが発生した。

各年度において、通常ではない項目から生じた税金収益は、例外的税金として開示されている。現在では当社の上下水道処理事業における一定の資本的支出が、設備及び機械として設備投資税額控除(capital allowance)に適合することにHMRC(英国歳入関税庁)が同意したために予想される前期以前の税金の過払額の還付を反映して、例外的当期税金収益59.2百万ポンドが認識された。さらに、この結果、例外的繰延税金収益56.2百万ポンドが発生した。

当グループの英国子会社は、前期において新しい会計基準であるFRS第101号を採用した。これにより、これらの会社の法人所得税計算の基礎が変更された。この変更による最も重要な影響は、前期以前に課税された金額の一部が利益として認識され、将来の期間に課税されることである。従って、それらの項目が二重に課税されることを防ぐために、当該項目に対して既に支払った税金は払い戻される。この変更による影響額は、当期税金に対する例外的税金収益40.5百万ポンド及び繰延税金に対する例外的税金費用38.8百万ポンドであった。

当期に2013年財政法が制定され、法人税率が、2014年4月1日から23%から21%に、その後の2015年4月1日から20%に引き下げられる。この結果、損益計算書に114.8百万ポンドの繰延税金収益、及び剰余金に繰延税金費用12.3百万ポンドが計上されている。

b) 当期の税金費用に影響を及ぼした要因

当期の税金収益は、以下の通り、利益に対する、英国の標準法人税率に基づく税額へ調整されている。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
税引前経常利益	282.7	200.2
英国の標準法人税率23%(2013年度: 24%)に基づく税額	65.0	48.2
課税所得の算定上損金不算入の支出に係る税効果	15.7	4.0
税率変更による当期の影響	(3.7)	(1.2)
国外の管轄区の税率差異による影響	0.4	0.6
前期以前に対する調整	(114.8)	(33.6)
税率変更から生じた例外的繰延税金収益	(114.8)	(36.7)
税金収益合計	(152.2)	(18.7)

c) 資本に直接借方/(貸方)計上された税金

損益計算書に貸方計上された金額に加えて、以下の金額の税金が資本に直接借方/(貸方)計上されている。

	2014年	2013年
	百万ポンド	修正再表示後 百万ポンド
当期税金		
株式に基づく報酬に係る税金	(1.0)	(0.8)
損益への費用計上を超過する年金の掛金に係る税金	-	(1.5)
資本に貸方計上された当期税金合計	(1.0)	(2.3)
繰延税金		
数理計算上の差益/差損に係る税金	0.8	(7.5)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る税金	4.6	(5.6)
税率変更による影響	12.3	3.4
資本に借方/(貸方)計上された繰延税金合計	17.7	(9.7)

14 配当金

当期に株主への分配金として認識された金額は以下の通りである。

	2014年		2013年	
	1株当たり ペンス	百万ポンド	1株当たり ペンス	百万ポンド
最終配当額(2013/2012年3月31日終了事業年度)	45.51	108.6	45.51	99.9
中間配当額(2014/2013年3月31日終了事業年度)	32.16	76.7	30.34	72.2
普通配当金合計	77.67	185.3	75.85	172.1
特別配当金	-	-	63.00	149.9
配当金合計	77.67	185.3	138.85	322.0
2014年3月31日終了事業年度の最終配当提案額	48.24			

この最終配当提案額は、年次株主総会における株主の承認を条件としており、当財務諸表には負債として含まれていない。

15 1株当たり利益

a) 基本的及び希薄化後1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、普通株主に帰属する当期純利益を当期における発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算している。消却として扱われるセバン・トレント従業員持株信託の保有株式については、この株式数から除外されている。

希薄化後1株当たり利益については、発行済普通株式の加重平均株式数が、すべての希薄化性潜在的普通株式の転換を仮定して調整されている。これらは、当期の当社株式の平均市場価格より低い行使価格で従業員に付与されている株式オプションを表している。

継続事業からの基本的及び希薄化後1株当たり利益は、当社株主に帰属する継続事業からの利益に基づいて計算されている。

基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算は、以下のデータに基づいている。

(i) 基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算のための継続事業からの利益

	2014年 百万ポンド	2013年 修正再表示後 百万ポンド
当社の株主に帰属する当期純利益	433.8	216.0

(ii) 株式数

	2014年 百万株	2013年 百万株
基本的1株当たり利益の計算のための加重平均普通株式数	238.2	237.7
希薄化性潜在的普通株式の影響		
- 株式オプション及びLTIP	1.1	1.1
希薄化後1株当たり利益の計算のための加重平均普通株式数	239.3	238.8

b) 調整後1株当たり利益

	2014年 ペンス	2013年 修正再表示後 ペンス
調整後基本的1株当たり利益	88.4	92.6
調整後希薄化後1株当たり利益	88.0	92.1

調整後1株当たり利益の数値は継続事業について表示されている。これらは、2014年及び2013年の両年度において、繰延税金、金融商品に係る利得/損失及び例外的項目の影響を除外している。取締役は、調整後の数値が業績について有用な追加的指標を提供していると考えている。調整後基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算に使用された分母は、上述の調整前の数値の計算に使用されたものと同様である。

利益に対する調整

調整後1株当たり利益の計算の際に行われた利益に対する調整は以下の通りである。

	2014年 百万ポンド	2013年 修正再表示後 百万ポンド
基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算のための継続事業からの利益	433.8	216.0
以下による調整額		
- 税引前例外的項目	44.4	5.8
- 税率23%(2013年度:24%)に基づく例外的項目に係る当期税金	(0.9)	(0.5)
- 金融商品に係る(利得)/損失	(58.0)	45.3
- 繰延税金(例外的費用を除く。)	21.5	(8.2)
- 例外的税金	(230.2)	(38.4)
調整後基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算のための利益	210.6	220.0

c) 会計方針の変更による影響

注記3に記載されている通り、当グループは当期において改訂IAS第19号及びIFRS第13号を採用した。当期及び前期の基本的及び希薄化後1株当たり利益への影響は、以下に示す通りである。

() 基本的1株当たり利益

	2014年 ペンス	2013年 ペンス
従前の会計方針に基づく基本的1株当たり利益	185.3	95.7
改訂IAS第19号の影響額	(6.8)	(4.8)
デリバティブ負債の評価額の変動による影響額	3.6	-
変更後の会計方針に基づく基本的1株当たり利益	182.1	90.9

	2014年 ペンス	2013年 ペンス
従前の会計方針に基づく調整後基本的1株当たり利益	96.9	98.9
改訂IAS第19号の影響額	(8.5)	(6.3)
変更後の会計方針に基づく調整後基本的1株当たり利益	88.4	92.6

() 希薄化後1株当たり利益

	2014年 ペンス	2013年 ペンス
従前の会計方針に基づく希薄化後1株当たり利益	184.5	95.2
改訂IAS第19号の影響額	(6.8)	(4.7)
デリバティブ負債の評価額の変動による影響額	3.6	-
変更後の会計方針に基づく希薄化後1株当たり利益	181.3	90.5

	2014年	2013年
	ペンス	ペンス
従前の会計方針に基づく調整後希薄化後1株当たり利益	96.4	98.4
改訂IAS第19号の影響額	(8.4)	(6.3)
変更後の会計方針に基づく調整後希薄化後1株当たり利益	88.0	92.1

16 のれん

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
取得原価		
4月1日現在	45.2	55.8
処分	-	(12.0)
為替換算調整額	(2.3)	1.4
3月31日現在	42.9	45.2
減損		
4月1日現在	(3.5)	(10.9)
当期の減損損失	(24.7)	(4.6)
処分に係る過去の減損計上額	-	12.0
為替換算調整額	0.1	-
3月31日現在	(28.1)	(3.5)
正味帳簿価額		
3月31日現在	14.8	41.7

のれんの減損テスト

のれんは、営業活動を行う国及び事業別セグメントに従って識別された当グループの資金生成単位(以下「CGU」という。)に配分されている。当グループのすべてののれんは、セバン・トレント・サービスズ・セグメントに含まれている。

CGUごとののれんの配分を要約すると、以下の通りである。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
米国の浄水事業	1.4	27.1
米国の運営サービス事業	11.2	12.3
イタリアのサービス事業	2.2	2.3
	14.8	41.7

当グループは、注記2 m)に記載されている方針に従って、のれんの帳簿価額について減損の検討を行った。

使用価値の計算では、経営者により承認された5年間の財務予算に基づくキャッシュ・フロー予測を使用している。これらの予算の基礎となる重要な仮定は収益成長及び利益である。仮定は、実績、現在の市場の動向及び将来の展望予想に基づき、各CGUの管理者により決定される。

5年間を超える期間のキャッシュ・フローについては、以下の見積名目成長率を用いて推測されている。当該成長率は、CGUが営業活動を行なう経済圏における長期平均成長率を超えていない。5年間を超える期間の成長率及び割引率に関連して使用される仮定は、以下の通りである。

	名目成長率		税引後割引率		税引前割引率	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
	%	%	%	%	%	%
米国の浄水事業	下記参照	3.5	6.8	5.6	17.3	6.2
米国の運営サービス事業	3.5	3.5	6.8	5.6	9.1	6.5
イタリアのサービス事業	2.5	2.5	6.5	6.8	8.8	8.2

使用した加重平均成長率は、産業レポートに記載されている予測と整合している。ただし、当初の5年が経過した後の最初の5年間に適用されていた3.5%の成長率が、その次の15年間で毎年2%ずつ低下し、その結果としての25年経過時点の成長率が永続すると予測される米国の浄水事業を除く。これは、既存の製品及び当該事業の現在の製品開発の専門技術に関する見通しに対する経営者の最善の見積りを反映している。

CGUに関する特定の割引率が入手可能でないため、CGUに関連するリスクを反映した税引後割引率が見積られ、税引後のキャッシュ・フロー予測をもとにCGUの使用価値を計算するために使用された。相当する税引前割引率は上記に開示されている。

減損の検討の結果、当グループは、米国の浄水事業のCGUにおけるのれんに関して減損損失を計上した。当該事業の回収可能価額は、上記の仮定を使用して、CGUの使用価値を計算することにより算定された。

5年間を超える期間の成長率又はキャッシュ・フローに適用される割引率の変更により、CGUの帳簿価額が回収可能価額を超過する可能性がある。ただし、取締役の見解では、米国の運営サービス事業又はイタリアのサービス事業の回収可能価額を帳簿価額を下回るまで減額することが必要となる、成長率又は割引率の変更は合理的に発生可能ではなく、米国の浄水事業に関連して減損が認識されている。従って、感応度分析は表示されなかった。

17 その他の無形資産

	コンピュータ・ソフトウェア		その他	
	自社製作	購入	自社製作	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
取得原価				
2012年4月1日現在	121.8	179.6	26.6	328.0
増加額	6.0	8.5	1.5	16.0
事業の取得	-	-	1.3	1.3
事業の処分	-	-	(1.7)	(1.7)
為替換算調整額	-	0.6	0.5	1.1
2013年4月1日現在	127.8	188.7	28.2	344.7
増加額	4.6	8.4	0.8	13.8
処分	-	(74.7)	(5.0)	(79.7)
振替	43.9	(43.9)	-	-
為替換算調整額	(0.2)	(0.5)	(1.4)	(2.1)
2014年3月31日現在	176.1	78.0	22.6	276.7
償却費				
2012年4月1日現在	(102.2)	(95.7)	(14.1)	(212.0)
当期の償却費	(16.7)	(12.4)	(1.4)	(30.5)
例外的減損	-	-	(3.6)	(3.6)
事業の処分	-	-	1.2	1.2
為替換算調整額	-	(0.2)	(0.3)	(0.5)
2013年4月1日現在	(118.9)	(108.3)	(18.2)	(245.4)
当期の償却費	(13.9)	(14.5)	(0.9)	(29.3)
例外的減損	(2.4)	-	-	(2.4)
処分	-	74.7	5.1	79.8
振替	(5.1)	5.1	-	-
為替換算調整額	0.1	0.3	0.4	0.8
2014年3月31日現在	(140.2)	(42.7)	(13.6)	(196.5)
正味帳簿価額				
2014年3月31日現在	35.9	35.3	9.0	80.2
2013年3月31日現在	8.9	80.4	10.0	99.3

その他の資産は、主に資産計上された開発費及び特許権からなる。

18 有形固定資産

	土地 及び建物	基幹設備 資産	固定設備 及び装置	可動設備	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
取得原価					
2012年4月1日現在	2,673.2	4,310.4	3,420.5	57.0	10,461.1
増加額	127.2	103.3	220.7	8.7	459.9
処分	(2.8)	(0.1)	(24.5)	(4.4)	(31.8)
事業の処分	(11.3)	-	(17.5)	-	(28.8)
振替	(0.4)	-	0.7	-	0.3
為替換算調整額	0.3	-	1.4	0.7	2.4
2013年4月1日現在	2,786.2	4,413.6	3,601.3	62.0	10,863.1
増加額	136.5	127.0	266.4	6.7	536.6
処分	(4.9)	(0.3)	(12.9)	(4.2)	(22.3)
為替換算調整額	(0.7)	-	(2.8)	(1.4)	(4.9)
2014年3月31日現在	2,917.1	4,540.3	3,852.0	63.1	11,372.5
減価償却費					
2012年4月1日現在	(868.8)	(1,121.7)	(1,857.4)	(35.4)	(3,883.3)
当期計上額	(60.9)	(29.6)	(167.5)	(6.6)	(264.6)
処分	3.0	-	19.1	4.1	26.2
事業の処分	7.5	-	11.8	-	19.3
振替	0.7	0.1	(0.2)	0.4	1.0
為替換算調整額	(0.2)	-	(1.0)	(0.5)	(1.7)
2013年4月1日現在	(918.7)	(1,151.2)	(1,995.2)	(38.0)	(4,103.1)
当期計上額	(64.1)	(30.9)	(168.4)	(6.6)	(270.0)
処分	3.7	-	12.8	3.8	20.3
為替換算調整額	0.2	-	2.5	1.1	3.8
2014年3月31日現在	(978.9)	(1,182.1)	(2,148.3)	(39.7)	(4,349.0)
正味帳簿価額					
2014年3月31日現在	1,938.2	3,358.2	1,703.7	23.4	7,023.5
2013年3月31日現在	1,867.5	3,262.4	1,606.1	24.0	6,760.0

有形固定資産の帳簿価額には、ファイナンス・リースに基づく保有資産に係る以下の金額が含まれている。

	土地 及び建物	基幹設備 資産	固定設備 及び装置	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
正味帳簿価額				
2014年3月31日現在	-	119.6	38.5	158.1
2013年3月31日現在	-	118.5	54.8	173.3

有形固定資産には、減価償却されない建設中の資産に関連した604.1百万ポンド(2013年度:509.2百万ポンド)が含まれている。

19 共同支配企業に対する持分

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
以下に対する当グループの持分		
非流動資産	0.1	0.1
流動資産	0.6	0.7
流動負債	(0.4)	(0.5)
	0.3	0.3
以下に対する当グループの持分		
売上高	0.4	0.4
営業費用	(0.4)	(0.4)
税引前利益	-	-
税金	-	-
税引後利益	-	-

2014年及び2013年3月31日現在、共同支配企業は、当グループが晒される重要な偶発負債を有していなかった。また、当グループは、共同支配企業に対する持分に関連した重要な偶発負債を有していなかった。当グループは、2014年及び2013年3月31日現在、共同支配企業に対する持分に関連した資本コミットメントを有していなかった。

2014年3月31日現在、当グループの主要な共同支配企業の明細は、以下の通りであった。

会社名	法人設立した国	所有持分割合
コグニカ・リミテッド	英国	50%
ジャクソン・ウォーター・パートナーシップ	米国	70%

ジャクソン・ウォーター・パートナーシップに係るパートナーシップ契約は、一定の重要な決定にはパートナー全員一致の承諾を必要とすることを要求しており、この結果、当該パートナーシップは共同支配企業として会計処理されている。

20 関連会社に対する持分

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
4月1日現在	4.7	4.6
利益持分	0.3	0.2
為替換算調整額	(0.1)	(0.1)
3月31日現在	4.9	4.7
以下に対する当グループの持分		
総資産	23.6	24.8
総負債	(18.7)	(20.1)
	4.9	4.7
売上高	4.7	4.7
税引後利益	0.2	0.2

2014年及び2013年3月31日現在、関連会社は、当グループが晒される重要な偶発負債を有していなかった。当グループは、2014年及び2013年3月31日現在、関連会社に対する持分に関連した資本コミットメントを有していなかった。

2014年3月31日現在の主な関連会社は、イタリアで法人設立した会社であるセルヴィッツィオ・イドリコ・インテグラート・エスシーピーイー（以下「SII」という。）であった。当グループが保有する所有持分割合は25%であった。

当グループは、関連会社の借入債務に関して一定の保証を行っている。当該保証の上限は5.1百万ユーロ(2013年度：11.2百万ユーロ)である。当グループはこれらの契約から生じる負債で、当財務諸表において引当金を計上していないものはないと考えている。

当期において、当グループは、SIIへの融資を更新するために、他の同社への投資者と取決めを締結した。これらの取決めの一環として、上述の保証は、11.2百万ユーロから5.1百万ユーロに減額され、21百万ユーロの売掛金残高は、15年にわたって返済される株主の貸付金に転換された。当グループのSIIに対する資本持分投資及び貸付による投資は、全額引き当てられている。

21 金融資産の区分

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
純損益を通じて公正価値で測定するもの		
クロス・カレンシー・スワップ - ヘッジ会計非適用	39.5	48.8
金利スワップ - ヘッジ会計非適用	12.1	21.0
為替予約 - ヘッジ会計非適用	0.1	0.1
	51.7	69.9
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ		
クロス・カレンシー・スワップ - 公正価値ヘッジ	33.6	60.3
エネルギー・スワップ - キャッシュ・フロー・ヘッジ	-	0.9
	33.6	61.2
デリバティブ金融資産合計	85.3	131.1
公正価値で計上する売却可能投資		
非上場株式	0.1	0.1
貸付金及び債権(現金及び現金同等物を含む。)		
売掛金	195.6	196.7
短期預け金	76.8	355.7
銀行預金及び手許現金	46.4	47.9
貸付金及び債権合計	318.8	600.3
金融資産合計	404.2	731.5
貸借対照表における開示は以下の通り：		
非流動資産		
デリバティブ金融資産	72.4	130.1
売却可能金融資産	0.1	0.1
	72.5	130.2
流動資産		
デリバティブ金融資産	12.9	1.0
現金及び現金同等物	123.2	403.6
売掛金(注記23)	195.6	196.7
	331.7	601.3
	404.2	731.5

22 棚卸資産

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
棚卸資産及び仕掛品	27.2	32.1

23 売掛金及びその他の債権

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
売掛金	316.4	334.7
控除：売掛金の減損に対する引当金	(120.8)	(138.0)
売掛金純額	195.6	196.7
その他の債権	27.9	32.5
前払金及び未収収益	289.7	276.8
	513.2	506.0

売掛金及びその他の債権の帳簿価額は、それらの公正価値の合理的な近似値である。

前払金及び未収収益には、請負工事に係る顧客からの未収入金に関連した24.8百万ポンド(2013年度：26.8百万ポンド)及び1年より後に回収可能な34.4百万ポンド(2013年度：39.4百万ポンド)が含まれている。

与信の管理方針及び手続きは個々の事業単位レベルで決定される。当グループの最重要な事業単位はセバン・トレント・ウォーター・リミテッドであり、当グループの売上高の83%及び売掛金純額の76%を占めている。セバン・トレント・ウォーターは、地域内の顧客に上下水道サービスを提供する法令上の義務を負っている。従って、その売掛金に関する信用リスクの集中はなく、顧客基盤の信用度は、地域内の営利事業及び一般家庭の財産と繁栄を反映している。その他の事業単位はいずれも当グループにとって単独では重要でなかった。

貸倒引当金の変動は、以下の通りであった。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
4月1日現在	138.0	125.2
貸倒損失及び貸倒引当金繰入額	32.1	33.1
期中に貸倒償却された金額	(25.7)	(22.1)
期中に回収された金額	0.2	-
振替	(23.1)	-
為替換算調整額	(0.7)	1.8
3月31日現在	120.8	138.0

当グループの関連会社であるSIIに対する売掛金に係る融資の更新時に振替が生じ、これにより当該売掛金は現在その他の債権に分類されているが、依然として全額引き当てられている。

売掛金には、報告日現在で期日が経過しているが、個別の引当金が計上されていない帳簿価額残高168.3百万ポンド(2013年度：176.4百万ポンド)が含まれている。これは、これらの資産に対して集合的に計上した減損が当該残高の回収不能リスクに対して十分な引当であると考えられるためである。

報告日現在で期日が経過しているが個別に減損していない債権の年齢別分析は、以下の通りであった。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
90日以下	49.7	49.4
91日から365日	69.1	77.8
1年から2年	29.7	30.9
2年から3年	12.0	11.3
3年超	7.8	7.0
	168.3	176.4

貸倒引当金には、個別の売掛金に対する引当金22.9百万ポンド(2013年度: 22.4百万ポンド)が含まれている。減損債権の年齢は、以下の通りであった。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
90日以下	0.6	3.7
91日から365日	3.3	3.9
1年から2年	7.6	3.9
2年から3年	5.3	12.2
3年超	7.3	3.4
	24.1	27.1

24 現金及び現金同等物

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
銀行預金及び手許現金	46.4	47.9
短期預け金	76.8	355.7
	123.2	403.6

短期銀行預け金76.8百万ポンド(2013年度: 355.7百万ポンド)のうち、43.8百万ポンド(2013年度: 26.1百万ポンド)については、保険債務の担保として保有されているため当グループが使用することはできない。さらに、国防省が使用するために、7.4百万ポンド(2013年度: 6.1百万ポンド)が保有されており、当グループはこれを使用することはできない。

25 借入債務

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
当座借越	-	0.4
銀行借入金	594.9	758.7
その他の借入金	3,826.0	3,840.9
ファイナンス・リース債務	201.2	201.6
	4,622.1	4,801.6
貸借対照表における表示は以下の通り：		
流動負債	206.1	170.3
非流動負債	4,416.0	4,631.3
	4,622.1	4,801.6

26 ファイナンス・リース

ファイナンス・リース債務は、以下の通りである。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
ファイナンス・リース債務総額	260.5	265.1
控除：将来の金融費用	(59.3)	(63.5)
リース債務の現在価値	201.2	201.6

ファイナンス・リース債務総額の満期別分析は、注記37に記載されている割引前支払額の分析に含まれている。ファイナンス・リース債務純額は、以下の通り期日が到来する。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
1年以内	21.3	0.5
1年から2年	38.6	21.2
2年から5年	30.5	66.5
5年超	110.8	113.4
非流動負債に含まれるもの	179.9	201.1
	201.2	201.6

2014年3月31日現在、ファイナンス・リースの残存期間は3年から19年の範囲にあった。金利条件はリース開始日に定められている。キャピタル・リース残高201.2百万ポンド(2013年度：201.6百万ポンド)には、加重平均レートによる固定金利5.36%(2013年度：5.36%)が発生する。リース債務は関連する資産を担保としている。

変動リース料、エスカレーション条項及び重要な更新又は購入選択権はなかった。ファイナンス・リースの条件は、配当支払い、新たな借入債務及び追加の賃借に対する制限を課すものではない。

27 金融負債の区分

	2014年 百万ポンド	2013年 百万ポンド
純損益を通じて公正価値で測定するもの		
クロス・カレンシー・スワップ - ヘッジ会計非適用	21.7	8.4
金利スワップ - ヘッジ会計非適用	158.9	171.8
為替予約 - ヘッジ会計非適用	0.3	0.2
	180.9	180.4
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ		
金利スワップ - キャッシュ・フロー・ヘッジ	47.2	128.0
エネルギー・スワップ - キャッシュ・フロー・ヘッジ	2.9	1.8
	50.1	129.8
デリバティブ金融負債合計	231.0	310.2
その他の金融負債		
借入債務（注記25）	4,622.1	4,801.6
買掛金（注記28）	31.8	30.7
その他の金融負債合計	4,653.9	4,832.3
金融負債合計	4,884.9	5,142.5

貸借対照表における開示は以下の通り：

非流動負債

デリバティブ金融負債	206.2	309.6
借入債務	4,416.0	4,631.3
買掛金	-	2.0
	4,622.2	4,942.9

流動負債

デリバティブ金融負債	24.8	0.6
借入債務	206.1	170.3
買掛金	31.8	28.7
	262.7	199.6
	4,884.9	5,142.5

28 買掛金及びその他の債務

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
流動負債		
買掛金	31.8	28.7
社会保障費及びその他の税金	6.3	7.0
その他の債務	22.9	25.7
繰延収益	9.2	9.2
未払費用	342.5	328.4
	412.7	399.0
非流動負債		
買掛金	-	2.0
その他の債務	-	0.4
繰延収益	482.7	437.2
未払費用	9.7	13.8
	492.4	453.4

取締役は、買掛金の帳簿価額とその公正価値には重要な差異はないと考えている。

未払費用のうち、請負工事に係る顧客への未払金に関連して含まれる金額はゼロ(2013年度：ゼロ)である。

29 繰延税金

当グループが認識した主な繰延税金負債及び繰延税金資産の変動の分析は、以下の通りである。

	税務上の 加速度償却	退職給付 債務	税務上の 欠損金	金融商品の 公正価値	その他	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年4月1日現在	930.9	(74.2)	(6.4)	(59.6)	10.8	801.5
損益への借方計上(修正再表示後)	(0.4)	(10.0)	6.4	0.1	34.6	30.7
税率変更から生じた損益への貸方計上	(39.0)	1.4	-	1.2	(0.3)	(36.7)
資本への貸方計上(修正再表示後)	-	(7.5)	-	(5.6)	-	(13.1)
税率変更から生じた資本への借方計上	-	2.1	-	1.2	0.1	3.4
2013年4月1日現在	891.5	(88.2)	-	(62.7)	45.2	785.8
振替	52.6	-	-	-	(52.6)	-
損益への借方計上	(60.7)	6.3	-	12.2	7.5	(34.7)
税率変更から生じた損益への貸方計上	(123.1)	3.8	-	3.8	0.7	(114.8)
資本への貸方計上	-	0.8	-	4.6	-	5.4
税率変更から生じた資本への借方計上	-	7.7	-	4.3	0.3	12.3
2014年3月31日現在	760.3	(69.6)	-	(37.8)	1.1	654.0

繰延税金資産と繰延税金負債は相殺されている。相殺された金額のうち、12ヶ月を超えて回収/決済予定の金額は、以下の通りである。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
繰延税金資産	(121.7)	(169.1)
繰延税金負債	775.7	954.9
	654.0	785.8

[次へ](#)

30 退職給付制度

a) 確定給付年金制度

() 背景

当グループは、英国において、英国の従業員の大部分を対象とした複数の確定給付年金制度を運営している。これらの確定給付年金制度では、将来の給与及び年金の増加を賄うために積立てがされており、それらの資産は受託者によって管理される別の基金に保有されている。受託者は、制度の受益者の利益を最優先に行動することを要求される。各制度の正式な数理上の評価は、受託者に代わり専門資格をもつ独立の保険数理人により3年に1度実施されている。確定給付年金制度に基づいて、加入者は、当グループにおける勤務最終年の給与又は勤務最終10年間に於いて最も高い連続する3年間の平均給与のいずれか高い方の一定割合(勤務の各年ごとに1/30から1/80の間で異なる。)として計算される退職給付を受給する権利を有する。

英国における確定給付年金制度及び直近の正式な数理上の評価実施日は、以下の通りである。

	直近の正式な数理上の評価実施日
セバン・トレント年金制度(以下「STPS」という。)*	2013年3月31日
セバン・トレント・ミラー・イメージ年金制度	2013年3月31日

* STPSは英国における当グループの確定給付制度のうちとりわけ最大規模のものである。

確定給付年金制度は2015年3月31日に将来給付の発生を終了する。新たな確定拠出年金制度が設立され、確定給付年金制度の加入者は新たな確定拠出年金制度の加入者となる予定である。

() 確定給付年金制度に基づく当グループの債務から発生した貸借対照表計上額

	2014年 百万ポンド	2013年 百万ポンド
制度資産の公正価値		
株式	870.6	877.2
国債	270.5	274.6
社債	388.8	360.9
不動産	148.4	147.8
ヘッジファンド	56.9	55.8
現金	88.4	8.0
資産の公正価値合計	1,823.6	1,724.3
確定給付債務の現在価値 - 積立型制度	(2,162.5)	(2,098.7)
	(338.9)	(374.4)
確定給付債務の現在価値 - 非積立型制度	(9.4)	(9.3)
貸借対照表に認識された負債	(348.3)	(383.7)

株式、国債、社債及びヘッジファンドは活発な市場における相場価格を有する。
制度資産の公正価値の変動は、以下の通りである。

	2014年	2013年 (修正再表示後)
	百万ポンド	百万ポンド
4月1日現在の公正価値	1,724.3	1,557.2
制度資産に係る利息収益	76.0	75.8
制度提供会社からの掛金	73.0	43.5
制度加入者からの掛金	5.1	5.1
制度資産に係る収益(財務収益に含まれた金額を除く。)	24.9	116.3
制度管理費用	(3.0)	(2.6)
給付支払額	(76.7)	(71.0)
3月31日現在の公正価値	1,823.6	1,724.3

確定給付債務の現在価値の変動は、以下の通りである。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
4月1日現在の現在価値	2,108.0	1,903.0
勤務費用	22.4	22.8
過去勤務費用	0.1	0.4
利息費用	91.7	92.2
制度加入者からの掛金	5.1	5.1
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の(差益)/差損	(15.7)	155.5
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差損	37.0	1.0
実績修正により生じた数理計算上の差益	-	(1.0)
給付支払額	(76.7)	(71.0)
3月31日現在の現在価値	2,171.9	2,108.0

上記の内訳は以下の通りである。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
積立型制度に関連する金額	2,162.5	2,098.7
非積立型制度に関連する金額	9.4	9.3
3月31日現在の現在価値	2,171.9	2,108.0

当グループは、多数の元従業員に対して年金を支払う義務を有するが、別の方法で給付を行った場合には1989年財政法の所得上限により制限が課せられることになる。こうした給付に対する引当金が合計で9.4百万ポンド(2013年度：9.3百万ポンド)、退職給付債務の非積立型制度に含まれている。

() これらの確定給付年金制度に関連して損益計算書に認識された金額

	2014年 百万ポンド	2013年 (修正再表示後) 百万ポンド
営業費用に借方計上された金額		
当期勤務費用	(22.4)	(22.8)
制度管理費用	(3.0)	(2.6)
過去勤務費用	(0.1)	(0.4)
	(25.5)	(25.8)
財務費用に借方計上された金額		
利息費用	(91.7)	(92.2)
財務収益に貸方計上された金額		
制度資産に係る利息収益	76.0	75.8
損益計算書に借方計上された金額合計	(41.2)	(42.2)

制度資産に係る実際収益は、97.2百万ポンドの利得(2013年度：189.5百万ポンドの利得)であった。

数理計算上の差異は、包括利益計算書に報告されている。IFRSの適用以降、包括利益計算書で認識された数理計算上の差異の累計額は315.7百万ポンドの純損失(2013年度(修正再表示後)：319.3百万ポンドの純損失)である。

() 数理計算上のリスク要因

当該制度により、当社は主として投資リスク、インフレ・リスク及び長寿リスク等の保険数理上のリスクに晒されている。

投資リスク

当グループの当該制度に対する掛金は、当該制度の投資からの期待収益に関連して仮定を行った数理計算に基づいている。投資の実績がこうした仮定を長期的に下回った場合、当グループは発生給付の支払を賄うために当該制度に追加拠出を行う必要がある。

インフレ・リスク

制度加入者に対する支払給付額は、RPI(小売物価指数)により測定されたインフレ率に連動している。当グループの当該制度に対する掛金は、将来のインフレ水準に関連する仮定に基づいている。インフレ率が数理計算上で仮定された水準を上回った場合、当グループは発生給付の支払を賄うために当該制度に追加拠出を行う必要がある。

長寿リスク

当グループの当該制度に対する掛金は、制度加入者の退職後の平均余命に関連する仮定に基づいている。制度加入者が数理計算上の仮定よりも長命であった場合、当グループは発生給付の支払を賄うために当該制度に追加拠出を行う必要がある。

() 数理計算上の仮定

STPSの評価において使用された主要な仮定(当グループの全年金制度に関する評価において使用された仮定のおよその加重平均でもある。)は、以下の通りである。

	2014年	2013年
	%	%
物価上昇率	3.3	3.2
昇給率	3.0	3.0
年金の支払における増加率	3.3	3.2
年金の繰延における増加率	3.3	3.2
割引率	4.4	4.4

物価上昇率の仮定は、より長期の固定利付国債と指数連動型国債との利回りの差異から導き出されている。割引率は、AA格付スターリング・ポンド建18年社債を参照して決定される。

当社はIAS第19号「従業員給付」(改訂)を適用しているため、制度資産に係る期待収益の仮定は必要なくなっている。財務費用純額を算定するため、割引率は積立不足純額に対して適用される。

死亡率の仮定は、2013年3月31日現在のSTPSの3年に1度の評価で用いられた仮定に基づいている。

期末で適用された死亡率の仮定及び当該仮定が示す65歳時点の平均余命は、以下の通りである。

	2014年	2013年
使用された死亡率表		
- 男性	「SAPS」 S1NMA _L	「SAPS」 S1NMA _L
- 女性	S1NFA _L	S1NFA _L
死亡率表の標準死亡率表との対比		
- 男性	116%	116%
- 女性	92%	92%
年間の将来の改善	1.0%	1.0%
現在65歳の加入者の平均余命		
- 男性	21.3年	21.5年
- 女性	24.4年	24.6年
現在45歳の加入者の65歳時点での平均余命		
- 男性	22.6年	22.7年
- 女性	26.0年	26.2年

制度負債の計算は、数理計算上の仮定、特に割引率、物価上昇率及び死亡率に関連する仮定により影響を受ける。以下の表は、その他のすべての仮定を一定に保った上で主要な数理計算上の仮定を変更した場合の制度負債に係る見積影響額を要約している。

仮定	仮定の変更	制度負債に係る影響額
割引率	0.1%の増加/減少	38百万ポンドの減少/増加
物価上昇率	0.1%の増加/減少	35百万ポンドの減少/増加
死亡率	余命の1年の延び	55百万ポンドの増加

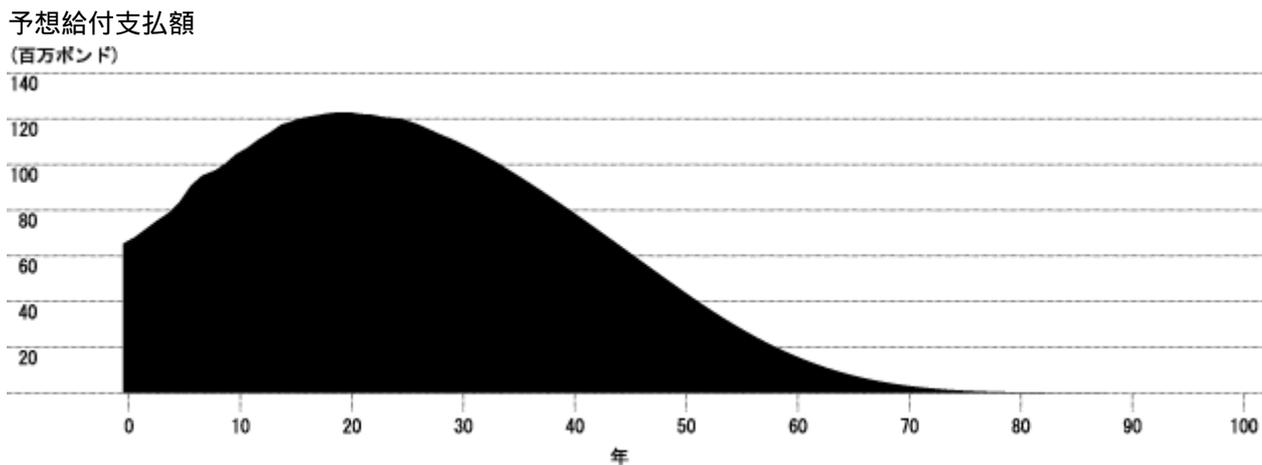
実際には、これらの仮定の間、特に割引率と物価上昇率との間に相関関係が存在している。上記の分析では、これらの相関関係の影響は考慮されていない。

確定給付債務の現在価値は、上記の感応度分析の表示に際し、報告期間末日現在において予測単位積増方式を用いて計算されている。これは貸借対照表に認識された確定給付債務の計算に適用した方式と同一である。

() 将来キャッシュ・フローへの影響

拠出率は各制度の受託者と加入している各雇用主との協議により設定される。

当期末現在の給付債務の平均期間は18年(2013年度：18年)である。当該制度から支払われる予想キャッシュ・フローは、以下のグラフに表示されている。



両制度に対する3年に1度の評価が完了した後、積立不足額に対する将来の一括拠出について受託者と合意した。この不足額について当期に40百万ポンドが現金で拠出されており、さらに2015年3月31日終了事業年度に35百万ポンドの拠出、2016年3月31日終了事業年度に15百万ポンドの拠出、その後2025年3月31日までは年12百万ポンドの拠出が予定されている。また、資産を担保とした資金提供契約により、2014年3月31日以降少なくとも13年間は毎年8.2百万ポンドが拠出される予定である。

b) 確定拠出年金制度

当グループはまた、英国内及び国外の一部の従業員を対象とした確定拠出年金制度を運営している。

セバン・トレント個人年金制度は2012年4月に設立された。この制度は2015年4月1日からSTグループ個人年金制度に置き換えられる予定であり、その他の年金制度の加入者はすべて移行される予定である。当該制度は2012年4月1日から運営されており、新従業員は同日以降自動的にこの制度に加入していた。それまでセバン・トレントの年金制度に加入していなかった従業員はすべて2013年4月1日から自動的にSTグループ個人年金制度に加入した。

営業費用に計上された合計9.8百万ポンド(2013年度:6.6百万ポンド)の費用は、当グループがこれらの制度に当該制度の規程に定める率で支払う掛金を示している。2014年及び2013年3月31日現在、当報告期間に関して期限が到来した掛金はすべて制度に対して支払い済みである。

31 引当金

	リストラク チャリング	保険	不利な契約	非継続事業 及び処分	その他	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2013年4月1日現在	2.2	25.1	2.4	4.6	7.4	41.7
損益計算書への引当金繰入 額/(戻入額)	3.9	4.8	0.4	2.4	(0.5)	11.0
引当金の取崩額	(2.3)	(6.8)	(0.8)	(1.9)	(2.0)	(13.8)
割引の振戻し	-	-	0.1	-	0.1	0.2
振替	-	-	-	1.3	(1.3)	-
為替差額	(0.1)	-	-	-	(0.4)	(0.5)
2014年3月31日現在	3.7	23.1	2.1	6.4	3.3	38.6

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
以下の科目に含まれている		
流動負債	12.1	11.1
非流動負債	26.5	30.6
	38.6	41.7

リストラクチャリング引当金は、確約されたリストラクチャリング計画に関して発生する費用を反映している。関連する支出は、貸借対照表日から12ヶ月以内に発生すると見積られている。

キャプティブ保険会社であるダーウェント・インシュランス・リミテッドは、当グループの完全所有子会社である。注記2に記載されている通り、保険金請求に対する引当金が計上されている。関連する支出は、貸借対照表日から5年以内の期間にわたり発生すると見積られている。

不利な契約に係る引当金は、取得した事業に伴って引受けたか若しくは既存のグループ事業で発生した、将来の見積費用が収益により回収される見込みのない特定の契約上の負債に関連している。関連する支出は貸借対照表日から10年間にわたり発生すると見積られている。

非継続事業及び処分に関連する引当金には、これらの事業により提供されたサービスから発生した請求に関連して支払われる可能性が高い金額、及び注記41b)に記載されている補償の残高が含まれている。

その他の引当金には、修繕費及び商業上の紛争に対する引当金が含まれている。関連する支出は、貸借対照表日から6年以内の期間にわたり発生すると見積られている。

32 株式資本

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
発行済かつ全額払込済株式合計		
額面97 17/19ペンスの普通株式238,942,647株 (2013年度：238,365,734株)	233.9	233.3

株式資本の変動は以下の通りであった。

	株式数	百万ポンド
額面97 17/19ペンスの普通株式		
2012年4月1日現在	237,608,111	232.6
従業員株式貯蓄制度に基づき発行された株式	757,623	0.7
2013年4月1日現在	238,365,734	233.3
従業員株式貯蓄制度に基づき発行された株式	576,913	0.6
2014年3月31日現在	238,942,647	233.9

33 株式払込剰余金

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
4月1日現在	89.7	83.8
従業員株式貯蓄制度に係る株式発行に伴い発生した株式払込剰余金	4.5	5.9
3月31日現在	94.2	89.7

34 その他の剰余金

	資本償還 準備金	基幹設備 剰余金	為替換算 剰余金	ヘッジ 剰余金	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年4月1日現在	156.1	314.2	24.0	(94.1)	400.2
当期包括損失合計	-	-	4.9	(18.6)	(13.7)
利益剰余金への振替	-	(314.2)	-	-	(314.2)
2013年4月1日現在	156.1	-	28.9	(112.7)	72.3
当期包括利益合計	-	-	(8.7)	18.6	9.9
2014年3月31日現在	156.1	-	20.2	(94.1)	82.2

資本償還準備金は、B株式の償還に伴って発生したものである。

基幹設備剰余金は、当グループのIFRSへの移行時に、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドの基幹設備資産をみなし原価としての公正価値に修正再表示したことに関連して発生したものである。前期において、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドは新しい会計基準FRS第101号を採用した。この基準はIFRSの認識及び測定の基本準を用いている。そのため、基幹設備剰余金は現在、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドにおいて認識されていた。前期に、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドはこの基幹設備剰余金を無償株式の発行に使用したが、当該株式はその後消却された。この取引の結果、当財務諸表上、基幹設備剰余金から利益剰余金への振替が行われた。

為替換算剰余金は、在外子会社の業績及び財政状態の換算に係る為替差額から発生する。

ヘッジ剰余金は、IAS第39号のヘッジ会計規定及びIFRS第1号の経過措置に基づいて資本に直接計上された金利スワップ及びエネルギー・スワップに係る利得又は損失から発生する。

35 資本管理

当グループの資本管理における主な目的は以下の通りである。

- ・ 継続的に利用可能であることの必要性和矛盾しない形で、必要額を最低の費用で調達するために広範囲な資金源を利用すること。
- ・ 投資適格の信用格付を維持すること。
- ・ 柔軟かつ持続可能なバランスシート構造を維持すること。

当グループは、可能な限り最善の経済コストで、様々な資金源にわたり、長期的な資金調達又は調達コミットメントのバランスを取ることを追求している。当グループは、継続的に利用可能な資金を確保するために、将来の資金需要及び信用市場の状況を監視している。

当グループは、特定のギアリング目標を定めていないが、上述した資本管理の目的と整合する水準のギアリングを維持することを追求している。

当グループの配当政策は、資本管理の目的を達成するための重要な手段である。この政策は、セバン・トレント・ウォーターの5年間の価格統制サイクルに合わせて、見直され、更新される。また、この政策では、特に、計画された投資プログラム、効率的な資本コストとのバランスが取れた適切なギアリング水準、並びに、投資適格の信用格付の維持及び株主に対する魅力的かつ持続可能なリターンを提供が考慮されている。

当期に、当グループは、指数連動型の銀行借入金169百万ポンドを返済した。当期に重要性のある借入債務の新たな調達は行われなかった。

3月31日現在、当グループの持分資本及び借入資本の内訳は、以下の通りであった。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
現金及び短期預け金	123.2	403.6
当座借越	-	(0.4)
銀行借入金	(594.9)	(758.7)
その他の借入金	(3,826.0)	(3,840.9)
ファイナンス・リース債務	(201.2)	(201.6)
クロス・カレンシー・スワップ	51.4	100.7
正味借入債務	(4,447.5)	(4,297.3)
当社の所有者に帰属する持分	(1,077.6)	(833.2)
資本合計	(5,525.1)	(5,130.5)

36 金融商品の公正価値

a) 公正価値測定

当グループが金融商品の公正価値の決定に際して適用する評価技法は、以下に記載する通りである。

当該技法は、IFRS第13号に定義されたヒエラルキーに基づいて分類される。当該ヒエラルキーにおいて評価技法は、公正価値の観察可能性の程度に応じてレベル1からレベル3に区分される。

レベル1の公正価値測定は、同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格から算出したものである。

レベル2の公正価値測定は、資産又は負債について直接に(すなわち、価格として)又は間接に(すなわち、価格から算出した)観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のものから算出したものである。

レベル3の公正価値測定は、資産又は負債に関する観察可能な市場データに基づかないインプット(観察可能でないインプット)を含む評価技法から算出したものである。

以下の表は、当グループが経常的に公正価値で測定する金融商品の各クラスに適用している評価技法の説明である。

	公正価値 ヒエラルキー	3月31日現在の公正価値		評価技法及び重要なインプット
		2014年	2013年	
		百万ポンド	百万ポンド	
クロス・カレンシー・スワップ	レベル2			割引キャッシュ・フロー
資産		73.1	109.1	期末現在の観察可能なイールド・カーブから導き出される先渡金利及び契約金利に基づいて将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスクを反映したレートで割り引く。外貨建キャッシュ・フローは直物レートで換算される。
負債		21.7	8.4	
金利スワップ	レベル2			割引キャッシュ・フロー
資産		12.1	21.0	期末現在の観察可能なイールド・カーブから導き出される先渡金利及び契約金利に基づいて将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスクを反映したレートで割り引く。
負債		206.1	299.8	
エネルギー・スワップ	レベル2			割引キャッシュ・フロー
資産		-	0.9	期末現在の観察可能な指数から導き出される先渡電力価格及び契約価格に基づいて将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスクを反映したレートで割り引く。
負債		2.9	1.8	
為替予約	レベル2			割引キャッシュ・フロー
資産		0.1	0.1	期末現在の観察可能な為替予約レート及び契約先渡レートに基づいて将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスクを反映したレートで割り引く。
負債		0.3	0.2	

取締役は、現金及び短期預け金、当座借越、売掛金並びに買掛金は、公正価値に近似していると考えている。その他の金融商品の帳簿価額及び見積公正価値は以下の通りである。

	2014年		2013年		
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値 (修正再表示後)	公正価値 (過去の表示)
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
変動金利の借入債務					
銀行借入金	300.0	293.0	300.0	288.2	288.2
外貨建債券	215.6	217.4	243.1	257.8	256.6
	515.6	510.4	543.1	546.0	544.8
固定金利の借入債務					
銀行借入金	189.7	201.1	191.0	210.8	210.8
スターリング・ポンド建債券	1,902.9	2,108.1	1,900.8	2,238.3	2,299.6
外貨建債券	571.5	627.3	590.6	665.0	649.4
その他の借入金	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
ファイナンス・リース	201.2	197.7	201.6	208.2	208.2
	2,867.0	3,135.9	2,885.7	3,324.0	3,369.7
指数連動型借入債務					
銀行借入金	105.2	114.7	267.7	282.6	282.6
スターリング・ポンド建債券	1,134.3	1,213.3	1,103.5	1,230.5	1,376.7
	1,239.5	1,328.0	1,371.2	1,513.1	1,659.3
無利息					
その他の借入金	-	-	1.2	1.2	1.2
合計	4,622.1	4,974.3	4,801.2	5,384.3	5,575.0

IFRS第13号「公正価値測定」の適用後、当グループは一部の負債性金融商品の公正価値の計算方法を見直し、変更した。使用した方法及び以前の方法からの変更については、以下に要約している。過年度の財務諸表に開示された公正価値に対する影響額は、上記の表に示されている。

固定利付スターリング・ポンド建債券及び外貨建債券は、市場価格を用いて評価されている。これらの債券は、以前は当グループの上場債券から抽出したサンプルの信用スプレッドを観察して導き出された割引率を使用して、割引キャッシュ・フロー・モデルにより評価されていた。

指数連動型債券は、取引されることが稀であるため、相場価格は信頼性のある公正価値の指標とみなされていない。そのため、これらの債券は、債券から抽出したサンプルの観察された市場価格から導き出された割引率により、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて評価されている。

その他の負債性金融商品の公正価値は、同様に割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて計算されている。

37 金融商品から生じるリスク

当グループは、その活動により、様々な財務リスク(金利リスク、為替リスク及びその他の価格リスクを含む市場リスク、信用リスク、流動性リスク及びインフレ・リスク)に晒されている。当グループの総合的なリスク管理プログラムは、金融市場の予測不可能性に対処し、当グループの財務成績又は財政状態に対する潜在的な悪影響の軽減を追求している。

財務リスクは、本部の財務部門(グループ財務部)によって、取締役会が承認した方針に基づいて管理されている。グループ財務部は、当グループの営業ユニットと緊密に連携して、財務リスクの識別、評価、及びヘッジを行なっている。取締役会は、総合的なリスク管理についての文書化された原則、並びに為替リスク、金利リスク、信用リスク及びデリバティブ金融商品・デリバティブ以外の金融商品の使用といった特定の分野を扱った文書化された方針を規定している。当グループの方針では、デリバティブ金融商品を売買目的では保有しないが、財務リスクに対する当グループのエクスポージャーを軽減するために使用することができる。保有するデリバティブ商品の種類及び関連するリスクについては、以下に記載されている。

金利スワップは、市場金利の変動に対する当グループのエクスポージャーを軽減するために保有している。詳細は以下のセクションa)()及びe)()に記載されている。

クロス・カレンシー・スワップは、外貨建借入金に係る為替レートの変動に対する当グループのエクスポージャーを軽減するために保有している。詳細は以下のセクションa)()に記載されている。

エネルギー・スワップは電力価格の変動に対する当グループのエクスポージャーを軽減するために保有している。詳細は以下のセクションe)()に記載されている。

当グループの最重要な事業単位であるセバン・トレント・ウォーターは、RPIにより測定されるインフレ率に価格が連動する規制的な環境の下で事業を営んでいる。RPIの変動により生じるキャッシュ・フロー及び利益に対するリスクを軽減するために、当グループは、元本返済額及び金利費用がRPIに連動する負債性金融商品を保有している。

a) 市場リスク

当グループは金利の変動及び(程度は少ないが)為替レートの変動に晒されている。これらのリスクの性質及び当グループが当該リスクを管理するために講じた措置は、以下に記載されている。

() 金利リスク

当グループの収益及び営業キャッシュ・フローは、市場金利の変動には実質的に左右されない。当グループの金利リスクは長期借入債務から発生する。

変動金利で発行した借入債務により、当グループは金利の上昇に伴いキャッシュ・フローに悪影響が及びリスクに晒される。

固定金利で発行した借入債務により、当グループは金利が低下した場合に金利費用が市場金利を上回るリスクに晒される。

当グループの方針では、有利子負債の45%から90%を固定金利商品で維持することになっている。この基準の測定において、利息計算の対象金額をよりよく反映するために、経営者は借入債務の帳簿価額を調整した。実施した調整の詳細は、以下の有利子負債から正味借入債務への調整に記載されている。2014年3月31日現在、当グループの有利子負債の75%は固定金利であった(2013年度：68%)。

当グループは、固定又は指数連動金利による借入及び金利スワップを使用してキャッシュ・フローの金利リスクを管理している。これらの金利スワップにおいて、当グループは、合意済みの想定元本金額を参照して計算した変動金利を受け取り、固定金利を支払う。実際には、当該スワップは正味金額を譲渡することにより決済される。これらの金利スワップには、借入債務を変動金利から固定金利に変換する経済効果がある。当グループは、2030年より後の将来の利払いをヘッジするためにこれら一連の金利スワップを締結している。

当グループの一部の借入債務に係る費用は、小売物価指数(以下「RPI」という。)の変動に連動している。この指数連動型借入債務は、セバン・トレント・ウォーターの収益、及び規制資本価値(規制制度のもとで同様にRPIに連動している。)に対する経済的ヘッジとなっている。

以下の表は、当グループの有利子金融負債を利息の種類別に示した内訳である。外貨建てで調達した借入債務は、対応するクロス・カレンシー・スワップの支払側におけるスターリング・ポンドの金額で含まれているが、これは当該金額が金利の変動に晒されているためである。公正価値ヘッジ会計に係る調整など利息計算の対象金額に影響を及ぼさない評価調整は、この内訳から除外されている。

当グループは金利の変動に対するエクスポージャーを軽減するために金利スワップを使用している。これらのスワップの正味元本金額は、固定金利負債の金額に対する当グループの金利スワップの影響額を明示するために、変動金利及び固定金利の借入債務への調整として表示している。

2014年	変動金利	固定金利	指数連動型	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
銀行借入金	(300.0)	(189.7)	(105.2)	(594.9)
その他の借入金	(205.7)	(2,440.6)	(1,134.3)	(3,780.6)
ファイナンス・リース	-	(201.2)	-	(201.2)
	(505.7)	(2,831.5)	(1,239.5)	(4,576.7)
特定の負債性金融商品に対応しない金利スワップの影響額	591.4	(591.4)	-	-
有利子金融負債	85.7	(3,422.9)	(1,239.5)	(4,576.7)
固定金利の有利子金融負債の割合		75%		
固定金利の借入債務の加重平均金利		5.68%		
金利が固定されている加重平均期間		10.7年		
2013年	変動金利	固定金利	指数連動型	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
当座借越	(0.4)	-	-	(0.4)
銀行借入金	(300.0)	(191.0)	(267.7)	(758.7)
その他の借入金	(206.4)	(2,438.2)	(1,103.5)	(3,748.1)
ファイナンス・リース	-	(201.6)	-	(201.6)
	(506.8)	(2,830.8)	(1,371.2)	(4,708.8)
特定の負債性金融商品に対応しない金利スワップの影響額	364.9	(364.9)	-	-
有利子金融負債	(141.9)	(3,195.7)	(1,371.2)	(4,708.8)
固定金利の有利子金融負債の割合		68%		
固定金利の借入債務の加重平均金利		5.59%		
金利が固定されている加重平均期間		11.3年		

正味借入債務から有利子金融負債に含まれる金額への調整は、以下の通りである。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
有利子金融負債	4,576.7	4,708.8
無利子借入債務	-	1.2
外貨建借入債務に係る換算差額	18.6	42.8
公正価値ヘッジ会計に係る調整	26.8	48.8
公正価値で正味借入債務に含まれるクロス・カレンシー・スワップ	(51.4)	(100.7)
現金及び現金同等物	(123.2)	(403.6)
正味借入債務(注記40)	4,447.5	4,297.3

ヘッジ会計が適用されていない金利スワップ

当グループはキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理されていない金利スワップを多数有している。これらのスワップは経済的に、当グループ内の変動金利による借入債務の金利費用を固定化する役割を果たすが、IAS第39号の基準のもとでのヘッジ会計の要件を満たしていない。これにより損益計算書に66.7百万ポンドが貸方計上(2013年度：30.8百万ポンドが借方計上)された。

当グループが固定金利を支払う契約は、以下に要約されている。

	平均約定固定金利		想定元本金額		公正価値	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
満期までの期間	%	%	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1年から2年	6.32	-	225.0	-	(18.2)	-
2年から5年	-	6.32	-	225.0	-	(31.7)
5年から10年	4.98	-	225.0	-	(42.4)	-
10年から20年	5.37	5.37	216.4	214.9	(63.0)	(90.6)
20年から30年	5.10	5.10	125.0	125.0	(35.3)	(49.5)
	5.44	5.59	791.4	564.9	(158.9)	(171.8)

当グループが固定金利を受け取る契約は、以下に要約されている。

	平均約定固定金利		想定元本金額		公正価値	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
満期までの期間	%	%	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1年から2年	5.18	-	200.0	-	12.1	-
2年から5年	-	5.18	-	200.0	-	21.0
	5.18	5.18	200.0	200.0	12.1	21.0

金利の感応度分析

3月31日現在の金利の変動に対する当グループの税引後利益、キャッシュ・フロー及び資本の感応度(デリバティブ金融商品に対する影響を含む。)は、以下の通りである。

	2014年		2013年	
	+1.0%	-1.0%	+1.0%	-1.0%
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
純損益	73.3	(83.7)	62.7	(74.3)
キャッシュ・フロー	(1.6)	1.6	(2.0)	2.0
資本	97.8	(111.0)	112.7	(130.5)

() 為替リスク

ヘッジ対象の外貨で調達される借入債務を除き、当グループの事業は外国為替取引に対する重要なエクスポージャーに晒されてはいない。当グループは国際的な営業活動を行っており、在外営業活動体に対する純投資は為替リスクに晒されているが、当グループの利益及び純資産はほぼすべて、為替レートの変動に対して極めて限定的かつ間接的なエクスポージャーを持つセバン・トレント・ウォーターに起因するため、為替レートの変動に対する当グループの業績の感応度は重要ではない。

当グループの子会社の一部は、営業上の機能通貨以外の通貨で取引を行っている。このような営業活動に関連する為替リスクに重要性はないが、通貨を売買する為替予約を通じてグループ財務部により集中管理されている。

広範囲な資金源を利用するという当グループの目的を満たすため、当グループは、スターリング・ポンド以外の通貨(主に日本円及びユーロ)建ての借入債務を設定している。クロス・カレンシー・スワップは、当グループの為替レートの変動に対するエクスポージャーを軽減する目的で、その収入金をLIBORに基づく利息付のスターリング・ポンド建借入債務に交換するために借入債務発行の際に締結される。スワップの受取側の条件が原借入債務の条件と密接に対応しているため、このスワップは有効なヘッジであると考えられる。

以下の表は、当グループの外貨建借入債務から生じる通貨エクスポージャーの総額及び純額の要約である。これらは借入金及び関連するスワップ又は為替予約の想定元本を関連する通貨で表示している。正味ポジションは、外貨建借入債務に関連する為替リスクに対する当グループのエクスポージャーを示している。

2014年	ユーロ	米ドル	日本円	チェコ・コルナ
	百万ユーロ	百万米ドル	十億円	百万 チェコ・コルナ
通貨別借入債務	(722.9)	(52.7)	(24.5)	(620.0)
クロス・カレンシー・スワップ -ヘッジ会計適用	19.9	50.0	14.5	620.0
クロス・カレンシー・スワップ -ヘッジ会計非適用	700.0	-	10.0	-
通貨エクスポージャー純額	(3.0)	(2.7)	-	-

2013年	ユーロ	米ドル	日本円	チェコ・コルナ
	百万ユーロ	百万米ドル	十億円	百万 チェコ・コルナ
通貨別借入債務	(721.6)	(50.0)	(24.5)	(620.0)
クロス・カレンシー・スワップ -ヘッジ会計適用	19.9	50.0	14.5	620.0
クロス・カレンシー・スワップ -ヘッジ会計非適用	700.0	-	10.0	-
通貨エクスポージャー純額	(1.7)	-	-	-

b) 信用リスク

営業上、当グループには重要な信用リスクの集中はない。当グループは、製品の販売が然るべき信用履歴を有する顧客に対してなされることを確保するための方針を整備している。ただし、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドについては、同社の営業認可上、一般家庭顧客に対しては請求が未払いの場合にも供給が義務付けられている。受取債権に対して引当てられた金額及び当期の引当金の変動は、注記23で開示されている。

預金及びデリバティブ契約は、取締役会により承認された信用力の高い金融機関に限り取引されている。承認された金融機関の信用力はグループ財務部により監視されており、利用する可能性のある金融機関の一覧は、年に一度取締役会により承認されている。当グループは、一金融機関当たりの信用エクスポージャーの金額を制限する方針を有している。

信用リスク分析

3月31日現在、承認された契約相手先の与信限度の総額及び短期預け金の預入金額は、以下の通りであった。

	与信限度額		預入金額	
	2014年	2013年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
AAA	20.0	20.0	1.2	1.3
ダブルA程度	100.0	150.0	24.2	82.0
シングルA程度	600.0	625.0	51.4	272.4
	720.0	795.0	76.8	355.7

契約相手先の信用格付別に分析したデリバティブ資産の公正価値は、以下の通りであった。

格付	デリバティブ資産	
	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
ダブルA程度	16.7	29.7
シングルA程度	68.6	101.4
	85.3	131.1

c) 流動性リスク

() 確約済信用枠

慎重な流動性管理には、十分な現金残高の維持、十分な確約済信用枠の利用可能性、及び市場においてポジションを清算する能力が要求される。グループ財務部は、予測及び実際のキャッシュ・フロー並びに金融資産・負債の満期構成を監視すること、並びに利用可能な確約済信用枠を保持することによって、資金調達における流動性及び柔軟性を管理している。

貸借対照表日現在、当グループは、以下の通り失効する確約済・未使用の借入枠を有していた。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
2年から5年	500.0	500.0

() デリバティブ以外の金融商品からのキャッシュ・フロー

以下の表は、当グループのデリバティブ以外の正味金融負債から生じるキャッシュ・フローの見積額を表している。表示された情報は、当グループが支払いを請求されうる最も早い日に基づいており、元本及び利息を含む割引前キャッシュ・フローを表している。

2014年	変動金利	固定金利	指数連動型	買掛金	金融負債に係る支払額
割引前支払額：	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1年以内	(142.6)	(220.2)	(23.8)	(31.8)	(418.4)
1年から2年	(54.8)	(721.3)	(24.4)	-	(800.5)
2年から5年	(316.5)	(737.3)	(77.4)		(1,131.2)
5年から10年	(26.3)	(877.1)	(373.3)		(1,276.7)
10年から15年	(43.5)	(788.0)	(424.6)		(1,256.2)
15年から20年	(16.8)	(558.3)	(124.0)		(699.0)
20年から25年	-	(60.9)	(151.2)		(212.1)
25年から30年	-	(286.6)	(183.6)		(470.1)
30年から35年	-	-	(222.4)		(222.4)
35年から40年	-	-	(740.6)		(740.6)
40年から45年	-	-	(3,573.5)		(3,573.5)
45年から50年	-	-	(33.7)		(33.7)
50年から55年	-	-	(545.5)		(545.5)
合計	(600.4)	(4,249.7)	(6,498.1)	(31.8)	(11,380.0)

	売掛金	現金及び短期預け金	金融資産に係る受取額
割引前受取額：	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1年以内	195.6	123.2	318.8

2013年	変動金利	固定金利	指数連動型	買掛金	金融負債に係る支払額
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
割引前支払額：					
1年以内	(10.5)	(144.3)	(194.5)	(30.7)	(380.0)
1年から2年	(167.9)	(217.3)	(23.3)	-	(408.5)
2年から5年	(367.7)	(1,421.0)	(72.8)	-	(1,861.5)
5年から10年	(20.9)	(581.1)	(362.3)	-	(964.3)
10年から15年	(69.7)	(1,179.6)	(186.7)	-	(1,436.0)
15年から20年	-	(539.1)	(346.9)	-	(886.0)
20年から25年	-	(60.9)	(139.7)	-	(200.7)
25年から30年	-	(298.8)	(169.8)	-	(468.6)
30年から35年	-	-	(206.4)	-	(206.4)
35年から40年	-	-	(717.7)	-	(717.7)
40年から45年	-	-	(2,597.7)	-	(2,597.7)
45年から50年	-	-	(949.9)	-	(949.9)
50年から55年	-	-	(536.9)	-	(536.9)
合計	(636.8)	(4,442.0)	(6,504.8)	(30.7)	(11,614.3)

	売掛金	現金及び短期預け金	金融資産に係る受取額
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
割引前受取額：			
1年以内	196.7	403.6	600.3

指数連動型の借入債務は、満期が最長53年の借入金を含んでいる。元本は、定期的に再評価され、小売物価指数の変動に連動している。利息は、再評価後の元本に基づいて半年毎に支払われる。元本の返済額は、満期における再評価額と同額である。上記の表に含まれる支払額は、イングランド銀行が貸借対照表日に公表した物価上昇率に基づく見積額である。

() デリバティブ金融商品からのキャッシュ・フロー

以下の表は、当グループのデリバティブ金融商品から生じる見積キャッシュ・フローを表している。この表は、純額基準で決済されるデリバティブ金融商品については、割引前キャッシュ・インフロー/(アウトフロー)純額、及び総額決済が要求されるデリバティブについては、割引前キャッシュ・インフロー/(アウトフロー)総額に基づいて作成されている。支払額又は受取額が固定されていない場合、開示金額は、貸借対照表日現在の将来のイールド・カーブから導き出された予測金利及び外国為替レートを参照して決定されている。実際の金額は、以下で示された金額と大きく異なる可能性がある。

2014年	デリバティブ負債		デリバティブ資産				合計
	金利 スワップ	エネルギー ギー・ スワップ	金利 スワップ	エネルギー ギー・ スワップ	クロス・カレンシー・ スワップ		
					現金受取額	現金支払額	
割引前(支払額)/受取額:	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1年以内	(40.6)	(3.0)	8.5	-	169.0	(179.4)	(45.5)
1年から2年	(38.4)	-	3.5	-	664.2	(613.4)	15.9
2年から5年	(67.0)	-	-	-	3.1	(1.7)	(65.6)
5年から10年	(63.3)	-	-	-	5.5	(4.0)	(61.8)
10年から15年	(28.4)	-	-	-	21.5	(14.3)	(21.2)
15年から20年	(18.2)	-	-	-	16.8	(8.7)	(10.1)
20年から25年	(0.7)	-	-	-	-	-	(0.7)
	(256.6)	(3.0)	12.0	-	880.1	(821.5)	(189.0)

2013年	デリバティブ負債		デリバティブ資産				合計
	金利 スワップ	エネルギー ギー・ スワップ	金利 スワップ	エネルギー ギー・ スワップ	クロス・カレンシー・ スワップ		
					現金受取額	現金支払額	
割引前(支払額)/受取額:	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1年以内	(36.3)	(0.3)	8.6	1.0	37.3	(36.2)	(25.9)
1年から2年	(41.2)	(1.5)	8.6	-	125.4	(98.3)	(7.0)
2年から5年	(110.9)	-	4.1	-	683.5	(600.2)	(23.5)
5年から10年	(97.6)	-	-	-	5.6	(3.2)	(95.2)
10年から15年	(35.8)	-	-	-	40.7	(23.7)	(18.8)
15年から20年	(20.1)	-	-	-	-	-	(20.1)
20年から25年	(2.2)	-	-	-	-	-	(2.2)
	(344.1)	(1.8)	21.3	1.0	892.5	(761.6)	(192.7)

d) インフレ・リスク

当グループの主な事業子会社であるセバン・トレント・ウォーターは、RPIにより測定されるインフレ率に価格が連動する規制的な環境の下で事業を営んでいる。そのため、同社の営業利益およびキャッシュ・フローはRPIの変動に晒されている。このリスクを軽減し、一部を相殺するために、セバン・トレント・ウォーターは、負債性金融商品(指数連動型借入債務)の残存期間にわたり、RPIの変動調整後の元本金額に基づく固定クーポンにより利息を支払う借入債務を調達している。貸借対照表日における指数連動型借入債務の金額はセクションa) (i) 金利リスクに、この借入債務に関連する将来キャッシュ・フローの見積額はセクションc) (ii) デリバティブ以外の金融商品からのキャッシュ・フローに表示されている。

インフレ率の感応度分析

当グループの指数連動型負債性金融商品の財務費用は、金利よりもRPIの変動の影響を受ける。3月31日現在のRPIの変動に対する当グループの利益及び資本の感応度は、以下の表に示されている。この分析は、金融商品のみに関連しており、セバン・トレント・ウォーターの収益及び規制資本価値、又は確定給付年金制度の会計処理に係る影響をすべて除外している。

	2014年		2013年	
	+1.0%	-1.0%	+1.0%	-1.0%
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
純損益	(9.5)	9.5	(10.4)	10.4
資本	(9.5)	9.5	(10.4)	10.4

e) ヘッジ会計

当グループは、為替レート及び金利の変動に対するエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を使用している。IAS第39号に規定された基準を満たす場合、当該商品にはヘッジ会計が適用される。

(i) 公正価値ヘッジ

当グループは、スターリング・ポンド以外の通貨(主に日本円及びユーロ)建ての借入債務を設定している。クロス・カレンシー・スワップは、当グループの為替レートの変動に対するエクスポージャーを軽減する目的で、その収入金をLIBORに基づく利息付のスターリング・ポンド建借入債務に交換するために借入債務発行の際に締結される。スワップの受取側の条件が原借入債務の条件と密接に対応しているため、このスワップは有効なヘッジであると考えられる。当期末に、公正価値ヘッジとして指定されたクロス・カレンシー・スワップの金額は、以下の通りであった。

	想定元本金額		公正価値	
	2014年	2013年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
米ドル	27.0	27.0	4.7	8.7
ユーロ	11.4	11.4	8.4	9.3
円	14.7	71.4	15.9	35.3
チェコ・コルナ	71.4	14.7	4.6	7.0
	124.5	124.5	33.6	60.3

() キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループは、合意された想定元本金額に基づいて計算した固定金利と変動金利との差額を交換することに合意する金利スワップ契約を締結している。このような契約により、当グループは発行済の変動利付借入債務に起因する将来キャッシュ・フローのエクスポージャーに係る金利の変動リスクを軽減することができる。当グループはまた、AMP(資産管理計画)5の規制期間に、開始日が先日付の多数の金利契約を締結した。当グループでは、セバン・トレント・ウォーターの資本計画に資金を調達するためにAMP5の期間にわたって発行される可能性が高い借入債務に係る金利変動リスクをこのような契約により軽減することができる。これらはキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理されている。貸借対照表日現在の金利スワップの公正価値は、将来キャッシュ・フローを貸借対照表日におけるイールド・カーブ及び契約に内在する信用リスクを用いて割り引くことによって算定される。

金利スワップは基本的に半年毎に純額で決済される。金利スワップの変動金利は6ヶ月LIBORである。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理されている金利スワップの詳細は、以下に要約されている。

	平均約定固定金利		想定元本金額		公正価値	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
	%	%	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
満期までの期間						
10年から20年	5.14%	5.07%	(264.7)	(491.0)	47.2	128.0

当グループは、2015年3月まで6ヶ月の間隔で電力の固定価格と市場価格との差額を交換することに合意する一連のエネルギー・スワップ契約を締結している。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理されているエネルギー・スワップの詳細は、以下に要約されている。

	平均約定価格		想定約定量		公正価値	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
	ポンド/MWh	ポンド/MWh	MWh	MWh	百万ポンド	百万ポンド
満期までの期間						
1年未満	62.9	53.3	174,720	550,368	(2.9)	0.6
1年から2年	-	62.9	-	174,720	-	(1.5)
	62.9	55.6	174,720	725,088	(2.9)	(0.9)

38 株式に基づく報酬

当グループは、従業員に対する株式に基づく報酬制度を複数運営している。当期に当グループは、持分決済型の株式に基づく報酬取引に係る費用合計6.2百万ポンド(2013年度：6.8百万ポンド)を認識した。

当期の加重平均株価は18.12ポンド(2013年度：16.49ポンド)であった。

2014年3月31日現在、どの株式に基づく報酬制度のもとでも行使可能なオプションはなかった(2013年度：なし)。

a) 長期インセンティブ制度(LTIP)

LTIPのもとで、業務執行取締役及び上級職員に条件付株式報奨を付与することができる。報奨は、権利確定期間にわたる業績の状況及び継続雇用を条件としている。セバン・トレント・ピーエルシー及びセバン・トレント・ウォーターの従業員に対するもの(以下「LTIP」という。)とセバン・トレント・サービスの従業員に対するもの(以下「サービスLTIP」という。)とは異なる基盤で報奨が付与されている。

(i) 未行使の報奨

LTIPのもとで付与された報奨

これらの報奨は、セバン・トレント・ウォーターの規制資本価値利益率が3年の権利確定期間にわたり、セバン・トレント・ウォーターのAMP5事業計画に掲げられている水準を上回ることを条件としている。LTIPの市場条件以外の条件に対する業績は100%(2013年度：100%)になると仮定されている。

サービスLTIPのもとで付与された報奨

これらの報奨は、報奨が付与された事業年度から3年間にわたり売上高及び利益の目標達成を条件としている。2012年サービスLTIPの市場条件以外の条件に対する業績は25%(2013年度：2012年サービスLTIP 75%)、及び2013年サービスLTIPについては75%になると仮定されている。

未行使の報奨数の期中の変動の詳細は、以下の通りである。

	報奨の数	
	LTIP	サービスズLTIP
2012年4月1日現在の未行使残高	383,487	94,944
期中の付与	99,886	28,599
期中の権利確定	(46,025)	-
期中の満期消滅	(116,324)	(33,671)
2013年4月1日現在の未行使残高	321,024	89,872
期中の付与	88,996	38,902
期中の権利確定	(67,302)	-
期中の満期消滅	(66,586)	(37,512)
2014年3月31日現在の未行使残高	276,132	91,262

3月31日現在未行使のLTIP及びサービスズLTIP報奨の詳細は、以下の通りであった。

付与日	正規の権利確定日	報奨の数	
		2014年	2013年
2008年7月	2013年	-	31,145
2010年7月	2013年	-	125,568
2011年7月	2014年	127,777	129,209
2012年7月	2015年	115,809	124,974
2013年7月	2016年	123,808	-
		367,394	410,896

LTIP制度の基礎についての詳細は、69から70ページ(訳者注:原文のページ)の取締役の報酬報告書に示されている。

b) 従業員株式貯蓄制度

取締役会は、株式貯蓄制度の規定により、HMRCに承認された3年又は5年の天引き貯蓄契約を結んでいる従業員に対して、当社の普通株式を購入する権利を付与することができる。

未行使のオプション数の期中の変動の詳細は、以下の通りである。

	株式オプション数	加重平均 行使価格 (ペンス)
2012年4月1日現在の未行使残高	3,084,486	950
期中の付与	601,415	1,241
期中の失効	(41,494)	1,005
期中の取消	(44,590)	1,094
期中の行使	(757,623)	883
期中の満期消滅	(7,708)	1,028
2013年4月1日現在の未行使残高	2,834,486	1,027
期中の付与	606,391	1,331
期中の失効	(32,527)	1,151
期中の取消	(58,850)	1,184
期中の行使	(576,913)	874
期中の満期消滅	(25,713)	1,077
2014年3月31日現在の未行使残高	2,800,874	1,125

3月31日現在に未行使の株式貯蓄オプションは、以下の通りであった。

付与日	正規の行使日	オプション価格 (ペンス)	株式オプション数	
			2014年	2013年
2006年1月	2013年	823	-	20,468
2007年1月	2014年	1,172	11,273	11,392
2008年1月	2013年	1,221	-	74,976
2009年1月	2014年	862	496,233	511,960
2010年1月	2015年	808	308,501	774,028
2011年1月	2014年又は2016年	1,137	293,633	315,258
2012年1月	2015年又は2017年	1,177	481,830	525,534
2013年1月	2016年又は2018年	1,241	551,862	600,870
2014年1月	2017年又は2019年	1,331	657,542	-
			2,800,874	2,834,486

c) 株式インセンティブ・プラン(以下「SIP」という。)

SIPのもとで、取締役会はグループ会社の従業員に株式報奨を付与することができる。当期に取締役会は、主要な業績指標に関するセバン・トレント・ウォーターの目標に対する業績に基づいて、SIPのもとでの報奨を付与することを発表した。有資格従業員は、最高750ポンド相当の株式を得る権利を与えられる。これらの報奨は、2014年8月に授与されることが見込まれている。SIP株式は、従業員に対して付与日に権利が確定する。

d) 株式マッチング・プラン(以下「SMP」という。)

株式マッチング・プランのもとで、STECのメンバーは年次賞与制度のうち繰延株式の部分に基づいて取得した株式に係るマッチング株式報奨を受け取る。マッチング株式は、繰延株式各1株に対し最大マッチング株式1株の比率で付与することができ、権利確定期間は3年である。当期にマッチング株式は1対0.5の比率で付与された。

マッチング株式は、FTSE指数(投資信託は除く。)の中の時価総額が51位から150位の企業と比較して測定された3年間の株主総利益に基づいている。

報奨として付与される株式数は、その時点の株価で再投資される名目上の配当に基づき、業績期間を通じて支払われる配当を反映して増加する。報奨は、通常、業績期間の終了時に参加者が雇用されていることを条件に、業績条件が満たされていることを報酬委員会を確認し次第直ちに権利確定される。

報奨数の期中の変動の詳細は、以下の通りである。

	報奨の数
2012年4月1日現在の未行使残高	41,450
期中の付与	18,024
期中の取消	(2,091)
2013年4月1日現在の未行使残高	57,383
期中の付与	33,803
期中の取消	(4,569)
期中の権利確定	(16,179)
2014年3月31日現在の未行使残高	70,438

3月31日現在、未行使の株式マッチング報奨の詳細は、以下の通りである。

付与日	正規の権利確定日	報奨の数	
		2014年	2013年
2010年5月	2013年6月	-	20,748
2011年5月	2014年5月	18,611	18,611
2012年5月	2015年5月	18,024	18,024
2013年5月	2016年5月	33,803	-
		70,438	57,383

e) 公正価値の計算

期中に付与された株式報奨及び株式オプションの公正価値は、以下に示される方法、主な仮定及びデータを使用して計算されていた。

使用した方法	2014年				2013年			
	LTIP	SAYE	SAYE	SMP	LTIP	SAYE	SAYE	SMP
		3年 制度	5年 制度			3年 制度	5年 制度	
	ブラック・ショールズ	ブラック・ショールズ	ブラック・ショールズ	モンテカルロ	ブラック・ショールズ	ブラック・ショールズ	ブラック・ショールズ	モンテカルロ
付与日現在の株価(ペンス)	1,696	1,694	1,694	1,785	1,749	1,605	1,605	1,701
オプション期間(年)	3	3.5	5.5	3	3	3.5	5.5	3
権利確定期間(年)	3	3	5	3	3	3	5	3
予想ボラティリティ	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%
予想配当利回り	4.7%	4.7%	4.7%	n/a	4.3%	4.7%	4.7%	n/a
リスク・フリー・レート	n/a	0.87%	1.83%	0.60%	n/a	0.46%	0.96%	0.32%
1株当たりの公正価値(ペンス)	1,471	280	278	888	1,536	257	239	1,143

予想ボラティリティは、報奨又は株式オプションの付与日より前の3年間にわたり測定される。ボラティリティは、過去の株価の変動に基づいて計算された。

リスク・フリー・レートは、報奨又は株式オプションと近似する期間の国債の付与日現在での利回りから導き出されている。

配当利回りは、年度の予想配当額を付与日現在の株価で除して計算されている。

株式マッチング・プランの比較対象グループは、FTSE指数の中の51位から150位までの企業である。

株式マッチング・プランについては、権利確定期間に支払われた株式に係る配当金は累計されて、基礎となる株式と同様に、業績条件の達成に応じて支払われる。このため、配当利回りの仮定値は必要ではない。

39 取得及び処分

2012年7月、当グループは、クロリン・エンジニアズのCECHLO事業(以下「CEC」という。)の取引及び資産を現金対価1.3百万ポンドで取得した。この取引は取得法によって会計処理された。

2012年6月22日、当グループは、エンタープライズ・ピーエルシーに対する当グループのメーターの設置、修理及び交換事業の売却を完了した。2013年2月4日、当グループは、エーエルエス・リミテッドに対してセバン・トレント分析サービス事業を売却した。

40 キャッシュ・フロー計算書

a) 営業利益から営業活動によるキャッシュ・フローへの調整

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
利息及び税金計上前利益	472.4	489.6
有形固定資産の減価償却費	270.0	264.6
無形資産の償却費	29.3	30.5
例外的減損	29.5	8.2
年金勤務費用	22.5	23.2
確定給付年金制度に係る管理費用	3.0	2.6
年金の掛金	(73.0)	(43.5)
株式に基づく報酬費用	6.2	6.8
有形固定資産及び無形資産売却益	(8.6)	(10.4)
事業の処分による損失	-	1.5
繰延収益の変動	(9.5)	(9.3)
損益計算書への引当金繰入額	11.0	11.6
負債・費用引当金取崩額	(13.8)	(14.3)
運転資本調整前営業キャッシュ・フロー	739.0	761.1
棚卸資産の減少	4.4	1.9
受取債権の増加	(17.2)	(29.4)
支払債務の増加/(減少)	4.0	(2.4)
営業活動からの現金	730.2	731.2
税金還付/(支払)額	27.2	(72.5)
営業活動からの現金純額	757.4	658.7

b) 非資金取引

当期の有形固定資産増加額のうち、新規のファイナンス・リースによって調達されたものはなかった(2013年度：なし)。開発業者から移転された資産は24.7百万ポンド(2013年度：23.0百万ポンド)であった。

c) 例外的キャッシュ・フロー

損益計算書において例外的として分類された項目から発生したキャッシュ・フローは、以下の通りである。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
リストラクチャリング費用	(4.3)	(4.4)
固定資産の処分	9.4	15.1
顧客との契約上の紛争の和解	(1.9)	(0.6)
事業の処分により生じた債務	(1.6)	-
ロングリバーの買収提案に係る専門家報酬	(18.7)	-
	(17.1)	10.1

d) 現金及び現金同等物の変動から正味借入債務の変動への調整

	2013年 4月1日 現在 百万 ポンド	キャッシュ・ フロー 百万 ポンド	公正価値 調整 百万 ポンド	指数連動 債に係る RPIの上昇 百万 ポンド	外国為替 百万 ポンド	その他の 非資金 の変動 百万 ポンド	2014年 3月31日 現在 百万 ポンド
現金及び現金同等物	403.6	(278.6)	-	-	(1.8)	-	123.2
当座借越	(0.4)	0.4	-	-	-	-	-
正味現金及び現金同等物	403.2	(278.2)	-	-	(1.8)	-	123.2
銀行借入金	(758.7)	169.9	-	(6.1)	-	-	(594.9)
その他の借入金	(3,840.9)	1.9	21.9	(30.8)	24.2	(2.3)	(3,826.0)
ファイナンス・リース	(201.6)	0.4	-	-	-	-	(201.2)
クロス・カレンシー・スワップ	100.7	-	(48.6)	-	-	(0.7)	51.4
正味借入債務	(4,297.3)	(106.0)	(26.7)	(36.9)	22.4	(3.0)	(4,447.5)

41 偶発負債

a) 保証契約

グループ会社は、通常の事業の過程において保証契約を締結している。保証契約によって負債が発生することは予想されていない。

当グループは、当期に関連会社であるセルヴィッツィオ・イドリコ・インテグラート・エスシーピーエーの借入債務に係る保証について変更を行い、金額を引き下げた上で一定の保証を行っている。現在の当該保証の上限は5.1百万ユーロ(2013年度：11.2百万ユーロ)である。当グループはこれらの契約から生じる負債で、当財務諸表において引当金を計上していないものはないと考えている。

b) 子会社の処分

当グループは、事業の処分に関連して、一定の保証及び補償を提供している。

2010年4月1日にベルギーの商事裁判所は、2006年のベオリア・プロブリート・エス・エー(以下「ベオリア」という。)へのビッファ・ベルギーの売却に起因するベオリアからの申立てに関して、当グループに対して有利な判決を下した。当該判決において、ベオリアの請求のすべてに根拠がないことが宣言された。この判決に対するベオリアの上訴は、2014年4月16日に言い渡された判決により同裁判所に却下された。

当グループの知る限り、これらの保証及び補償により生じる可能性の高い他の負債で、当財務諸表において引当金を計上していないものはない。

42 サービス委譲契約

当グループの国防省(以下「MoD」という。)への水道及び廃水サービスを提供する契約は、IFRIC第12号の定義に基づくサービス委譲契約である。当グループは、東側の海上の国境及び北西部のランカシャーから南海岸のウェスト・サセックスにおよぶ英国内1,295ヵ所にまたがる25年契約である、MoDのプロジェクト・アクアトリン・パッケージCのサービスの提供者である。

当該契約に基づき、当グループはMoDの基幹設備資産の保守及び改修を行い、水道及び廃水に係る運営サービスを提供している。運営サービス並びに保守及び改修サービスは、いずれも容積に基づく料金体系に加えて、契約で合意されたインフレ調整後の約定料金で課金される。

当グループは保守及び改修サービスを行なう見返りに、現金を受領する無条件の権利を有するため、受領する金額は金融資産として前払金及び未収収益に認識される。2014年3月31日現在、受領する金額は24.8百万ポンド(2013年度：26.8百万ポンド)であった。

当期に、当該契約の重要な変更はなかった。

43 財務及びその他のコミットメント

a) 投資支出コミットメント

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
契約済であるが財務諸表に未計上のもの	158.5	224.9

これらのコミットメントのほかに、セバン・トレント・ウォーター・リミテッドは、長期的な支出計画を有している。これには、水道サービス局長からの業務改善命令を遂行するために必要な投資及び上下水道事業の需要増に備えるための投資が含まれている。

b) リース・コミットメント

貸借対照表日現在、当グループは解約不能オペレーティング・リース契約に基づく将来の最低オペレーティング・リース料総額について未決済のコミットメントを有しており、その期日は以下の通りであった。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
1年以内	3.4	4.7
1年から5年	7.2	10.9
5年超	5.9	7.0
	16.5	22.6

オペレーティング・リース料総額は、事務所用の有形固定資産の一部について当グループが支払うべき賃借料を表している。

44 後発事象

期末日後に、取締役会は1株当たり48.24ペンスの最終配当を提案した。これに関する詳細は、注記14に記載されている。

45 関連当事者取引

当社と関連当事者である子会社との取引は、連結上相殺消去されており、この注記に含まれていない。当グループと関連会社及び共同支配企業との取引は、以下に開示する通りである。

a) 営業取引

	サービス売上高		関連当事者に対する 債権	
	2014年	2013年	2014年	2013年
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
SII	5.8	6.9	17.1	16.4

関連当事者は、当グループが参加持分を有する関連会社及び共同支配企業である。当グループが運営する退職給付制度は関連当事者とみなされる。退職給付制度との取引及び残高の詳細は注記30に開示されている。

b) 経営幹部の報酬

当期の経営幹部は、STECのメンバーからなる。

これらの取締役の報酬は、以下に開示する金額に含まれている。個々の取締役の報酬に関する詳細な情報は67ページから74ページ(訳者注：原文のページ)の取締役の報酬報告書の監査対象部分に記載されている。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
短期従業員給付	6.3	6.0
退職後給付	0.4	0.1
株式に基づく報酬	1.4	1.0
	8.1	7.1

46 子会社

主な子会社

2014年5月28日現在の主な事業子会社の詳細は、以下に記載する通りである。網羅的な子会社一覧表は当社への請求により入手可能であり、来期の年次報告書とともに提出される。

別途記載のない限り、法人を設立した国及び主要な営業を行っている国は英国であり、イングランド及びウェールズで登記されている。すべての子会社は、別途記載のない限り完全所有されている。保有株式はすべて普通株式である。

すべての子会社は連結に含まれている。

会社名	法人設立した国	主要な事業	所有持分割合
ダーウェント・インシュアランス・リミテッド	ジブラルタル	他のグループ会社に対する保険サービスの提供	100%
セバン・トレント・サービスズ・UK・リミテッド	英国	上下水道の基幹設備の運営	100%
セバン・トレント・サービスズ・ディフェンス・リミテッド	英国	MoDに対する上下水道サービス提供	100%
セバン・トレント・エンバイロメンタル・サービスズ・インク	米国	上下水道の基幹設備の運営	100%
セバン・トレント・セレクト・リミテッド	英国	ライセンスによる上下水道サービスの提供	100%
セバン・トレント・サービスズ・リミテッド	英国	浄水商品の販売	100%
セバン・トレント・ウォーター・リミテッド	英国	規制対象の上下水道サービスの提供	100%
セバン・トレント・ウォーター・ピュリフィケーション・インク	米国	浄水商品の製造及び販売	100%

子会社の監査の免除

セバン・トレント・ピーエルシーは、2014年3月31日現在、以下の会社の負債に対して、2006年会社法第479条Cに基づく保証を行っており、従ってこれらの企業に対して、監査人は任命されなかった。

	会社番号
シティ・アナリティカル・サービスズ・リミテッド	2050581
イースト・ウースター・ウォーター・リミテッド	2757948
ガンソープ・フィールズ・リミテッド	4240764
セバン・トレント(W&S)リミテッド	3995023
セバン・トレント・カージントン・リミテッド	7570384
セバン・トレント・コーポレート・ホールディングス・リミテッド	4395566
セバン・トレント・データ・ポータル・リミテッド	8181048
セバン・トレント・ドレイコート・リミテッド	7681784
セバン・トレント・ファイナンス・ホールディングス・リミテッド	6044159
セバン・トレント・ファイナンス・リミテッド	6294618
セバン・トレント・ファイナンス・アンド・インベストメント・リミテッド	6312635
セバン・トレント・ホールディングス・リミテッド	5656363
セバン・トレント・インベストメント・ホールディングス・リミテッド	7560050
セバン・トレント・オーバーシーズ・ホールディングス・リミテッド	2455508
セバン・トレント・パワー・ジェネレーション・リミテッド	2651131
セバン・トレント・プロパティ・ソリューションズ・リミテッド	8181033
セバン・トレント・サービスズ・ホールディングス・リミテッド	4395572
セバン・トレント・サービスズ・インターナショナル(オーバーシーズ・ホールディングス)リミテッド	3125131
セバン・トレント・サービスズ・ピュリフィケーション・リミテッド	2409826
セバン・トレント・システムズ・リミテッド	2394552
セバン・トレント・ユーティリティ・サービスズ・リミテッド	4125386
セバン・トレント・ウィンド・パワー・リミテッド	7742177

[前へ](#) [次へ](#)

個別包括利益計算書(2014年3月31日終了事業年度)

	2014年		2013年 (修正再表示後)	
	百万ポンド	億円	百万ポンド	億円
当期純利益/(損失)	310.7	535	(6.8)	(12)
その他の包括利益				
損益計算書へ振り替えられることのない項目：				
税率変更から生じた繰延税金	(0.5)	(1)	(0.2)	(0)
	(0.5)	(1)	(0.2)	(0)
損益計算書へ振り替えられる可能性のある項目：				
当期のキャッシュ・フロー・ヘッジに係る損益計算書への振替額	2.7	5	2.5	4
損益計算書への振替額に係る繰延税金	(0.5)	(1)	(0.6)	(1)
	2.2	4	1.9	3
当期のその他の包括利益	1.7	3	1.7	3
当期包括利益/(損失)合計	312.4	538	(5.1)	(9)

個別貸借対照表(2014年3月31日現在)

	注記	2014年		2013年	
		百万ポンド	億円	百万ポンド	億円
非流動資産					
無形固定資産		0.2	0	0.2	0
有形固定資産	3	0.4	1	0.6	1
子会社に対する投資	4	3,762.7	6,475	3,641.6	6,266
デリバティブ金融商品		2.6	4	15.8	27
		3,765.9	6,480	3,658.2	6,295
流動資産					
債権	5	25.0	43	42.6	73
デリバティブ金融商品		3.6	6	0.1	0
銀行預金及び手許現金		25.9	45	3.0	5
		54.5	94	45.7	79
債務：支払期限が1年以内の金額	6	(217.1)	(374)	(185.7)	(320)
正味流動負債		(162.6)	(280)	(140.0)	(241)
流動負債控除後資産合計		3,603.3	6,201	3,518.2	6,054
債務：支払期限が1年超の金額	7	(113.8)	(196)	(163.8)	(282)
純資産		3,489.5	6,005	3,354.4	5,772
資本金及び剰余金					
資本金	9	233.9	402	233.3	401
株式払込剰余金	10	94.2	162	89.7	154
その他の剰余金	11	156.5	269	154.4	266
利益剰余金		3,004.9	5,171	2,877.0	4,951
資本金及び剰余金合計		3,489.5	6,005	3,354.4	5,772

2014年5月28日に取締役会によって承認され、下記の者が代表して署名した。

アンドリュー・ダフ、会長

マイケル・マッキオン、財務担当取締役

会社番号：02366619

個別持分変動計算書(2014年3月31日終了事業年度)

	資本金	株式払込 剰余金	その他の 剰余金	利益剰余金	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年4月1日現在	232.6	83.8	152.4	3,200.0	3,668.8
当期純損失	-	-	-	(6.8)	(6.8)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る損益計算書への振替額	-	-	2.6	-	2.6
損益計算書への振替額に係る繰延税金	-	-	(0.6)	-	(0.6)
税率変更から生じた繰延税金	-	-	-	(0.2)	(0.2)
当期包括損失合計	-	-	2.0	(7.0)	(5.0)
株式オプション及びLTIP					
株式の発行による受取金	0.7	5.9	-	-	6.6
従業員の勤務の価値	-	-	-	6.0	6.0
支払配当金	-	-	-	(322.0)	(322.0)
2013年3月31日現在	233.3	89.7	154.4	2,877.0	3,354.4
当期純利益	-	-	-	310.7	310.7
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る損益計算書への振替額	-	-	2.6	-	2.6
損益計算書への振替額に係る繰延税金	-	-	(0.5)	-	(0.5)
税率変更から生じた繰延税金	-	-	-	(0.5)	(0.5)
当期包括利益合計	-	-	2.1	310.2	312.3
株式オプション及びLTIP					
株式の発行による受取金	0.6	4.5	-	-	5.1
従業員の勤務の価値	-	-	-	3.0	3.0
支払配当金	-	-	-	(185.3)	(185.3)
2014年3月31日現在	233.9	94.2	156.5	3,004.9	3,489.5

前期以前の当社利益剰余金のうち1,221.2百万ポンドは、当グループのリストラクチャリング活動の結果生じたものであり、分配可能性は低いと考えられている。

個別持分変動計算書(2014年3月31日終了事業年度)

	資本金	株式払込 剰余金	その他の 剰余金	利益剰余金	合計
	億円	億円	億円	億円	億円
2012年4月1日現在	400	144	262	5,507	6,313
当期純損失	-	-	-	(12)	(12)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る損益計算書への振替額	-	-	4	-	4
損益計算書への振替額に係る繰延税金	-	-	(1)	-	(1)
税率変更から生じた繰延税金	-	-	-	(0)	(0)
当期包括損失合計	-	-	3	(12)	(9)
株式オプション及びLTIP					
株式の発行による受取金	1	10	-	-	11
従業員の勤務の価値	-	-	-	10	10
支払配当金	-	-	-	(554)	(554)
2013年3月31日現在	401	154	266	4,951	5,772
当期純利益	-	-	-	535	535
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る損益計算書への振替額	-	-	4	-	4
損益計算書への振替額に係る繰延税金	-	-	(1)	-	(1)
税率変更から生じた繰延税金	-	-	-	(1)	(1)
当期包括利益合計	-	-	4	534	537
株式オプション及びLTIP					
株式の発行による受取金	1	8	-	-	9
従業員の勤務の価値	-	-	-	5	5
支払配当金	-	-	-	(319)	(319)
2014年3月31日現在	402	162	269	5,171	6,005

前期以前の当社利益剰余金のうち1,221.2百万ポンドは、当グループのリストラクチャリング活動の結果生じたものであり、分配可能性は低いと考えられている。

個別財務諸表に対する注記(2014年3月31日終了事業年度)

1 会計方針

a) 会計慣行

当財務諸表は、取得原価主義(一定の金融資産及び負債(デリバティブ商品を含む。))につき公正価値で再評価する点に関し修正されたもの)に基づき、適用される英国会計基準に準拠して作成されており、また、2006年英国会社法(以下「会社法」という。)の求めるところに従っている。当期及び前期に継続して適用されている主要な会計方針は以下の通りである。

b) 作成の基礎

当社は財務報告審議会が公表した新しい会計の枠組みを早期適用することを選択した。当社は財務報告基準第100号(以下「FRS第100号」という。)に基づく適格企業の定義を満たしている。従って、当社は2014年3月31日終了事業年度において、FRS第101号「開示減免フレームワーク」を採用しており、FRS第100号より前に公表されたすべての英国会計基準の適用を中止している。そのため、欧州連合で採択されたIFRSの認識及び測定の実務事項が適用されているが、これらは2006年会社法に基づく財務諸表であることから、2006年会社法並びに2008年大規模・中規模会社及びグループ(財務諸表及び取締役報告書)規則(The Large and Medium-sized Companies and Groups (Accounts and Reports) Regulations 2008)(SI 2008/410)に準拠するために必要に応じて修正されている。

FRS第101号によって認められているところにより、当社は、株式に基づく報酬、金融商品、資本管理、一定の資産に係る比較情報の表示、未発効の基準、資産の減損及び関連当事者取引に関して、この基準のもとで利用可能な開示の免除規定を利用している。

要求される場合には、連結財務諸表に同等の開示が行われる。

2006年会社法第408条によって認められているところにより、当社の個別損益計算書及び個別キャッシュ・フロー計算書は示されていない。当期純利益は包括利益計算書に開示されている。

セバン・トレント・ピーエルシーは、スコットランドで登記されているセバン・トレント・リミテッド・パートナーシップ(以下「当該パートナーシップ」という。)のパートナーである。当該パートナーシップはセバン・トレント・ピーエルシーの連結財務諸表に含まれているため、当社は、2008年パートナーシップ(財務諸表)規則の規則第7条で定められている、同規則第4条から第6条までの要求事項の免除規定を利用している。

c) FRS第101号の初度適用

当社のFRS第101号への移行日は2012年4月1日である。国際財務報告基準第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下「IFRS第1号」という。)の第6項から第33項で別途要求されているか又は認められている場合を除き、財務諸表上のすべての比較情報は、FRS第101号の適用を反映するために修正再表示されている。この移行の詳細は注記18に記載されている。

当グループは、2006年3月31日終了事業年度の連結財務諸表においてIFRSを初度適用した。IFRS第1号に準拠して、当社は資産及び負債を当グループの連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額で測定している。

d) 無形固定資産

単独で取得した無形資産は取得原価で資産計上され、取得日現在の公正価値で資産計上される。当初認識後、無形資産に対して取得原価モデルが適用される。

無形資産は、以下の経済的見積耐用年数にわたって定額法で償却される。

ソフトウェア

3年 - 10年

耐用年数を確定できる資産に係る償却費は、営業費用を通じて損益計算書に計上される。

無形資産は、減損の兆候が存在する場合に減損の検討が行なわれる。

e) 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。自由保有地は減価償却が行われない。その他の資産は、経済的見積耐用年数にわたって定額法で減価償却される。経済的見積耐用年数は、主として次の通りである。

建物

60年

事務所備品及び装置

3年 - 20年

f) 固定資産及び投資の減損

固定資産又は投資の回収可能価額がその帳簿価額を下回ると見積られる場合には、当該資産の帳簿価額はその回収可能価額まで減額される。その資産が他の資産から独立したキャッシュ・フローを生成していない場合には、当社は、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積る。回収可能価額とは、減損検討日現在の、売却コスト控除後の公正価値と見積使用価値のいずれか高い金額である。売却コスト控除後の公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者による独立第三者間取引条件による資産の売却により得られる金額から、処分コストを控除した金額を示す。使用価値とは、資金生成単位から得られることが見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値であり、資金生成単位又は資産の資本コストに関する現在の市場評価を反映した税引前の割引率を用いて割引かれている。

使用する割引率は、当該資産又は資金生成単位の見積資本コストに基づいている。

減損は損益計算書において直ちに認識される。

g) 金融商品

i) 金融資産

金融資産は以下の区分に分類される。

- ・純損益を通じて公正価値で測定するもの
- ・満期保有投資
- ・売却可能金融資産
- ・貸付金及び債権
- ・ヘッジ手段として指定されたデリバティブ

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されているか、又は「売買目的保有」として分類されている金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される。ヘッジ手段として指定されておらず、有効ではないデリバティブ金融資産は、IAS第39号により、「売買目的保有」への分類が求められる。ただし、36ページ(訳者注：原文のページ)の財務レビューに記載されている通り、当グループの財務方針では、当グループはデリバティブ金融商品を売買目的では保有も発行もしない。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で計上され、再測定により発生した利得又は損失はすべて損益計算書に認識される。公正価値は連結財務諸表の注記36に記載された方法を使用して算定される。

満期保有投資

当社が投資を満期まで保有する能力及び意思を有している場合、その金融資産は満期保有投資に分類される。そうした金融資産は、実効金利法を用いて償却原価で測定され、利得又は損失が生じた場合には損益計算書に認識される。

売却可能金融資産

取得原価(支払対価の公正価値)による当初認識後、売却可能として分類された投資は公正価値で測定され、これに係る利得又は損失は資本に認識される。売却可能投資が処分又は減損処理される場合には、過去に資本に認識された利得又は損失は損益計算書に振り替えられる。活発な市場がなく信頼性をもって公正価値を測定することができない場合、当該投資は取得原価で計上される。

貸付金及び債権

支払額が固定又は決定可能であり、かつ活発な市場での相場価格がない売掛金、貸付金及びその他の債権は、貸付金及び債権に分類される。そうした資産は、当初認識時に公正価値で測定され、その後は実効金利法を使用して償却原価で測定される。ただし、資産に減損が生じている客観的な証拠が存在する場合には、当該資産は回収可能価額まで評価減され、回収不能額については費用として認識される。

ヘッジ手段として指定されたデリバティブ

ヘッジ手段として指定されたデリバティブ金融資産の公正価値は連結財務諸表の注記36に記載された方法を使用して算定される。ヘッジ会計については以下に記載されている。

)金融負債

金融負債は以下のいずれかに分類される。

- ・純損益を通じて公正価値で測定するもの
- ・その他の金融負債
- ・ヘッジ手段として指定されたデリバティブ

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されているか、又は「売買目的保有」として分類されている金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類される。ヘッジ手段として指定されておらず、有効ではないデリバティブ金融負債は、IAS第39号により、「売買目的保有」への分類が求められる。ただし、36ページ(訳者注：原文のページ)の財務レビューに記載されている通り、当グループの財務方針では、当グループはデリバティブ金融商品を売買目的では保有も発行もしない。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で計上され、再測定により発生した利得又は損失はすべて損益計算書に認識される。公正価値は連結財務諸表の注記36に記載された方法を使用して算定される。

その他の金融負債

借入債務を含むその他の金融負債は当初、取引コスト控除後の公正価値で認識される。当初認識後、その他の金融負債は実効金利法を用いた償却原価で測定される。

ヘッジ手段として指定されたデリバティブ

ヘッジ手段として指定されたデリバティブ金融負債の公正価値は連結財務諸表の注記36に記載された方法を使用して算定される。ヘッジ会計については以下に記載されている。

ヘッジ会計

当社は、クロス・カレンシー・スワップ、為替予約、金利スワップといったデリバティブ金融商品を利用して、為替及び金利の変動に伴うリスクをヘッジしている。こうしたデリバティブ商品は上述の会計方針に従って、認識及び測定される。

ヘッジ関係の開始時に、当社は以下について文書化する。

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象の関係
 - ・ヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略
 - ・ヘッジ手段はヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フロー(適宜)の変動を相殺する上で有効性が高いか否か
- 当社は、ヘッジの有効性について継続的にテスト及び文書化を行なっている。

ヘッジ手段が失効、売却、終結若しくは行使された場合、又はヘッジ会計の適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計が中止される。

公正価値ヘッジ

借入金又は借入債務が公正価値ヘッジ関係にある場合には、ヘッジされるリスクの公正価値の変動につき貸借対照表日現在で再測定が行なわれ、これに係る利得又は損失は損益計算書に認識される。

ヘッジ会計が中止される場合、ヘッジされるリスクから生じるヘッジ対象の帳簿価額に対する公正価値調整は、中止日以降償却され、損益計算書に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ

ヘッジ手段として指定されたデリバティブ金融負債の公正価値は、連結財務諸表の注記36に記載された方法を用いて算定されている。ヘッジ会計については以下に記載されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効なヘッジであると判定された部分は資本に直接認識され、非有効部分については損益計算書に認識される。この方法で資本に繰延べられた利得又は損失は、基礎となるヘッジ対象取引又は確定約定が損益計算書に認識されるのと同じ期に、損益計算書に振り替えられる。

ヘッジ会計が中止される場合、資本に認識されていたヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額は、予定取引が発生するまでの間、引き続き資本に計上されるが、その予定取引がもはや発生しないと予想される場合には、損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

為替予約及び外貨建借入債務は、外貨建事業に対する純投資をヘッジする目的で利用されている場合、純投資ヘッジとして指定されかつ有効な部分は、資本において関連資産の価値の変動額と対応する。非有効部分については損益計算書に計上される。

)組込デリバティブ

他の金融商品又は他の主契約に組み込まれたデリバティブは、そのリスク及び特性が主契約のリスク及び特性と密接に関連せず、かつ、主契約が公正価値で計上されその利得及び損失が損益計算書に報告されるものではない場合、別個のデリバティブとして会計処理される。

h) 投資

子会社に対する投資は、取得原価により計上されている。

取得原価(支払対価の公正価値)による当初認識後、売買目的保有又は売却可能として分類された投資は公正価値で測定され、これに係る利得又は損失はそれぞれ純損益又は資本に認識される。売却可能投資が処分又は減損処理される場合には、過去に剰余金に認識された利得又は損失は損益計算書に振り替えられる。

i) 株式に基づく報酬

当社は、従業員に対する持分決済型の株式に基づく報酬制度を複数運営している。付与と引換えに受領する従業員の勤務の公正価値は、付与の権利確定期間にわたり費用として認識される。

従業員の勤務の公正価値は、価格決定モデルを使用し、市場条件以外の条件による影響を除外して計算した、付与報酬の公正価値を参照して算定される。権利確定見込の報酬の数には、市場条件以外の権利確定条件(適切な場合には、当グループによる雇用の継続を含む。)が考慮される。その費用計上額は、市場に基づく条件以外の条件を充足しないため権利確定とならない株式を反映するよう調整される。

当社が子会社の従業員に報奨を付与する場合には、当社は報奨の公正価値を当該子会社に対する投資の増加として計上する。その投資額は、市場に基づく条件以外の条件を充足しないため権利確定とならない株式を反映するよう調整される。

j) 退職給付

当社は、セバン・トレント・グループの確定給付年金制度に加入している。確定給付費用の純額を加入グループ企業に負担させる契約上の合意又は明示された方針が存在しないため、当社は当期に支払うべき掛金と同額を損益計算書の借方に認識している。確定給付費用の純額は、制度提供雇用主であるセバン・トレント・ウォーター・リミテッドにより認識されている。

また、当社は、セバン・トレント・グループの確定拠出年金制度にも加入している。掛金は、支払期限が到来する年度に損益計算書に借方計上される。

k) 税金

当期末払税金は当期の課税所得に基づいている。課税所得は、他の期に課税対象となるか、又は損金算入される収益及び費用項目を除外し、さらに、いずれの期間においても課税対象とならないか、又は損金算入されない項目を除外するため、損益計算書上で報告される税引前利益と異なっている。当社の当期税金負債は、貸借対照表日までに施行されているか、又は実質的に施行されている税率を用いて計算されている。

繰延税金は、資産及び負債の税務基準額と財務諸表上の帳簿価額との将来加算一時差異について、負債法を使用して、全額計上されている。繰延税金資産は、将来それを利用するのに十分な課税所得が発生する可能性の高い範囲内でのみ認識される。繰延税金は、割引前ベースで、貸借対照表日までに施行されているか又は実質的に施行されており、関連する繰延税金資産が実現するか又は繰延税金負債が決済される期において適用が予想される法定税率及び税法を使用して測定される。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、それらが同一の税務当局により課税される法人所得税に関連していて、当社が当期税金資産及び負債を純額ベースで決済する意図がある場合に相殺される。

2 無形固定資産

	合計
	百万ポンド
取得原価	
2013年4月1日現在	0.8
増加額	0.1
2014年3月31日現在	0.9
償却費	
2013年4月1日現在	(0.6)
2014年3月31日現在	(0.6)
正味帳簿価額	
2014年3月31日現在	0.3
2013年3月31日現在	0.2

無形資産はすべて購入したソフトウェアである。

3 有形固定資産

	土地及び建物	事務所備品 及び装置	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
取得原価			
2013年3月31日及び 2014年3月31日現在	0.1	0.6	0.7
減価償却費			
2013年4月1日現在	-	(0.1)	(0.1)
当期計上額	-	(0.2)	(0.2)
2014年3月31日現在	-	(0.3)	(0.3)
正味帳簿価額			
2014年3月31日現在	0.1	0.3	0.4
2013年3月31日現在	0.1	0.5	0.6

4 投資

	子会社		
	株式	貸付金	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2013年4月1日現在	3,310.5	331.1	3,641.6
増加額/新規貸付	3.1	118.0	121.1
2014年3月31日現在	3,313.6	449.1	3,762.7

当社の主な子会社の詳細については、連結財務諸表の注記46に記載されている。

5 債権

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
グループ会社に対する債権	19.2	4.5
繰延税金	4.9	8.2
未収法人所得税	-	29.5
その他の債権	0.3	-
前払金及び未収収益	0.6	0.4
	25.0	42.6

当社が認識した主な繰延税金負債及び繰延税金資産の変動の分析は、以下の通りである。

	税務上の 加速度償却	金融商品の 公正価値	その他	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年4月1日現在	0.2	9.2	0.6	10.0
損益計算書への借方計上	(0.1)	(0.9)	0.2	(0.8)
税率変更から生じた損益計算書への借方計上	-	(0.2)	-	(0.2)
その他の包括利益への借方計上	-	(0.6)	-	(0.6)
税率変更から生じたその他の包括利益への借方計上	-	(0.2)	-	(0.2)
2013年4月1日現在	0.1	7.3	0.8	8.2
損益計算書への借方計上	-	(2.2)	0.5	(1.7)
税率変更から生じた損益計算書への借方計上	-	(0.5)	(0.1)	(0.6)
その他の包括利益への借方計上	-	(0.5)	-	(0.5)
税率変更から生じたその他の包括利益への借方計上	-	(0.5)	-	(0.5)
2014年3月31日現在	0.1	3.6	1.2	4.9

6 債務：支払期限が1年以内の金額

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
当座借越	4.0	19.6
その他の借入金	26.4	-
借入債務(注記8)	30.4	19.6
デリバティブ金融商品	0.2	0.2
買掛金	0.4	0.6
グループ会社に対する債務	146.2	155.2
その他の債務	10.1	6.0
税金及び社会保障	28.7	-
未払費用	1.1	4.1
	217.1	185.7

7 債務：支払期限が1年超の金額

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
借入債務 - その他の借入金(注記8)	95.5	129.1
グループ会社に対する債務	-	3.0
デリバティブ金融商品	18.3	31.7
	113.8	163.8

8 借入債務

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
支払期限が1年以内の借入債務	30.4	19.6
支払期限が1年超の借入債務		
1年超2年以内	17.8	32.3
2年超5年以内	-	21.6
5年超	77.7	75.2
支払期限が1年超の借入債務合計	95.5	129.1
	125.9	148.7

5年超返済予定の借入債務は、2012年7月に発行された当社の個人投資家向けRPI連動債で構成されている。当該債券には、RPIに応じて上昇する元本金額に対する1.3%のクーポンが付されている。当該債券は2022年7月に返済予定である。

当社の借入債務は、当社が締結したクロス・カレンシー・スワップを考慮後で、スターリング・ポンド建てである。当社の借入債務の帳簿価格及び公正価値の間に重要な差異はない。公正価値は、予想される支払の時期に関連するゼロ・クーポンの先渡金利を用いて割引かれた、予想将来キャッシュ・フローに基づいている。

貸借対照表日現在、当社は、以下の通りに失効する確約済・未使用の借入枠を有していた。

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
1年以内	-	-
1年から2年	-	-
2年から5年	200.0	200.0
	200.0	200.0

この信用枠はセバン・トレント・ウォーター・リミテッドと共同で使用している。

9 株式資本

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
発行済かつ全額払込済株式合計 額面97 17/19ペンスの普通株式238,942,647株 (2013年度：238,365,734株)	233.9	233.3

株式資本の変動は以下の通りであった。

額面97 17/19ペンスの普通株式	株式数	百万ポンド
2013年4月1日現在	238,365,734	233.3
当グループの従業員株式貯蓄制度に基づき発行された株式	576,913	0.6
2014年3月31日現在	238,942,647	233.9

10 株式払込剰余金

	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド
4月1日現在	89.7	83.8
従業員株式貯蓄制度に係る株式発行に伴い発生した株式払込剰余金	4.5	5.9
3月31日現在	94.2	89.7

11 その他の剰余金

	資本償還準備金	ヘッジ剰余金	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年4月1日現在	156.1	(3.7)	152.4
当期包括利益合計	-	2.0	2.0
2013年4月1日現在	156.1	(1.7)	154.4
当期包括利益合計	-	2.1	2.1
2014年3月31日現在	156.1	0.4	156.5

資本償還準備金はB株式の償還に伴い発生した。

ヘッジ剰余金は、IAS第39号のヘッジ会計規定及びIFRS第1号の経過措置に基づいて資本に直接計上された金利スワップに係る利得又は損失から発生する。

12 株式に基づく報酬

従業員株式制度、及び当社の株式に関して付与されたオプションの詳細については、連結財務諸表の注記38を参照のこと。また、行使されたオプション及び当期に権利確定した報奨並びに当期における当社の加重平均株価の詳細も、同注記に開示されている。

13 年金

当グループは、当社の従業員の一部が加入者となっているグループ確定給付年金制度を運営している。これらの制度に係る確定給付費用の純額を制度に加入する企業間で負担する契約上の合意は存在しない。そのため、当該制度に係る確定給付費用の純額は、制度提供雇用主であるセバン・トレント・ウォーター・リミテッドの財務諸表に認識されている。当グループの制度に対する掛金の費用は、0.1百万ポンド(2013年度：0.1百万ポンド)である。確定給付制度への掛金について、未払いの金額はなかった(2013年度：なし)。

制度全体に関する情報は、連結財務諸表の注記30に開示されている。

14 関連当事者取引

当社が運営する退職給付制度は関連当事者とみなされる。退職給付制度との取引及び残高の詳細は注記13に開示されている。

15 偶発負債

a) 保証契約

当社は、通常の事業の過程において保証契約を締結している。保証契約によって負債が発生することは予想されていない。

b) 銀行との相殺協定

当社と銀行との協定は、一部の子会社とのプール制で運用されている。当該協定に基づいて、参加企業はその預金残高の範囲内で参加企業相互間の借越残高を保証しており、預金残高は他の参加企業の借越残高と相殺することができる。2014年3月31日現在、当社の偶発負債は25.9百万ポンド(2013年度：3.0百万ポンド)であった。

16 後発事象

期末日後に、取締役会は1株当たり48.24ペンスの最終配当を提案した。

17 配当金

2014年3月31日及び2013年3月31日終了事業年度に支払われた配当金の詳細については、連結財務諸表の注記14を参照のこと。

18 FRS第101号への移行

当事業年度は、当社がFRS第101号に基づいて財務諸表を表示する初年度である。以前の英国の会計の枠組みに基づいて作成した最後の財務諸表は2013年3月31日終了事業年度のものであった。そのため、移行日は2012年4月1日であった。

2012年4月1日現在の資本の調整

	過去の報告額	移行による影響	FRS第101号の適用
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
固定資産			
無形固定資産	-	0.2	0.2
有形固定資産	0.2	(0.2)	-
投資	3,638.0	-	3,638.0
デリバティブ金融商品	20.8	-	20.8
	3,659.0	-	3,659.0
流動資産			
債権	44.3	2.7	47.0
デリバティブ金融資産	6.7	-	6.7
銀行預金及び手許現金	234.6	-	234.6
	285.6	2.7	288.3
債務：支払期限が1年以内の金額	(181.0)	(0.6)	(181.6)
正味流動負債	104.6	2.1	106.7
流動負債控除後資産合計	3,763.6	2.1	3,765.7
債務：支払期限が1年超の金額	(96.9)	-	(96.9)
純資産	3,666.7	2.1	3,668.8
資本金及び剰余金			
資本金	232.6	-	232.6
株式払込剰余金	83.8	-	83.8
その他の剰余金	152.4	-	152.4
利益剰余金	3,197.9	2.1	3,200.0
株主資本合計	3,666.7	2.1	3,668.8

2013年4月1日現在の資本の調整

	過去の報告額	移行による影響	FRS第101号の適用
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
固定資産			
無形固定資産	-	0.2	0.2
有形固定資産	0.8	(0.2)	0.6
投資	3,641.6	-	3,641.6
デリバティブ金融資産	15.8	-	15.8
	3,658.2	-	3,658.2
流動資産			
債権	40.5	2.1	42.6
デリバティブ金融資産	0.1	-	0.1
銀行預金及び手許現金	3.0	-	3.0
	43.6	2.1	45.7
債務：支払期限が1年以内の金額	(185.6)	(0.1)	(185.7)
正味流動(負債)/資産	(142.0)	2.0	(140.0)
流動負債控除後資産合計	3,516.2	2.0	3,518.2
債務：支払期限が1年超の金額	(163.8)	-	(163.8)
純資産	3,352.4	2.0	3,354.4
資本金及び剰余金			
資本金	233.3	-	233.3
株式払込剰余金	89.7	-	89.7
その他の剰余金	154.4	-	154.4
利益剰余金	2,875.0	2.0	2,877.0
株主資本合計	3,352.4	2.0	3,354.4

当社は、セバン・トレント・グループの連結財務諸表に含まれている。セバン・トレント・グループは、連結財務諸表において、2006年3月31日終了事業年度にIFRSを初度適用した。IFRS第1号に準拠して、当社は資産及び負債を連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額で測定している。

[前へ](#) [次へ](#)

Severn Trent Plc - Annual Report and Accounts 2014

Consolidated income statement

For the year ended 31 March 2014

	Note	2014 £m	2013 Restated £m
Turnover	5, 6	1,856.7	1,831.6
Operating costs before exceptional items	7	(1,339.9)	(1,336.2)
Exceptional operating costs	8	(44.4)	(4.3)
Total operating costs	7	(1,384.3)	(1,340.5)
Exceptional loss on disposal of business	8	-	(1.5)
Profit before interest, tax and exceptional items	5	516.8	495.4
Exceptional items before interest and tax	8	(44.4)	(5.8)
Profit before interest and tax		472.4	489.6
Finance income	10	80.8	78.4
Finance costs	11	(328.7)	(322.4)
Net finance costs		(247.9)	(244.3)
Gains/(losses) on financial instruments	12	58.0	(45.3)
Share of results of associates and joint ventures		0.2	0.2
Profit before tax, gains/(losses) on financial instruments and exceptional items		269.1	251.3
Exceptional items before tax	8	(44.4)	(5.8)
Gains/(losses) on financial instruments	12	58.0	(45.3)
Profit on ordinary activities before taxation		282.7	200.2
Current tax excluding exceptional credit	13	(56.5)	(27.9)
Deferred tax excluding exceptional credit	13	(21.5)	8.2
Exceptional tax credit	13	230.2	38.4
Total taxation on profit on ordinary activities	13	152.2	18.7
Profit for the year		434.9	218.9
Attributable to:			
Owners of the company		433.8	216.0
Non-controlling interests		1.1	2.9
		434.9	218.9
Earnings per share (pence)			
Basic	15	182.1	90.9
Diluted	15	181.3	90.5

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

Consolidated statement of comprehensive income

For the year ended 31 March 2014

	2014 £m	2013 Restated £m
Profit for the year	434.9	218.9
Other comprehensive income		
Items that will not be reclassified to the income statement:		
Net actuarial gain/(loss) on defined benefit pension schemes	3.7	(39.2)
Tax on net actuarial gain/loss	(0.8)	9.0
Deferred tax arising on change of rate	(12.3)	(3.4)
	(9.4)	(33.6)
Items that may be reclassified to the income statement:		
Gain/(loss) on cash flow hedges	15.1	(39.0)
Deferred tax on gain/loss on cash flow hedges	(3.0)	9.0
Amounts on cash flow hedges transferred to the income statement in the year	8.1	14.8
Deferred tax on transfers to income statement	(1.6)	(3.4)
Exchange movement on translation of overseas results and net assets	(9.7)	5.4
	8.9	(13.2)
Other comprehensive loss for the year	(0.5)	(46.8)
Total comprehensive income for the year	434.4	172.1
Attributable to:		
Owners of the company	434.3	168.7
Non-controlling interests	0.1	3.4
	434.4	172.1

Consolidated statement of changes in equity

For the year ended 31 March 2014

	Equity attributable to owners of the company					Non-controlling interests £m	Total equity £m
	Share capital £m	Share premium £m	Other reserves £m	Retained earnings £m	Total £m		
At 1 April 2012	232.6	83.8	400.2	256.9	973.5	7.9	981.4
Profit for the year (restated see note 3)	-	-	-	216.0	216.0	2.9	218.9
Losses on cash flow hedges	-	-	(39.0)	-	(39.0)	-	(39.0)
Deferred tax on losses on cash flow hedges	-	-	9.0	-	9.0	-	9.0
Amounts on cash flow hedges transferred to the income statement	-	-	14.8	-	14.8	-	14.8
Deferred tax on transfers to the income statement	-	-	(3.4)	-	(3.4)	-	(3.4)
Exchange movement on translation of overseas results and net assets	-	-	4.9	-	4.9	0.5	5.4
Actuarial losses (restated see note 3)	-	-	-	(39.2)	(39.2)	-	(39.2)
Tax on actuarial losses (restated see note 3)	-	-	-	9.0	9.0	-	9.0
Deferred tax arising from rate change	-	-	-	(3.4)	(3.4)	-	(3.4)
Total comprehensive income for the year	-	-	(13.7)	182.4	168.7	3.4	172.1
Share options and LTIPs							
- proceeds from shares issued	0.7	5.9	-	-	6.6	-	6.6
- value of employees' services	-	-	-	6.9	6.9	-	6.9
- own shares purchased	-	-	-	(1.3)	(1.3)	-	(1.3)
Current tax on share based payments	-	-	-	0.8	0.8	-	0.8
Transfer of infrastructure reserve	-	-	(314.2)	314.2	-	-	-
Dividends paid	-	-	-	(322.0)	(322.0)	(0.5)	(322.5)
At 31 March 2013	233.3	89.7	72.3	437.9	833.2	10.8	844.0
Profit for the year	-	-	-	433.8	433.8	1.1	434.9
Gains on cash flow hedges	-	-	15.1	-	15.1	-	15.1
Deferred tax on gains on cash flow hedges	-	-	(3.0)	-	(3.0)	-	(3.0)
Amounts on cash flow hedges transferred to the income statement	-	-	8.1	-	8.1	-	8.1
Deferred tax on transfers to the income statement	-	-	(1.6)	-	(1.6)	-	(1.6)
Exchange movement on translation of overseas results and net assets	-	-	(8.7)	-	(8.7)	(1.0)	(9.7)
Actuarial gains	-	-	-	3.7	3.7	-	3.7
Tax on actuarial gains	-	-	-	(0.8)	(0.8)	-	(0.8)
Deferred tax arising from rate change	-	-	-	(12.3)	(12.3)	-	(12.3)
Total comprehensive income for the year	-	-	9.9	424.4	434.3	0.1	434.4
Share options and LTIPs							
- proceeds from shares issued	0.6	4.5	-	-	5.1	-	5.1
- value of employees' services	-	-	-	5.8	5.8	-	5.8
- own shares purchased	-	-	-	(2.8)	(2.8)	-	(2.8)
Current tax on share based payments	-	-	-	1.0	1.0	-	1.0
Adjustment arising from change in non-controlling interest	-	-	-	(13.7)	(13.7)	2.2	(11.5)
Dividends paid	-	-	-	(185.3)	(185.3)	(0.6)	(185.9)
At 31 March 2014	233.9	94.2	82.2	667.3	1,077.6	12.5	1,090.1

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

Severn Trent Plc Annual Report and Accounts 2014

Consolidated balance sheet

At 31 March 2014

	Note	2014 £m	2013 £m
Non-current assets			
Goodwill	16	14.8	41.7
Other intangible assets	17	80.2	99.3
Property, plant and equipment	18	7,023.5	6,760.0
Interests in joint ventures	19	0.3	0.3
Interests in associates	20	4.9	4.7
Derivative financial assets	21	72.4	130.1
Available for sale financial assets	35	0.1	0.1
		7,196.2	7,036.2
Current assets			
Inventory	22	27.2	32.1
Trade and other receivables	23	513.2	506.0
Current tax receivable		16.5	40.5
Derivative financial assets	21	12.9	1.0
Cash and cash equivalents	24	123.2	403.6
		693.0	983.2
Total assets		7,889.2	8,019.4
Current liabilities			
Borrowings	35	(206.1)	(170.3)
Derivative financial liabilities	27	(24.8)	(0.6)
Trade and other payables	28	(412.7)	(399.0)
Provisions for liabilities and charges	31	(12.1)	(11.1)
		(655.7)	(581.0)
Non-current liabilities			
Borrowings	35	(4,416.0)	(4,631.3)
Derivative financial liabilities	27	(206.2)	(309.6)
Trade and other payables	28	(492.4)	(453.4)
Deferred tax	29	(654.0)	(785.8)
Retirement benefit obligations	30	(348.3)	(383.7)
Provisions for liabilities and charges	31	(26.5)	(30.6)
		(6,143.4)	(6,594.4)
Total liabilities		(6,799.1)	(7,175.4)
Net assets		1,090.1	844.0
Equity			
Called up share capital	32	233.9	233.3
Share premium account	33	94.2	89.7
Other reserves	34	82.2	72.3
Retained earnings		667.3	437.9
Equity attributable to owners of the company		1,077.6	833.2
Non-controlling interests		12.5	10.8
Total equity		1,090.1	844.0

Signed on behalf of the board who approved the accounts on 28 May 2014.

Andrew Duff
Chairman

Michael McKeon
Finance Director

Company Number: 2366619

Consolidated cash flow statement

For the year ended 31 March 2014

	Note	2014 £m	2013 £m
Cash generated from operations	40	730.2	731.2
Tax received/(paid)		27.2	(72.5)
Net cash generated from operating activities		757.4	658.7
Investing activities			
Interest received		6.5	3.7
Net cash inflow from sale of businesses	39	-	12.4
Acquisition of subsidiaries	39	-	(1.3)
Acquisition of non-controlling interests		(11.4)	-
Proceeds on disposal of property, plant and equipment and intangible assets		10.3	16.1
Purchases of intangible assets		(13.9)	(16.0)
Purchases of property, plant and equipment		(490.6)	(429.2)
Contributions and grants received		30.3	27.3
Net cash used in investing activities		(468.8)	(387.0)
Financing activities			
Interest paid		(206.9)	(186.8)
Closed out swaps		-	(44.3)
Interest element of finance lease payments		(4.2)	(6.0)
Dividends paid to shareholders of the parent		(185.3)	(322.0)
Dividends paid to non-controlling interests		(0.6)	(0.5)
Repayments of borrowings		(172.4)	(259.9)
Repayments of obligations under finance leases		(0.4)	(17.4)
New loans raised		0.7	668.3
Issues of shares		5.1	6.6
Purchase of own shares		(2.8)	(1.3)
Net cash used in financing activities		(566.8)	(163.3)
(Decrease)/increase in cash and cash equivalents		(278.2)	108.4
Net cash and cash equivalents at beginning of period		403.2	294.7
Effect of foreign exchange rates		(1.8)	0.1
Net cash and cash equivalents at end of period		123.2	403.2
Net cash and cash equivalents comprise:			
Total cash and cash equivalents		123.2	403.6
Bank overdrafts		-	(0.4)
Net cash and cash equivalents at end of period		123.2	403.2

The decrease in cash and cash equivalents is reconciled to the movement in net debt in note 40.

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

Notes to the group financial statements

For the year ended 31 March 2014

1 General information

The Severn Trent group has a number of operations. These are described in the segmental analysis in note 5.

Severn Trent Plc is a company incorporated and domiciled in the UK. The address of its registered office is shown on the back of the cover of the Annual Report and Accounts.

Severn Trent Plc is listed on the London Stock Exchange.

2 Accounting policies

a) Basis of preparation

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), International Accounting Standards (IAS) and IFRIC interpretations issued and effective and ratified by the European Union as at 31 March 2014.

The financial statements have been prepared on the going concern basis (see Directors' report on page 81) under the historical cost convention as modified by the revaluation of certain financial assets and liabilities (including derivative instruments) at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amount of revenues and expenses for the reporting period. Although these estimates are based on management's best knowledge of the amount, event or actions, actual results may ultimately differ from those estimates.

b) Basis of consolidation

The financial statements include the results of Severn Trent Plc and its subsidiaries, joint ventures and associated undertakings. The results of subsidiaries, joint ventures and associated undertakings are included from the date of acquisition or incorporation and excluded from the date of disposal.

The results of subsidiaries are consolidated where the group has the power to control a subsidiary.

The results of joint venture undertakings are accounted for on an equity basis where the group exercised joint control under a contractual arrangement.

The results of associates are accounted for on an equity basis where the group holding is 20% or more or the group has the power to exercise significant influence.

Non-controlling interests in the net assets of consolidated subsidiaries are identified separately from the group's equity therein. Non-controlling interests consist of the amount of those interests at the date of the original business combination and the non-controlling interests' share of changes in equity since that date.

All intra-group transactions, balances, income and expenses are eliminated on consolidation.

c) Revenue recognition

Revenue represents the fair value of consideration receivable, excluding value added tax, trade discounts and inter-company sales, in the ordinary course of business for goods and services provided.

Revenue is not recognised until the service has been provided to the customer or the goods to which the sale relates have either been despatched to the customer or, where they are held on the customer's behalf, title has passed to the customer.

Turnover includes an estimate of the amount of mains water and waste water charges unbilled at the year end. The accrual is estimated using a defined methodology based upon a measure of unbilled water consumed by tariff, which is calculated from historical billing information.

In respect of long term contracts, revenue is recognised based on the value of work carried out during the year with reference to the total sales value and the stage of completion of these contracts.

Interest income is accrued on a time basis by reference to the principal outstanding and at the effective interest rate applicable. Dividend income from investments is recognised when the group's rights to receive payment have been established. Interest and dividend income are included in finance income.

d) Exceptional items

Exceptional items are income or expenditure, which individually or, if of a similar type, in aggregate should, in the opinion of the directors, be disclosed by virtue of their size or nature if the financial statements are to give a true and fair view. In this context, materiality is assessed at the segment level.

e) Taxation

Current tax payable is based on taxable profit for the year. Taxable profit differs from net profit as reported in the income statement because it excludes items of income and expenses that are taxable or deductible in other years and it further excludes items that are never taxable or deductible. The group's liability for current tax is calculated using tax rates that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date.

Deferred taxation is provided in full, using the liability method, on taxable temporary differences between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements. A deferred tax asset is only recognised to the extent it is probable that sufficient taxable profits will be available in the future to utilise it. Deferred taxation is measured on a non-discounted basis using the tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date and are expected to apply when the related deferred income tax asset is realised or the deferred tax liability is settled.

Deferred tax assets and liabilities are offset when there is a legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities and when they relate to income taxes levied by the same taxation authority and the group intends to settle its current tax assets and liabilities on a net basis.

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

2 Accounting policies (continued)

f) Goodwill

Goodwill represents the excess of the fair value of purchase consideration over the fair value of the net assets acquired. Goodwill arising on acquisition of subsidiaries is included in intangible assets, whilst goodwill arising on acquisition of associates is included in investments in associates. If an acquisition gives rise to negative goodwill this is credited directly to the income statement. Fair value adjustments based on provisional estimates are amended within one year of the acquisition, if required, with a corresponding adjustment to goodwill.

Goodwill arising on all acquisitions prior to 1 April 1998 was written off to reserves under UK GAAP and remains eliminated against reserves. Purchased goodwill arising on acquisitions after 31 March 1998 is treated as an intangible fixed asset.

Goodwill is tested for impairment in accordance with the policy set out in note 2m) below and carried at cost less accumulated impairment losses. Goodwill is allocated to the cash-generating unit that derives benefit from the goodwill for impairment testing purposes.

Where goodwill forms part of a cash-generating unit and all or part of that unit is disposed of, the associated goodwill is included in the carrying amount of that operation when determining the gain or loss on disposal of the operation.

g) Intangible non-current assets

Intangible assets acquired separately are capitalised at cost and when acquired in a business combination are capitalised at fair value at the date of acquisition. Following initial recognition, the historical cost model is applied to intangible assets.

Finite life intangible assets are amortised on a straight line basis over their estimated useful economic lives as follows:

	Years
Software	3-10
Other assets	2-20

Amortisation charged on assets is taken to the income statement through operating costs.

Intangible assets are reviewed for impairment where indicators of impairment exist.

h) Research and development

Research expenditure is expensed when it is incurred. Development expenditure is capitalised and written off over its expected useful economic life where the following criteria are met:

- it is technically feasible to create and make the asset available for use or sale;
- there are adequate resources available to complete the development and to use or sell the asset;
- there is the intention and ability to use or sell the asset;
- it is probable that the asset created will generate future economic benefits; and
- the development cost can be measured reliably.

Expenditure on property, plant and equipment relating to research and development projects is capitalised and depreciated over the expected useful life of those assets.

i) Pre-contract costs

Pre-contract costs are expensed as incurred except where it is probable that the contract will be awarded, in which case they are recognised as a prepayment which is written off to the income statement over the life of the contract.

The group assesses that it is probable that a contract will be awarded when preferred bidder or equivalent status has been achieved and there are no significant impediments to the award of the contract.

j) Property, plant and equipment

Property, plant and equipment is held at cost (or at deemed cost for infrastructure assets on transition to IFRS) less accumulated depreciation. The costs of like for like replacement of infrastructure components are recognised in the income statement as they arise. Where it is probable that the expenditure will cause future economic benefits to flow to the group, then costs are capitalised.

Where items of property, plant and equipment are transferred to the group from customers or developers, the fair value of the asset transferred is recognised in the balance sheet. Fair value is determined based on estimated depreciated replacement cost. Where the transfer is in exchange for connection to the network and there is no further obligation, the corresponding credit is recognised immediately in turnover. Where the transfer is considered to be linked to the provision of ongoing services the corresponding credit is recorded in deferred income and released to operating costs over the expected useful lives of the related assets.

Borrowing costs directly attributable to the acquisition, construction or production of assets, that necessarily take a substantial period of time to get ready for their intended use, are added to the cost of those assets until such time as the assets are ready for their intended use.

Property, plant and equipment is depreciated to its estimated residual value over its estimated useful life, with the exception of freehold land which is not depreciated. Assets in the course of construction are not depreciated until commissioned.

The estimated useful lives are:

	Years
Infrastructure assets	
Impounding reservoirs	250
Raw water aqueducts	250
Mains	80-150
Sewers	150-200
Other assets	
Buildings	30-80
Fixed plant and equipment	20-40
Vehicles and mobile plant	2-15

Group financial statements Notes to the group financial statements

2 Accounting policies (continued)

k) Leased assets

Where the group obtains assets under leasing arrangements which transfer substantially all the risks and rewards of ownership of an asset to the group as lessee (finance leases), the lower of the fair value of the leased asset or the present value of the minimum lease payments is capitalised as an asset with a corresponding liability representing the obligation to the lessor. Lease payments are treated as consisting of a capital element and a finance charge; the capital element reducing the obligation to the lessor and the finance charge being written off to the income statement at a constant rate over the period of the lease in proportion to the capital amount outstanding. Depreciation is charged over the shorter of the estimated useful life and the lease period.

Leases where substantially all the risks and rewards of ownership remain with the lessor are classified as operating leases. Rental costs arising under operating leases are expensed on a straight line basis over the term of the lease. Leases of land are normally treated as operating leases, unless ownership is transferred to the group at the end of the lease.

l) Grants and contributions

Grants and contributions received in respect of non-current assets, including certain charges made as a result of new connections to the water and sewerage networks, are treated as deferred income and released to the income statement over the useful economic life of those non-current assets.

Grants and contributions which are given in compensation for expenses incurred with no future related costs are recognised in operating costs in the income statement in the period that they become receivable.

m) Impairment of non-current assets

If the recoverable amount of goodwill, an item of property, plant and equipment, or any other non-current asset is estimated to be less than its carrying amount, the carrying amount of the asset is reduced to its recoverable amount. Where the asset does not generate cash flows that are independent from other assets, the group estimates the recoverable amount of the cash-generating unit to which the asset belongs. Recoverable amount is the higher of fair value less costs to sell or estimated value in use at the date the impairment review is undertaken. Fair value less costs to sell represents the amount obtainable from the sale of the asset in an arm's length transaction between knowledgeable and willing third parties, less costs of disposal. Value in use represents the present value of future cash flows expected to be derived from a cash-generating unit, discounted using a pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the cost of capital of the cash-generating unit or asset.

The discount rate used is based on the group's cost of capital adjusted for the risk profiles of individual businesses.

Goodwill is tested for impairment annually. Impairment reviews are also carried out if there is an indication that an impairment may have occurred, or, where otherwise required, to ensure that non-current assets are not carried above their estimated recoverable amounts.

Impairments are recognised in the income statement.

n) Inventory

Inventory and work in progress is stated at the lower of cost and net realisable value. Cost includes labour, materials, transport and attributable overheads.

o) Service concession agreements

Where the group has an unconditional right to receive cash from a government body in exchange for constructing or upgrading a public sector asset, the amounts receivable are recognised as a financial asset in prepayments and accrued income.

Costs of constructing or upgrading the public sector asset are recognised on a straight line basis, before adjusting for expected inflation, over the life of the contract.

p) Retirement benefits

The group operates both defined benefit and defined contribution pension schemes.

The difference between the value of defined benefit pension scheme assets and defined benefit pension scheme liabilities is recorded on the balance sheet as a retirement benefit asset or obligation.

Defined benefit pension scheme assets are measured at fair value using bid price for assets with quoted prices. Defined benefit pension scheme liabilities are measured at the balance sheet date by an independent actuary using the projected unit method and discounted at the current rate of return on high quality corporate bonds of equivalent term and currency to the liability.

Service cost, which is the increase in the present value of the liabilities of the group's defined benefit pension schemes expected to arise from employee service in the period, is included in operating costs. Net finance cost is calculated by applying the discount rate used for the scheme liabilities to the net deficit.

Changes in the retirement benefit obligation arise from differences between the return on scheme assets and interest included in the income statement, and from actuarial gains and losses from experience adjustments and changes in demographic or financial assumptions. Such changes are classified as remeasurements and are charged or credited to equity and recorded in the statement of comprehensive income in the period in which they arise.

Contributions to defined contribution pension schemes are charged to the income statement in the period in which they fall due.

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

2 Accounting policies (continued)

q) Provisions

Provisions are recognised where:

- there is a present obligation as a result of a past event;
- it is probable that there will be an outflow of economic benefits to settle this obligation; and
- a reliable estimate of this amount can be made.

Insurance provisions in the group's captive insurance subsidiary are recognised for claims notified and for claims incurred but which have not yet been notified, based on advice from the group's independent insurance advisers.

Provisions are discounted to present value using a pre-tax discount rate that reflects the risks specific to the liability where the effect is material.

r) Purchase of own shares

Shares held by the Severn Trent Employee Share Ownership Trust which have not vested unconditionally by the balance sheet date are deducted from shareholders' funds until such time as they vest.

s) Financial instruments

(i) Financial assets

Financial assets are classified into the following categories:

- at fair value through profit or loss;
- held to maturity investments;
- available for sale financial assets;
- loans and receivables; and
- derivatives designated as hedging instruments.

Financial assets at fair value through profit or loss

A financial asset is classified at fair value through profit or loss if it is so designated or if it is classified as 'held for trading'.

Derivative financial assets that are not designated and effective as hedging instruments are required to be classified as 'held for trading' by IAS 39. However, the group's Treasury Policy, described in the Financial Review on page 36, is that the group does not hold or issue derivative financial instruments for trading. Financial assets at fair value through profit or loss are stated at fair value, with any gains or losses arising on remeasurement recognised in gains/losses on financial instruments in the income statement. Fair value is determined using the methodology described in note 36. Interest receivable in respect of derivative financial assets is included in finance income.

Held to maturity investments

Where the group has the ability and intent to hold an investment to maturity the financial asset is classified as held to maturity. Such financial assets are measured at amortised cost using the effective interest rate method, with any gains or losses being recognised in the income statement.

Available for sale financial assets

After initial recognition at cost (being the fair value of the consideration paid), investments which are classified as available for sale are measured at fair value, with gains or losses recognised in other comprehensive income. When an available for sale investment is disposed of or impaired, the gain or loss previously recognised in other comprehensive income is taken to the income statement. Where there is no active market in the investments and the fair value cannot be measured reliably, the investments are held at cost.

Loans and receivables

Trade receivables, loans and other receivables that have fixed or determinable payments and that are not quoted in an active market are classified as loans and receivables. Such assets are measured at fair value on initial recognition and are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method unless there is objective evidence that the asset is impaired, where it is written down to its recoverable amount and the irrecoverable amount is recognised as an expense.

Trade receivables that are assessed not to be impaired individually are assessed collectively for impairment by reference to the group's historical collection experience for receivables of similar age.

Derivatives designated as cash flow hedges

The fair value of derivative financial assets that are designated as hedging instruments is determined using the methodology included in note 36. Hedge accounting is described below.

(ii) Financial liabilities

Financial liabilities are classified as either:

- at fair value through profit or loss;
- other financial liabilities; or
- derivatives designated as hedging instruments.

Financial liabilities at fair value through profit or loss

A financial liability is classified at fair value through profit or loss if it is so designated or if it is classified as 'held for trading'. Derivative financial liabilities that are not designated and effective as hedging instruments are required to be classified as 'held for trading' by IAS 39. However, the group's Treasury Policy, described in the Financial Review on page 36, is that the group does not hold or issue derivative financial instruments for trading. Financial liabilities at fair value through profit or loss are stated at fair value, with any gains or losses arising on remeasurement recognised in gains/losses on financial instruments in the income statement. Fair value is determined using the methodology described in note 36. Interest payable in respect of derivative financial liabilities is included in finance costs.

Other financial liabilities

Other financial liabilities, including borrowings, are initially recognised at fair value less transaction costs. After initial recognition, other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method.

Derivatives designated as cash flow hedges

The fair value of derivative financial liabilities that are designated as hedging instruments is determined using the methodology included in note 36. Hedge accounting is described below.

Group financial statements Notes to the group financial statements

2 Accounting policies (continued)

s) Financial instruments (continued)

(iii) Hedge accounting

The group uses derivative financial instruments such as cross currency swaps, forward currency contracts and interest rate swaps to hedge its risks associated with foreign currency and interest rate fluctuations. Such derivative instruments are recognised and measured in accordance with the accounting policies described above.

At the inception of the hedge relationship, the group documents:

- the relationship between the hedging instrument and the hedged item;
- its risk management objectives and strategy for undertaking hedge transactions; and
- whether the hedging instrument is highly effective in offsetting changes in fair values or cash flows (as appropriate) of the hedged item.

The group continues to test and document the effectiveness of the hedge on an ongoing basis.

Hedge accounting is discontinued when the hedging instrument expires, is sold, terminated or exercised, or no longer qualifies for hedge accounting.

Fair value hedges

Where a loan or borrowing is in a fair value hedging relationship it is remeasured for changes in fair value of the hedged risk at the balance sheet date, with gains or losses being recognised in gains/losses on financial instruments in the income statement. The gain or loss on the hedging instrument is taken to gains/losses on financial instruments in the income statement where the effective portion of the hedge will offset the gain or loss on the hedged item.

When hedge accounting is discontinued, the fair value adjustment to the carrying amount of the hedged item arising from the hedged risk is amortised to the income statement from that date.

Cash flow hedges

The portion of the gain or loss on the hedging instrument that is determined to be an effective hedge is recognised directly in equity and the ineffective portion in gains/losses on financial instruments in the income statement. The gains or losses deferred in equity in this way are recycled through gains/losses on financial instruments in the income statement in the same period in which the hedged underlying transaction or firm commitment is recognised in the income statement.

When hedge accounting is discontinued any cumulative gain or loss on the hedging instrument recognised in equity is held in equity until the forecast transaction occurs, or transferred to gains/losses on financial instruments in the income statement if the forecast transaction is no longer expected to occur.

Hedges of net investments in foreign operations

Where forward currency contracts and foreign currency borrowings are used to hedge net investments in foreign currency denominated operations, to the extent that they

are designated and effective as net investment hedges, they are matched in equity against changes in value of the related assets. Any ineffectiveness is taken to gains/losses on financial instruments in the income statement.

(iv) Embedded derivatives

Derivatives embedded in other financial instruments or other host contracts are treated as separate derivatives when their risks and characteristics are not closely related to those of the host contract and the host contract is not carried at fair value, with gains and losses reported in gains/losses on financial instruments in the income statement.

t) Share based payments

The group operates a number of equity settled share based compensation plans for employees. The fair value of the employee services received in exchange for the grant is recognised as an expense over the vesting period of the grant.

The fair value of employee services is determined by reference to the fair value of the awards granted, calculated using an appropriate pricing model, excluding the impact of any non-market vesting conditions. The number of awards that are expected to vest takes into account non-market vesting conditions including, where appropriate, continuing employment by the group. The charge is adjusted to reflect shares that do not vest as a result of failing to meet a non-market condition.

u) Cash flow statement

For the purpose of the cash flow statement, cash and cash equivalents include highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of change in value. Such investments are normally those with less than three months maturity from the date of acquisition and include cash and bank balances and investments in liquid funds. Cash and cash equivalents also include overdrafts repayable on demand.

Net debt comprises borrowings, cross currency swaps that are used to fix the sterling liability of foreign currency borrowings (whether hedge accounted or not), cash and cash equivalents.

Interest paid in the cash flow statement includes amounts charged to the income statement and amounts included in the cost of property, plant and equipment.

v) Foreign currency

The results of overseas subsidiary and associated undertakings are translated into sterling, the presentational currency of the group, using average rates of exchange ruling during the year.

The net investments in overseas subsidiary and associated undertakings are translated into sterling at the rates of exchange ruling at the year end. Exchange differences arising are treated as movements in equity. On disposal of a foreign currency denominated subsidiary, the deferred cumulative amount recognised in equity since 1 April 2004 relating to that entity is recognised in the income statement under the transitional rule of IFRS 1.

Group financial statements Notes to the group financial statements

2 Accounting policies (continued)

v) Foreign currency (continued)

Exchange differences arising in respect of foreign exchange instruments taken out as hedges of overseas investments are also treated as movements in equity to the extent that the hedge is effective (see note 2s)).

All other foreign currency denominated assets and liabilities of the company and its subsidiary undertakings are translated into the relevant functional currency at the rates of exchange ruling at the year end. Any exchange differences so arising are dealt with through the income statement.

Foreign currency transactions arising during the year are translated into sterling at the rate of exchange ruling on the date of the transaction. All profits and losses on exchange arising during the year are dealt with through the income statement.

w) Discontinued operations and assets held for sale

Where an asset or group of assets (a disposal group) is available for immediate sale and the sale is highly probable and expected to occur within one year then the disposal group is classified as held for sale. The disposal group is measured at the lower of the carrying amount and fair value less costs to sell.

Where a group of assets which comprises operations that can be clearly distinguished operationally and for financial reporting purposes, from the rest of the group (a component), has been disposed of or classified as held for sale, and it:

- represents a separate major line of business or geographical area of operations; or
- is part of a single co-ordinated plan to dispose of a separate major line of business or geographical area of operations; or
- is a subsidiary acquired exclusively with a view to resale;

then the component is classified as a discontinued operation.

Non-current assets classified as held for sale are measured at the lower of carrying amount and fair value less costs to sell. Depreciation is not charged on such assets.

3 New accounting policies and future requirements

The group has also adopted IAS 19 'Employee Benefits' (revised). The revised standard changes the method of calculating the net finance cost on defined benefit pension schemes. Previously the discount rate used to calculate the scheme liabilities at the previous balance sheet date was applied to the liabilities and the expected return on the scheme's assets was applied to the assets. Under the revised standard the discount rate is applied to the net deficit to determine the net finance cost. Scheme administration costs were previously deducted from the expected return on assets. Such costs are now included in operating costs. There is no change to the measurement of the net surplus or deficit recognised in the balance sheet. The difference between the interest income calculated on the scheme assets and the actual return is recognised in other comprehensive income as an actuarial gain or loss.

The standard must be applied retrospectively and so the prior year numbers have been restated. The net impact of this change is shown below:

	2014 £m	2013 £m
Profit for the period		
Operating profit	(3.0)	(2.6)
Net finance cost	(17.2)	(12.4)
Decrease in profit before tax for the period	(20.2)	(15.0)
Deferred tax	4.0	3.5
Decrease in profit for the period	(16.2)	(11.5)
Other comprehensive income		
Net actuarial gains	20.2	15.0
Tax on actuarial gains	(4.0)	(3.5)
Decrease in other comprehensive loss	16.2	11.5
Impact on net assets	-	-

The group has adopted IFRS 13 'Fair Value Measurement' in this financial year. This standard sets out the approach to determining fair values in financial statements and provides additional guidance on how to measure fair value but does not change when fair value is permitted or required. In particular, the standard requires the group to take account of its own credit risk in determining the fair value of financial liabilities. The standard is applied prospectively and hence has no impact on amounts previously recognised. In the current period the fair value of derivative financial liabilities and the gain on financial instruments was £8.5 million higher as a result of the adoption of this standard.

Following adoption of IFRS 13 the group has reviewed and amended its methodology for calculating the fair value of debt. The approach taken and the impact on amounts disclosed previously are set out in note 36.

The impact of new accounting policies on earnings per share is disclosed in note 15.

IFRS 13 also amended IAS 36 'Impairments of assets' to require disclosure of the recoverable amount of cash-generating units. However, this requirement was removed by an amendment to IAS 36 which is not mandatory for the group until 1 April 2014 but it has been adopted early in these financial statements.

IFRSs 10, 11 and 12 were issued in May 2011 with an effective date of 1 January 2013. The EU has adopted these standards with effect from 1 January 2014 but with early application permitted. The group has elected not to apply these standards early and will adopt them with effect from 1 April 2014.

IFRS 10 'Consolidated Financial Statements' includes a new definition of control to be used to determine when entities are consolidated. The standard is not expected to have a material impact on the group's financial statements.

Group financial statements Notes to the group financial statements

3 New accounting policies and future requirements (continued)

IFRS 11 'Joint Agreements' replaces IAS 31 'Interests in Joint Ventures' and SIC-13 'Jointly-controlled Entities'. IFRS 11 uses the definition of control given in IFRS 10 to define joint control and removes the option to account for joint ventures using proportionate consolidation. This is not expected to have a material impact on the group's financial statements.

IFRS 12 'Disclosure of Interests in Other Entities' provides disclosure requirements for subsidiaries, associates, joint agreements and structured entities which were previously covered in IAS 27, IAS 28 and IAS 31. Additional disclosures will be required in the group financial statements to meet the requirements of the standard.

At the date of approval of these financial statements, the following Standards and Interpretations were in issue but not yet effective:

IFRS 9 'Financial Instruments' is likely to affect the measurement and disclosure of financial instruments. This Standard has not yet been adopted by the EU.

4 Significant accounting judgements and key sources of estimation uncertainty

In the process of applying the group's accounting policies, the group is required to make certain judgements, estimates and assumptions that it believes are reasonable based on the information available.

The more significant judgements were:

a) Tax provisions

Assessing the outcome of uncertain tax positions requires judgements to be made regarding the result of negotiations with and enquiries from tax authorities in a number of jurisdictions. The assessments made are based on advice from independent tax advisers and the status of ongoing discussions with the relevant tax authorities.

b) Provisions for other liabilities and charges

Assessing the financial outcome of uncertain commercial and legal positions requires judgements to be made regarding the relative merits of each party's case and the extent to which any claim against the group is likely to be successful. The assessments made are based on advice from the group's internal counsel and, where appropriate, independent legal advice.

c) Goodwill impairment

Determining whether goodwill is impaired requires an estimation of the value in use of the cash-generating unit (CGU) to which goodwill has been allocated. The value in use calculation requires the group to estimate the future cash flows expected to arise from the CGU and a suitable discount rate to calculate present value. Details of the assumptions used are set out in note 16 to the financial statements.

The key accounting estimates were:

a) Depreciation and carrying amounts of property, plant and equipment

Calculating the depreciation charge and hence the carrying value for property, plant and equipment requires estimates to be made of the useful lives of the assets. The estimates are based on engineering data and the group's experience of similar assets. Details are set out in note 2 j).

b) Retirement benefit obligations

Determining the amount of the group's retirement benefit obligations and the net costs of providing such benefits requires assumptions to be made concerning long term interest rates, inflation, salary and pension increases, investment returns and longevity of current and future pensioners. Changes in these assumptions could significantly impact the amount of the obligations or the cost of providing such benefits. The group makes assumptions concerning these matters with the assistance of advice from independent qualified actuaries. Details of the assumptions made are set out in note 30 to the financial statements.

c) Unbilled revenue

Severn Trent Water raises bills and recognises revenue in accordance with its right to receive revenue in line with the limits established by the periodic regulatory price review processes. For water and waste water customers with water meters, the amount recognised depends on the volume supplied including an estimate of the sales value of units supplied between the date of the last meter read and the year end. Meters are read on a cyclical basis and the group recognises revenue for unbilled amounts based on estimated usage from the last billing to the end of the financial year. The estimated usage is based on historical data, judgement and assumptions.

d) Provision for impairment of trade receivables

Provisions are made against Severn Trent Water's trade receivables based on historical experience of levels of recovery from accounts in a particular ageing category. The actual amounts collected could differ from the estimated level of recovery which could impact operating results.

e) Fair value of derivatives

Determining the fair value of derivatives where quoted prices are not available requires estimates to be made of the future expected cash flows and an appropriate discount rate which reflects the credit risk of the counterparties. The valuation techniques and key inputs used are described in note 36.

Group financial statements Notes to the group financial statements

5 Segmental analysis

The group has two reportable segments: Severn Trent Water and Severn Trent Services. The key factor determining the identification of reportable segments is the regulatory environment in which the businesses operate. Severn Trent Water is subject to economic regulation by Ofwat and operates under a licence to provide water and sewerage services within a defined geographical region in England and Wales. Severn Trent Services is not subject to economic regulation and operates in markets in the USA, Europe and Asia.

The Severn Trent Executive Committee (STEC) is considered to be the group's chief operating decision maker. The reports provided to STEC include segmental information prepared on the basis described above. Details of Severn Trent Water's operations are described on pages 13 to 24 of the Strategic report and those of Severn Trent Services on pages 25 to 32.

Transactions between reportable segments are included within segmental results, assets and liabilities in accordance with group accounting policies. These are eliminated on consolidation.

The group has a large and diverse customer base and there is no significant reliance on any single customer.

The measure of profit or loss that is reported to STEC for the segments is profit before interest, tax and exceptional items (underlying PBIT). A segmental analysis of sales and underlying PBIT is presented below.

	Severn Trent Water £m	Severn Trent Services £m
2014		
External sales	1,542.6	310.0
Inter-segment sales	2.2	1.4
Total sales	1,544.8	311.4
Profit before interest, tax and exceptional items	518.6	7.1
Exceptional items	8.2	(31.5)
Profit/(loss) before interest and tax	526.8	(24.4)

Profit before interest, tax and exceptional items is stated after:

Amortisation of intangible assets	28.0	1.3
Depreciation of property, plant and equipment	267.5	4.3
Profit on disposal of fixed assets	(0.3)	(0.2)

	Severn Trent Water Restated £m	Severn Trent Services Restated £m
2013		
External sales	1,509.3	320.6
Inter-segment sales	1.7	7.9
Total sales	1,511.0	328.5
Profit before interest, tax and exceptional items	498.5	12.6
Exceptional items	13.3	(16.1)
Profit/(loss) before interest and tax	511.8	(3.5)

Profit before interest, tax and exceptional items is stated after:

Amortisation of intangible assets	28.9	1.5
Depreciation of property, plant and equipment	261.4	5.3
Loss/(profit) on disposal of fixed assets	1.5	(1.4)

The group's treasury and tax affairs are managed centrally by the Group Treasury and Tax Departments. Finance costs are managed on a group basis and hence interest income and costs are not reported at the segmental level. Tax is not reported to STEC on a segmental basis.

Interests in joint ventures and associates are not material and are not included in the segmental reports reviewed by STEC.

Group financial statements Notes to the group financial statements

5 Segmental analysis (continued)

Separate segmental analyses of assets and liabilities are not reviewed by STEC. The balance sheet measure reviewed by STEC on a segmental basis is capital employed which includes the following components:

	Severn Trent Water £m	Severn Trent Services £m
2014		
Operating assets	7,442.2	172.8
Goodwill	1.3	14.6
Interests in joint ventures and associates	0.1	5.0
Segment assets	7,443.6	192.4
Segment operating liabilities	(1,155.7)	(92.2)
Capital employed	6,287.9	100.2
2013		
Operating assets	7,218.7	173.1
Goodwill	1.3	41.7
Interests in joint ventures and associates	0.1	4.9
Segment assets	7,220.1	219.7
Segment operating liabilities	(1,137.4)	(94.0)
Capital employed	6,082.7	125.7

Operating assets comprise other intangible assets, property, plant and equipment, inventory and trade and other receivables.

Operating liabilities comprise trade and other payables, retirement benefit obligations and provisions.

Additions to other intangible assets and property, plant and equipment were as follows:

	Severn Trent Water £m	Severn Trent Services £m
2014		
Other intangible assets	8.2	5.5
Property, plant and equipment	519.6	6.9
2013		
Other intangible assets	13.6	2.2
Property, plant and equipment	451.7	8.6

The reportable segments' revenue is reconciled to group turnover as follows:

	2014 £m	2013 £m
Severn Trent Water	1,544.8	1,511.0
Severn Trent Services	311.4	328.5
Other	13.1	10.1
Inter-segment sales	(12.6)	(18.0)
Group turnover	1,856.7	1,831.6

Group financial statements Notes to the group financial statements

5 Segmental analysis (continued)

Segmental underlying PBIT is reconciled to the group's profit before tax and discontinued operations as follows:

	2014 £m	2013 Restated £m
Underlying PBIT		
- Severn Trent Water	518.6	498.5
- Severn Trent Services	7.1	12.6
- Corporate and other costs	(11.5)	(16.9)
Consolidation adjustments	2.6	1.2
Group underlying PBIT	516.8	495.4
Exceptional items allocated to segments		
- Severn Trent Water	8.2	13.3
- Severn Trent Services	(31.5)	(16.1)
- Corporate and other	(21.1)	(3.0)
Share of results of associates and joint ventures	0.2	0.2
Net finance costs	(247.9)	(244.3)
Gains/(losses) on financial instruments	58.0	(45.3)
Profit before tax	282.7	200.2

The reportable segments' assets are reconciled to the group's total assets as follows:

	2014 £m	2013 £m
Segment assets		
- Severn Trent Water	7,443.6	7,220.1
- Severn Trent Services	192.4	219.7
Corporate assets	68.2	49.5
Other financial assets	208.6	534.8
Current tax recoverable	16.5	40.5
Consolidation adjustments	(40.1)	(45.2)
Total assets	7,889.2	8,019.4

The consolidation adjustments comprise elimination of intra-group debtors and unrealised profits on fixed assets.

The reportable segments' liabilities are reconciled to the group's total liabilities as follows:

	2014 £m	2013 £m
Segment liabilities		
- Severn Trent Water	(1,155.7)	(1,137.4)
- Severn Trent Services	(92.2)	(94.0)
Corporate liabilities	(60.1)	(64.7)
Other financial liabilities	(4,853.1)	(5,111.8)
Deferred tax	(654.0)	(785.8)
Consolidation adjustments	16.0	18.3
Total liabilities	(6,799.1)	(7,175.4)

The consolidation adjustments comprise elimination of intra-group creditors.

Group financial statements Notes to the group financial statements

5 Segmental analysis (continued)

Geographical areas

The group's sales were derived from the following countries:

	2014 £m	2013 £m
UK	1,616.9	1,584.7
USA	145.9	142.2
Other	93.9	104.7
	1,856.7	1,831.6

The group's non-current assets (excluding financial instruments, deferred tax assets and post employment benefit assets) were located in the following countries:

	2014 £m	2013 £m
UK	7,084.8	6,834.2
USA	36.1	61.1
Other	2.9	10.8
	7,123.8	6,906.1

6 Revenue

	2014 £m	2013 £m
Water and sewerage services	1,534.5	1,500.9
Other services	181.1	180.1
Sale of goods	98.9	110.7
Service concession arrangements (note 42)	42.2	39.9
Total turnover	1,856.7	1,831.6
Interest receivable (note 10)	4.8	2.6
	1,861.5	1,834.2

Group financial statements Notes to the group financial statements

7 Operating costs

	2014			2013		
	Before exceptional costs £m	Exceptional costs £m	Total £m	Before exceptional costs Restated £m	Exceptional costs £m	Total Restated £m
Wages and salaries	286.1	4.3	290.4	282.9	1.2	284.1
Social security costs	22.7	-	22.7	20.2	-	20.2
Pension costs	32.3	-	32.3	29.8	-	29.8
Share based payments	6.2	-	6.2	6.8	-	6.8
Total employee costs	347.3	4.3	351.6	339.7	1.2	340.9
Power	71.1	-	71.1	65.8	-	65.8
Carbon Reduction Commitment	5.9	-	5.9	5.7	-	5.7
Raw materials and consumables	126.6	0.3	126.9	130.8	-	130.8
Rates	75.7	-	75.7	73.2	-	73.2
Charge for bad and doubtful debts	32.1	-	32.1	33.1	-	33.1
Service charges	31.6	-	31.6	31.9	-	31.9
Depreciation of property, plant and equipment	270.0	-	270.0	264.6	-	264.6
Amortisation and impairment of intangible fixed assets	29.3	2.4	31.7	30.5	3.6	34.1
Impairment of goodwill	-	24.7	24.7	-	4.6	4.6
Hired and contracted services	212.7	21.5	234.2	196.2	3.7	199.9
Operating leases rentals						
- land and buildings	2.9	0.2	3.1	3.1	-	3.1
- other	1.6	-	1.6	1.9	-	1.9
Hire of plant and machinery	3.3	-	3.3	4.4	-	4.4
Research and development expenditure	5.0	-	5.0	5.4	-	5.4
(Profit)/loss on disposal of property, plant and equipment	(0.4)	(8.2)	(8.6)	2.9	(13.3)	(10.4)
Foreign exchange gain/(losses)	0.7	-	0.7	(0.3)	-	(0.3)
Infrastructure maintenance expenditure	140.3	-	140.3	147.7	-	147.7
Other operating costs	86.3	(0.8)	85.5	95.8	4.5	100.3
	1,442.0	44.4	1,486.4	1,432.4	4.3	1,436.7
Release from deferred income	(9.5)	-	(9.5)	(9.3)	-	(9.3)
Own work capitalised	(92.6)	-	(92.6)	(86.9)	-	(86.9)
	1,339.9	44.4	1,384.3	1,336.2	4.3	1,340.5

Further details of exceptional costs are given in note 8.

During the year the following fees were charged by the auditors:

	2014 £m	2013 £m
Fees payable to the company's auditors for		
- the audit of the company's annual accounts	0.1	0.1
- the audit of the company's subsidiaries	0.5	0.5
Total audit fees	0.6	0.6
Fees payable to the company's auditors and their associates for other services to the group		
- audit related assurance services	0.1	0.2
- other services relating to taxation	0.1	-
- other assurance services	0.4	-
- services relating to corporate finance	-	0.1
Total non-audit fees	0.6	0.3

Details of directors' remuneration are set out in the Directors' remuneration report on pages 60 to 76.

Group financial statements Notes to the group financial statements

8 Exceptional items before tax

	2014 £m	2013 £m
Exceptional operating costs		
Severn Trent Water		
Profit on disposal of fixed assets	(8.2)	(13.3)
	(8.2)	(13.3)
Severn Trent Services		
Restructuring costs	5.6	1.6
Impairment of intangible assets	2.4	4.5
Impairment of goodwill	24.7	4.6
Provision for customer contractual dispute	(1.2)	3.9
	31.5	14.6
Corporate and other		
Professional fees on proposed transaction that did not proceed	-	3.0
Professional fees related to LongRiver proposal	18.7	-
Provision for terminated operations and disposals	2.4	-
	21.1	3.0
Total exceptional operating costs	44.4	4.3
Exceptional loss on disposal of businesses	-	1.5
Exceptional items before tax	44.4	5.8

Exceptional tax is disclosed in note 13.

9 Employee numbers

Average number of employees (including executive directors) during the year:

	2014 Number	2013 Number
By type of business		
Severn Trent Water	5,634	5,458
Severn Trent Services	2,339	2,749
Corporate and other	19	14
	7,992	8,221

10 Finance income

	2014 £m	2013 Restated £m
Interest revenue earned on:		
Bank deposits	1.8	2.6
Other financial income	3.0	-
Total interest revenue	4.8	2.6
Interest income on defined benefit scheme assets	76.0	75.8
	80.8	78.4

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

11 Finance costs

	2014 Total £m	2013 Total £m
Interest on bank loans and overdrafts	22.0	27.7
Interest on other loans	205.0	191.6
Interest on finance leases	7.7	8.5
Total borrowing costs	234.7	227.8
Other financial expenses	2.3	2.7
Interest cost on defined benefit scheme obligations	91.7	92.2
	328.7	322.7

Borrowing costs of £13.8 million (2013: £10.4 million) incurred funding eligible capital projects have been capitalised at an interest rate of 5.11% (2013: 5.12%). Tax relief of £3.2 million (2013: £2.5 million) was claimed on these costs which was credited to the income statement, offset by a related deferred tax charge of £2.8 million (2013: £2.4 million).

12 Gains/(losses) on financial instruments

	2014 £m	2013 £m
Loss on cross currency swaps used as hedging instruments in fair value hedges	(26.5)	(7.3)
Gain arising on adjustment for foreign currency debt in fair value hedges	21.9	3.4
Exchange gain/(loss) on other loans	24.2	(1.1)
Loss on cash flow hedges transferred from equity	(8.1)	(14.8)
Hedge ineffectiveness on cash flow hedges	2.0	-
Gain/(loss) arising on swaps where hedge accounting is not applied	44.5	(25.5)
	58.0	(45.3)

The group's hedge accounting arrangements are described in note 37 e).

13 Taxation

a) Analysis of tax charge in the year

	2014			2013		
	Before exceptional tax £m	Exceptional tax £m	Total £m	Before exceptional tax Restated £m	Exceptional tax £m	Total Restated £m
Current tax						
Current year at 23% (2013:24%)	47.2	-	47.2	57.1	(40.5)	16.6
Prior years at 24% (2013: 26%)	9.3	(59.2)	(49.9)	(29.2)	-	(29.2)
Total current tax	56.5	(59.2)	(2.7)	27.9	(40.5)	(12.6)
Deferred tax						
Origination and reversal of temporary differences - current year	30.2	-	30.2	(3.8)	38.8	35.0
Origination and reversal of temporary differences - prior year	(8.7)	(56.2)	(64.9)	(4.4)	-	(4.4)
Exceptional credit arising from rate change	-	(114.8)	(114.8)	-	(36.7)	(36.7)
Total deferred tax	21.5	(171.0)	(149.5)	(8.2)	2.1	(6.1)
	78.0	(230.2)	(152.2)	19.7	(38.4)	(18.7)

The current tax charge before exceptional tax was £56.5 million (£27.9 million). This includes a charge of £9.3 million arising from adjustments to prior year tax computations. In the previous year a current tax credit of £29.2 million arose due primarily to an industry agreement over the treatment of infrastructure income in prior years' computations.

Group financial statements Notes to the group financial statements

13 Taxation (continued)

a) Analysis of tax charge in the year (continued)

Tax credits arising from unusual items in each year have been disclosed as exceptional. An exceptional current tax credit of £59.2 million has been recognised, reflecting the anticipated refund of overpayment of tax in prior periods as HMRC has now agreed that certain capital expenditure within our water and waste water treatment works is eligible for capital allowances as plant and machinery. This has also resulted in an exceptional deferred tax credit of £56.2 million.

In the prior year the group's UK subsidiary companies adopted the new accounting standard FRS 101, which changed the basis for those companies' corporation tax computations. The most significant impact of this change is that certain amounts that had been taxed in previous years were recognised as profits and will be taxed in future periods. Therefore, to prevent such items being taxed twice, the tax already paid on such items was repayable. The impact of this change was an exceptional credit of £40.5 million to current tax and an exceptional charge of £38.8 million to deferred tax.

The Finance Act 2013 was enacted in the year and implemented a reduction in the corporation tax rate from 23% to 21% with effect from 1 April 2014 and then to 20% with effect from 1 April 2015. This has resulted in a deferred tax credit of £114.8 million in the income statement and a deferred tax charge of £12.3 million in reserves.

b) Factors affecting the tax charge in the year

The tax credit for the year is reconciled to tax on profit at the standard rate of corporation tax in the UK below:

	2014 £m	2013 £m
Profit on ordinary activities before tax	282.7	200.2
Tax at the standard rate of corporation tax in the UK 23% (2013: 24%)	65.0	48.2
Tax effect of expenditure not deductible in determining taxable profits	15.7	4.0
Current year impact of rate change	(3.7)	(1.2)
Effect of different rates in overseas jurisdictions	0.4	0.6
Adjustments in respect of prior years	(114.8)	(33.6)
Exceptional deferred tax credit arising from rate change	(114.8)	(36.7)
Total tax credit	(152.2)	(18.7)

c) Tax charged/(credited) directly to equity

In addition to the amount credited to the income statement, the following amounts of tax have been charged/(credited) directly to equity:

	2014 £m	2013 Restated £m
Current tax		
Tax on share based payments	(1.0)	(0.8)
Tax on pension contributions in excess of profit and loss charge	-	(1.5)
Total current tax credited to equity	(1.0)	(2.3)
Deferred tax		
Tax on actuarial gains/losses	0.8	(7.5)
Tax on cash flow hedges	4.6	(5.6)
Effect of change in tax rate	12.3	3.4
Total deferred tax charged/(credited) to equity	17.7	(9.7)

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

14 Dividends

Amounts recognised as distributions to equity holders in the period:

	2014		2013	
	Pence per share	£m	Pence per share	£m
Final dividend for the year ended 31 March 2013 (2012)	45.51	108.6	45.51	99.9
Interim dividend for the year ended 31 March 2014 (2013)	32.16	76.7	30.34	72.2
Total ordinary dividends	77.67	185.3	75.85	172.1
Special dividend	-	-	63.00	149.9
Total dividends	77.67	185.3	138.85	322.0
Proposed final dividend for the year ended 31 March 2014	48.24			

The proposed final dividend is subject to approval by shareholders at the AGM and has not been included as a liability in these financial statements.

15 Earnings per share

a) Basic and diluted earnings per share

Basic earnings per share are calculated by dividing the earnings attributable to ordinary shareholders by the weighted average number of ordinary shares in issue during the year, excluding those held in the Severn Trent Employee Share Ownership Trust which are treated as cancelled.

For diluted earnings per share, the weighted average number of ordinary shares in issue is adjusted to assume conversion of all potentially dilutive ordinary shares. These represent share options granted to employees where the exercise price is less than the average market price of the company's shares during the year.

Basic and diluted earnings per share from continuing operations are calculated on the basis of profit from continuing operations attributable to the equity holders of the company.

The calculation of basic and diluted earnings per share is based on the following data:

(i) Earnings for the purpose of basic and diluted earnings per share from continuing operations

	2014 £m	2013 Restated £m
Profit for the period attributable to the equity holders of the company	433.8	216.0

(ii) Number of shares

	2014 m	2013 m
Weighted average number of ordinary shares for the purpose of basic earnings per share	238.2	237.7
Effect of dilutive potential ordinary shares		
- share options and LTIPs	1.1	1.1
Weighted average number of ordinary shares for the purpose of diluted earnings per share	239.3	238.8

b) Adjusted earnings per share

	2014 pence	2013 Restated pence
Adjusted basic earnings per share	88.4	92.6
Adjusted diluted earnings per share	88.0	92.1

Adjusted earnings per share figures are presented for continuing operations. These exclude the effects of deferred tax, gains/losses on financial instruments and exceptional items in both 2014 and 2013. The directors consider that the adjusted figures provide a useful additional indicator of performance. The denominators used in the calculations of adjusted basic and diluted earnings per share are the same as those used in the unadjusted figures set out above.

Group financial statements Notes to the group financial statements

15 Earnings per share (continued)

b) Adjusted earnings per share (continued)

Adjustments to earnings

The adjustments to earnings that are made in calculating adjusted earnings per share are as follows:

	2014 £m	2013 Restated £m
Earnings for the purpose of basic and diluted earnings per share from continuing operations	433.8	216.0
Adjustments for		
- exceptional items before tax	44.4	5.8
- current tax related to exceptional items at 23% (2013: 24%)	(0.9)	(0.5)
- (gains)/losses on financial instruments	(58.0)	45.3
- deferred tax excluding exceptional charge	21.5	(8.2)
- exceptional tax	(230.2)	(38.4)
Earnings for the purpose of adjusted basic and diluted earnings per share	210.6	220.0

c) Impact of changes in accounting policy

As described in note 3, the group has adopted IAS 19R and IFRS 13 in the period. The impact on basic and diluted earnings per share in the current and prior year is shown below.

(i) Basic earnings per share

	2014 Pence	2013 Pence
Basic earnings per share under previous accounting policies	185.3	95.7
Impact of IAS 19 revised	(6.8)	(4.8)
Impact of change in valuation of derivative liabilities	3.6	-
Basic earnings per share under revised accounting policies	182.1	90.9

	2014 Pence	2013 Pence
Adjusted basic earnings per share under previous accounting policies	96.9	98.9
Impact of IAS 19 revised	(8.5)	(6.3)
Adjusted basic earnings per share under revised accounting policies	88.4	92.6

(ii) Diluted earnings per share

	2014 Pence	2013 Pence
Diluted earnings per share under previous accounting policies	184.5	95.2
Impact of IAS 19 revised	(6.8)	(4.7)
Impact of change in valuation of derivative liabilities	3.6	-
Diluted earnings per share under revised accounting policies	181.3	90.5

	2014 Pence	2013 Pence
Adjusted diluted earnings per share under previous accounting policies	96.4	98.4
Impact of IAS 19 revised	(8.4)	(6.3)
Adjusted diluted earnings per share under revised accounting policies	88.0	92.1

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

16 Goodwill

	2014 £m	2013 £m
Cost		
At 1 April	45.2	55.8
Disposals	-	(12.0)
Exchange adjustments	(2.3)	1.4
At 31 March	42.9	45.2
Impairment		
At 1 April	(3.5)	(10.9)
Impairment charge in the year	(24.7)	(4.6)
Impairment previously recorded on disposals	-	12.0
Exchange adjustments	0.1	-
At 31 March	(28.1)	(3.5)
Net book value		
At 31 March	14.8	41.7

Goodwill impairment tests

Goodwill is allocated to the group's cash-generating units (CGUs) identified according to country of operation and business segment. All of the group's goodwill is in the Severn Trent Services segment.

A summary of the goodwill allocation by CGU is presented below:

	2014 £m	2013 £m
Water Purification US	1.4	27.1
Operating Services US	11.2	12.3
Services Italy	2.2	2.3
	14.8	41.7

The group has reviewed the carrying value of goodwill for impairment in accordance with the policy stated in note 2m).

The value in use calculations use cash flow projections based on financial budgets approved by management covering a five year period. The key assumption underlying these budgets is revenue growth and margin. Management of each CGU determines assumptions based on past experience, current market trends and expectations of future developments.

Cash flows beyond the five year period are extrapolated using an estimated nominal growth rate stated below. The growth rate does not exceed the long term average growth rate for the economy in which the CGU operates. The assumptions used in relation to growth rates beyond the five year period and discount rates were:

	Nominal growth rate		Post tax discount rate		Pre-tax discount rate	
	2014 %	2013 %	2014 %	2013 %	2014 %	2013 %
Water Purification US	See below	3.5	6.8	5.6	17.3	6.2
Operating Services US	3.5	3.5	6.8	5.6	9.1	6.5
Services Italy	2.5	2.5	6.5	6.8	8.8	8.2

The weighted average growth rates used are consistent with the forecasts included in industry reports except for Water Purification US where a growth rate of 3.5% has been applied for the first five years beyond the initial five year period which is then reduced by 2% per annum for the next 15 years with an extrapolation at the resulting growth rate at 25 years into perpetuity. This reflects management's best estimate of the prospects for the existing products and the business's current product development expertise. Specific discount rates for the CGUs are not available and hence a post tax discount rate reflecting risks relating to the CGU has been estimated and used to calculate the value in use of the CGU from its post tax cash flow projections. The equivalent pre-tax discount rate is disclosed above.

Group financial statements Notes to the group financial statements

As a result of the impairment review, the group has recorded an impairment loss against the goodwill in its Water Purification US CGU. The recoverable amount of the business has been determined by calculating the value in use of the CGU using the assumptions described above.

16 Goodwill (continued)

Goodwill impairment tests (continued)

Changes in the growth rate outside the five year period or in the discount rate applied to the cash flows may cause a CGU's carrying value to exceed its recoverable amount. However, in the opinion of the directors, the changes in growth rate or discount rate that would be required to reduce the recoverable amount of Operating Services US or Services Italy below their carrying value are not reasonably possible and an impairment has been recorded in relation to Water Purification US. Therefore no sensitivity analysis has been presented.

17 Other intangible assets

	Computer software		Other	Total £m
	Internally generated £m	Purchased £m	Internally generated £m	
Cost				
At 1 April 2012	121.8	179.6	26.6	328.0
Additions	6.0	8.5	1.5	16.0
Acquisition of businesses	-	-	1.3	1.3
Disposal of businesses	-	-	(1.7)	(1.7)
Exchange adjustments	-	0.6	0.5	1.1
At 1 April 2013	127.8	188.7	28.2	344.7
Additions	4.6	8.4	0.8	13.8
Disposals	-	(74.7)	(5.0)	(79.7)
Reclassifications	43.9	(43.9)	-	-
Exchange adjustments	(0.2)	(0.5)	(1.4)	(2.1)
At 31 March 2014	176.1	78.0	22.6	276.7
Amortisation				
At 1 April 2012	(102.2)	(95.7)	(14.1)	(212.0)
Amortisation for the year	(16.7)	(12.4)	(1.4)	(30.5)
Exceptional impairment	-	-	(3.6)	(3.6)
Disposal of businesses	-	-	1.2	1.2
Exchange adjustments	-	(0.2)	(0.3)	(0.5)
At 1 April 2013	(118.9)	(108.3)	(18.2)	(245.4)
Amortisation for the year	(13.9)	(14.5)	(0.9)	(29.3)
Exceptional impairment	(2.4)	-	-	(2.4)
Disposals	-	74.7	5.1	79.8
Reclassifications	(5.1)	5.1	-	-
Exchange adjustments	0.1	0.3	0.4	0.8
At 31 March 2014	(140.2)	(42.7)	(13.6)	(196.5)
Net book value				
At 31 March 2014	35.9	35.3	9.0	80.2
At 31 March 2013	8.9	80.4	10.0	99.3

Other assets primarily comprise capitalised development costs and patents.

Group financial statements Notes to the group financial statements

18 Property, plant and equipment

	Land and buildings £m	Infrastructure assets £m	Fixed plant and equipment £m	Movable plant £m	Total £m
Cost					
At 1 April 2012	2,673.2	4,310.4	3,420.5	57.0	10,461.1
Additions	127.2	103.3	220.7	8.7	459.9
Disposals	(2.8)	(0.1)	(24.5)	(4.4)	(31.8)
Disposal of businesses	(11.3)	-	(17.5)	-	(28.8)
Reclassifications	(0.4)	-	0.7	-	0.3
Exchange adjustments	0.3	-	1.4	0.7	2.4
At 1 April 2013	2,786.2	4,413.6	3,601.3	62.0	10,863.1
Additions	136.5	127.0	266.4	6.7	536.6
Disposals	(4.9)	(0.3)	(12.9)	(4.2)	(22.3)
Exchange adjustments	(0.7)	-	(2.8)	(1.4)	(4.9)
At 31 March 2014	2,917.1	4,540.3	3,852.0	63.1	11,372.5
Depreciation					
At 1 April 2012	(868.8)	(1,121.7)	(1,857.4)	(35.4)	(3,883.3)
Charge for the year	(60.9)	(29.6)	(167.5)	(6.6)	(264.6)
Disposals	3.0	-	19.1	4.1	26.2
Disposal of businesses	7.5	-	11.8	-	19.3
Reclassifications	0.7	0.1	(0.2)	0.4	1.0
Exchange adjustments	(0.2)	-	(1.0)	(0.5)	(1.7)
At 1 April 2013	(918.7)	(1,151.2)	(1,995.2)	(38.0)	(4,103.1)
Charge for the year	(64.1)	(30.9)	(168.4)	(6.6)	(270.0)
Disposals	3.7	-	12.8	3.8	20.3
Exchange adjustments	0.2	-	2.5	1.1	3.8
At 31 March 2014	(978.9)	(1,182.1)	(2,148.3)	(39.7)	(4,349.0)
Net book value					
At 31 March 2014	1,938.2	3,358.2	1,703.7	23.4	7,023.5
At 31 March 2013	1,867.5	3,262.4	1,606.1	24.0	6,760.0

The carrying amount of property, plant and equipment includes the following amounts in respect of assets held under finance leases:

	Land and buildings £m	Infrastructure assets £m	Fixed plant and equipment £m	Total £m
Net book value				
At 31 March 2014	-	119.6	38.5	158.1
At 31 March 2013	-	118.5	54.8	173.3

Property, plant and equipment includes £604.1 million (2013: £509.2 million) in respect of assets in the course of construction for which no depreciation is charged.

Group financial statements Notes to the group financial statements

19 Interests in joint ventures

	2014 £m	2013 £m
Group's share of		
Non-current assets	0.1	0.1
Current assets	0.6	0.7
Current liabilities	(0.4)	(0.5)
	0.3	0.3
Group's share of		
Turnover	0.4	0.4
Operating costs	(0.4)	(0.4)
Profit before tax	-	-
Tax	-	-
Profit after tax	-	-

As at 31 March 2014 and 2013 the joint ventures had no significant contingent liabilities to which the group was exposed and the group did not have any significant contingent liabilities in relation to its interests in the joint ventures. The group had no capital commitments in relation to its interests in the joint ventures at 31 March 2014 or 2013.

Particulars of the group's principal joint venture undertakings at 31 March 2014 were:

Name	Country of incorporation	Proportion of ownership interest
Cognica Limited	Great Britain	50%
Jackson Water Partnership	USA	70%

The partnership agreement for the Jackson Water Partnership requires that certain key decisions require the unanimous consent of the partners and consequently the partnership has been accounted for as a joint venture.

20 Interests in associates

	2014 £m	2013 £m
At 1 April	4.7	4.6
Share of profits	0.3	0.2
Exchange adjustments	(0.1)	(0.1)
At 31 March	4.9	4.7
Group's share of		
Total assets	23.6	24.8
Total liabilities	(18.7)	(20.1)
	4.9	4.7
Turnover	4.7	4.7
Profit after tax	0.2	0.2

At 31 March 2014 and 2013 the associate company had no significant contingent liabilities to which the group was exposed. The group had no capital commitments in relation to its interests in the associate at 31 March 2014 or 2013.

The principal associate at 31 March 2014 was Servizio Idrico Integrato S.c.p.a. ('SII'), a company incorporated in Italy. The proportion of ownership interest held by the group was 25%.

The group has given certain guarantees in respect of the associate's borrowings. The guarantees are limited to €5.1 million (2013: €11.2 million). The group does not expect any liabilities that are not provided for in these financial statements to arise from these arrangements.

During the year the group has entered into agreements with the other investors in SII to re-finance that company. As part of these agreements the guarantees referred to above were reduced from €11.2 million to €5.1 million and trade receivable balances amounting to €21 million were converted to a shareholder's loan repayable over 15 years. The group's equity and loan investments in SII are fully provided against.

Group financial statements Notes to the group financial statements

21 Categories of financial assets

	2014 £m	2013 £m
Fair value through profit and loss		
Cross currency swaps - not hedge accounted	39.5	48.8
Interest rate swaps - not hedge accounted	12.1	21.0
Foreign exchange forward contracts - not hedge accounted	0.1	0.1
	51.7	69.9
Derivatives designated as hedging instruments		
Cross currency swaps - fair value hedges	33.6	60.3
Energy swaps - cash flow hedges	-	0.9
	33.6	61.2
Total derivative financial assets	85.3	131.1
Available for sale investments carried at fair value		
Unquoted shares	0.1	0.1
Loans and receivables (including cash and cash equivalents)		
Trade receivables	195.6	196.7
Short term deposits	76.8	355.7
Cash at bank in hand	46.4	47.9
Total loans and receivables	318.8	600.3
Total financial assets	404.2	731.5
Disclosed in the balance sheet as:		
Non-current assets		
Derivative financial assets	72.4	130.1
Available for sale financial assets	0.1	0.1
	72.5	130.2
Current assets		
Derivative financial assets	12.9	1.0
Cash and cash equivalents	123.2	403.6
Trade receivables (note 23)	195.6	196.7
	331.7	601.3
	404.2	731.5

22 Inventory

	2014 £m	2013 £m
Inventory and work in progress	27.2	32.1

Group financial statements Notes to the group financial statements

23 Trade and other receivables

	2014 £m	2013 £m
Trade receivables	316.4	334.7
Less provisions for impairment of receivables	(120.8)	(138.0)
Net trade receivables	195.6	196.7
Other amounts receivable	27.9	32.5
Prepayments and accrued income	289.7	276.8
	513.2	506.0

The carrying values of trade and other receivables are reasonable approximations of their fair values.

Prepayments and accrued income includes £24.8 million (2013: £26.8 million) in respect of amounts due from customers for contract work and £34.4 million (2013: £39.4 million) which is recoverable after more than one year.

Credit control policies and procedures are determined at the individual business unit level. By far the most significant business unit of the group is Severn Trent Water Limited, which represents 83% of group turnover and 76% of net trade receivables. Severn Trent Water has a statutory obligation to provide water and sewerage services to customers within its region. Therefore there is no concentration of credit risk with respect to its trade receivables and the credit quality of its customer base reflects the wealth and prosperity of all of the commercial businesses and domestic households within its region. None of the other business units are individually significant to the group.

Movements on the doubtful debts provision were as follows:

	2014 £m	2013 £m
At 1 April	138.0	125.2
Charge for bad and doubtful debts	32.1	33.1
Amounts written off during the year	(25.7)	(22.1)
Amounts recovered during the year	0.2	-
Reclassification	(23.1)	-
Exchange adjustments	(0.7)	1.8
At 31 March	120.8	138.0

The reclassification arose on the refinancing of the amounts receivable from the group's associate company, SII, which have now been classified as other debtors but remain fully provided.

Included in trade receivables are balances with a carrying amount of £168.3 million (2013: £176.4 million) which were past due at the reporting date but for which no specific provision has been made as the collective impairment recorded against such assets is considered to be sufficient allowance for the risk of non-collection of such balances.

The aged analysis of receivables that were past due at the reporting date but not individually impaired is as follows:

	2014 £m	2013 £m
Up to 90 days	49.7	49.4
91-365 days	69.1	77.8
1-2 years	29.7	30.9
2-3 years	12.0	11.3
More than 3 years	7.8	7.0
	168.3	176.4

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

23 Trade and other receivables (continued)

Included in the allowance for doubtful debts are provisions amounting to £22.9 million (2013: £22.4 million) against specific trade receivables. The age of the impaired receivables was as follows:

	2014 £m	2013 £m
Up to 90 days	0.6	3.7
91-365 days	3.3	3.9
1-2 years	7.6	3.9
2-3 years	5.3	12.2
More than 3 years	7.3	3.4
	24.1	27.1

24 Cash and cash equivalents

	2014 £m	2013 £m
Cash at bank and in hand	46.4	47.9
Short term deposits	76.8	355.7
	123.2	403.6

Of the £76.8 million (2013: £355.7 million) of short term bank deposits, £43.8 million (2013: £26.1 million) is held as security deposits for insurance obligations and is not available for use by the group. In addition, £7.4 million (2013: £6.1 million) is held for use by the Ministry of Defence and is not available for use by the group.

25 Borrowings

	2014 £m	2013 £m
Bank overdrafts	-	0.4
Bank loans	594.9	758.7
Other loans	3,826.0	3,840.9
Finance leases	201.2	201.6
	4,622.1	4,801.6
Presented in the balance sheet as:		
Current liabilities	206.1	170.3
Non-current liabilities	4,416.0	4,631.3
	4,622.1	4,801.6

Group financial statements Notes to the group financial statements

26 Finance leases

Obligations under finance leases are as follows:

	2014 £m	2013 £m
Gross obligations under finance leases	260.5	265.1
Less future finance charges	(59.3)	(63.5)
Present value of lease obligations	201.2	201.6

A maturity analysis of gross obligations under finance leases is included in the undiscounted amounts payable analysis presented in note 37. Net obligations under finance leases fall due as follows:

	2014 £m	2013 £m
Within 1 year	21.3	0.5
1-2 years	38.6	21.2
2-5 years	30.5	66.5
After more than 5 years	110.8	113.4
Included in non-current liabilities	179.9	201.1
	201.2	201.6

The remaining terms of finance leases ranged from 3 to 19 years at 31 March 2014. Interest terms are set at the inception of the leases. Leases with capital outstanding of £201.2 million (2013: £201.6 million) bear fixed interest at a weighted average rate of 5.36% (2013: 5.36%). The lease obligations are secured against the related assets.

There were no contingent rents, escalation clauses or material renewal or purchase options. The terms of the finance leases do not impose restriction on dividend payments, additional debt or further leasing.

Group financial statements Notes to the group financial statements

27 Categories of financial liabilities

	2014 £m	2013 £m
Fair value through profit and loss		
Cross currency swaps - not hedge accounted	21.7	8.4
Interest rate swaps - not hedge accounted	158.9	171.8
Foreign exchange forward contracts - not hedge accounted	0.3	0.2
	180.9	180.4
Derivatives designated as hedging instruments		
Interest rate swaps - cash flow hedges	47.2	128.0
Energy swaps - cash flow hedges	2.9	1.8
	50.1	129.8
Total derivative financial liabilities	231.0	310.2
Other financial liabilities		
Borrowings (note 25)	4,622.1	4,801.6
Trade payables (note 28)	31.8	30.7
Total other financial liabilities	4,653.9	4,832.3
Total financial liabilities	4,884.9	5,142.5
Disclosed in the balance sheet as:		
Non-current liabilities		
Derivative financial liabilities	206.2	309.6
Borrowings	4,416.0	4,631.3
Trade payables	-	2.0
	4,622.2	4,942.9
Current liabilities		
Derivative financial liabilities	24.8	0.6
Borrowings	206.1	170.3
Trade payables	31.8	28.7
	262.7	199.6
	4,884.9	5,142.5

28 Trade and other payables

	2014 £m	2013 £m
Current liabilities		
Trade payables	31.8	28.7
Social security and other taxes	6.3	7.0
Other payables	22.9	25.7
Deferred income	9.2	9.2
Accruals	342.5	328.4
	412.7	399.0
Non-current liabilities		
Trade payables	-	2.0
Other payables	-	0.4
Deferred income	482.7	437.2
Accruals	9.7	13.8
	492.4	453.4

The directors consider that the carrying values of trade payables is not materially different from their fair values.

Accruals includes nil (2013: nil) in respect of amounts due to customers for contract work.

Group financial statements Notes to the group financial statements

29 Deferred tax

An analysis of the movements in the major deferred tax liabilities and assets recognised by the group is set out below:

	Accelerated tax depreciation £m	Retirement benefit obligation £m	Tax losses £m	Fair value of financial instruments £m	Other £m	Total £m
At 1 April 2012	930.9	(74.2)	(6.4)	(59.6)	10.8	801.5
Charge to income (restated)	(0.4)	(10.0)	6.4	0.1	34.6	30.7
Credit to income arising from rate change	(39.0)	1.4	-	1.2	(0.3)	(36.7)
Credit to equity (restated)	-	(7.5)	-	(5.6)	-	(13.1)
Charge to equity arising from rate change	-	2.1	-	1.2	0.1	3.4
At 1 April 2013	891.5	(88.7)	-	(62.7)	45.2	785.8
Reclassification	52.6	-	-	-	(52.6)	-
Charge to income	(60.7)	6.3	-	12.2	7.5	(34.7)
Credit to income arising from rate change	(123.1)	3.8	-	3.8	0.7	(114.8)
Credit to equity	-	0.8	-	4.6	-	5.4
Charge to equity arising from rate change	-	7.7	-	4.3	0.3	12.3
At 31 March 2014	760.3	(69.6)	-	(37.8)	1.1	654.0

Deferred tax assets and liabilities have been offset. The offset amounts, which are to be recovered/settled after more than 12 months, are as follows:

	2014 £m	2013 £m
Deferred tax asset	(121.7)	(169.1)
Deferred tax liability	775.7	954.9
	654.0	785.8

30 Retirement benefit schemes

a) Defined benefit pension schemes

(i) Background

The group operates a number of defined benefit pension schemes in the UK, covering the majority of UK employees. The defined benefit pension schemes are funded to cover future salary and pension increases and their assets are held in separate funds administered by trustees. The trustees are required to act in the best interests of the schemes' beneficiaries. A formal actuarial valuation of each scheme is carried out on behalf of the trustees at triennial intervals by an independent, professionally qualified actuary. Under the defined benefit pension schemes, members are entitled to retirement benefits calculated as a proportion (varying between 1/30 and 1/80 for each year of service) of their salary for the final year of employment with the group or, if higher, the average of the highest three consecutive years' salary in the last 10 years of employment.

The UK defined benefit pension schemes and the date of their last formal actuarial valuation are as follows:

	Date of last formal actuarial valuation
Severn Trent Pension scheme (STPS)*	31 March 2013
Severn Trent Mirror Image Pension Scheme	31 March 2013

* The STPS is by far the largest of the group's UK defined benefit schemes.

The defined benefit pension schemes will close to future accrual on 31 March 2015. A new defined contribution pension scheme has been established and members of the defined benefit pension schemes will then become members of the new defined contribution pension scheme.

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

30 Retirement benefit schemes (continued)

a) Defined benefit pension schemes (continued)

(ii) Amount included in the balance sheet arising from the group's obligations under defined benefit pension schemes

	2014 £m	2013 £m
Fair value of scheme assets		
Equities	870.6	877.2
Gilts	270.5	274.6
Corporate bonds	388.8	360.9
Property	148.4	147.8
Hedge funds	56.9	55.8
Cash	88.4	8.0
Total fair value of assets	1,823.6	1,724.3
Present value of the defined benefit obligations – funded schemes	(2,162.5)	(2,098.7)
	(338.9)	(374.4)
Present value of the defined benefit obligations – unfunded schemes	(9.4)	(9.3)
Liability recognised in the balance sheet	(348.3)	(383.7)

The equities, gilts, corporate bonds and hedge funds have quoted prices in active markets.

Movements in the fair value of the scheme assets were as follows:

	2014 £m	2013 Restated £m
Fair value at 1 April	1,724.3	1,557.2
Interest income on scheme assets	76.0	75.8
Contributions from the sponsoring companies	73.0	43.5
Contributions from scheme members	5.1	5.1
Return on plan assets (excluding amounts included in finance income)	24.9	116.3
Scheme administration costs	(3.0)	(2.6)
Benefits paid	(76.7)	(71.0)
Fair value at 31 March	1,823.6	1,724.3

Movements in the present value of the defined benefit obligations were as follows:

	2014 £m	2013 £m
Present value at 1 April	2,108.0	1,903.0
Service cost	22.4	22.8
Past service cost	0.1	0.4
Interest cost	91.7	92.2
Contributions from scheme members	5.1	5.1
Actuarial (gains)/losses arising from changes in demographic assumptions	(15.7)	155.5
Actuarial losses arising from changes in financial assumptions	37.0	1.0
Actuarial gains arising from experience adjustments	–	(1.0)
Benefits paid	(76.7)	(71.0)
Present value at 31 March	2,171.9	2,108.0

Group financial statements Notes to the group financial statements

30 Retirement benefit schemes (continued)

a) Defined benefit pension schemes (continued)

Of which:

	2014 £m	2013 £m
Amounts relating to funded schemes	2,162.5	2,098.7
Amounts relating to unfunded schemes	9.4	9.3
Present value at 31 March	2,171.9	2,108.0

The group has an obligation to pay pensions to a number of former employees whose benefits would otherwise have been restricted by the Finance Act 1989 earnings cap. Provision for such benefits amounting to £9.4 million (2013: £9.3 million) is included as an unfunded scheme within the retirement benefit obligation.

(ii) Amounts recognised in the income statement in respect of these defined benefit pension schemes

	2014 £m	2013 Restated £m
Amounts charged to operating costs		
Current service cost	(22.4)	(22.8)
Scheme administration costs	(3.0)	(2.6)
Past service cost	(0.1)	(0.4)
	(25.5)	(25.8)
Amounts charged to finance costs		
Interest cost	(91.7)	(92.2)
Amounts credited to finance income		
Interest income on scheme assets	76.0	75.8
Total amount charged to the income statement	(41.2)	(42.2)

The actual return on scheme assets was a gain of £97.2 million (2013: gain of £189.5 million).

Actuarial gains and losses have been reported in the statement of comprehensive income. The cumulative amount of actuarial gains and losses recognised in the statement of comprehensive income since the adoption of IFRS is a net loss of £315.7 million (2013 (restated): net loss of £319.3 million).

(iv) Actuarial risk factors

The schemes typically expose the company to actuarial risks such as investment risk, inflation risk and longevity risk.

Investment risk

The group's contributions to the schemes are based on actuarial calculations which make assumptions about the returns expected from the schemes' investments. If the investments underperform these assumptions in the long term then the group will need to make additional contributions to the schemes in order to fund the payment of accrued benefits.

Inflation risk

The benefits payable to members of the schemes are linked to inflation measured by the RPI. The group's contributions to the schemes are based on assumptions about the future level of inflation. If inflation is higher than the levels assumed in the actuarial calculations then the group will need to make additional contributions to the schemes in order to fund the payment of accrued benefits.

Longevity risk

The group's contributions to the schemes are based on assumptions about the life expectancy of scheme members after retirement. If scheme members live longer than assumed in the actuarial calculations then the group will need to make additional contributions to the schemes in order to fund the payment of accrued benefits.

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

30 Retirement benefit schemes (continued)

a) Defined benefit pension schemes (continued)

(v) Actuarial assumptions

The major assumptions used in the valuation of the STPS (also the approximate weighted average of assumptions used for the valuations of all group schemes) were as follows:

	2014 %	2013 %
Price inflation	3.3	3.2
Salary increases	3.0	3.0
Pension increases in payment	3.3	3.2
Pension increases in deferment	3.3	3.2
Discount rate	4.4	4.4

The assumption for price inflation is derived from the difference between the yields on longer term fixed rate gilts and on index-linked gilts. The discount rate is set by reference to AA rated sterling 18 year corporate bonds.

The company has adopted IAS 19 Employee Benefits Revised and therefore expected return on assets assumptions are no longer needed. The discount rate is applied to the net deficit to determine the net finance cost.

The mortality assumptions are based on those used in the triennial valuation of the STPS as at 31 March 2013.

The mortality assumptions adopted at the year end and the life expectancies at age 65 implied by the assumptions are as follows:

	2014	2013
Mortality table used		
- men	'SAPS' S1NMA_L	'SAPS' S1NMA_L
- women	S1NFA_L	S1NFA_L
Mortality table compared with standard table		
- men	116%	116%
- women	92%	92%
Future improvement per annum	1.0%	1.0%
Remaining life expectancy for members currently aged 65 (years)		
- men	21.3	21.5
- women	24.4	24.6
Remaining life expectancy at age 65 for members currently aged 45 (years)		
- men	22.6	22.7
- women	26.0	26.2

The calculation of the scheme liabilities is sensitive to the actuarial assumptions and in particular to the assumptions relating to discount rate, price inflation and mortality. The following table summarises the estimated impact on scheme liabilities from changes to key actuarial assumptions whilst holding all other assumptions constant.

Assumption	Change in assumption	Impact on scheme liabilities
Discount rate	Increase/decrease by 0.1%	Decrease/increase by £38 million
Price inflation	Increase/decrease by 0.1%	Decrease/increase by £35 million
Mortality	Increase in life expectancy by 1 year	Increase by £55 million

In reality, interrelationships exist between the assumptions, particularly between the discount rate and price inflation. The above analysis does not take into account the effect of these interrelationships.

In presenting the above sensitivity analysis, the present value of the defined benefit obligation has been calculated using the projected unit credit method at the end of the reporting period, which is the same as that applied in calculating the defined benefit obligation liability recognised in the balance sheet.

Group financial statements Notes to the group financial statements

30 Retirement benefit schemes (continued)

a) Defined benefit pension schemes (continued)

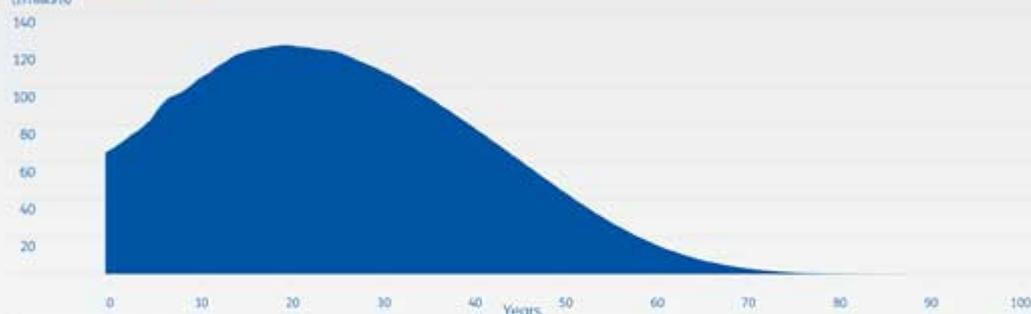
(vi) Effect on future cash flows

Contribution rates are set in consultation with the trustees for each scheme and each participating employer.

The average duration of the benefit obligation at the end of the year is 18 years (2013: 18 years). The expected cash flows payable from the scheme are presented in the graph below.

Expected benefit payments

(£ millions)



Following the completion of the triennial valuation of both schemes, future lump sum deficit contributions have been agreed with the trustees. In respect of the shortfall, a cash contribution of £40 million was made in the current year, a further £35 million contribution will be made in the year to 31 March 2015, £15 million will be paid in the year to 31 March 2016 followed by £12 million per annum to 31 March 2025. An annual contribution of £8.2 million will also be made through an asset backing funding arrangement for at least 13 years from 31 March 2014.

b) Defined contribution pension schemes

The group also operates defined contribution arrangements for certain of its UK and overseas employees.

The Severn Trent Personal Pension scheme was opened in April 2012. This will be replaced by the ST Group Personal Pension scheme from 1 April 2015 and all members of other pension schemes will be transferred. The scheme has been open since 1 April 2012 and new employees were automatically enrolled from this date. All employees who were not previously in a Severn Trent pension scheme were automatically enrolled into the ST Group Personal Pension scheme from 1 April 2013.

The total cost charged to operating costs of £9.8 million (2013: £6.6 million) represents contributions payable to these schemes by the group at rates specified in the rules of the schemes. As at 31 March 2014 and 2013, all contributions all due in respect of the current reporting period had been paid over to the schemes.

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

31 Provisions

	Restructuring £m	Insurance £m	Onerous contracts £m	Terminated operations and disposals £m	Other £m	Total £m
At 1 April 2013	2.2	25.1	2.4	4.6	7.4	41.7
Charged/(released) to income statement	3.9	4.8	0.4	2.4	(0.5)	11.0
Utilisation of provision	(2.3)	(6.8)	(0.8)	(1.9)	(2.0)	(13.8)
Unwinding of discount	-	-	0.1	-	0.1	0.2
Reclassifications	-	-	-	1.3	(1.3)	-
Exchange differences	(0.1)	-	-	-	(0.4)	(0.5)
At 31 March 2014	3.7	23.1	2.1	6.4	3.3	38.6

	2014 £m	2013 £m
Included in		
Current liabilities	12.1	11.1
Non-current liabilities	26.5	30.6
	38.6	41.7

The restructuring provision reflects costs to be incurred in respect of committed restructuring programmes. The associated outflows are estimated to arise over the next 12 months from the balance sheet date.

Derwent Insurance Limited, a captive insurance company, is a wholly owned subsidiary of the group. Provisions for claims are made as set out in note 2. The associated outflows are estimated to arise over a period of up to five years from the balance sheet date.

The onerous contract provision relates to specific contractual liabilities either assumed with businesses acquired or arising in existing group businesses, where estimated future costs are not expected to be recovered in revenues. The associated outflows are estimated to occur over a period of 10 years from the balance sheet date.

Provisions relating to terminated operations and disposals include amounts that it is probable will be paid in respect of claims arising from services performed by these businesses and the indemnities described in note 4.1 b).

Other provisions include provisions for dilapidations and commercial disputes. The associated outflows are estimated to arise over a period of up to six years from the balance sheet date.

32 Share capital

	2014 £m	2013 £m
Total issued and fully paid share capital		
238,942,647 ordinary shares of 97 ¹ / ₂ p (2013: 238,365,734)	233.9	233.3

Changes in share capital were as follows:

	Number	£m
Ordinary shares of 97 ¹ / ₂ p		
At 1 April 2012	237,608,111	232.6
Shares issued under the Employee Sharesave Scheme	757,623	0.7
At 1 April 2013	238,365,734	233.3
Shares issued under the Employee Sharesave Scheme	576,913	0.6
At 31 March 2014	238,942,647	233.9

33 Share premium

	2014 £m	2013 £m
At 1 April	89.7	83.8
Share premium arising on issue of shares for Employee Sharesave Scheme	4.5	5.9
At 31 March	94.2	89.7

Group financial statements Notes to the group financial statements

34 Other reserves

	Capital redemption reserve £m	Infrastructure reserve £m	Translation reserve £m	Hedging reserve £m	Total £m
At 1 April 2012	156.1	314.2	24.0	(94.1)	400.2
Total comprehensive loss for the year	-	-	4.9	(18.6)	(13.7)
Transfer to retained earnings	-	(314.2)	-	-	(314.2)
At 1 April 2013	156.1	-	28.9	(112.7)	72.3
Total comprehensive income for the year	-	-	(8.7)	18.6	9.9
At 31 March 2014	156.1	-	20.2	(94.1)	82.2

The capital redemption reserve arose on the redemption of B shares.

The infrastructure reserve arose in the prior year on the group's transition to IFRS from restating Severn Trent Water Limited's infrastructure assets to fair value as deemed cost. In the prior year Severn Trent Water Limited adopted the new accounting standard FRS 101, which uses the recognition and measurement criteria of IFRS. The infrastructure reserve was therefore recognised in Severn Trent Water Limited. During the prior year Severn Trent Water Limited used its infrastructure reserve to issue bonus shares, which were subsequently cancelled. These transactions resulted in a transfer from the infrastructure reserve to retained earnings in the financial statements.

The translation reserve arises from exchange differences on translation of the results and financial position of foreign subsidiaries.

The hedging reserve arises from gains or losses on interest rate swaps and energy swaps taken directly to equity under the hedge accounting provisions of IAS 39 and the transition rules of IFRS 1.

35 Capital management

The group's principal objectives in managing capital are:

- to access a broad range of sources of finance to obtain both the quantum required and lowest cost compatible with the need for continued availability;
- to maintain an investment grade credit rating; and
- to maintain a flexible and sustainable balance sheet structure.

The group seeks to achieve a balance of long term funding or commitment of funds across a range of funding sources at the best possible economic cost. The group monitors future funding requirements and credit market conditions to ensure continued availability of funds.

The group does not have a specific gearing target but seeks to maintain gearing at a level consistent with its capital management objectives described above.

The group's dividend policy is a key tool in achieving its capital management objectives. This policy is reviewed and updated in line with Severn Trent Water's five year price control cycle and takes into account, inter alia, the planned investment programme, the appropriate gearing level, achieving a balance between an efficient cost of capital and retaining an investment grade credit rating, and delivering an attractive and sustainable return to shareholders.

During the year the group repaid an index-linked £169 million bank loan. No significant new debt was raised in the year.

At 31 March the group's equity and debt capital comprised the following:

	2014 £m	2013 £m
Cash and short term deposits	123.2	403.6
Bank overdrafts	-	(0.4)
Bank loans	(594.9)	(758.7)
Other loans	(3,826.0)	(3,840.9)
Obligations under finance leases	(201.2)	(201.6)
Cross currency swaps	51.4	100.7
Net debt	(4,447.5)	(4,297.3)
Equity attributable to the owners of the company	(1,077.6)	(833.2)
Total capital	(5,525.1)	(5,130.5)

Group financial statements Notes to the group financial statements

36 Fair values of financial instruments

a) Fair value measurements

The valuation techniques that the group applies in determining the fair values of its financial instruments are described below. The techniques are classified under the hierarchy defined in IFRS 13 which categorises valuation techniques into Levels 1 – 3 based on the degree to which the fair value is observable:

Level 1 fair value measurements are those derived from unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities; Level 2 fair value measurements are those derived from inputs, other than quoted prices included within Level 1, that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and

Level 3 fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

The following table describes the valuation technique that the group applies for each class of financial instrument which is measured at fair value on a recurring basis:

	Fair value hierarchy	Fair value as at 31 March		Valuation techniques and key inputs
		2014 £m	2013 £m	
Cross currency swaps	Level 2			Discounted cash flow
Assets		73.1	109.1	Future cash flows are estimated based on forward interest rates from observable yield curves at the year end and contract interest rates, discounted at a rate that reflects credit risk. The currency cash flows are translated at the spot rate.
Liabilities		21.7	8.4	
Interest rate swaps	Level 2			Discounted cash flow
Assets		12.1	21.0	Future cash flows are estimated based on forward interest rates from observable yield curves at the year end and contract interest rates, discounted at a rate that reflects credit risk.
Liabilities		206.1	299.8	
Energy swaps	Level 2			Discounted cash flow
Assets		-	0.9	Future cash flows are estimated based on forward electricity prices from observable indices at the year end and contract prices discounted at a rate that reflects credit risk.
Liabilities		2.9	1.8	
Foreign currency forward contracts	Level 2			Discounted cash flow
Assets		0.1	0.1	Future cash flows are estimated based on observable forward exchange rates at the year end and contract forward rates discounted at a rate that reflects credit risk.
Liabilities		0.3	0.2	

Group financial statements Notes to the group financial statements

36 Fair values of financial instruments (continued)

b) Comparison of fair value of financial instruments with their carrying amounts

The directors consider that the carrying amounts of cash and short term deposits, bank overdrafts, trade receivables and trade payables approximate their fair values. The carrying values and estimated fair values of other financial instruments are set out below:

	2014		2013		Fair value As previously stated £m
	Carrying value £m	Fair value £m	Carrying value £m	Fair value Restated £m	
Floating rate debt					
Bank loans	300.0	293.0	300.0	288.2	288.2
Currency bonds	215.6	217.4	243.1	257.8	256.6
	515.6	510.4	543.1	546.0	544.8
Fixed rate debt					
Bank loans	189.7	201.1	191.0	210.8	210.8
Sterling bonds	1,902.9	2,108.1	1,900.8	2,238.3	2,299.6
Currency bonds	571.5	627.3	590.6	665.0	649.4
Other loans	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
Finance leases	201.2	197.7	201.6	208.2	208.2
	2,867.0	3,135.9	2,885.7	3,324.0	3,369.7
Index-linked debt					
Bank loans	105.2	114.7	267.7	282.6	282.6
Sterling bonds	1,134.3	1,213.3	1,103.5	1,230.5	1,376.7
	1,239.5	1,328.0	1,371.2	1,513.1	1,659.3
Non-interest bearing					
Other loans	-	-	1.2	1.2	1.2
Total	4,622.1	4,974.3	4,801.2	5,384.3	5,575.0

Following the adoption of IFRS 13 'Fair Value measurement' the group has reviewed and amended its methodology for calculating the fair values of certain debt instruments. The methods used and the changes from previous methods are summarised below. The impact on the fair values disclosed in the previous year's financial statements is shown in the table above.

Fixed rate sterling and currency bonds are valued using market prices. Previously these bonds were valued by discounted cash flow models using discount rates derived from observations of credit spreads on a sample of the group's listed bonds.

Index-linked bonds are rarely traded and therefore quoted prices are not considered to be a reliable indicator of fair value. Therefore, these bonds are valued using discounted cash flow models with discount rates derived from observed market prices for a sample of bonds.

Fair values of the other debt instruments are also calculated using discounted cash flow models.

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

37 Risks arising from financial instruments

The group's activities expose it to a variety of financial risks: market risk, (including interest rate risk, exchange rate risk and other price risk), credit risk, liquidity risk and inflation risk. The group's overall risk management programme addresses the unpredictability of financial markets and seeks to reduce potential adverse effects on the group's financial performance or position.

Financial risks are managed by a central treasury department (Group Treasury) under policies approved by the board of directors. Group Treasury identifies, evaluates and hedges financial risks in close co-operation with the group's operating units. The board defines written principles for overall risk management, as well as written policies covering specific areas such as exchange rate risk, interest rate risk, credit risk and the use of derivative and non-derivative financial instruments. The group's policy is that derivative financial instruments are not held for trading but may be used to mitigate the group's exposure to financial risk. The types of derivative instruments held and the related risks are described below.

Interest rate swaps are held to mitigate the group's exposure to changes in market interest rates. Further details are set out in sections a) (i) and e) (ii) below.

Cross currency swaps are held to mitigate the group's exposure to exchange rate movements on amounts borrowed in foreign currencies. Further details are set out in section a) (ii) below.

Energy swaps are held to mitigate the groups exposure to changes in electricity prices. Further details are provided in section e) (i) below.

Severn Trent Water, the group's most significant business unit, operates under a regulatory environment where its prices are linked to inflation measured by RPI. In order to mitigate the risks to cash flow and earnings arising from fluctuations in RPI, the group holds debt instruments where the principal repayable and interest cost is linked to RPI.

a) Market risk

The group is exposed to fluctuations in interest rates and, to a lesser extent, exchange rates. The nature of these risks and the steps that the group has taken to manage them are described below.

(i) Interest rate risk

The group's income and its operating cash flows are substantially independent of changes in market interest rates. The group's interest rate risk arises from long term borrowings.

Borrowings issued at variable rates expose the group to the risk of adverse cash flow impacts from increases in interest rates.

Borrowings issued at fixed rates expose the group to the risk of interest costs above the market rate when interest rates decrease.

The group's policy is to maintain 45% to 90% of its interest bearing liabilities in fixed rate instruments. In measuring this metric, management makes adjustments to the carrying value of debt to better reflect the amount that interest is calculated on. Details of the adjustments made are set out below in the reconciliation of interest bearing liabilities to net debt. At 31 March 2014 75% of the group's interest bearing liabilities was at fixed rates (2013: 68%).

The group manages its cash flow interest rate risk by borrowing at fixed or index-linked rates and by using interest rate swaps.

Under these swaps the group receives variable rate interest and pays fixed rate interest calculated by reference to the agreed notional principal amounts. In practice the swaps are settled by transferring the net amount. These swaps have the economic effect of converting borrowings from variable rates to fixed rates. The group has entered into a series of these interest rate swaps to hedge future interest payments to beyond 2030.

The cost of some of the group's debt is linked to changes in the Retail Price Index (RPI). This index-linked debt provides an economic hedge for Severn Trent Water's revenues and Regulatory Capital Value that are also linked to RPI under its regulatory regime.

The following tables show analyses of the group's interest bearing financial liabilities by type of interest. Debt raised in foreign currencies has been included at the sterling value of the payable leg of the corresponding cross currency swap since this is the amount that is exposed to changes in interest rates. Valuation adjustments that do not impact the amount on which interest is calculated, such as fair value hedge accounting adjustments, are excluded from this analysis.

Group financial statements Notes to the group financial statements

37 Risks arising from financial instruments (continued)

a) Market risk (continued)

(i) Interest rate risk (continued)

The group uses interest rate swaps to mitigate its exposure to fluctuations in interest rates. The net principal amount of these swaps is shown as an adjustment to floating rate and fixed rate debt to demonstrate the impact of the group's interest rate swaps on the amount of liabilities bearing fixed interest.

	Floating rate £m	Fixed rate £m	Index-linked £m	Total £m
2014				
Bank loans	(300.0)	(189.7)	(105.2)	(594.9)
Other loans	(205.7)	(2,440.6)	(1,134.3)	(3,780.6)
Finance leases	-	(201.2)	-	(201.2)
	(505.7)	(2,831.5)	(1,239.5)	(4,576.7)
Impact of interest rate swaps not matched against specific debt instruments	591.4	(591.4)	-	-
Interest bearing financial liabilities	85.7	(3,422.9)	(1,239.5)	(4,576.7)
Proportion of interest bearing financial liabilities that are fixed		75%		
Weighted average interest rate of fixed rate debt		5.68%		
Weighted average period for which interest is fixed (years)		10.7		

	Floating rate £m	Fixed rate £m	Index-linked £m	Total £m
2013				
Overdrafts	(0.4)	-	-	(0.4)
Bank loans	(300.0)	(191.0)	(267.7)	(758.7)
Other loans	(206.4)	(2,438.2)	(1,103.5)	(3,748.1)
Finance leases	-	(201.6)	-	(201.6)
	(506.8)	(2,830.8)	(1,371.2)	(4,708.8)
Impact of interest rate swaps not matched against specific debt instruments	364.9	(364.9)	-	-
Interest bearing financial liabilities	(141.9)	(3,195.7)	(1,371.2)	(4,708.8)
Proportion of interest bearing financial liabilities that are fixed		68%		
Weighted average interest rate of fixed rate debt		5.59%		
Weighted average period for which interest is fixed (years)		11.3		

A reconciliation of net debt to amounts included in interest bearing financial liabilities is set out below:

	2014 £m	2013 £m
Interest bearing financial liabilities	4,576.7	4,708.8
Interest free debt	-	1.2
Exchange on currency debt	18.6	42.8
Fair value hedge accounting adjustments	26.8	48.8
Cross currency swaps included in net debt at fair value	(51.4)	(100.7)
Cash and cash equivalents	(123.2)	(403.6)
Net debt (note 40)	4,447.5	4,297.3

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

37 Risks arising from financial instruments (continued)

a) Market risk (continued)

(i) Interest rate risk (continued)

Interest rate swaps not hedge accounted

The group has a number of interest rate swaps which are not accounted for as cash flow hedges. Economically these swaps act to fix the interest cost of debt within the group which is denominated as floating rate, but they do not achieve hedge accounting under the criteria of IAS 39. This has led to a credit of £66.7 million charge (2013: charge of £30.8 million) in the income statement.

Contracts where the group pays fixed rate interest are summarised below:

Period to maturity	Average contract fixed interest rate		Notional principal amount		Fair value	
	2014 %	2013 %	2014 £m	2013 £m	2014 £m	2013 £m
1-2 years	6.32	-	225.0	-	(18.2)	-
2-5 years	-	6.32	-	225.0	-	(31.7)
5-10 years	4.98	-	225.0	-	(42.4)	-
10-20 years	5.37	5.37	216.4	214.9	(63.0)	(90.6)
20-30 years	5.10	5.10	125.0	125.0	(35.3)	(49.5)
	5.44	5.59	791.4	564.9	(158.9)	(171.8)

Contracts where the group receives fixed interest are summarised below:

Period to maturity	Average contract fixed interest rate		Notional principal amount		Fair value	
	2014 %	2013 %	2014 £m	2013 £m	2014 £m	2013 £m
1-2 years	5.18	-	200.0	-	12.1	-
2-5 years	-	5.18	-	200.0	-	21.0
	5.18	5.18	200.0	200.0	12.1	21.0

Interest rate sensitivity analysis

The sensitivity after tax of the group's profits, cash flow and equity, including the impact on derivative financial instruments, to changes in interest rates at 31 March is as follows:

	2014		2013	
	+1.0% £m	-1.0% £m	+1.0% £m	-1.0% £m
Profit or loss	73.3	(83.7)	62.7	(74.3)
Cash flow	(1.6)	1.6	(2.0)	2.0
Equity	97.8	(111.0)	112.7	(130.5)

Group financial statements Notes to the group financial statements

37 Risks arising from financial instruments (continued)

a) Market risk (continued)

(ii) Exchange rate risk

Except for debt raised in foreign currency, which is hedged, the group's business does not involve significant exposure to foreign exchange transactions. Although the group operates internationally and its net investments in foreign operations are subject to exchange risk, substantially all of the group's profits and net assets arise from Severn Trent Water, which has very limited and indirect exposure to changes in exchange rates, and therefore the sensitivity of the group's results to changes in exchange rates is not material.

Certain of the group's subsidiaries enter into transactions in currencies other than the functional currency of the operation. Exchange risks relating to such operations are not material but are managed centrally by Group Treasury through forward exchange contracts to buy or sell currency.

In order to meet its objective of accessing a broad range of sources of finance, the group has raised debt denominated in currencies other than sterling – principally yen and euro. In order to mitigate the group's exposure to exchange rate fluctuations, cross currency swaps were entered into at the time that the debt was drawn down to swap the proceeds into sterling debt bearing interest based on LIBOR. The terms of the receivable leg of the swap closely match the terms of the underlying debt hence the swaps are expected to be effective hedges.

The group's gross and net currency exposures arising from currency borrowings are summarised in the tables below. These show, in the relevant currency, the amount borrowed and the notional principal of the related swap or forward contract. The net position shows the group's exposure to exchange rate risk in relation to its currency borrowings.

	Euro €m	US Dollar \$m	Japanese Yen ¥Bn	Czech Krona CZKm
2014				
Borrowings by currency	(722.9)	(52.7)	(24.5)	(620.0)
Cross currency swaps – hedge accounted	19.9	50.0	14.5	620.0
Cross currency swaps – not hedge accounted	700.0	-	10.0	-
Net currency exposure	(3.0)	(2.7)	-	-
2013				
Borrowings by currency	(721.6)	(50.0)	(24.5)	(620.0)
Cross currency swaps – hedge accounted	19.9	50.0	14.5	620.0
Cross currency swaps – not hedge accounted	700.0	-	10.0	-
Net currency exposure	(1.7)	-	-	-

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

37 Risks arising from financial instruments (continued)

b) Credit risk

Operationally the group has no significant concentrations of credit risk. It has policies in place to ensure that sales of products are made to customers with an appropriate credit history, other than in Severn Trent Water Limited, whose operating licence obliges it to supply domestic customers even in cases where bills are not paid. Amounts provided against accounts receivable and movements on the provision during the year are disclosed in note 23.

Cash deposits and derivative contracts are only placed with high credit quality financial institutions, which have been approved by the board. Group Treasury monitors the credit quality of the approved financial institutions and the list of financial institutions that may be used is approved annually by the board. The group has policies that limit the amount of credit exposure to any one financial institution.

Credit risk analysis

At 31 March the aggregate credit limits of authorised counterparties and the amounts held on short term deposits were as follows:

	Credit limit		Amount deposited	
	2014 £m	2013 £m	2014 £m	2013 £m
AAA	20.0	20.0	1.2	1.3
Double A range	100.0	150.0	24.2	82.0
Single A range	600.0	625.0	51.4	272.4
	720.0	795.0	76.8	355.7

The fair values of derivative assets analysed by credit ratings of counterparties were as follows:

Rating	Derivative assets	
	2014 £m	2013 £m
Double A range	16.7	29.7
Single A range	68.6	101.4
	85.3	131.1

c) Liquidity risk

(i) Committed facilities

Prudent liquidity management requires sufficient cash balances to be maintained; adequate committed facilities to be available; and the ability to close out market positions. Group Treasury manages liquidity and flexibility in funding by monitoring forecast and actual cash flows and the maturity profile of financial assets and liabilities, and by keeping committed credit lines available.

At the balance sheet date the group had committed undrawn borrowing facilities expiring as follows:

	2014 £m	2013 £m
2-5 years	500.0	500.0

Group financial statements Notes to the group financial statements

37 Risks arising from financial instruments (continued)

c) Liquidity risk (continued)

(ii) Cash flows from non-derivative financial instruments

The following tables show the estimated cash flows that will arise from the group's non-derivative net financial liabilities.

The information presented is based on the earliest date on which the group can be required to pay and represents the undiscounted cash flows including principal and interest.

2014 Undiscounted amounts payable:	Floating rate £m	Fixed rate £m	Index linked £m	Payments on	
				Trade payables £m	financial liabilities £m
Within 1 year	(142.6)	(220.2)	(23.8)	(31.8)	(418.4)
1-2 years	(54.8)	(721.3)	(24.4)	-	(800.5)
2-5 years	(316.5)	(737.3)	(77.4)	-	(1,131.2)
5-10 years	(26.3)	(877.1)	(373.3)	-	(1,276.7)
10-15 years	(43.5)	(788.0)	(424.6)	-	(1,256.2)
15-20 years	(16.8)	(558.3)	(124.0)	-	(699.0)
20-25 years	-	(60.9)	(151.2)	-	(212.1)
25-30 years	-	(286.6)	(183.6)	-	(470.1)
30-35 years	-	-	(222.4)	-	(222.4)
35-40 years	-	-	(740.6)	-	(740.6)
40-45 years	-	-	(3,573.5)	-	(3,573.5)
45-50 years	-	-	(33.7)	-	(33.7)
50-55 years	-	-	(545.5)	-	(545.5)
Total	(600.4)	(4,249.7)	(6,498.1)	(31.8)	(11,380.0)

Undiscounted amounts receivable:	Trade receivables £m	Cash and short term deposits £m	Receipts from financial assets £m
Within 1 year	195.6	123.2	318.8

2013 Undiscounted amounts payable:	Floating rate £m	Fixed rate £m	Index linked £m	Payments on	
				Trade payables £m	financial liabilities £m
Within 1 year	(10.5)	(144.3)	(194.5)	(30.7)	(380.0)
1-2 years	(167.9)	(217.3)	(23.3)	-	(408.5)
2-5 years	(367.7)	(1,421.0)	(72.8)	-	(1,861.5)
5-10 years	(20.9)	(581.1)	(362.3)	-	(964.3)
10-15 years	(69.7)	(1,179.6)	(186.7)	-	(1,436.0)
15-20 years	-	(539.1)	(346.9)	-	(886.0)
20-25 years	-	(60.9)	(139.7)	-	(200.7)
25-30 years	-	(298.8)	(169.8)	-	(468.6)
30-35 years	-	-	(206.4)	-	(206.4)
35-40 years	-	-	(717.7)	-	(717.7)
40-45 years	-	-	(2,597.7)	-	(2,597.7)
45-50 years	-	-	(949.9)	-	(949.9)
50-55 years	-	-	(536.9)	-	(536.9)
Total	(636.8)	(4,442.0)	(6,504.8)	(30.7)	(11,614.3)

Group financial statements Notes to the group financial statements

37 Risks arising from financial instruments (continued)

c) Liquidity risk (continued)

(ii) Cash flows from non-derivative financial instruments (continued)

Undiscounted amounts receivable:	Trade receivables £m	Cash and short term deposits £m	Receipts from financial assets £m
Within 1 year	196.7	403.6	600.3

Index-linked debt includes loans with maturities of up to 53 years. The principal is revalued at fixed intervals and is linked to movements in the Retail Price Index. Interest payments are made biannually based on the revalued principal. The principal repayment equals the revalued amount at maturity. The payments included in the table above are estimates based on the forward inflation rates published by the Bank of England at the balance sheet date.

(iii) Cash flows from derivative financial instruments

The following tables show the estimated cash flows that will arise from the group's derivative financial instruments. The tables are based on the undiscounted net cash inflows/(outflows) on the derivative financial instruments that settle on a net basis and the undiscounted gross inflows/(outflows) on those derivatives that require gross settlement. When the amount payable or receivable is not fixed, the amount disclosed has been determined by reference to the projected interest and foreign currency rates derived from the forward curves existing at the balance sheet date. Actual amounts may be significantly different from those indicated below.

2014 Undiscounted amounts (payable)/receivable:	Derivative liabilities				Derivative assets			Total £m
	Interest rate swaps £m	Energy swaps £m	Interest rate swaps £m	Energy swaps £m	Cross currency swaps			
					Cash receipts £m	Cash payments £m		
Within 1 year	(40.6)	(3.0)	8.5	-	169.0	(179.4)	(45.5)	
1-2 years	(38.4)	-	3.5	-	664.2	(613.4)	15.9	
2-5 years	(67.0)	-	-	-	3.1	(1.7)	(65.6)	
5-10 years	(63.3)	-	-	-	5.5	(4.0)	(61.8)	
10-15 years	(28.4)	-	-	-	21.5	(14.3)	(21.2)	
15-20 years	(18.2)	-	-	-	16.8	(8.7)	(10.1)	
20-25 years	(0.7)	-	-	-	-	-	(0.7)	
	(256.6)	(3.0)	12.0	-	880.1	(821.5)	(189.0)	

2013 Undiscounted amounts (payable)/receivable:	Derivative liabilities				Derivative assets			Total £m
	Interest rate swaps £m	Energy swaps £m	Interest rate swaps £m	Energy swaps £m	Cross currency swaps			
					Cash receipts £m	Cash payments £m		
Within 1 year	(36.3)	(0.3)	8.6	1.0	37.3	(36.2)	(25.9)	
1-2 years	(41.2)	(1.5)	8.6	-	125.4	(98.3)	(7.0)	
2-5 years	(110.9)	-	4.1	-	683.5	(600.2)	(23.5)	
5-10 years	(97.6)	-	-	-	5.6	(3.2)	(95.2)	
10-15 years	(35.8)	-	-	-	40.7	(23.7)	(18.8)	
15-20 years	(20.1)	-	-	-	-	-	(20.1)	
20-25 years	(2.2)	-	-	-	-	-	(2.2)	
	(344.1)	(1.8)	21.3	1.0	892.5	(761.6)	(192.7)	

Group financial statements Notes to the group financial statements

37 Risks arising from financial instruments (continued)

d) Inflation risk

The group's principal operating subsidiary, Severn Trent Water, operates under a regulatory environment where its prices are linked to inflation measured by RPI. Its operating profits and cash flows are therefore exposed to changes in RPI. In order to mitigate and partially offset this risk, Severn Trent Water has raised debt which pays interest at a fixed coupon based on a principal amount that is adjusted for the change in RPI during the life of the debt instrument (index-linked debt). The amount of index-linked debt at the balance sheet date is shown in section a) (i) Interest rate risk, and the estimated future cash flows relating to this debt are shown in section c) (ii) Cash flows from non-derivative financial instruments.

Inflation rate sensitivity analysis

The finance cost of the group's index-linked debt instruments varies with changes in RPI rather than interest rates. The sensitivity at 31 March of the group's profit and equity to changes in RPI is set out in the following table. This analysis relates to financial instruments only and excludes any RPI impact on Severn Trent Water's revenues and Regulated Capital Value, or accounting for defined benefit pension schemes.

	2014		2013	
	+1.0% £m	-1.0% £m	+1.0% £m	-1.0% £m
Profit or loss	(9.5)	9.5	(10.4)	10.4
Equity	(9.5)	9.5	(10.4)	10.4

e) Hedge accounting

The group uses derivative financial instruments to hedge exposures to changes in exchange rates and interest rates. Hedge accounting is adopted for such instruments where the criteria set out in IAS 39 are met.

(i) Fair value hedges

The group raises debt denominated in currencies other than sterling – principally yen and euro. Cross currency swaps are entered into at the time that the debt is drawn down to swap the proceeds into sterling debt bearing interest based on LIBOR in order to mitigate the group's exposure to exchange rate fluctuations. The terms of the receivable leg of the swap closely match the terms of the underlying debt, hence the swaps are expected to be effective hedges. At the year end the amounts of cross currency swaps designated as fair value hedges were as follows:

	Notional principal amount		Fair value	
	2014 £m	2013 £m	2014 £m	2013 £m
US dollar	27.0	27.0	4.7	8.7
Euro	11.4	11.4	8.4	9.3
Yen	14.7	71.4	15.9	35.3
Czech krona	71.4	14.7	4.6	7.0
	124.5	124.5	33.6	60.3

(ii) Cash flow hedges

The group has entered into interest rate swaps under which it has agreed to exchange the difference between fixed and floating interest rate amounts calculated on agreed notional principal amounts. Such contracts enable the group to mitigate the risk of changing interest rates on future cash flow exposures arising from issued variable rate debt. The group also entered into a number of interest rate contracts with future start dates during the AMP5 regulatory period. Such contracts enable the group to mitigate the risk of changing interest rates on debt which is highly probable to be issued over the AMP5 period to fund Severn Trent Water's capital programme and have been accounted for as cash flow hedges. The fair value of interest rate swaps at the balance sheet date is determined by discounting the future cash flows using the yield curve prevailing at the balance sheet date and the credit risk inherent in the contract.

The interest rate swaps primarily settle net on a biannual basis. The floating rate on the interest rate swaps is six months LIBOR.

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

37 Risks arising from financial instruments (continued)

e) Hedge accounting (continued)

(ii) Cash flow hedges (continued)

Details of interest rate swaps that have been accounted for as cash flow hedges are summarised below:

Period to maturity	Average contract fixed interest rate		Notional principal amount		Fair value	
	2014 %	2013 %	2014 £m	2013 £m	2014 £m	2013 £m
10-20 years	5.14	5.07	(264.7)	(491.0)	47.2	128.0

The group has entered into a series of energy swaps under which it has agreed to exchange the difference between fixed and market prices of electricity at six-monthly intervals up to March 2015.

Details of energy swaps that have been accounted for as cash flow hedges are summarised below:

Period to maturity	Average contract price		Notional contracted amount		Fair value	
	2014 £/MWh	2013 £/MWh	2014 MWh	2013 MWh	2014 £m	2013 £m
Less than 1 year	62.9	53.3	174,720	550,368	(2.9)	0.6
1-2 years	-	62.9	-	174,720	-	(1.5)
	62.9	55.6	174,720	725,088	(2.9)	(0.9)

38 Share based payments

The group operates a number of share based remuneration schemes for employees. During the period, the group recognised total expenses of £6.2 million (2013: £6.8 million) related to equity settled share based payment transactions.

The weighted average share price during the period was £18.12 (2013: £16.49).

At 31 March 2014, there were no options exercisable (2013: none) under any of the share based remuneration schemes.

a) Long Term Incentive Plans (LTIPs)

Under the LTIPs conditional awards of shares may be made to executive directors and senior staff. Awards are subject to performance conditions and continued employment throughout the vesting period. Awards have been made on different bases to Severn Trent Plc and Severn Trent Water employees (the LTIP) and to Severn Trent Services employees (the Services LTIP).

(i) Awards outstanding

Awards made under the LTIP

These awards are subject to Severn Trent Water's achievement of Return on Regulated Capital Value in excess of the level included in the Severn Trent Water AMP5 business plan over a three year vesting period. It has been assumed that performance against the LTIP non-market conditions will be 100% (2013: 100%).

Awards made under the Services LTIP

These awards are subject to achievement of turnover and profit targets over the three year period from the financial year that the awards were granted. It has been assumed that performance against the 2012 Services LTIP non-market conditions will be 25% (2013: 2012 Services LTIP 75%) and the 2013 Services LTIP will be 75%.

Group financial statements Notes to the group financial statements

38 Share based payments (continued)

a) Long Term Incentive Plans (LTIPs) (continued)

Details of changes in the number of awards outstanding during the year are set out below:

	Number of awards	
	LTIP	Services LTIP
Outstanding at 1 April 2012	383,487	94,944
Granted during the year	99,886	28,599
Vested during the year	(46,025)	-
Lapsed during the year	(116,324)	(33,671)
Outstanding at 1 April 2013	321,024	89,872
Granted during the year	88,996	38,902
Vested during the year	(67,302)	-
Lapsed during the year	(66,586)	(37,512)
Outstanding at 31 March 2014	276,132	91,262

Details of LTIP and Services LTIP awards outstanding at 31 March were as follows:

Date of grant	Normal date of vesting	Number of awards	
		2014	2013
July 2008	2013	-	31,145
July 2010	2013	-	125,568
July 2011	2014	127,777	129,209
July 2012	2015	115,809	124,974
July 2013	2016	123,808	-
		367,394	410,896

Details of the basis of the LTIP schemes are set out in the remuneration report on pages 69 and 70.

b) Employee Sharesave Scheme

Under the terms of the Sharesave Scheme, the board may grant the right to purchase ordinary shares in the company to those employees who have entered into an HMRC approved Save As You Earn contract for a period of three or five years.

Details of changes in the number of options outstanding during the year are set out below:

	Number of share options	Weighted average exercise price
Outstanding at 1 April 2012	3,084,486	950p
Granted during the year	601,415	1,241p
Forfeited during the year	(41,494)	1,005p
Cancelled during the year	(44,590)	1,094p
Exercised during the year	(757,623)	883p
Lapsed during the year	(7,708)	1,028p
Outstanding at 1 April 2013	2,834,486	1,027p
Granted during the year	660,391	1,331p
Forfeited during the year	(32,527)	1,151p
Cancelled during the year	(58,850)	1,184p
Exercised during the year	(576,913)	874p
Lapsed during the year	(25,713)	1,077p
Outstanding at 31 March 2014	2,800,874	1,125p

Group financial statements Notes to the group financial statements

38 Share based payments (continued)

b) Employee Sharesave Scheme (continued)

Sharesave options outstanding at 31 March were as follows:

Date of grant	Normal date of exercise	Option price	Number of share options	
			2014	2013
January 2006	2013	82.3p	-	20,468
January 2007	2014	1,172p	11,273	11,392
January 2008	2013	1,221p	-	74,976
January 2009	2014	862p	496,233	511,960
January 2010	2015	808p	308,501	774,028
January 2011	2014 or 2016	1,137p	293,633	315,258
January 2012	2015 or 2017	1,177p	481,830	525,534
January 2013	2016 or 2018	1,241p	551,862	600,870
January 2014	2017 or 2019	1,331p	657,542	-
			2,800,874	2,834,486

c) Share Incentive Plan (SIP)

Under the SIP the board may grant share awards to employees of group companies. During the year the board has announced that it will make awards under the SIP based on performance against Severn Trent Water's targets for its Key Performance Indicators. Eligible employees will be entitled to shares to a maximum value of £750. It is expected that these awards will be made in August 2014. SIP shares vest with the employee on the date of grant.

d) Share Matching Plan (SMP)

Under the Share Matching Plan members of STEC receive matching share awards over those shares which have been acquired under the deferred share component of the annual bonus scheme. Matching shares may be awarded at a maximum ratio of one matching share for every one deferred share and are subject to a three year vesting period. During the year matching shares were awarded at a ratio of 0.5:1.

Matching shares are subject to total shareholder return over three years measured relative to the companies ranked 51-150 by market capitalisation in the FTSE Index (excluding investment trusts).

The number of shares subject to an award will increase to reflect dividends paid through the performance period on the basis of such notional dividends being reinvested at the then prevailing share price. Awards will normally vest as soon as the Remuneration Committee determines that the performance conditions have been met provided that the participant remains in employment at the end of the performance period.

Details of changes in the number of awards during the year are set out below:

	Number of awards
Outstanding at 1 April 2012	41,450
Granted during the year	18,024
Cancelled during the year	(2,091)
Outstanding at 1 April 2013	57,383
Granted during the year	33,803
Cancelled during the year	(4,569)
Vested during the year	(16,179)
Outstanding at 31 March 2014	70,438

Group financial statements Notes to the group financial statements

38 Share based payments (continued)

d) Share Matching Plan (SMP) (continued)

Details of share matching awards outstanding at 31 March were as follows:

Date of grant	Normal date of vesting	Number of awards	
		2014	2013
May 2010	June 2013	-	20,748
May 2011	May 2014	18,611	18,611
May 2012	May 2015	18,024	18,024
May 2013	May 2016	33,803	-
		70,438	57,383

e) Fair value calculations

The fair values of the share awards made and share options granted during the year were calculated using the methods, principal assumptions and data set out below:

	2014				2013			
	LTIP	SAYE 3 year scheme	SAYE 5 year scheme	SMP	LTIP	SAYE 3 year scheme	SAYE 5 year scheme	SMP
Method used	Black Scholes	Black Scholes	Black Scholes	Monte Carlo	Black Scholes	Black Scholes	Black Scholes	Monte Carlo
Share price at grant date	1,696p	1,694p	1,694p	1,785p	1,749p	1,605p	1,605p	1,701p
Option life (years)	3	3.5	5.5	3	3	3.5	5.5	3
Vesting period (years)	3	3	5	3	3	3	5	3
Expected volatility	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%
Expected dividend yield	4.7%	4.7%	4.7%	n/a	4.3%	4.7%	4.7%	n/a
Risk free rate	n/a	0.87%	1.83%	0.60%	n/a	0.46%	0.96%	0.32%
Fair value per share	1,471p	280p	278p	888p	1,536p	257p	239p	1,143p

Expected volatility is measured over the three years prior to the date of grant of the awards or share options. Volatility has been calculated based on historical share price movements.

The risk free rate is derived from yields at the grant date of gilts of similar duration to the awards or share options.

The dividend yield is calculated using the expected dividend for the year divided by the share price at the date of grant.

The comparator group for the Share Matching Plan is the companies ranked 51-150 in the FTSE Index.

For the Share Matching Plan, dividends paid on the shares during the vesting period are accumulated and released subject to the achievement of the performance condition, in the same manner as the underlying shares. As a result a dividend yield assumption is not required.

39 Acquisitions and disposals

In July 2012 the group acquired the trade and assets of Chlorine Engineers' CECHLO business (CEC) for cash consideration of £1.3 million. This transaction was accounted for by the purchase method of accounting.

On 22 June 2012 the group completed the sale of its meter installation, repair and replacement business to Enterprise Plc.

On 4 February 2012 the group disposed of Severn Trent Analytical Services to ALS Limited.

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

40 Cash flow statement

a) Reconciliation of operating profit to operating cash flows

	2014 £m	2013 £m
Profit before interest and tax	472.4	489.6
Depreciation of property, plant and equipment	270.0	264.6
Amortisation of intangible assets	29.3	30.5
Exceptional impairment	29.5	8.2
Pension service cost	22.5	23.2
Defined benefit pension scheme administration costs	3.0	2.6
Pension contributions	(73.0)	(43.5)
Share based payments charge	6.2	6.8
Profit on sale of property, plant and equipment and intangible assets	(8.6)	(10.4)
Loss on disposal of businesses	-	1.5
Deferred income movement	(9.5)	(9.3)
Provisions charged to the income statement	11.0	11.6
Utilisation of provisions for liabilities and charges	(13.8)	(14.3)
Operating cash flows before movements in working capital	739.0	761.1
Decrease in inventory	4.4	1.9
Increase in amounts receivable	(17.2)	(29.4)
Increase/(decrease) in amounts payable	4.0	(2.4)
Cash generated from operations	730.2	731.2
Tax received/(paid)	27.2	(72.5)
Net cash generated from operating activities	757.4	658.7

b) Non-cash transactions

No additions to property, plant and equipment during the year were financed by new finance leases (2013: nil). Assets transferred from developers were £24.7 million (2013: £23.0 million).

c) Exceptional cash flows

The following cash flows arose from items classified as exceptional in the income statement:

	2014 £m	2013 £m
Restructuring costs	(4.3)	(4.4)
Disposal of fixed assets	9.4	15.1
Settlement of customer contractual disputes	(1.9)	(0.6)
Obligations arising from disposal of businesses	(1.6)	-
Professional fees relating to Langfiver proposal	(18.7)	-
	(17.1)	10.1

Group financial statements Notes to the group financial statements

40 Cash flow statement (continued)

d) Reconciliation of movement in cash and cash equivalents to movement in net debt

	As at 1 April 2013 £m	Cash flow £m	Fair value adjustments £m	IFPI uplift on index-linked debt £m	Foreign exchange £m	Other non-cash movements £m	As at 31 March 2014 £m
Cash and cash equivalents	403.6	(278.6)	-	-	(1.8)	-	123.2
Bank overdrafts	(0.4)	0.4	-	-	-	-	-
Net cash and cash equivalents	403.2	(278.2)	-	-	(1.8)	-	123.2
Bank loans	(758.7)	169.9	-	(6.1)	-	-	(594.9)
Other loans	(3,840.9)	1.9	21.9	(30.8)	24.2	(2.3)	(3,826.0)
Finance leases	(201.6)	0.4	-	-	-	-	(201.2)
Cross currency swaps	100.7	-	(48.6)	-	-	(0.7)	51.4
Net debt	(4,297.3)	(106.0)	(26.7)	(36.9)	22.4	(3.0)	(4,447.5)

41 Contingent liabilities

a) Bonds and guarantees

Group undertakings have entered into bonds and guarantees in the normal course of business. No liability is expected to arise in respect of either bonds or guarantees.

The group has during the current year given certain modified and lower guarantees in respect of the borrowings of its associate, Servizio Idrico Integrato S.c.p.a. The guarantees are now limited to €5.1 million (2013: €11.2 million). The group does not expect any liabilities that are not provided for in these financial statements to arise from these arrangements.

b) Disposal of subsidiaries

The group has given certain guarantees and indemnities in relation to disposals of businesses.

On 1 April 2010 the Commercial Court in Belgium rendered judgment in favour of the group in relation to a claim from Veolia Propreté S.A. ('Veolia') arising from the sale of Biffa Belgium to Veolia in 2006. The judgment declared all of Veolia's claims to be unfounded. Veolia's appeal against this decision was rejected by the Court in a judgment delivered on 16 April 2014.

The group is not aware of any other liability that is likely to result from these guarantees and indemnities that has not been provided for in these financial statements.

42 Service concession arrangements

The group's contract to provide water and waste water services to the Ministry of Defence (MoD) is a service concession arrangement under the definition set out in IFRIC 12. The group acts as the service provider under the MoD Project Aquatrine Package C - a 25 year contract spanning 1,295 sites across England covering the Eastern sea border and from Lancashire in the North West to West Sussex on the South coast.

Under the contract the group maintains and upgrades the MoD infrastructure assets and provides operating services for water and waste water. Both the operating services and maintenance and upgrade services are charged under a volumetric tariff, along with standard charges, which are adjusted with inflation as agreed in the contract.

Since the group has an unconditional right to receive cash in exchange for the maintenance and upgrade services, the amounts receivable are recognised as a financial asset within prepayments and accrued income. At 31 March 2014 the amounts receivable were £24.8 million (2013: £26.8 million).

There have been no significant changes to the arrangement during the year.

Group financial statements Notes to the group financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

43 Financial and other commitments

a) Investment expenditure commitments

	2014 £m	2013 £m
Contracted for but not provided in the financial statements	158.5	224.9

In addition to these contractual commitments, Severn Trent Water Limited has longer term expenditure plans which include investments to achieve improvements in performance mandated by the Director General of Water Services (Ofwat) and to provide for growth in demand for water and sewerage services.

b) Leasing commitments

At the balance sheet date the group had outstanding commitments for future minimum operating lease payments under non-cancellable operating leases, which fall due as follows:

	2014 £m	2013 £m
Within 1 year	3.4	4.7
1-5 years	7.2	10.9
After more than 5 years	5.9	7.0
	16.5	22.6

Operating lease payments represent rentals payable by the group for certain of its office properties, plant and equipment.

44 Post balance sheet events

Following the year end the board of directors has proposed a final dividend of 48.24 pence per share. Further details of this are shown in note 14.

45 Related party transactions

Transactions between the company and its subsidiaries, which are related parties, have been eliminated on consolidation and are not included in this note. Transactions between the group and its associates and joint ventures are disclosed below.

a) Trading transactions

	Sale of services		Amounts due from related parties	
	2014 £m	2013 £m	2014 £m	2013 £m
SII	5.8	6.9	17.1	16.4

The related parties are associates and joint ventures in which the group has a participating interest. The retirement benefit schemes operated by the group are considered to be related parties. Details of transactions and balances with the retirement benefit schemes are disclosed in note 30.

b) Remuneration of key management personnel

Key management personnel comprise the members of STEC during the year.

The remuneration of the directors is included within the amounts disclosed below. Further information about the remuneration of individual directors is provided in the audited part of the Directors' remuneration report on pages 67 to 74.

	2014 £m	2013 £m
Short term employee benefits	6.3	6.0
Post employment benefits	0.4	0.1
Share based payments	1.4	1.0
	8.1	7.1

Group financial statements Notes to the group financial statements

46 Subsidiary undertakings

Principal subsidiary undertakings

Details of the principal operating subsidiaries as at 28 May 2014 are given below. A complete list of subsidiary undertakings is available on request to the company and will be filed with the next Annual Return.

Country of incorporation and main operation is Great Britain and registration is in England and Wales unless otherwise stated.

All subsidiary undertakings are wholly owned unless otherwise indicated. All shareholdings are in ordinary shares.

All subsidiary undertakings have been included in the consolidation.

Name	Country of incorporation	Principal activity	Proportion of ownership interest
Derwent Insurance Limited	Gibraltar	Provision of insurance services to other group companies	100%
Severn Trent Services UK Limited	Great Britain	Operation of water and sewerage infrastructure	100%
Severn Trent Services Defence Limited	Great Britain	Provision of water and sewerage services to MoD	100%
Severn Trent Environmental Services Inc.	USA	Operation of water and sewerage infrastructure	100%
Severn Trent Select Limited	Great Britain	Provision of licensed water and sewerage services	100%
Severn Trent Services Limited	Great Britain	Distribution of water purification products	100%
Severn Trent Water Limited	Great Britain	Provision of regulated water and sewerage services	100%
Severn Trent Water Purification Inc.	USA	Manufacture and distribution of water purification products	100%

Subsidiary audit exemptions

Severn Trent Plc has issued guarantees over the liabilities of the following companies at 31 March 2014 under section 479C of Companies Act 2006 and therefore auditors have not been appointed for these entities:

	Company number
City Analytical Services Limited	2050581
East Worcester Water Limited	2757948
Gunthorpe Fields Limited	4240764
Severn Trent (W&S) Limited	3995023
Severn Trent Corsington Limited	7570384
Severn Trent Corporate Holdings Limited	4395566
Severn Trent Data Portal Limited	8181048
Severn Trent Draycote Limited	7681784
Severn Trent Finance Holdings Limited	6044159
Severn Trent Finance Limited	6294618
Severn Trent Financing and Investments Limited	6312635
Severn Trent Holdings Limited	5656363
Severn Trent Investment Holdings Limited	7560050
Severn Trent Overseas Holdings Limited	2455508
Severn Trent Power Generation Limited	2651131
Severn Trent Property Solutions Limited	8181033
Severn Trent Services Holdings Limited	4395572
Severn Trent Services International (Overseas Holdings) Limited	3125131
Severn Trent Services Purification Limited	2409826
Severn Trent Systems Limited	2394552
Severn Trent Utility Services Limited	4125386
Severn Trent Wind Power Limited	7742177

Company statement of comprehensive income

For the year ended 31 March 2014

	2014 £m	2013 Restated £m
Profit/(loss) for the year	310.7	(6.8)
Other comprehensive income		
Items that will not be reclassified to the income statement:		
Deferred tax arising on change of rate	(0.5)	(0.2)
	(0.5)	(0.2)
Items that may be reclassified to the income statement:		
Amounts on cash flow hedges transferred to the income statement in the year	2.7	2.5
Deferred tax on transfers to income statement	(0.5)	(0.6)
	2.2	1.9
Other comprehensive income for the year	1.7	1.7
Total comprehensive income/(loss) for the year	312.4	(5.1)

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

Severn Trent Plc - Annual Report and Accounts 2014

Company balance sheet

At 31 March 2014

	Note	2014 £m	2013 £m
Non-current assets			
Intangible fixed assets		0.2	0.2
Tangible fixed assets	3	0.4	0.6
Investments in subsidiaries	4	3,762.7	3,641.6
Derivative financial instruments		2.6	15.8
		3,765.9	3,658.2
Current assets			
Debtors	5	25.0	42.6
Derivative financial instruments		3.6	0.1
Cash at bank and in hand		25.9	3.0
		54.5	45.7
Creditors: amounts falling due within one year	6	(217.1)	(185.7)
Net current liabilities		(162.6)	(140.0)
Total assets less current liabilities		3,603.3	3,518.2
Creditors: amounts falling due after more than one year	7	(113.8)	(163.8)
Net assets		3,489.5	3,354.4
Capital and reserves			
Called up share capital	9	233.9	233.3
Share premium account	10	94.2	89.7
Other reserves	11	156.5	154.4
Retained earnings		3,004.9	2,877.0
Total capital and reserves		3,489.5	3,354.4

Signed on behalf of the board who approved the accounts on 28 May 2014:

Andrew Duff
Chairman

Michael McKeon
Finance Director

Company number: 02366619

Company statement of changes in equity

For the year ended 31 March 2014

	Share capital £m	Share premium £m	Other reserves £m	Retained earnings £m	Total £m
At 1 April 2012	232.6	83.8	152.4	3,200.0	3,668.8
Loss for the period	-	-	-	(6.8)	(6.8)
Amounts on cash flow hedges transferred to the income statement	-	-	2.6	-	2.6
Deferred tax on transfers to the income statement	-	-	(0.6)	-	(0.6)
Deferred tax arising from rate change	-	-	-	(0.2)	(0.2)
Total comprehensive loss for the period	-	-	2.0	(7.0)	(5.0)
Share options and LTIPs					
- proceeds from shares issued	0.7	5.9	-	-	6.6
- value of employees' services	-	-	-	6.0	6.0
Dividends paid	-	-	-	(322.0)	(322.0)
At 31 March 2013	233.3	89.7	154.4	2,877.0	3,354.4
Profit for the period	-	-	-	310.7	310.7
Amounts on cash flow hedges transferred to the income statement	-	-	2.6	-	2.6
Deferred tax on transfers to the income statement	-	-	(0.5)	-	(0.5)
Deferred tax arising from rate change	-	-	-	(0.5)	(0.5)
Total comprehensive income for the period	-	-	2.1	310.2	312.3
Share options and LTIPs					
- proceeds from shares issued	0.6	4.5	-	-	5.1
- value of employees' services	-	-	-	3.0	3.0
Dividends paid	-	-	-	(185.3)	(185.3)
At 31 March 2014	233.9	94.2	156.5	3,004.9	3,489.5

In previous years £1,221.2 million of the company's retained profit arose as a result of group restructuring exercises, and is not considered likely to be distributable.

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

Notes to the company financial statements

For the year ended 31 March 2014

1 Accounting policies

a) Accounting convention

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of certain financial assets and liabilities (including derivative instruments) at fair value, and in accordance with applicable United Kingdom Accounting Standards and comply with the requirements of the United Kingdom Companies Act 2006 ('the Act'). The principal accounting policies, which have been applied consistently in the current and preceding year are set out below.

b) Basis of preparation

The company has elected to adopt early the new accounting framework issued by the Financial Reporting Council. The company meets the definition of a qualifying entity under Financial Reporting Standard 100 (FRS 100). Accordingly, in the year ended 31 March 2014, the company has adopted FRS 101 'Reduced Disclosure Framework' and has ceased to apply all UK Accounting Standards issued prior to FRS 100. Therefore the recognition and measurement requirements of EU-adopted IFRS have been applied, with amendments where necessary in order to comply with Companies Act 2006 and The Large and Medium-sized Companies and Groups (Accounts and Reports) Regulations 2008 (SI 2008/410) as these are Companies Act 2006 accounts.

As permitted by FRS 101, the company has taken advantage of the disclosure exemptions available under that standard in relation to share based payments, financial instruments, capital management, presentation of comparative information in respect of certain assets, standards not yet effective, impairment of assets and related party transactions.

Where required, equivalent disclosures are given in the group financial statements.

As permitted by section 408 of the Companies Act 2006, no profit or loss account or cash flow statement is presented for this company. The profit for the year is disclosed in the statement of comprehensive income.

Severn Trent Plc is a partner in Severn Trent Limited Partnership ('the partnership'), which is registered in Scotland. As the partnership is included in the Severn Trent Plc consolidated accounts, the company has taken advantage of the exemption conferred by Regulation 7 of The Partnership (Accounts) Regulations 2008 from the requirements of Regulations 4 to 6.

c) First time adoption of FRS 101

The company's date of transition to FRS 101 is 1 April 2012 and all comparative information in the financial statements has been restated to reflect the company's adoption of FRS 101, except where otherwise required or permitted by paragraphs 6 to 33 of International Financial Reporting Standard 1 - 'First Time Adoption of International Financial Reporting Standards' (IFRS 1). Details of this transition are given in note 18.

The group adopted IFRS for the first time in its consolidated financial statements in the year ended 31 March 2006. In accordance with IFRS 1, the company has measured its assets and liabilities at the carrying amounts that would be included in the consolidated financial statements of the group.

d) Intangible fixed assets

Intangible assets acquired separately are capitalised at cost and are capitalised at fair value at the date of acquisition. Following initial recognition, the historical cost model is applied to intangible assets.

Intangible assets are amortised on a straight line basis over their estimated useful economic lives as follows:

	Years
Software	3-10

Amortisation charged on assets with finite lives is taken to the income statement through operating costs.

Intangible assets are reviewed for impairment where indicators of impairment exist.

e) Tangible fixed assets and depreciation

Tangible fixed assets are included at cost less accumulated depreciation. Freehold land is not depreciated. Other assets are depreciated on a straight line basis over their estimated economic lives, which are principally as follows:

	Years
Buildings	60
Office fixtures and equipment	3-20

f) Impairment of fixed assets and investments

If the recoverable amount of a fixed asset or investment is estimated to be less than its carrying amount, the carrying amount of the asset is reduced to its recoverable amount. Where the asset does not generate cash flows that are independent from other assets, the company estimates the recoverable amount of the cash-generating unit to which the asset belongs. Recoverable amount is defined as the higher of fair value less costs to sell or estimated value in use at the date the impairment review is undertaken. Fair value less costs to sell represents the amount obtainable from the sale of the asset in an arm's length transaction between knowledgeable and willing third parties, less costs of disposal. Value in use represents the present value of future cash flows expected to be derived from a cash-generating unit, discounted using a pre-tax discount rate that reflects the current market assessments of the cost of capital of the cash-generating unit or asset.

The discount rate used is based on the estimated cost of capital of the asset or cash-generating unit.

Impairments are recognised immediately in the profit and loss account.

Company financial statements Notes to the company financial statements

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

1 Accounting policies (continued)

g) Financial instruments

i) Financial assets

Financial assets are classified into the following categories:

- at fair value through profit or loss;
- held to maturity investments;
- available for sale financial assets;
- loans and receivables; and
- derivatives designated as hedging instruments.

Financial assets at fair value through profit or loss

A financial asset is classified at fair value through profit or loss if it is so designated or if it is classified as 'held for trading'. Derivative financial assets that are not designated and effective as hedging instruments are required to be classified as 'held for trading' by IAS 39. However, the group's Treasury Policy, described in the Financial review on page 36, is that the group does not hold or issue derivative financial instruments for trading. Financial assets at fair value through profit or loss are stated at fair value, with any gains or losses arising on remeasurement being recognised in the profit and loss account. Fair value is determined using the methodology described in note 36 to the group's financial statements.

Held to maturity investments

Where the company has the ability and intent to hold an investment to maturity the financial asset is classified as held to maturity. Such financial assets are measured at amortised cost using the effective interest rate method, with any gains or losses being recognised in the profit and loss account.

Available for sale financial assets

After initial recognition at cost (being the fair value of the consideration paid), investments which are classified as available for sale are measured at fair value, with gains or losses recognised in equity. When an available for sale investment is disposed of or impaired, the gain or loss previously recognised in equity is taken to the profit and loss account. Where there is no active market in the investments and the fair value cannot be measured reliably, the investments are held at cost.

Loans and receivables

Trade receivables, loans and other receivables that have fixed or determinable payments and that are not quoted in an active market are classified as loans and receivables. Such assets are measured at fair value on initial recognition and are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method unless there is objective evidence that an asset is impaired, when it is written down to its recoverable amount and the irrecoverable amount is recognised as an expense.

Derivatives designated as hedging instruments

The fair value of derivative financial assets that are designated as hedging instruments is determined using the methodology included in note 36 of the group financial statements.

Hedge accounting is described below.

ii) Financial liabilities

Financial liabilities are classified as either:

- at fair value through profit or loss; or
- other financial liabilities; or
- derivatives designated as hedging instruments.

Financial liabilities at fair value through profit or loss

A financial liability is classified at fair value through profit or loss if it is so designated or if it is classified as 'held for trading'. Derivative financial liabilities that are not designated and effective as hedging instruments are required to be classified as 'held for trading' by IAS 39. However, the group's Treasury Policy, described in the Financial review on page 36, is that the group does not hold or issue derivative financial instruments for trading. Financial liabilities at fair value through profit or loss are stated at fair value, with any gains or losses arising on remeasurement being recognised in the profit and loss account. Fair value is determined using the methodology described in note 36 in the group financial statements.

Other financial liabilities

Other financial liabilities, including borrowings, are initially recognised at fair value less transaction costs. After initial recognition, other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method.

Derivatives designated as hedging instruments

The fair value of derivative financial liabilities that are designated as hedging instruments is determined using the methodology included in note 36 of the group financial statements.

Hedge accounting is described below.

iii) Hedge accounting

The company uses derivative financial instruments such as cross currency swaps, forward currency contracts and interest rate swaps to hedge its risks associated with foreign currency and interest rate fluctuations. Such derivative instruments are recognised and measured in accordance with the accounting policies described above.

At the inception of the hedge relationship the company documents:

- the relationship between the hedging instrument and the hedged item;
- its risk management objectives and strategy for undertaking hedge transactions; and
- whether the hedging instrument is highly effective in offsetting changes in fair values or cash flows (as appropriate) of the hedged item.

The company continues to test and document the effectiveness of the hedge on an ongoing basis.

Hedge accounting is discontinued when the hedging instrument expires, is sold, terminated or exercised, or no longer qualifies for hedge accounting.

Fair value hedges

Where a loan or borrowing is in a fair value hedging relationship it is remeasured for changes in fair value of the hedged risk at the balance sheet date, with gains or losses being recognised in the profit and loss account.

Company financial statements Notes to the company financial statements

1 Accounting policies (continued)

g) Financial instruments (continued)

iii) *Hedge accounting (continued)*

When hedge accounting is discontinued the fair value adjustment to the carrying amount of the hedged item arising from the hedged risk is amortised to the profit and loss account from that date.

Derivatives designated as cash flow hedges

The fair value of derivative financial liabilities that are designated as hedging instruments is determined using the methodology included in note 36 of the group financial statements.

Hedge accounting is described below.

Cash flow hedges

The portion of the gain or loss on the hedging instrument that is determined to be an effective hedge is recognised directly in equity and the ineffective portion in the profit and loss account. The gains or losses deferred in equity in this way are recycled through the profit and loss account in the same period in which the hedged underlying transaction or firm commitment is recognised in the profit and loss account.

When hedge accounting is discontinued any cumulative gain or loss on the hedging instrument recognised in equity is kept in equity until the forecast transaction occurs, or transferred to the profit and loss account if the forecast transaction is no longer expected to occur.

Hedges of net investments in foreign operations

Where forward currency contracts and foreign currency borrowings are used to hedge net investments in foreign currency denominated operations, to the extent that they are designated and effective as net investment hedges, they are matched in equity against changes in value of the related assets. Any ineffectiveness is taken to the profit and loss account.

(iv) Embedded derivatives

Derivatives embedded in other financial instruments or other host contracts are treated as separate derivatives when their risks and characteristics are not closely related to those of the host contract and the host contract is not carried at fair value, with gains and losses reported in the profit and loss account.

h) Investments

Investments in subsidiary undertakings are held at historical cost.

After initial recognition at cost (being the fair value of the consideration paid), investments which are classified as held for trading or available for sale are measured at fair value, with gains or losses recognised in profit and loss or equity respectively. When an available for sale investment is disposed of or impaired, the gain or loss previously recognised in reserves is taken to the profit and loss account.

i) Share based payments

The company operates a number of equity settled share based compensation plans for employees. The fair value of the employee services received in exchange for the grant is recognised as an expense over the vesting period of the grant.

The fair value of employee services is determined by reference to the fair value of the awards granted calculated using a pricing model, excluding the impact of any non-market conditions.

The number of awards expected to vest takes into account non-market vesting conditions including, where appropriate, continuing employment by the group. The charge is adjusted to reflect shares that do not vest as a result of failing to meet a non-market based condition.

Where the company grants awards to employees of subsidiary companies, the company records the fair value of the awards as an increase in its investment in the subsidiary. The investment is adjusted to reflect shares that do not vest as a result of failing to meet a non-market based condition.

j) Retirement benefits

The company participates in the Severn Trent group's defined benefit pension scheme. As there is no contractual agreement, or stated policy, for charging the net defined benefit cost to the participating group companies, the company recognises a charge in the profit and loss account equal to the contributions payable in the year. The net defined benefit cost is recognised by the sponsoring employer, Severn Trent Water Limited.

The company also participates in the Severn Trent group's defined contribution pension scheme. Contributions are charged to the profit and loss account in the year in which they fall due.

k) Taxation

Current tax payable is based on taxable profit for the year. Taxable profit differs from profit before tax as reported in the profit and loss account because it excludes items of income and expenses that are taxable or deductible in other years and it further excludes items that are never taxable or deductible. The company's liability for current tax is calculated using tax rates that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date.

Deferred taxation is provided in full, using the liability method, on taxable temporary differences between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements. A deferred tax asset is only recognised to the extent that it is probable that sufficient taxable profits will be available in the future to utilise it. Deferred taxation is measured on a non-discounted basis using the tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date and that are expected to apply when the related deferred tax asset is realised or the deferred tax liability is settled.

Deferred tax assets and liabilities are offset when there is a legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities and when they relate to income taxes levied by the same taxation authority and the company intends to settle its current tax assets and liabilities on a net basis.

Company financial statements Notes to the company financial statements

Strategic report
Governance
Group Financial statements
Company financial statements
Other information

2 Intangible fixed assets

	Total £m
Cost	
At 1 April 2013	0.8
Additions	0.1
At 31 March 2014	0.9
Amortisation	
At 1 April 2013	(0.6)
At 31 March 2014	(0.6)
Net book value	
At 31 March 2014	0.3
At 31 March 2013	0.2

All intangibles assets are purchased software.

3 Tangible fixed assets

	Land and buildings £m	Office fixtures and equipment £m	Total £m
Cost			
As at 31 March 2013 and 31 March 2014	0.1	0.6	0.7
Depreciation			
As at 1 April 2013	-	(0.1)	(0.1)
Charge for the year	-	(0.2)	(0.2)
As at 31 March 2014	-	(0.3)	(0.3)
Net book value			
As at 31 March 2014	0.1	0.3	0.4
As at 31 March 2013	0.1	0.5	0.6

4 Investments

	Subsidiary undertakings		
	Shares £m	Loans £m	Total £m
As at 1 April 2013	3,310.5	331.1	3,641.6
Additions/loans advanced	3.1	118.0	121.1
As at 31 March 2014	3,313.6	449.1	3,762.7

Details of principal subsidiaries of the company are given in note 46 of the group financial statements.

Company financial statements Notes to the company financial statements

5 Debtors

	2014 £m	2013 £m
Amounts owed by group undertakings	19.2	4.5
Deferred tax	4.9	8.2
Corporation tax recoverable	-	29.5
Other debtors	0.3	-
Prepayments and accrued income	0.6	0.4
	25.0	42.6

An analysis of the movements in the major deferred tax liabilities and assets recognised by the company is set out below:

	Accelerated tax depreciation £m	Fair value of financial instruments £m	Other £m	Total £m
At 1 April 2012	0.2	9.2	0.6	10.0
Charge to profit and loss account	(0.1)	(0.5)	0.2	(0.8)
Charge to profit and loss account arising from rate change	-	(0.2)	-	(0.2)
Charge to other comprehensive income	-	(0.6)	-	(0.6)
Charge to other comprehensive income arising from rate change	-	(0.2)	-	(0.2)
At 1 April 2013	0.1	7.3	0.8	8.2
Charge to profit and loss account	-	(2.7)	0.5	(1.7)
Charge to profit and loss account arising from rate change	-	(0.5)	(0.1)	(0.6)
Charge to other comprehensive income	-	(0.5)	-	(0.5)
Charge to other comprehensive income arising from rate change	-	(0.5)	-	(0.5)
At 31 March 2014	0.1	3.6	1.2	4.9

6 Creditors: amounts falling due within one year

	2014 £m	2013 £m
Bank overdrafts	4.0	19.6
Other loans	26.4	-
Borrowings (note 8)	30.4	19.6
Derivative financial instruments	0.2	0.2
Trade creditors	0.4	0.6
Amounts due to group undertakings	146.2	155.2
Other creditors	10.1	6.0
Taxation and social security	28.7	-
Accrued expenses	1.1	4.1
	217.1	185.7

7 Creditors: amounts falling due after more than one year

	2014 £m	2013 £m
Borrowings - other loans (note 8)	95.5	129.1
Amounts due to group undertakings	-	3.0
Derivative financial instruments	18.3	31.7
	113.8	163.8

Company financial statements Notes to the company financial statements

Strategic report

Governance

Group Financial statements

Company financial statements

Other information

8 Borrowings

	2014 £m	2013 £m
Borrowings due within 1 year	30.4	19.6
Borrowings due after more than 1 year		
Between 1-2 years	17.8	32.3
Between 2-5 years	-	21.6
After more than 5 years	77.7	75.2
Total borrowings due after 1 year	95.5	129.1
	125.9	148.7

Borrowings repayable after more than five years comprises the company's RPI linked retail bonds issued in July 2012. The bonds carry a coupon of 1.3% on the principal amount which is uplifted by RPI. The bonds are repayable in July 2022.

The company's borrowings are denominated in sterling, after taking account of cross currency swaps the company has entered into. There is no significant difference between the book value and the fair value of the company's borrowings. Fair values are based on the expected future cash flows discounted using zero coupon forward interest rates related to the expected timing of payments.

At the balance sheet date the company had committed undrawn borrowing facilities expiring as follows:

	2014 £m	2013 £m
Within 1 year	-	-
1-2 years	-	-
2-5 years	200.0	200.0
	200.0	200.0

This facility is shared with Severn Trent Water Limited.

9 Share capital

	2014 £m	2013 £m
Total issued and fully paid share capital		
238,942,647 ordinary shares of 97 ^{1/2} p (2013: 238,365,734)	233.9	233.3

Changes in share capital were as follows:

	Number	£m
Ordinary shares of 97 ^{1/2} p		
At 1 April 2013	238,365,734	233.3
Shares issued under the group's Employee Sharesave Scheme	576,913	0.6
At 31 March 2014	238,942,647	233.9

10 Share premium

	2014 £m	2013 £m
At 1 April	89.7	83.8
Share premium arising on issue of shares for Employee Sharesave Scheme	4.5	5.9
At 31 March	94.2	89.7

Company financial statements Notes to the company financial statements

11 Other reserves

	Capital redemption reserve £m	Hedging reserve £m	Total £m
At 1 April 2012	156.1	(3.7)	152.4
Total comprehensive income for the year	-	2.0	2.0
At 1 April 2013	156.1	(1.7)	154.4
Total comprehensive income for the year	-	2.1	2.1
At 31 March 2014	156.1	0.4	156.5

The capital redemption reserve arose on the redemption of B shares.

The hedging reserve arises from gains or losses on interest rate swaps taken directly to equity under the hedge accounting provisions of IAS 39 and the transition rules of IFRS 1.

12 Share based payments

For details of employee share schemes and options granted over the shares of the company, see note 38 of the group financial statements. Details of options exercised and awards vesting during the year and of the weighted average share price of the company during the year are also disclosed in that note.

13 Pensions

The group operates group defined benefit pension schemes, of which some employees of the company are members. There is no contractual agreement for charging the net defined benefit cost of these schemes between the companies that participate in the schemes. As a result, the net defined benefit cost of the scheme is recognised in the financial statements of the sponsoring employer, Severn Trent Water Limited. The cost of contributions to the group schemes amounts to £0.1 million (2013: £0.1 million). There were no amounts outstanding for contributions to the defined benefit schemes (2013: nil).

Information about the plans as a whole is disclosed in note 30 to the group financial statements.

14 Related party transactions

The retirement benefit schemes operated by the company are considered to be related parties. Details of transactions and balances with the retirement benefit schemes are disclosed in note 13.

15 Contingent liabilities

a) Bonds and guarantees

The company has entered into bonds and guarantees in the normal course of business. No liabilities are expected to arise in respect of either the bonds or guarantees.

b) Bank offset arrangements

The banking arrangements of the company operate on a pooled basis with certain of its subsidiary undertakings. Under these arrangements, participating companies guarantee each others' overdraw balances to the extent of their credit balances, which can be offset against balances of participating companies. As at 31 March 2014, the company had contingent liabilities of £25.9 million (2013: £3.0 million).

16 Post balance sheet events

Following the year end the board of directors has proposed a final dividend of 48.24 pence per share.

17 Dividends

For details of the dividends paid in the years ended 31 March 2014 and 31 March 2013 see note 14 in the group financial statements.

Company financial statements Notes to the company financial statements

18. Transition to FRS 101

This is the first year that the company has presented its financial statements under FRS 101. The last financial statements prepared under the previous UK accounting framework were for the year ending 31 March 2013, therefore the date of transition was 1 April 2012.

Reconciliation of equity at 1 April 2012

	As previously reported £m	Effect of transition £m	Under FRS 101 £m
Fixed assets			
Intangible fixed assets	-	0.2	0.2
Tangible fixed assets	0.2	(0.2)	-
Investments	3,638.0	-	3,638.0
Derivative financial instruments	20.8	-	20.8
	3,659.0	-	3,659.0
Current assets			
Debtors	44.3	2.7	47.0
Derivative financial assets	6.7	-	6.7
Cash at bank and in hand	234.6	-	234.6
	285.6	2.7	288.3
Creditors: amounts falling due within one year	(181.0)	(0.6)	(181.6)
Net current liabilities	104.6	2.1	106.7
Total assets less current liabilities	3,763.6	2.1	3,765.7
Creditors: amounts falling due after more than one year	(96.9)	-	(96.9)
Net assets	3,666.7	2.1	3,668.8
Capital and reserves			
Share capital	232.6	-	232.6
Share premium	83.8	-	83.8
Other reserves	152.4	-	152.4
Retained earnings	3,197.9	2.1	3,200.0
Total shareholders' funds	3,666.7	2.1	3,668.8

Strategic report

Governance

Group financial statements

Company financial statements

Other information

Company financial statements Notes to the company financial statements

18. Transition to FRS 101 (continued)

Reconciliation of equity at 1 April 2013

	As previously reported £m	Effect of transition £m	Under FRS 101 £m
Fixed assets			
Intangible fixed assets	-	0.2	0.2
Tangible fixed assets	0.8	(0.2)	0.6
Investments	3,641.6	-	3,641.6
Derivative financial assets	15.8	-	15.8
	3,658.2	-	3,658.2
Current assets			
Debtors	40.5	2.1	42.6
Derivative financial assets	0.1	-	0.1
Cash at bank and in hand	3.0	-	3.0
	43.6	2.1	45.7
Creditors: amounts falling due within one year	(185.6)	(0.1)	(185.7)
Net current (liabilities)/assets	(142.0)	2.0	(140.0)
Total assets less current liabilities	3,516.2	2.0	3,518.2
Creditors: amounts falling due after more than one year	(163.8)	-	(163.8)
Net assets	3,352.4	2.0	3,354.4
Capital and reserves			
Share capital	233.3	-	233.3
Share premium	89.7	-	89.7
Other reserves	154.4	-	154.4
Retained reserves	2,875.0	2.0	2,877.0
Shareholders' funds	3,352.4	2.0	3,354.4

The company is included in the consolidated accounts of the Severn Trent group. The Severn Trent group adopted IFRS in its consolidated financial statements for the first time in the year ended 31 March 2006. In accordance with IFRS 1, the company has measured its assets and liabilities at the carrying amounts that would be included in the consolidated financial statements.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および個別財務諸表に対する注記を参照。

3 【その他】

(1) 後発事象

連結財務諸表に対する注記44および個別財務諸表に対する注記16を参照。

(2) 訴訟

セバン・トレント・グループは、事業売却に関連し、一定の保証と補償を提供した。

2007年3月5日、当グループはベオリア・プロプレートS.A. (Veolia Proprete S.A.、「ベオリア」) から、ビッファ・ベルギー (Biffa Belgium) の売却に関して保証違反があったとして、23.4百万ユーロの損害賠償を求める通知を受領した。当グループはその後、ベオリアから同じ件に関連して更に5百万ユーロを請求する通知を受領した。当グループは上記請求には何の根拠もないと考えたため、本件に関し財務書類には何ら引当金は計上されていない。2010年2月にベルギー商事裁判所で尋問を行った上で、同裁判所は2010年4月1日に当グループを勝たせる判決を下し、ベオリアの主張はすべて根拠のないものであると宣言した。ベオリアがこの判決に対し上訴し、当グループはそれに対して2012年4月に書面を提出している。ベオリアによる上訴の審問は2014年2月に行われ、上訴裁判所は2014年4月に判決を下した。裁判所の判決は今回も当グループを支持するもので、ベオリアの上告は棄却された。ベオリアは、当グループの弁護士費用として31,500ユーロの固定額を支払う命令を受けた。ベオリア側の弁護士は、本件に関しこれ以上上告はしない旨確認し、これにより本訴訟は最終的に終結した。

4 【IFRSと日本の会計原則及び英国と日本との会計原則との相違】

(A) 連結財務諸表

添付の連結財務諸表は、欧州連合内で使用するものとして採択された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とは、いくつかの点で異なる。主な相違点は以下の通りである。

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引及び他の事象に関し、統一された会計方針を用いて連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社又は共同支配企業が類似の状況において同様の取引及び事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社又は共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社又は共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社及びその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日が子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は、3ヶ月を超えてはならず、報告期間の長さ及び財務諸表の日付の差異は毎期同一でなければならない。

また、関連会社及び共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社又は共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の末日が関連会社又は共同支配企業と異なる場合には、関連会社又は共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社又は共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社又は共同支配企業の報告期間の末日と企業の報告期間の末日との差異は3ヶ月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は毎期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

(a) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社が支配している会社（子会社）に対しては連結、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、投資先に対して共同支配又は重要な影響力を有する企業は、関連会社又は共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS第10号では、投資者が、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IAS第28号では、重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものと定めている。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

(b) 連結の例外

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に従い、親会社が投資企業の定義に該当する場合には、一定の場合を除き子会社を連結してはならず、それに代えて、子会社に対する投資をIAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従い純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

なお、投資企業の親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならない。ただし、親会社自身が投資企業である場合を除く。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に従い、親会社が、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合には、当該他の企業を子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。

(3) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

(a) 取得日における非支配持分の公正価値

(b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSのように少数株主持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、少数株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、のれん又は損益取引として会計処理される。

ただし、2013年9月に企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは日本でも、「少数株主持分」の呼称は「非支配株主持分」に変更され、また支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金とされることになる。

(4) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断及び仮定（支配、共同支配及び重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断及び仮定）
- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動及びキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容及び程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容、所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決め及び関連会社への関与（共同支配の取決め及び関連会社への関与の内容、程度及び財務上の影響、並びに当該関与に関連したリスク）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容及び程度、並びに当該関与に関連したリスクの内容及び変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項及びこれらに重要な変更があったときは、その旨及びその理由について開示することが要求されている。

(5) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業又は事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成及び共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本の会計原則とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

(a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号及びIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券又は持分証券の発行コストを除き、取得関連コストはサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得に直接要した支出額のうち取得の対価性が認められるものについては、取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。

ただし、2013年9月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは日本でも、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理することになる。

(b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

(c) のれんの当初認識及び非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

ただし、当グループの場合、1998年4月1日より前に行われたすべての取得により発生したのれんについては、英国GAAPに基づいて過去に剰余金と相殺されており、現在も剰余金と相殺消去された状態にある。1998年3月31日より後に行われた取得により発生した購入のれんは、無形資産として会計処理されている。

日本では、IFRSのように少数株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

(d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期及び減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(6) 金融商品の分類及び測定

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」が金融資産及び金融負債を以下のように分類し、測定することを企業に要求している。

- ・純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（公正価値オプション及び資産であるデリバティブを含む。）は公正価値で測定され、公正価値の変動は純損益に認識される。
- ・売却可能金融資産は公正価値で測定される。売却可能金融資産の公正価値の変動はその他の包括利益に認識される。
- ・貸付金及び債権は実効金利法により償却原価で測定される。
- ・満期保有投資は実効金利法により償却原価で測定される。
- ・金融負債（公正価値オプション及び負債であるデリバティブを除く。）は実効金利法により償却原価で測定される。
- ・非上場の株式投資は、取得原価で測定されることがある。

またIAS第39号では、一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産及び金融負債を純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債に指定することで、公正価値で測定し、公正価値の変動額を純損益に認識することが認められている（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、又は
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価又は償却原価で測定される）。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金及び債権は、取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格又は高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従い、企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合、当該金融資産の認識を中止する。企業が譲渡資産に対する支配を保持していない場合には、当該譲渡資産につき認識を中止する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従い、一定の条件を充足する場合には、「純損益を通じて公正価値で測定」の区分から他の区分へ、「売却可能」の区分から「満期保有投資」又は「貸付金及び債権」の区分へ分類変更することができる。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(9) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産及び金融負債について以下の開示を行うことが要求されている。

(a) 企業の財政状態及び経営成績に対する金融商品の重要性

(b) 企業が当期中及び報告期間の末日現在で晒されている金融商品から生じるリスクの性質及び程度並びに当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、市場リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

(10) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定又は公正価値測定に関する開示（及び、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定又は当該測定に関する開示）を要求又は許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つの階層に分類し、公正価値測定を当該階層別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債並びに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値の階層に関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

(11) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産又は資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産又は資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産又は資金生成単位から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産又は資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従い、金融資産が減損しているという客観的証拠が存在する場合には、以下の測定区分ごとの方法に従い減損損失を認識する。

- ・償却原価で計上されている金融資産（貸付金及び債権又は満期保有投資）：減損損失の額は、当該金融資産の帳簿価額と、その見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。
- ・取得原価で計上されている金融資産（非上場の株式投資等）：減損損失の額は、当該金融資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを類似の金融資産の現在の市場利回りで割り引いた現在価値との間の差額で測定される。
- ・売却可能金融資産：売却可能持分投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠となる。売却可能金融資産に関する客観的証拠が存在する場合、累積損失を資本から振り替え、純損益に認識する。

減損損失の戻入は、一定の条件が満たされた場合に要求される。ただし、公正価値を信頼性をもって測定できないため取得原価で計上されている資本性金融商品、及び売却可能に分類されている資本性金融商品に係る減損損失についての戻入は、禁じられている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(12) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」において、ヘッジに関する方針の文書化等のヘッジ会計の要件を満たした場合に、以下の3つのヘッジ関係に基づいて会計処理される。

- (a) 公正価値ヘッジ：認識されている資産若しくは負債又は認識されていない確定約定（又はこれらの一部）の公正価値の変動に対するエクスポージャーのうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響し得るもののヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに純損益に認識される。
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ：キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産又は負債に関連する特定のリスク又は可能性の非常に高い予定取引に起因し、かつ純損益に影響しうるものに対するヘッジ。ヘッジ手段の利得又は損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。
- (c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

(13) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、株式交付費は、原則として支出時に費用として処理する。ただし、企業規模の拡大のために行う資金調達などの財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

(14) 退職後給付（確定給付制度）

(a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、従来、「退職給付に係る会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）が原則とされていたが、2012年5月に改正された「退職給付に関する会計基準」では、2014年4月1日以後開始事業年度の期首から、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

(b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、報告期間の末日時点の国債の市場利回りを使用しなければならない。また割引率は、毎期見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

(c) 数理計算上の差異（再測定）及び過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその金額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）及び過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

(d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

(15) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型及び現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- (a) 持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財又はサービス及びそれに対応する資本の増加を、受け取った財又はサービスの公正価値で測定する。
- (b) 現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財又はサービス及び発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- (c) 現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引又は当該取引の構成要素を、現金（又は他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を確定した後は、取消・清算、又は権利確定後に失効した場合でも費用の戻入等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(16) 研究開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、すべての研究開発支出は発生時に費用計上しなければならない。

(17) 有形固定資産

(a) 減価償却方法

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予測消費パターンに大きな変更があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」及び企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う（遡及適用は行わない。）。

(b) コンポーネント・アカウンティング

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、有形固定資産項目の取得価額の総額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

(18) 資産に関する政府補助金

IFRSでは、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従い、資産に関する政府補助金は、以下のいずれかにより処理される。

- (a) 補助金を繰延収益に認識し、資産の耐用年数にわたり定期的に純損益に認識する方法
- (b) 取得原価から補助金を控除し、資産の帳簿価額を算定する方法

日本では、固定資産に関して受け取った国庫補助金及び交付金は、受入時に利益として認識される。ただし、対応する資産の取得原価から当該補助金及び交付金を直接控除するか、又は剰余金処分により積立金に計上し処理することも認められている。

(19) サービス委譲契約

IFRSでは、国際財務報告解釈指針委員会解釈指針（以下「IFRIC」という。）第12号「サービス委譲契約」に基づき、営業者が公共部門の資産の建設及び改修を行なう見返りとして、政府機関から現金を受領する無条件の権利を有する場合、受領する金額は金融資産として前払金及び未収収益に認識される。公共部門の資産の建設及び改修を行なう費用（期待インフレ調整前）は、契約期間にわたって定額法で認識される。

日本には、そのような契約に関する会計基準はない。

(20) 顧客からの資産の移転

IFRSでは、2009年7月1日以後に発生した顧客からの資産の移転は、IFRIC第18号「顧客からの資産の移転」に従って会計処理される。有形固定資産が移転される際、その公正価値を貸借対照表に認識する。当該移転がネットワークへの接続と引換である場合には、対応する貸方金額は直ちに売上高に計上される。ただし、当該移転の大半は継続的なサービスの提供に関連すると考えられ、その場合には、対応する貸方金額は繰延収益に計上され、関連する資産の見積耐用年数にわたり償却され、営業費用に計上される。

日本ではそのような取引は一般的でなく、関連する会計基準もない。

(21) 金融保証契約

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従い、金融保証契約については、当初は公正価値で計上し、当初認識後はIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づき決定される金額と、当初認識額からIAS第18号「収益」に基づき認識された償却累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で測定することが要求されている。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(22) 収益認識

IFRSでは、IAS第18号「収益」に従い、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、これらの便益が信頼性をもって測定されうる時に収益が認識される。収益は受領する対価の公正価値により測定しなければならない。取引から生ずる収益の額は、通常、当該取引当事者間の契約により決定され、企業が許容した値引きや割戻しの額を考慮した後の公正価値により測定される。物品販売、サービスの提供、利息、ロイヤルティ及び配当についてそれぞれ認識基準を規定している。

日本では、収益認識について特に規定がないが、企業会計原則の実現主義の原則に基づいている。物品販売については実務上、出荷基準が広く採用されている。割賦販売について、販売基準以外にも入金基準・回収期限到来基準も容認されている。

(23) 繰延税金

(a) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生したという事実があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、又は税務上の繰越欠損金若しくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、JICPA監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に詳細な規定があり、会社を収益力に基づく課税所得の充分性に依りて分類し、当該分類ごとに繰延税金資産の回収可能性を判断するための具体的な指針（数値基準含む。）が例示されている。

(b) 繰延税金資産・負債の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に従い、企業が財務諸表上、資産及び負債を流動・非流動に区分している場合でも、繰延税金資産及び繰延税金負債を非流動資産及び非流動負債として分類することを要求しており、流動資産及び流動負債に分類することを禁止している。

日本では、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示することが要求されている。

(c) 内部取引の未実現利益の消去に係る税効果

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る税効果は、資産負債法に基づき、一時差異が発生している資産を保有する買手の税率により繰延税金資産を測定する。買手では、未実現利益の消去により発生する将来減算一時差異も含め、すべての将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性を判断する。

日本では、JICPA会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る一時差異に対しては、例外的に繰延法に基づき売却元の税率を使用する。また、未実現利益の消去に係る一時差異は、売却元の売却年度の課税所得の額を上限とする。

(24) リース取引

IFRSでは、IAS第17号「リース」に基づき、資産の所有権に係るすべてのリスク及び経済価値が借手に実質的に移転するリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(25) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産、処分グループに含まれる資産及び負債、及びこれらに関連してその他の包括利益で認識された収益又は費用の累計額を、財政状態計算書上区分して表示することが求められている。売却目的保有に分類した非流動資産（又は処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定され、当該資産に係る減価償却は中止される。また、IFRSでは、売却目的保有資産グループや処分された資産グループが非継続事業の条件を満たす場合には、包括利益計算書（又は損益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して報告することも求められている。

日本には、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理されることになる。

(26) 借入コスト

IFRSでは、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化される。ただし、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたらすことが確実であり、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。

(27) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、並びに金融負債、金融資産及び資本性金融商品の定義に従って、金融負債、金融資産又は資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。

(28) 損益計算書上の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益又は費用のいかなる項目も、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書又は注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないため、包括利益計算書に営業利益を表示することは要求されないが、認められる。

日本では、企業会計原則及び企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益、特別損益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。

(B) 個別財務諸表

添付の個別財務諸表は、英国において一般に公正妥当と認められる会計慣行（以下「英国 GAAP」という。）に準拠して作成されている。当社は、財務報告基準第101号「開示減免フレームワーク」を採用しており、個別財務諸表には欧州連合で採択されたIFRSの認識及び測定の要求事項が適用されている。従って、適用されている英国GAAPと日本の会計原則との主な相違点は、上記の日本の会計原則とIFRSとの主な相違点と基本的に同様である。その他の相違点は、以下の通りである。

親会社の個別財務諸表

IFRSのもとで連結財務諸表を作成しているセバン・トレント・ピーエルシー（親会社）は、英国GAAPのもとで、個別損益計算書を表示しないことが認められる。

日本では、連結財務諸表を作成している親会社については、原則として個別の貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書の表示が求められる。

第7 【外国為替相場の推移】

日本円と英ポンドとの間の外国為替レートは、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【日本における株式事務の概要】

普通株式の取得者(以下「実質株主」という。)は、その取得窓口となった証券会社(以下「窓口証券会社」という。)との間に外国証券取引口座約款を締結する必要がある。当該約款により実質株主の名で外国証券取引口座(以下「取引口座」という。)が開設される。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他普通株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

以下において、外国証券取引口座約款に定める株式取扱手続の内容を概説する。

(1) 証券の保管

普通株式は、窓口証券会社を代理する英国における保管機関(以下「現地保管機関」という。)又はその名義人の名義で当社に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。実質株主には窓口証券会社の預り証が交付されるが、この預り証は譲渡することができない。

(2) 普通株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社の発行した預り証を提示したうえでその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨による。

(3) 実質株主に対する諸通知

当社が株主に対して行う通知及び通信は普通株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付する義務があり、窓口証券会社はこれをさらに各実質株主に送付する義務がある。実費は実質株主に請求される。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信の性格上重要性が乏しい場合には、送付することなく窓口証券会社の店頭へ備え付け、実質株主の閲覧に供される。

(4) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行なう指示にもとづき、現地保管機関又はその名義人が行なう。しかし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(5) 現金配当の交付手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて証券会社が作成した実質株主明細表に記載された実質株主に交付される。

(6) 株式配当等の交付手続

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関により英国で売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

株式分割、無償交付等の方法により発行される普通株式は、窓口証券会社を代理する現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管する。実質株主には窓口証券会社発行の預り証が交付される。

(7) 新株引受権

本普通株式について新株引受権が与えられる場合には、新株引受権は原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関により英国で売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

2 【実質株主に対する株式事務】

(1) 株主名簿管理人並びに名義書換取扱場所及び実質株主明細表の作成

本邦には当社の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表(以下「実質株主明細表」という。)を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名及び普通株式持株数が記載される。

(2) 実質株主明細表の基準日

取締役会は配当の支払及び新株引受権の付与のため基準日を定めることができる。
実質株主明細表作成のための基準日は、通常当社の当該基準日と同一の暦日となる。

(3) 事業年度の終了

当社の事業年度は毎年3月31日に終了する。

(4) 公告

日本においては公告は行わない。

(5) 株価の発表

日本証券業協会は、東京での毎営業日に、ロンドンでの直近の営業日におけるロンドン証券取引所での普通株式の終値(もしあれば)の仲値を発表する。

(6) 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口証券会社取引口座を開設するとき、1年間の口座管理料を支払う。この管理料には現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(7) 普通株式の譲渡制限

普通株式の実質的所有権の移転については、上記 第 1 1 (2) 「提出会社の定款等に規定する制度 - (口) () 株式の譲渡」に述べられたもののほか制限はない。

(8) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い

本邦における課税上の取扱いの概要は以下の通りである。

(イ) 配当

当社から株主に支払われる配当は、日本の税法上、配当収入として取扱われる。日本の居住者たる個人または日本の法人に対して支払われる当社の配当金については、当該配当金額(英国における当該配当の支払の際に英国またはその地方公共団体の源泉徴収税が徴収される場合、当該控除後の金額)につき、当該配当の支払いを受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税及び住民税が源泉徴収される。

配当を受けるべき期間	日本の法人	日本の居住者たる個人
2013年 1 月 1 日 ~ 2013年12月31日	所得税7.147%	所得税7.147%、住民税 3 %
2013年 1 月 1 日 ~ 2037年12月31日	所得税15.315%	所得税15.315%、住民税 5 %
2038年 1 月 1 日 ~	所得税15%	所得税15%、住民税 5 %

また、日本の居住者たる個人は、当社から支払われる配当については、配当金額の多寡に関係なく確定申告の対象となる所得金額から除外することができる。

また、2009年 1 月 1 日以降に当社から株主に支払われる配当については、申告分離課税を選択することが可能である。

この場合、申告分離課税による確定申告の際の税率は、2013年 1 月 1 日から2013年12月31日までに支払いを受けるべき上場株式の配当については10.147% (所得税7.147%、地方税3%)、2014年 1 月 1 日から2037年12月31日までに支払いを受けるべき上場株式の配当については20.315% (所得税15.315%、住民税 5%)、2038年 1 月 1 日以降に支払いを受けるべき上場株式の配当については20% (所得税15%、住民税 5%) である。申告分離課税による受取配当金の算定においては、2009年以降に課税された上場株式の売買で生じる資本損失を控除することができ、申告分離課税により2006年 1 月 1 日以降に受領する配当所得の算定においては、上場株式及び特定の社債の売買で生じる資本損失を控除することができる。

英国において課税された税額は、配当につき確定申告した場合には日本の税法の規定に従い外国税額控除の対象となりうる。

(ロ)売買損益

1) 個人株主の株式の売買によって生じた売買損益の日本の税法上の取扱は、原則として株式売買益は所得税の対象となり、株式売買損は、株式売買益の範囲内で控除の対象となる。また、2009年分以後における当社株式の株式売買損については、当社株式及びその他の上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除することができる。

納税者は課税対象年の有価証券譲渡益全体(純額)の15%相当額の所得税の納税を行うことになるが、以下の(a)及び(b)の条件を満たす者の当社株式の譲渡に適用される税率は、下表に記載された通りとなる。

(a) 居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であること。

(b) 金融商品取引業者又は銀行を通じた譲渡や金融商品業者に対する譲渡その他法令に定める方法による譲渡であること(相対取引は含まれない)。

売買の行われた期間	税率
2013年1月1日～2013年12月31日	所得税7.147%、住民税3%
2014年1月1日～	所得税15.315%、住民税5%

上記にかかわらず、2016年1月1日以降の上場株式等の売買により日本居住者である個人が被った資本損失は、当社株式及びその他の上場株式の受取配当金の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)並びに特定の社債の利子所得の金額から控除することができる。

2) 当社株式の内国法人株主については、かかる株式の売買損益は、課税所得の計算上算入される。

(ハ)相続税

日本の税法上日本の居住者である実質株主が、英国で発行された株式を相続または遺贈によって取得した場合、日本の相続税法によって相続税が課されるが、一定の要件を満たしているときには、外国税額控除が認められることがある。

英国における課税上の取扱い(株式の売買に伴う英国の印紙税の負担を含む。)については上記 第13 「課税上の取扱い」を参照。保管銀行が保管する株券に関し、英国において必要とされる手続(日英租税条約に基づく届出書の提出等必要な手続を含む。)は、現地保管機関が行う。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

法24条の7第1項にいう親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

2013年4月1日から本報告書提出日までの間において、以下の書類が提出された。

書類名	提出年月日
有価証券報告書及びその添付書類	2013年9月25日
半期報告書	2013年12月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

該当なし。

2 【当該指数等の推移】

該当なし。

独立監査人の監査報告書

セバン・トレント・ピーエルシーのメンバー宛て独立監査人の監査報告書

セバン・トレント・ピーエルシーの財務諸表に対する意見

私たちの意見では、

- ・ 財務諸表は、2014年3月31日現在のグループ及び親会社の状態並びに同日をもって終了した事業年度のグループの当期純利益について真実かつ公正な概観を示している。
- ・ グループ財務諸表(訳者注：以下「連結財務諸表」という。)は、欧州連合で採択された国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して適切に作成されている。
- ・ 親会社財務諸表(訳者注：以下「個別財務諸表」という。)は、財務報告基準第101号「開示減免フレームワーク」に準拠して適切に作成されている。
- ・ 財務諸表は2006年会社法の規定、及び連結財務諸表については国際会計基準(IAS)の適用に関する規則第4条の規定に準拠して作成されている。

財務諸表は、連結損益計算書、連結及び個別包括利益計算書、連結及び個別貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結及び個別持分変動計算書、並びに関連する連結注記1から46及び個別注記1から18で構成されている。連結財務諸表の作成に適用されている財務報告の枠組みは、準拠法及び欧州連合で採択されたIFRSである。個別財務諸表の作成に適用されている財務報告の枠組みは、準拠法及び財務報告基準第101号「開示減免フレームワーク」である。

継続企業の前提

上場規則で要求されている通り、私たちは、82ページ(訳者注：原文のページ)の取締役報告書に含まれる、グループが継続企業であるとする取締役の報告をレビューした。私たちは、以下について確認する。

- ・ 私たちは、財務諸表の作成において取締役が使用した継続企業の前提に基づく会計処理が適切であると結論付けた。
- ・ 私たちは、グループの継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような重要な不確実性を発見していない。

ただし、将来の事象又は状況のすべてを予測できないため、この報告はグループの継続企業としての存続能力を保証するものではない。

重要な虚偽表示のリスクに対する私たちの評価

以下に記載された重要な虚偽表示のリスク評価は、私たちの監査戦略、監査における資源配分及び監査チームの業務の指揮において、最も大きな影響を及ぼしたものである。

リスク	私たちの監査範囲がリスクにどう対応しているか
<p>売掛金の減損引当金の算定 引当金は、特定の年齢区分における勘定からの実績回収レベルに基づき、セバン・トレント・ウォーターの売掛金に対して計上される。</p>	<p>私たちは、長期にわたる貸倒損失の過去の傾向及び水準に対して現金による回収実績を検討することにより、貸倒引当金の算定に使用された情報をレビュー及び検証した。具体的には、以前からの滞留債権の回収額の把握及び年齢別分析の再計算のために、私たちは当期間において支払が遅延しているセバン・トレント・ウォーターの顧客の実績についてデータアナリティクスを使用してレビューを行った。また、私たちは、貸倒モデルに使用されたデータに関連する重要な統制をテストし、このデータのサンプルをその情報源である請求システムと突合した。</p>
<p>セバン・トレント・ウォーターの未請求の収益の見積りに係る収益認識リスク 水道メーターを使用する上下水道顧客の場合、認識額は、最後のメーター検針日から期末までに供給されるユニットの販売価額の見積りを含む供給量によって決定する。見積使用量は、実績及び消費パターンに関する仮定に基づいている。</p>	<p>私たちは、見積技法の正確性を判断するために、実際請求額と前期の見積額を比較することにより、当期に経営者が行った未収収益の見積りの有効性を検証した。さらに私たちは、セバン・トレント・ウォーターの当期における未請求の収益の合計水準を再計算するためにデータアナリティクスを使用したほか、モデルの主要なデータのインプットに関連する統制をテストし、このデータのサンプルをその情報源と突合した。</p>
<p>のれんの帳簿価額の評価 経営者は毎年、減損テストを実施することが要求されている。これは複雑かつ主観的なプロセスであり、経営者は、その将来の事業展望に関する見解に基づき、各資金生成単位の将来キャッシュ・フロー及び関連する割引率並びに長期成長率に関して見積りを実施することが要求されている。</p>	<p>私たちは、予算及び私たちの将来の展望に関する理解に対して過去の実績を検討することにより、各資金生成単位(以下「CGU」という。)の見積将来キャッシュ・フローに関連する重要な仮定を検証した。また、私たちは、各CGUの長期成長率及び割引率を業界のベンチマークと比較し、かつ、合理的に起こり得る仮定の変更によるキャッシュ・フローの影響を理解するために感応度分析を実施した。 グループの米国の浄水事業に計上した24.7百万ポンドの減損損失について、私たちは経営者が識別した減損の兆候を検討し、このCGUの見積将来キャッシュ・フローに関連する経営者の仮定を厳密にレビューし、この事業に関する将来の見通し及び関連する感応度分析を理解するために上級経営者と議論を行った。</p>
<p>グループの退職給付債務額の算定 このプロセスは複雑であり、経営者は(保険数理アドバイザーによる助言を受けて)長期金利、インフレ、給与及び年金の増加、投資の運用収益並びに現在及び将来の年金受給者の寿命について複数の仮定を行うことが要求されている。</p>	<p>私たちの監査チーム内の年金の専門家による支援を受けて、私たちは注記30に詳述された年金制度の積立不足額の計算に使用された仮定を検証した。具体的には、比較可能な市場及びその他のデータを参照して、割引率、インフレ率及び死亡率に関する仮定を検証した。</p>
<p>当期税金及び繰延税金残高の算定 不確実な税金ポジションに係る結果の評価においては、複数の管轄区における税務当局との交渉及びこれらの税務当局からの照会の結果に関する判断が必要である。</p>	<p>私たちの監査チーム内の税務の専門家による支援を受けて、貸借対照表に計上されている税金残高の適切性を評価するために、私たちは不確実な税金ポジションに係る可能性の高い結果を検討し、税務当局との対応をレビューした。</p>

これらのリスクに関する監査委員会の検討は54ページ(訳者注：原文のページ)に記載されている。

これらの事項に関連する私たちの監査手続は、全体としての財務諸表の監査に関連して設計されており、個々の勘定又は開示に対して意見を表明するものではない。財務諸表に対する私たちの意見は、上記のいかなるリスクに関して修正されるものではなく、私たちはこれらの個々の事項について意見を表明しない。

私たちが適用する重要性の基準値

私たちは、グループにおける計画上の重要性の基準値を18百万ポンドに決定した。これは例外的項目及び金融商品の公正価値変動を含むその他の調整計上前の税引前利益の約7%である。これらの項目は、グループの内部向け及び外部向け報告と整合して、グループの基礎となる取引実績を重視するために除外されている。

私たちは監査委員会と、750,000ポンドを超えるすべての監査差異及びこの基準値を下回る差異のうち、私たちの見解において定性的な見地に基づく報告が必要となるものについて、同委員会に報告することで合意した。

私たちの監査範囲の概要

私たちのグループ監査範囲は、親会社レベルにおける連結並びにグループの2つの事業セグメントであるセバン・トレント・ウォーター及びセバン・トレント・サービスズに焦点を当てた。セバン・トレント・ウォーターは完全な法定監査の対象であり、グループの正味営業資産及び営業利益の90%超を占めている。セバン・トレント・サービスズに関する私たちの試査の範囲は、重要な虚偽表示のリスクに対する私たちの評価、並びに主に英国及び米国(各構成要素の重要性の基準値はグループの重要性の基準値よりも低い。)における当該セグメントのグローバル事業の運営に係る重要性の基準値に基づいていた。

グループの監査チームは、同チームによる監査を受けていないグループの重要な構成要素のそれぞれについて、計画的な訪問プログラムに従い、その監査人を訪問している。これは主に、セバン・トレント・サービスズの米国の監査チームに関連している。上級法定監査人又はその他のグループ監査チームの上級メンバーは、少なくとも2年に1度はセバン・トレント・サービスズの米国の監査チームを訪問している。

2006年会社法が規定するその他の事項に対する意見

私たちの意見では、

- ・ 取締役の報酬報告書中の監査の対象となっている部分は、2006年会社法に準拠して適切に作成されている。
- ・ 財務諸表が作成された事業年度の戦略報告書及び取締役報告書に記載されている情報は、財務諸表と整合している。

例外的に報告が要求されている事項

入手した説明及び会計記録の妥当性

2006年会社法は、私たちの意見として、以下のいずれかに該当する場合、その旨を報告することを私たちに要求している。

- ・ 私たちが監査上必要とするすべての情報及び説明を入手していない場合

- ・ 親会社により適切な会計記録が維持されていない場合、又は私たちが往査しなかった支店から私たちの監査に必要な報告書を受領していない場合
- ・ 個別財務諸表が会計記録及び報告書と整合していない場合

私たちは、これらの事項に関して報告すべき事項はない。

取締役の報酬

また、2006年会社法は、私たちの意見において、取締役の報酬について一定の開示が行われていない場合、又は取締役の報酬報告書中の監査の対象となっている部分が会計記録及び報告書と整合していない場合には、私たちにその旨を報告することを要求している。上場規則に従って、私たちは取締役の報酬報告書の特定の部分をレビューすることが要求されている。私たちは、これらの事項又は私たちのレビューに関して報告すべき事項はない。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

また、上場規則に従って、私たちはコーポレート・ガバナンスに関する報告書について、英国企業統治綱領の9つの条項を会社が遵守していることに関連する部分をレビューすることが要求されている。私たちは、私たちのレビューに関して報告すべき事項はない。

年次報告書のその他の情報を読む私たちの義務

国際監査基準(英国及びアイルランド)に従って、私たちの意見として、年次報告書の情報が以下に該当する場合、私たちはその旨を報告することが要求されている。

- ・ 監査済財務諸表の情報との間に重要な不整合がある場合
- ・ 私たちが監査を実施した過程で得たグループに関する知識に照らして、明らかに著しく不正確であるか又は重要な不整合がある場合
- ・ その他誤解を招く可能性がある場合

特に、私たちが監査中に得た知識と、年次報告書が公正でバランスの取れたわかりやすいものであるという取締役の考えを記載した取締役の報告との間に私たちが不整合を識別したか否か、及び私たちが開示すべきであると考え、監査委員会に伝達した事項が年次報告書に適切に開示されているか否かを検討することが要求されている。私たちは、こうした不整合又は誤解を招く報告を識別していないことを確認する。

取締役及び監査人それぞれの責任

取締役の責任に関する報告(訳者注：年次報告書に記載されている事項)で詳述されている通り、取締役は、財務諸表の作成及び財務諸表が真実かつ公正な概観を示すものであることに対して責任を負う。私たちの責任は、準拠法及び国際監査基準(英国及びアイルランド)に準拠して、財務諸表について監査を実施し意見を表明することにある。これらの基準は、私たちに監査実務審議会の監査人倫理基準に従うことを要求している。また、私たちは、国際品質管理基準第1号(英国及びアイルランド)に準拠している。私たちの監査手法及びツールは、私たちの品質管理手続が、確実に効果的であり、理解され、適用されることを目的としている。私たちの品質管理及び体制には、私たちの専門プロフェSSIONAL基準レビュー・チーム、戦略的に焦点を絞った二次パートナー・レビュー及び独立のパートナー・レビューが含まれる。

当報告書は、2006年会社法第16編第3章に準拠して、一団としての会社のメンバー宛にのみ作成されている。私たちの監査業務は、監査報告書において会社のメンバーへの報告が要求されている事項を、会社のメンバーに表明するために引き受けられたものであり、それ以外の目的のためのものではない。私たちは、法律で許容される限りにおいて、会社及び一団としての会社のメンバー以外のいかなる者に対しても、私たちの監査業務、当報告書、又は私たちが形成した意見について、責任を受け入れたり、責任を負うものではない。

財務諸表の監査範囲

監査は、不正又は誤謬のいずれによるものであるかを問わず、財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得るのに十分な、財務諸表上の金額及び開示事項に関する証拠を入手することを含んでいる。監査は、会計方針がグループ及び親会社の状況に照らして適切であり、継続して適用され、適切に開示されているか否かについての評価、取締役が行った重要な会計上の見積りの合理性の評価、及び全体としての財務諸表の表示の評価を含んでいる。さらに、私たちは監査済財務諸表との重要な不整合を識別するため、及び私たちが監査を実施した過程で得た知識に照らして明らかに著しく不正確であるか又は重要な不整合のある情報を識別するために、年次報告書におけるすべての財務及び非財務情報を読んでいる。明らかな重要な虚偽表示又は不整合を発見した場合、私たちは私たちの報告書への記載を検討する。

カール・ディー・ヒューズ(文学修士、FCA)(上級法定監査人)

デロイトLLPを代表して

勅許会計士及び法定監査人

ロンドン、英国

2014年5月28日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF SEVERN TRENT PLC

Opinion on financial statements of Severn Trent Plc

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view of the state of the group's and of the parent company's affairs as at 31 March 2014 and of the group's profit for the year then ended;
- the group financial statements have been properly prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRSs) as adopted by the European Union;
- the parent company financial statements have been properly prepared in accordance with Financial Reporting Standard 101 Reduced Disclosure Framework; and
- the financial statements have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006 and, as regards the group financial statements, Article 4 of the IAS Regulation.

The financial statements comprise the Consolidated income statement, the Consolidated and Parent statement of comprehensive income, the Consolidated and Parent Company balance sheets, the Consolidated cash flow statement, the Consolidated and Parent Company statements of changes in equity and the related Consolidated notes 1 to 46 and Parent Company notes 1 to 18. The financial reporting framework that has been applied in the preparation of the group financial statements is applicable law and IFRSs as adopted by the European Union. The financial reporting framework that has been applied in the preparation of the parent company financial statements is applicable law and Financial Reporting Standard 101 Reduced Disclosure Framework.

Going concern

As required by the Listing Rules we have reviewed the directors' statement contained within the Directors' Report on page 82 that the group is a going concern. We confirm that:

- we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate; and
- we have not identified any material uncertainties that may cast significant doubt on the group's ability to continue as a going concern.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the group's ability to continue as a going concern.

Our assessment of risks of material misstatement

The assessed risks of material misstatement described below are those that had the greatest effect on our audit strategy, the allocation of resources in the audit and directing the efforts of the engagement team:

Risk	How the scope of our audit responded to the risk
<p><i>Determination of the provision for impairment of trade receivables.</i></p> <p>Provisions are made against Severn Trent Water's trade receivables based on historical experience of levels of recovery from accounts in particular ageing categories.</p>	<p>We reviewed and challenged the information used to determine the bad debt provision by considering cash collection performance against historical trends and the level of bad debt charges over time. Specifically, we reviewed the actual history of slow paying customers in Severn Trent Water in the period using data analytics to understand the collection of previously aged debtors and to recompute the ageing analysis. We also tested the key controls relating to the data used in the bad debt model and agreed a sample of this data back to its source, being the billing system.</p>
<p><i>Revenue recognition risk in relation to the estimation of unbilled revenue in Severn Trent Water.</i></p> <p>For water and waste water customers with water meters, the amount recognised depends upon the volume supplied, including an estimate of the sales value of units supplied between the date of the last meter reading and the year end. The estimated usage is based upon historical data and assumptions around consumption patterns.</p>	<p>We challenged the validity of management's estimate of the current year accrued revenue by comparing actual amounts billed to the estimate made in the prior year to determine the accuracy of the estimation techniques. In addition, we used data analytics to recompute the total level of unbilled revenue for the current year in Severn Trent Water as well as testing the controls around the key data inputs to the model and agreed a sample of this data back to its source.</p>
<p><i>The assessment of the carrying value of goodwill</i></p> <p>Management is required to carry out an annual impairment test. This is a complex and subjective process which requires management to make estimates concerning the future cash flows of each cash-generating unit and associated discount and long term growth rates based on their view of the future prospects of the business.</p>	<p>We challenged the key assumptions relating to the estimated future cash flows of each cash-generating unit ("CGU") by considering historical performance against budget and our understanding of future prospects. We also compared the long term growth rates and discount rates for each CGU to industry benchmarks and performed sensitivity analysis to understand the cash flow impact of a reasonably possible change in assumptions.</p> <p>Regarding the £24.7 million impairment charge recorded in The Group's US Water Purification business, we considered the impairment indicators identified by management, critically reviewed their assumptions in relation to estimated future cash flows of this CGU and held discussions with senior management to understand the future prospects of this business, and the related sensitivity analysis</p>

<p><i>Determining the amount of the group's retirement benefit obligations.</i></p> <p>This process is complex and requires management (after taking advice from their actuarial advisers) to make a number of assumptions concerning long term interest rates, inflation, salary and pension increases, investment returns and longevity of current and future pensioners.</p>	<p>With support from the pension specialists within our audit team, we challenged the assumptions used in the calculation of the pension scheme deficit as detailed in note 30, specifically regarding the discount rate, inflation rate and mortality assumptions with reference to comparable market and other data.</p>
<p><i>Determination of current and deferred tax balances</i></p> <p>Assessing the outcome of uncertain tax positions requires judgements to be made regarding the result of negotiations with, and enquiries from, tax authorities in a number of jurisdictions.</p>	<p>With support from the tax specialists within our audit team, we considered the likely outcomes of uncertain tax positions and reviewed correspondence with the tax authorities to assess the appropriateness of the tax balances that have been recorded in the balance sheet.</p>

The Audit Committee's consideration of these risks is set out on page 54.

Our audit procedures relating to these matters were designed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and not to express an opinion on individual accounts or disclosures. Our opinion on the financial statements is not modified with respect to any of the risks described above, and we do not express an opinion on these individual matters.

Our application of materiality

We determined planning materiality for the group to be £18 million, which is approximately 7% of pre-tax profit before exceptional items and other adjustments including the fair value movements in financial instruments. These items are excluded to focus on the group's underlying trading performance, consistent with the group's internal and external reporting.

We agreed with the Audit Committee that we would report to the Committee all audit differences in excess of £750,000, as well as differences below that threshold that, in our view, warranted reporting on qualitative grounds.

An overview of the scope of our audit

Our group audit scope focused on the consolidation at the parent company level and the group's two business segments being Severn Trent Water and Severn Trent Services. Severn Trent Water was subject to a full statutory audit and accounts for over 90% of the group's net operating assets and operating profit. The extent of our testing on Severn Trent Services was based on our assessment of the risks of material misstatement and the materiality of the segment's global business operations, principally in the UK and the US, the materiality of each component being lower than that of the group. The group audit team follows a programme of planned visits to the auditors of each of the significant components of the group not audited by the group team. This primarily relates to the Severn Trent Services audit team in the US. The Senior Statutory Auditor or another senior member of the group team visits the Severn Trent Services audit team in the US at least once every two years.

Opinion on other matters prescribed by the Companies Act 2006

In our opinion:

- the part of the Directors' Remuneration Report to be audited has been properly prepared in accordance with the Companies Act 2006; and
- the information given in the Strategic Report and the Directors' Report for the financial year for which the financial statements are prepared is consistent with the financial statements.

Matters on which we are required to report by exception

Adequacy of explanations received and accounting records

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- we have not received all the information and explanations we require for our audit; or
- adequate accounting records have not been kept by the parent company, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- the parent company financial statements are not in agreement with the accounting records and returns.

We have nothing to report in respect of these matters.

Directors' remuneration

Under the Companies Act 2006 we are also required to report if in our opinion certain disclosures of directors' remuneration have not been made or the part of the Directors' Remuneration Report to be audited is not in agreement with the accounting records and returns. Under the Listing Rules we are required to review certain elements of the Directors' Remuneration Report. We have nothing to report arising from these matters or our review.

Corporate Governance Statement

Under the Listing Rules we are also required to review the part of the Corporate Governance Statement relating to the company's compliance with nine provisions of the UK Corporate Governance Code. We have nothing to report arising from our review.

Our duty to read other information in the Annual Report

Under the International Standards on Auditing (UK and Ireland), we are required to report to you if, in our opinion, information in the annual report is:

- materially inconsistent with the information in the audited financial statements; or
- apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, our knowledge of the group acquired in the course of performing our audit; or
- otherwise misleading.

In particular, we are required to consider whether we have identified any inconsistencies between our knowledge acquired during the audit and the directors' statement that they consider the annual report is fair, balanced and understandable and whether the annual report appropriately discloses those matters that we communicated to the audit committee which we consider should have been disclosed. We confirm that we have not identified any such inconsistencies or misleading statements.

Respective responsibilities of directors and auditor

As explained more fully in the Directors' Responsibilities Statement, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors. We also comply with International Standard on Quality Control 1 (UK and Ireland). Our audit methodology and tools aim to ensure that our quality control procedures are effective, understood and applied. Our quality controls and systems include our dedicated professional standards review team, strategically focused second partner reviews and independent partner reviews.

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the group's and the parent company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Carl D Hughes MA FCA (Senior statutory auditor)
for and on behalf of Deloitte LLP
Chartered Accountants and Statutory Auditor
London, UK
28 May 2014